

平成21年度

総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究

各国および国際社会の海洋政策の動向

報告書

平成22年3月

海 洋 政 策 研 究 財 団

(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

はしがき

海洋政策研究財団では、人類と海洋の共生の理念のもと、国連海洋法条約およびアジェンダ 21 に代表される新たな海洋秩序の枠組みの中で、わが国および国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋および沿岸域にかかわる諸問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。

その内容は、当財団が先駆的な取り組みをしている海洋および沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域・大陸棚の持続可能な開発・利用・保全・管理、海洋の安全保障、海洋教育の推進、海上交通の安全、海洋汚染防止など多岐にわたっています。

さて、当財団では、競艇の交付金による日本財団の助成事業により各国の海洋政策を調査し、その先進的な取り組みを調査研究して参りました。即ち、平成 15 年度は米国、カナダ、オーストラリア、韓国、中国などの海洋政策を比較研究し、さらには平成 16 年度は米国、平成 17 年度は中国の海洋政策を取り上げ、平成 18 年度はわが国での海洋基本法の制定の動きに合わせて、主要な海洋国の海洋・沿岸域に関する法制度および政策の枠組みについて、包括的に研究してきました。

平成 19 年度からは、これを受け継いで新たにスタートした「総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究」において、海洋基本法の成立を受けて進むわが国の総合的管理に関する取り組みに寄与するために、一昨年度は英国、昨年度はフランスを中心とする諸外国の先進的な海洋政策の取組みについて調査・研究を行いました。本年度は当財団がオーストラリアで共催した海洋政策比較研究セミナー、英国における新たな法律の制定、そして米国での大統領による海洋政策推進の動きなどを中心に調査・研究を行いました。

本書が、海洋および沿岸域の利用、開発、保全および管理に携わる行政、研究機関、民間企業、NPO、国民の皆様の活動に、少しでも役に立てば幸いです。

平成 22 年 3 月

海洋政策研究財団
会長 秋山昌廣

各国の海洋政策の調査研究
国際会議等の共同開催
世界及びアジアの海洋グループ活動の強化

研究メンバー

寺島 紘 士	海洋政策研究財団	常務理事
市岡 卓	海洋政策研究財団	政策研究グループ長
酒井 英 次	海洋政策研究財団	海技研究グループ 国際チーム長
遠藤 愛 子	海洋政策研究財団	政策研究グループ 研究員
太田 義 孝	同	上
小谷 哲 男	同	上
佐々木 浩 子	同	上
武井 良 修	同	上
毛利 亜 樹	同	上
李 銀 姫	同	上

目次(執筆者)

はしがき

はじめに (寺島紘士)	1
第1部 各国の海洋政策と法制に関する研究	3
第1章 各国の海洋政策の概要(太田義孝・佐々木浩子・武井良修・毛利亜樹).....	4
第2章 オーストラリアにおける海洋政策の動向ー比較研究セミナーの成果(太田義孝・武井良修)	25
第3章 欧州連合における海洋政策の動向(武井良修)	31
第4章 フランスにおける海洋政策の動向(武井良修)	32
第5章 英国における海洋政策の動向ー海洋及び沿岸アクセス法の制定(太田義孝)	33
第6章 米国における海洋政策の動向ー大統領タスク・フォースの活動(武井良修).....	39
第2部 国際社会における海洋問題の動き	46
第1章 国連ー日本財団フェロシッププログラム第1回アジア太平洋卒業生会議(酒井英次)..	47
第2章 マラッカ海峡をめぐる動向(小谷哲男)	51
第3章 海洋、沿岸、島嶼に関するグローバル・フォーラム(Global Forum on Oceans, Coasts, and Islands) (市岡卓).....	56
第4章 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第10会期(UNICPOLOS-10)(武井良修)..	61
第5章 海洋生物多様性をめぐる国際社会の動き(武井良修).....	64
第6章 PEMSEA (東アジア海域環境管理パートナーシップ) 東アジア海洋会議(EAS Congress)(遠 藤愛子).....	68
第7章 東アジア海洋政策研究機関ネットワーク(OPINEAR) (李銀姫).....	82
第8章 その他の国際会議への参加	94
①国際海底ケーブルに関するワークショップ(武井良修)	94
②世界海洋会議2009 (World Ocean Conference 2009) (市岡卓)	102
③海洋法の技術的側面に関する国際セミナー及びABLOS第16回ビジネス・ミーティング(武井 良修).....	112

【参考資料】

- 資料1 英国「海洋及び沿岸アクセス法案 政策文書」 (和訳)
- 資料2 米国「大統領タスク・フォース政策枠組み暫定報告書」 (和訳)
- 資料3 米国「大統領タスク・フォース沿岸海洋空間計画暫定枠組み」 (和訳)
- 資料4 中国「海島保護法」 (和訳)
- 資料5 各国及び国際機関の海洋政策ウェブサイト集

はじめに（寺島紘士）

1982年に採択された国連海洋法条約が、紆余曲折を経て1994年に発効し、沿岸域から公海・深海底に至る地球上の海洋全域を総合管理の対象とする包括的な法的基盤が史上初めて成立した。これを受けて世界各国は、沖合いに拡大した自国の管轄海域の管理、資源の開発・利用や環境の保護・保全に本格的に取り組み始めた。

また、その際には1992年の国連環境開発会議（リオ地球サミット）で採択された行動計画『アジェンダ21』の「第17章 海洋と沿岸域の保護及びこれらの生物資源の保護、合理的利用及び開発」が、海洋の総合的管理と持続可能な開発に関する政策に関する基本文書と位置づけられてきた。

さて、国連海洋法条約は、領海幅の拡大、直線基線の採用などにより沿岸国の内水・領海を拡大しただけでなく、その外側に、沿岸国の主権的権利・管轄権がその資源・環境等に及ぶ広大な排他的経済水域・大陸棚の制度を設けるとともに、他方で海洋環境の保護を各国の義務とした。これにより沿岸国は、200カイリに及ぶ広大なその沿岸海域の資源等に主権的権利を有するだけでなく、その環境の保護にも責任を負うこととなったのである。

各国は、新たな海洋秩序の下で自国が管轄する海域を画定し、それを権利と責任の両面から管理すべく熱心に取り組んでいる。

しかし、広大な海洋に関する人間社会の科学的知見の蓄積はまだまだわずかであり、また、水で覆われて陸域とは異なる特性を持つ海洋空間で活動するための技術の開発も不十分である。加えて、いずれの国のとってもこのように広大な海洋空間をその環境保護等を含めて総合的に管理することは未知の世界である。

このため、各国は、手探りで海洋の管理に取り組み、互いに他国の先進的な取り組み事例を参考にしながら、自国の実情にあった海洋政策の策定、海洋法制の制定、取組み体制の整備を模索してきた。海洋国であり、国連海洋法条約によって広大な排他的経済水域・大陸棚を管理することになったわが国も同様で、当初は新海洋秩序への対応も緩慢であったが、ようやく2007年に海洋基本法を制定して本格的に海洋の総合的管理の取り組みを開始したところである。

海洋政策研究財団では、日本財団とともに、1990年代の後半からこのような海洋をめぐる状況並びに海洋の総合的管理へのわが国の対応に関心を持ち、対応の遅れを憂慮し、「総合的海洋政策の策定及び推進に関する調査研究」に取り組んできた。「各国および国際社会の海洋政策の調査研究」もその一環である。特に、スロースターターであったわが国にとって、新しい海洋秩序に対応するために進められている近隣の国々や国際社会の具体的な取り組みは、それをそのままわが国で採用するか否かは別として、重要な参考資料となる。

なお、このように他国の取り組みを参考にしようとする姿勢は、海洋の世界では珍しくない。最近では先進的な参考事例としてわが国の海洋基本法に対する各国の関心が高まっていて、オーストラリアとの間では2009年11月に両国の海洋政策研究者による日豪の海洋政策の比較研究セミナーが開

催された。（第1部第2章参照）また、中国では、2010年3月に開催された人民政治協商会議で孫国家海洋局長官が海洋基本法の早期成立を求める提案をしたと報じられている。

21世紀に入って既に10年が経過しようとしており、最近では各国および国際社会の海洋に対する取り組みが本格化してきて、海洋の総合的管理や持続可能な開発を具体的に実施するための施策（方法論、実施体制、技術開発、制度的取り決めなど）の研究が進み、総合的海洋政策は各国で実施段階に入ってきている。

平成21年度における各国の海洋政策の取り組みにおける目立った動きは表のとおりである。中でも、2009年11月に英国で海洋・沿岸アクセス法が成立し、12月に中国で海島保護法が成立したことに注目したい。いずれもかなりの年月をかけて準備してきた法律である。

今年度の報告書では、第1章で欧州連合、フランス、英国、米国、オーストラリアなどの各国の海洋政策の取り組みを取り上げるとともに、主要各国の海洋政策・法制、海洋政策推進体制の概要を横串で比較した研究成果について紹介する。この各国の海洋政策の比較表は、海洋政策研究財団が10年前に初めて作成したものを基にして今回10年ぶりに改定したものであり、両者を比較するとその間の海洋政策の進展が如実に現れていて興味深い。

また、第2章では、マラッカ海峡、海洋・沿岸・島嶼に関するグローバル・フォーラム、海洋および海洋法に関する国連非公式協議プロセス、海洋生物多様性をめぐる動き、PEMSEA 東アジア海洋会議、東アジア海洋政策研究機関ネットワーク（OPINEAR）その他の動きをとりあげ、国際社会における海洋の総合的管理と持続可能な開発に関する取り組みを紹介する。

さらに、巻末には英国の『海洋及び沿岸アクセス法案 政策文書』、米国の『大統領タスク・フォース政策枠組み暫定報告書』及び『大統領タスク・フォース沿岸海洋空間計画暫定枠組み』、中国『海島保護法』といった海洋政策の研究の参考になる各国の資料の和訳を収録した。

本調査研究が、わが国および世界の海洋政策の参考となり、海洋の総合的管理と持続可能な開発の推進に貢献することを願っている。

フランス	7月：大統領演説（於：ル・アーブル） 8月：Grenelle 実施法1 成立 10月：Grenelle 実施法2 上院で可決（現在下院で審議中） 12月：海洋政策ブルーブック策定
EU	5月：ヨーロッパ海の日 10月：海洋空間計画(maritime spatial planning)ワークショップ終了 10月：統合的海洋(maritime)政策進行報告書発表
イギリス	11月：海洋・沿岸アクセス法(Marine and Coastal Access Act)成立 海洋管理機関の設定等の総合的海洋管理の取り組み 2010年2月：スコットランド海洋法(Marine (Scotland) Act)成立
オーストラリア	11月：ANCORS・OPRF セミナー
中国	12月：海島保護法成立
アメリカ	6月：大統領宣言(National Oceans Month, 2009) 6月：大統領覚書（タスク・フォース設立） 9月：タスク・フォース中間報告書発表 12月：タスク・フォース沿岸・海洋空間計画枠組み発表

第1部 各国の海洋政策と法制に関する研究

第 1 章 各国の海洋政策の概要(太田義孝・佐々木浩子・武井良修・毛利亜樹)

主要各国の海洋政策

	日本	米国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	フランス	イギリス	中国	台湾	韓国	インドネシア	ロシア	EU
1. 国土面積 (千km ²)	377.8	9,629.0	9,976.1	7,686.8	268.6	547.0	244.8	9,596.9	36	99.6	1,919.4	16995.8	
2. 海岸線延長 (千km)	34.8	19.9	243.7	36.7	15.1	3.4	12.4	32.0	1.7	11.5	54.7	37.7	
3. 排他的経済水域 (千km ²)	4,470	7,620	4,700	7,010	4,830	260 (海外領土除く)	940 (民間試算)	964	170	449	5,339	6,256	
4. 海洋 (基本) 法	海洋基本法 (2007年7月20日施行)	Oceans Act of 2000 (包括的国家海洋政策の策定を目的とする海洋政策審議会の設置を定める)	Canada Oceans Act (1996) (COA)	Environment Protection and Biodiversity Conservation Act (EPBC Act) 1999 (海洋も全般的に扱っている)	The Resource Management Act : RMA(同法は沿岸域から領海外に広がる海域の重要性に言及)。2009年、改正法案 (RMA Amendment Bill) が提出された	Grenelle Environment 実施法 2 (法案を国民議会で審議中)	Marine and Coastal Access Act が 2009年11月12日に制定	-中華人民共和国領海及毗連区法 -中華人民共和国専属経済区と大陸架法 -中華人民共和国海域使用管理法	-中華民国領海及隣接区法 -中華民国専属経済海域及大陸礁法	海洋水産発展基本法 (2002年) 海洋水産発展基本法の執行令(2006年3月の大統領令)により改正			N/A
5. 海洋 (基本) 政策	海洋基本計画 (2008年3月策定)	-An Ocean Blueprint for the 21 st Century (2004) -U.S. Ocean Action Plan (2004)	-Canada's Oceans Strategy (2002) -Canada's Oceans Action Plan (2005)	Australia's Oceans Policy (1998)	2000年から環境省主導、海洋政策関係諮問委員会で協議して Oceans Policy を作成。Ocean Policy for New Zealand を三段階に分けて実施中	Blue book on national maritime strategy	Marine Policy Statement を今後 2 年以内に発表、それに基づいた Marine planning の実施が行われる。	国家海洋事業発展規劃 (2008年2月21日、国務院にて批准)	国家海洋政策綱領 (2004年10月、行政院海洋事務推動委員会にて作成)	Ocean Korea 21 「21世紀海洋水産ビジョン」	-Presidential Decree on National Strategy on Coastal and Ocean Policy -National Strategy on Coastal and Ocean Development	Marine Doctrine of Russian Federation 2020 (2001)	European Maritime Policy Action Plan
6. 理念	6つの基本理念 1. 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和 2. 海洋の安全の確保 3. 海洋に関する科学的知見の充実 4. 海洋産業の健全な発展 5. 海洋の総合的管理 6. 海洋に関する国際的協調	2つの方針 (Policy) ①行政官庁の海洋関連問題に関する活動を一体的かつ効果的に調整し、現世代及び将来世代のアメリカ国民の環境、経済、安全保障上の利益を高める ②必要に応じて、連邦、州、部族、地方政府、民間部門、外国政府、国際機関の海洋関連問題に関する協調及び協議を促進する (大統領令第13366号)	3つの諸原則 1. 持続可能な発展 2. 統合的管理 3. 予防的アプローチ	Caring, Understanding, Using Wisely		1. 一貫した政策による海洋関連の各セクターの政策の定義付け 2. 陸・水盆関連政策における海洋に関連した側面の考慮 3. すべての海洋関連の政策は関連する海洋問題を考慮に入れる 4. 管理に関係するすべての利害関係者の参加を求める 5. 海盆・地域海・その他を考慮した、地域から世界への複数のスケールからのアプローチ 6. 戦略的影響評価に基づき長期間にわたっての決定が行われること	なし (但し、High Level Marine Objective として5項目)	1. 海洋の総合管理の深化。 2. 権益優先原則を堅持し、安全対応能力を向上。 3. 持続可能な発展原則を堅持し、資源環境保護を強化。 4. 指導に服する原則を堅持し、海洋経済の発展を促進。 5. 改革刷新原則を堅持し、科学技術の役割を発揮。	9項目の政策主張 (台湾の海洋政策概要参照)		13の諸原則 (ロシアの海洋政策概要参照)	6つの戦略方向性 1. 海洋ガバナンスの統合 2. 横断的政策ツールの発展 3. 持続性の境界の定義付け 4. 海盆戦略の作成 5. 統合的海洋政策の国際的側面の発展 6. 持続可能な経済成長、雇用及び革新への再集中	
7. 施策 (各国の海洋政策概要参照)	12の基本的施策	9の重要課題	3つの政策目的及び (ゴールである) 海洋ガバナンス達成のための12の活動	Specific Sectoral Measures (Australia's Oceans Policy, vol. 2)		-17の施策項目 -14の地域 (海外領土含む)	なし (但し、上記の High Level Marine Objective の各項目に詳細が記載されている)		「6つの目標と策略」			-4種類の活動 -5つの海域	65の行動 (Action Plan)
8. 政策変更の仕組み	-おおむね5年ごとに基本計画の見直し -本部については、海洋基本法施行後5年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられる					6年ごとに見直し (現在の法案)	Marine Policy Statement は必要とあらば、公的な手続き (内容の公表と国民からの意見収集とその反映、持続可能性評価等) を持って改正される。						
9. 海洋政策推進体制													

a-1 海洋行政連絡調整会議	総合海洋政策本部	Committee on Ocean Policy		(Oceans Board of Management)	Oceans Policy Officials Group	Interministerial Committee for the Sea	最重要政策枠組みである Marine Policy Statement の策定権限が閣内大臣、地方政府大臣に属する。		行政院海洋事務推動委員会 (Task force for Maritime Affairs, Executive Yuan)	海洋水産発展委員会		Marine Board of the Government of the Russian Federation	European Commission
a-2 海洋管理(調整)事務局	内閣官房総合海洋政策本部事務局	Interagency Committee on Ocean Science and Resource Integration		Department of the Environment, Water, Heritage and the Arts, Marine and Biodiversity Division, National Oceans Office	Oceans Policy Secretariat for Ministerial Group and Advisory Committee	Secrétariat général de la mer (首相直轄)	Marine Management Organisation	SOA		国土海洋部 (Ministry of Land, Transport and Maritime Affairs)	National Ocean Board	Interagency Commission on FTP "World Ocean" and its Scientific Expert Council	Directorate General for Maritime Affairs (DG Mare)
b-1 海洋管理主管官庁又は大臣	海洋政策担当大臣 (国土交通大臣)	商務省海洋大気庁 (NOAA)	漁業海洋省 (DFO)	Department of the Environment, Water, Heritage and the Arts	Ministerial Group 議長: 水産科学技術エネルギー相	Ministry of Ecology, Sustainable Development and the Sea	環境食糧地方省 (Department for Environment, Food and Rural Affairs: DEFRA)	国土資源部国家海洋局 (SOA: State Oceanic Administration)	行政院 (Executive Yuan)	国土海洋部		Ministry of Economic Development and Trade	N/A
b-2 海洋管理・実施機関							Marine Management Organization			国土海洋部に政策諮問委員会を設置			
c. 広範な利用者の意見を反映する制度	なし (但し、総合海洋政策本部に参与会議設置)	Ocean Research and Resources Advisory Panel		-National Ocean Advisory Group (NOAG) -Oceans Policy Science Advisory Group	Ministerial Advisory Committee Public Consultation (Oceans Policy 策定のための)	Grenelle of the Sea	Marine Planning の設定において地域的な特性を重要項目として検討。 Marine Management Organisation に利害関係者グループ設置						-Economic and Social Council -Committee of the Regions
10. 海洋保護区 (MPAs)	-自然公園法に基づく海域公園地区 -自然環境保全法に基づく海域特別地区など	-行政命令 13158 号 (2000.5.26) に基づく MPA -海洋サンクチュアリ法 (1972) に基づく Marine Sanctuary -Antiquity Act (1906) に基づく 国家遺産 (National Monuments) など	-COA 第 35, 36 条に基づく MPA -National Framework for Establishing and Managing Marine Protected Areas (1999) - DFO 主管の Fisheries Act 及び Environment Canada 並びに Parks Canada の主管する 11 の法政策が MPA 関連の手法を利用	-Great Barrier Reef Marine Park Act (1975) -EPBC Act に基づく Marine Reserve	1971 年海洋保護法 (Marine Reserve Act) に基づく Marine Reserve。 2006 年海洋保護区政策 (Marine Protected Areas Policy) 制定。漁業省と保全局が海洋保護区ネットワーク設置政策を展開中	MPA National Strategy (Marine Protected Area Agency)	EU Marine Strategy Framework Directive, EU Habitat or Bird Directive Marine and Coastal Access Act (第五章 - 海洋環境保護) により 2012 までに生態系の連続性を持つ海洋保護区のネットワークを検討	-中華人民共和国海洋環境保護法 -中華人民共和国環境影響評価法 -中華人民共和国自然保護区条例 -海洋自然保護区管理辦法 -海洋特別保護区管理暫行辦法	-「海洋地区環境清潔維護計画」 -「海洋污染防治法」	国土利用管理法: 水産資源保護区域 海洋汚染防止法: 環境保全海域	240	Law on Special Protected Areas (1995) -Zapovedniks -National Parks -Refuges	Natura 2000
11. 生物多様性(基本)法・戦略	-生物多様性基本法 (2008) -第三次生物多様性国家戦略 (2007) 第 2 部 第 1 章第 9 節 (沿岸・海洋) (現在、生物多様性国家戦略 2010 を策定中) -海洋生物多様性保全戦略を策定中	-1969 年国家環境政策法 (National Environmental Policy Act) -1973 年絶滅の危機に瀕した種に関する法 (Endangered Species Act) など	-1995 Canadian Biodiversity Strategy -2002 Species at Risk Act	-EPBC Act (1999) -Australia's Biodiversity Conservation Strategy 2010-2020 を策定中		Stratégie nationale pour la biodiversité (Plan d'action mer : 2e période de programmation 2008/2010)			「開発行為環境影響評価作業準則」			National Strategy of Biodiversity Conservation in Russia (2001)	Communication from the Commission - "Halting the Loss of Biodiversity by 2010 - and Beyond: Sustaining ecosystem services for human well-being" (2006)
12. 沿岸域管理法 (政策)	-沿岸域圏総合管理計画策定のための指針 (2000 年) -海洋・沿岸域に関する政策大綱 (2006 年)	1972/1990 年沿岸域管理法 (Coastal Zone Management Act)	Canada's Oceans Strategy (2002)	-1980 年沿岸水域法 -1995 年 Commonwealth Coastal Policy -2003 年 National Cooperative Approach to Integrated Coastal Zone Management - Framework and Implementation Plan	The Resource Management Act (RMA)。2009 年、改正案 (RMA Amendment Bill) が提出された	Seashore Act (1986)、Schemas de Mise en Valeur de la Mer (1983)、Water Act (1992)	Marine and Coastal Access Act (2009)	-海洋行政執法監督規定 -海洋行政処罰監督暫行辦法 -海島保護法 -中華人民共和国海洋石油勘探環境保護管理條例 -中華人民共和国涉外海洋科学研究管理規定	行政院大陸礁層調査計画	沿岸管理法 (沿岸統合管理計画を作成、中央沿岸管理審議会は次官その他の大臣が指名する公務員で構成、地方には地域沿岸管理審議会が設置されている)	National act on coastal and small islands management policy	Water Code (2006)	Water Framework Directive (2000)
13. 河川と沿岸域の一体的管理	なし	河川港湾法 (Rivers and Harbors Act) (保全是陸軍)	COA Part II (Oceans Management Strategy) は河川及び湖には適用がない (第 28 条)	州政府、地方政府		Schemas Directeur d'Amenagement et de Gestion de	Marine Planning (Marine Management Organisation、地方自治体)			公有水面管理法 公有水面埋立法 湿地保全法			ICZM Recommendation (2002)

		工兵隊が行う)				Eaux (SDAGE)							
14. 沿岸域管理における法的な管理範囲	海岸保全区域として平均高潮水面から海陸両側 50m	州政府の領土 (海岸線から 3 海里以内) 天然 (地下) 資源に関しては海岸線から 3 海里以内は州政府の管轄	州法及び連邦法は内水、領海、EEZ 及び大陸棚の上に適用 (第 9 条及び 20 条)	州政府の領土及び海岸線から 3 海里以内 (1979 年 Offshore Constitutional Settlement、1980 年沿岸水域法等による)		国: EEZ 全体 地方自治体 (municipalities, departments and regions) : seashore maritime public domain (DPM)	海洋計画は海域から大潮平均高潮線までが管轄海域、地方自治体は干潮線まで			満潮水位から領海と満潮水位から 500~1,000m の陸域まで			N/A
15. 国連海洋法条約批准状況	1996 年 6 月 20 日批准	未加入	2003 年 11 月 7 日批准	1994 年 10 月 5 日批准	1996 年 7 月 19 日批准	1997 年 4 月 11 日批准	1997 年 7 月 25 日加入	1996 年 5 月 15 日批准	注を参照	1996 年 1 月 29 日批准	1983 年 10 月批准	1997 年 3 月 12 日批准	1998 年 4 月 1 日正式確認

注: 台湾は国連海洋法条約の締結国ではなく、外交的にも締結は困難であるが、各種の可能な努力と枠組みを通じ、積極的に国際的な海洋事務に参加し、国際組織に参加するほか、数多くの国家や地域と協力関係築き、交流し、人材育成、先進技術の導入と交流をすすめるという。(出典: 2006 年「海洋政策白皮書」p. 29)

日本の海洋政策概要

1. 主な海洋法制と政策		
(基本) 法	海洋基本法 (2007年4月20日成立・同年7月20日施行)	
(基本) 政策	海洋基本計画 (2008年3月策定)	
2. 理念		
<p>海洋基本法は第2条乃至第7条において以下の6つの基本理念を定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和 2. 海洋の安全の確保 3. 海洋に関する科学的知見の充実 4. 海洋産業の健全な発展 5. 海洋の総合的管理 6. 海洋に関する国際的協調 		
3. 施策		
<p>海洋基本法は第3章において12の基本的な施策を定めている。さらに、内閣官房総合海洋政策本部事務局は、海洋基本計画の公表と合わせて、11項目の「海洋基本計画における主な海洋施策」を公表している。このような枠組みの下、これまで様々な取組みが行われてきた。</p>		
12の基本的施策	海洋基本計画における11の主な海洋施策	これまでの主な取組み
1. 海洋資源の開発及び利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー・鉱物資源の計画的開発 	<ul style="list-style-type: none"> ● 海洋エネルギー・鉱物資源開発計画 (2009年3月策定)
2. 海洋環境の保全等	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国における海洋保護区の設定の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三次生物多様性国家戦略第2部第1章第9節(沿岸・海洋)に基づく具体的施策(なお、生物多様性国家戦略2010及び海洋生物多様性保全戦略を現在策定中)
3. 排他的経済水域等の開発等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 大陸棚延長のための対策の推進 ● 外国船による科学的調査・資源調査への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 200カイリを超える大陸棚に関する情報の大陸棚限界委員会への提出(2008年11月)及び口頭説明(2009年3月) ● 外国船による海洋の科学的調査・資源探査の法制化を行う場合を想定し、諸課題について検討中
4. 海上輸送の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定的な国際海上輸送の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● トン数標準税制の導入等(海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(平成20年5月30日成立・同年7月17日施行))
5. 海洋の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 海洋の安全に関する制度の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 領海等における外国船舶の航行に関する法律(平成20年7月1日施行) ● 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(2009年6月19日成立)
6. 海洋調査の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● (大陸棚延長のための対策の推進) ● 排他的経済水域等での一体的な調査の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● (200カイリを超える大陸棚に関する情報の大陸棚限界委員会への提出(2008年11月))

	● 海洋に関する情報の一元的管理・提供	
7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等	● 海洋に関する研究開発の促進	
8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化		
9. 沿岸域の総合的管理	● 沿岸域の総合的な管理	
10. 離島の保全等	● 海洋管理のための離島の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針（2009年12月策定） ● 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案（2010年2月に第174回国会に提出）
11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進		
12. 海洋に関する国民の理解の増進等		
4. 政策変更の仕組み		
<ul style="list-style-type: none"> ● おおむね5年ごとに基本計画の見直し（海洋基本法第16条5項） ● 本部については、海洋基本法施行後5年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置（海洋基本法附則2） 		
5. 海洋政策推進体制		
1. 海洋行政連絡調整会議	<p>総合海洋政策本部 （本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官及び海洋政策担当大臣。本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣が本部員。所掌事務は、海洋基本計画の案の作成及び推進に関する事、関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関する事、並びに海洋に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事）</p>	
2. 海洋管理（調整）事務局	内閣官房総合海洋政策本部事務局（本部に関する事務の処理を行う）	
3. 海洋管理主管官庁又は主管大臣	海洋政策担当大臣（これまでのところ国土交通大臣が兼任）	
4. 広範な利用者の意見を反映する制度	なし（但し、総合海洋政策本部に、海洋に関する施策に係わる重要事項を審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べるために、海洋に関する幅広い分野の有識者から構成される参与会議を設置）	

米国の海洋政策概要

(現行の海洋政策枠組み)

1. 主な海洋法制と政策	
<ul style="list-style-type: none"> ● Oceans Act of 2000 ● An Ocean Blueprint for the 21st Century (2004.09.20) ● U.S. Ocean Action Plan (2004.12.17) 	
2. 理念	
①行政官庁の海洋関連問題に関する活動を一体的かつ効果的に調整し、現世代及び将来世代のアメリカ国民の環境、経済、安全保障上の利益を高める ②必要に応じて、連邦、州、部族、地方政府、民間部門、外国政府、国際機関の海洋関連問題に関する協調及び協議を促進する	
3. 施策	
① 閣僚級の海洋政策委員会の新設 ② 地域漁業委員会と協力して、市場本意の漁業管理体制の活用を推進 ③ 統合海洋観測を含む全地球観測ネットワークの構築 ④ 海洋研究優先課題計画・実施戦略を策定する ⑤ 国連海洋法条約への加入を支援 ⑥ サンゴ礁地方行動戦略を実施 ⑦ メキシコ湾の地域協力関係を支援 ⑧ NOAA の権限を明確にするための基本法を可決する ⑨ (ブッシュ政権の) 国家貨物輸送行動アジェンダを実施	
4. 政策変更の仕組み	
5. 海洋政策推進体制	
1. 海洋行政連絡調整会議	海洋政策委員会 (Committee on Ocean Policy)
2. 海洋管理 (調整) 事務局	Interagency Committee on Ocean Science and Resource Integration
3. 海洋管理主管官庁又は主管大臣	NOAA
4. 広範な利用者の意見を反映する制度	Ocean Research and Resources Advisory Panel

(参考：タスク・フォースにより勧告された新たな海洋政策枠組み)

1. 主な海洋法制と政策	
<ul style="list-style-type: none"> ● Interim Report of the Interagency Ocean Policy Task Force (2009) ● Interim Framework for Effective Coastal and Marine Spatial Planning (2009) 	
2. 理念	
1. 健全で回復力のある海洋、沿岸及び五大湖 2. 安全で生産力のある海洋、沿岸及び五大湖 3. 理解され大事にされる海洋、沿岸及び五大湖	
3. 施策	
<u>仕事の実施方法 (How We Do Business)</u> 1. 生態系に基づく管理 2. 沿岸・海洋空間計画 3. 決定の伝達と理解の向上 4. 調整と支援 <u>特に重点を置く分野 (Areas of Special Emphasis)</u> 1. 気候変動及び海洋の酸性化に対する回復力及び順応性	

2. 地域の生態系の保護と回復 3. 水質及び土地の持続可能な利用 4. 北極の状態の変化 5. 海洋、沿岸及び五大湖の観測及びインフラストラクチャ	
4. 政策変更の仕組み	
新体制設立の12ヶ月後には、実効性の査定及び必要な修正・改善のため、後述するNOCがガバナンス構造の見直しを行う	
5. 海洋政策推進体制	
1. 海洋行政連絡調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家海洋会議（NOC）（代表レベルと代理レベルの二重構造）。メンバーには国務長官・防衛長官・内務長官などの閣僚や環境諮問会議（CEQ）議長・科学技術政策局（OSTP）局長など（NOCの共同議長はCEQ議長及びOSTP局長） ● NOC運営委員会（CEQ議長、OSTP局長、海洋資源管理省庁横断政策委員会（ORM-IPC）及び海洋科学技術省庁横断政策委員会（OST-IPC）の長がメンバー）
2. 海洋管理（調整）事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● ORM-IPC ● OST-IPC
3. 海洋管理主管官庁又は主管大臣	NOAA（変更なし）
4. 広範な利用者の意見を反映する制度	<ul style="list-style-type: none"> ● ガバナンス諮問委員会 ● 海洋研究・資源諮問委員会

カナダの海洋政策概要

1. 主な海洋法制と政策	
<ul style="list-style-type: none"> ● 1996 Canada' s Oceans Act ● 2002 Canada' s Oceans Strategy ● 2005 Canada' s Oceans Action Plan 	
2. 理念	
<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な発展 ● 統合的管理 ● 予防的アプローチ 	
3. 施策	
<p>(政策目標)</p> <p>1. 海洋環境の理解と保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 河口・沿岸・海洋生態系についての科学知識基盤の向上 ● 海洋汚染防止に向けた政策及びプログラム ● 海洋環境の保存及び保護 <p>2. 持続可能な経済的機会の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海洋産業のガバナンス及び管理の向上・支援のためのセクターごとの措置 ● 海洋産業及び海洋関連の沿岸開発の新たな機会 ● 海洋セクターにおけるビジネスの発展を支援・促進するための協力及び強調 <p>3. 国際的なリーダーシップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主権と安全保障 ● 国際的海洋ガバナンス ● (特に発展途上国に対して)経験共有、コンプライアンスの促進、能力開発 <p>(ゴール)</p> <p>海洋ガバナンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海洋に関する協力及び強調のためのメカニズム及び組織の設立 ● すべてのカナダの沿岸・海洋の水域における統合的管理計画の促進 ● 管理責任及び大衆への意識喚起活動 	
4. 政策変更の仕組み	
5. 海洋政策推進体制	
1. 海洋行政連絡調整会議	
2. 海洋管理（調整）事務局	
3. 海洋管理主管官庁又は主管大臣	DFO
4. 広範な利用者の意見を反映する制度	

オーストラリアの海洋政策概要

1. 主な海洋法制と政策	
Australia's Oceans Policy (1998) EPBC Act (1999)	
2. 理念	
気にかける、理解する、賢く使う (Caring, Understanding, Using Wisely)	
3. 施策	
1. 海洋の利用と影響 <ul style="list-style-type: none"> ● 海洋生物多様性の保存 ● 漁業 ● 養殖 ● 海洋の石油・鉱物 ● 海洋環境の汚染 ● 海運 ● 海の観光 ● 海洋建設・技術その他の産業 ● 製薬・生物工学・遺伝子資源 ● 代替エネルギー源 ● 先住民及びトールレス海峡の人々の責任及び利益 ● 資源・文化遺産 2. 人と海 <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ参加、技術開発、訓練 3. 海を知る <ul style="list-style-type: none"> ● 物理的・化学的・地質学的特質 ● 海洋生物多様性及び生態系プロセス ● 管理のための情報 ● 気象及び気候の貢献 ● 気候変化及び変動 4. 国益の保護 <ul style="list-style-type: none"> ● 防衛 ● 国際 ● 監視・執行 5. 実効性の評価 <ul style="list-style-type: none"> ● パフォーマンス評価・報告 	
4. 政策変更の仕組み	
5. 海洋政策推進体制	
1. 海洋行政連絡調整会議	(海洋管理会議(Oceans Board of Management))
2. 海洋管理(調整)事務局	環境・水・遺産・芸術省 海洋・生物多様性部 国家海洋室
3. 海洋管理主管官庁又は主管大臣	環境・遺産・芸術大臣
4. 広範な利用者の意見を反映する制度	NOAG

ニュージーランドの海洋政策概要

(1) 海洋（基本）法

ニュージーランドにおける海洋基本法「資源管理法（The Resource Management Act）」は2009年、議会で改正法案（Resource Management Simplifying and Streaming Amendment Bill）が提出された。改正は同法の不遵守に対する実施レジームの策定や公衆参加の実効的促進などを目的としており、現在その作業が進行中である。

(2) 海洋（基本）政策、理念、目的

2000年7月、議会でニュージーランド海洋政策（Oceans Policy for New Zealand）の推進に合意すると、海洋政策閣僚諮問委員会の監督のもと、海洋政策推進プロジェクトが開始された。2007年には「海洋政策枠組み草案：ニュージーランドの海洋の持続可能な開発に向けて（Draft Oceans Policy Framework: Towards Sustainable Development of New Zealand's Oceans）」が策定された。海洋政策枠組み草案は、「現在そして将来にわたって、ニュージーランドに最大の利益をもたらすため賢明に管理される健全な海洋」を理念とする。そして、この理念を達成するために、経済発展、社会福祉、環境パフォーマンスの向上の三つのバランスをとる必要性が謳われている。

(3) 施策

海洋政策枠組み草案では、上述の理念を達成するために、機能させる原則（Operating Principles）と、プロセス原則（Process Principles）を定めている。機能原則は、①確立した権利、利益及び価値の尊重、②将来の世代の必要性の考慮、③環境への悪影響の考慮と対処、④政策目的達成のための効果的なメカニズムの利用、⑤海洋空間及びその他の資源を将来にわたり利用可能とすること、⑥資源の利用から適切な還付を受けること、⑦適当な場合には海洋資源管理に係る政府費用を回復すること、である。

(4) 主要な動向

2006年以降、ニュージーランドでは、緊急に対処すべき海洋問題について作業するとともに海洋の総合的管理を進めている。そして、その最優先課題として掲げられたのが、排他的経済水域における環境影響に関するレジーム策定であり、2008年6月には「排他的経済水域環境影響法案（Exclusive Economic Zone Environmental Effects Bill）」の起草が開始された。2009年度中にはSelect Committeeに提出の見通しである。

フランスの海洋政策概要

1. 主な海洋法制と政策	
Grenelle Environment 実施法 2（法案を国民議会で審議中）	
Blue book on national maritime strategy	
2. 理念	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 一貫した政策による海洋関連の各セクターの政策の定義付け 2. 陸・水盆関連政策における海洋に関連した側面の考慮 3. すべての海洋関連の政策は関連する海洋問題を考慮に入れる 4. 管理に関係するすべての利害関係者の参加を求める 5. 海盆・地域海・その他を考慮した、地域から世界への複数のスケールからのアプローチ 6. 戦略的影響評価に基づき長期間にわたっての決定が行われること 	
3. 施策	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 未来への投資 <ul style="list-style-type: none"> ● より良い管理のための理解向上 ● 海洋環境の決然たる保護 ● 海洋における教育と雇用創出 ● 海への情熱の喚起 2. 海洋の持続可能な経済の発展 <ul style="list-style-type: none"> ● 地政学的問題：天然資源の持続可能な開発 ● 持続可能な漁業及び養殖 ● 革新的かつ競争力ある造船 ● 海運の転換の保証 ● 国際的な規模の港湾 ● クルージングと海のレジャーのための戦略 3. 海外領土の海域の向上 <ul style="list-style-type: none"> ● 海外領土の自治体、国の海洋政策のアクター ● 海洋環境と海外領土：重要な利点であるが重大な責任 ● 海洋資源は明日の経済の基盤か？ 4. 国際関係におけるフランスの地位の確立 <ul style="list-style-type: none"> ● 国際的なガバナンスにおけるアクター ● EU の統合的海洋政策の設立の原動力 ● 我々の責任を明白に果たす ● 防衛・安全保障における行動能力の強化 	
4. 政策変更の仕組み	
6年ごとの見直し（cf. 現在審議中の法案）	
5. 海洋政策推進体制	
1. 海洋行政連絡調整会議	閣僚間委員会
2. 海洋管理（調整）事務局	海洋総局（首相に属している）
3. 海洋管理主管官庁又は主管大臣	環境・エネルギー・持続可能な開発・海洋省
4. 広範な利用者の意見を反映する制度	海洋グルネル

イギリスの海洋政策概要

1. 主な海洋法制と政策	
(基本) 法	Marine and Coastal Access Act (2009年11月12日制定)
(基本) 政策	Marine Policy Statement (2011年11月予定)
2. 理念	
<p>Marine and Coastal Access Actは、英国周辺全海域の総合的政策の基盤としてMarine Policy Statementを作成する。また、そのMSPの内容について、英国の持続可能な開発の共通原則である5項目を主軸として各項目につき詳細を提示している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 持続可能な海洋経済の達成 (Achieving a sustainable marine economy) <ul style="list-style-type: none"> －インフラ整備、公平な機会の提供、長期的戦略、環境許容量を考えた社会責任 2. 強く、健全で、公平な社会の保障 (Ensuring a strong, healthy and just society) <ul style="list-style-type: none"> －生物多様性、自然文化遺産、海景の価値や海洋環境の社会的価値の認識、気候変動対策における海洋環境の役割、国家防衛、世界平和維持への海洋の貢献 3. 環境容量の許容範囲の中での生活 (Living within environmental limits) <ul style="list-style-type: none"> －生物多様性、生息域の保全、希少生物の保護 4. 良い統治の促進 (Promoting good governance) <ul style="list-style-type: none"> －利害関係者の参与、陸域、水資源管理との統合（沿岸域管理）、他管理機関との連携、海洋産業の計画主導規制 5. 良い科学の責任を持った利用 (Using sound science responsibly) <ul style="list-style-type: none"> －科学と社会経済調査の利用、政策適用可能な科学知見、予防的原則の適用 	
3. 施策	
<p>英国政府と地方政府は、Marine and Coastal Access Actによって定められた取り組み (Marine Management Organisation (海洋管理機関)の設置、Marine Planningの策定等 - 英国 Marine and Coastal Access Actの詳細については次章参照)により、効果的に海洋活動を管理保護に取り組み始めた。英国海洋政策は、「清浄で、健康で、安全で生産的で、生物多様性に富む海洋」と言うビジョンの下、上記の「持続可能な開発」の為の政策目標達成にむけ、海洋環境管理について5つの戦略的目標を提示している (2007年英国海洋法案白書)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● われわれの海の性質、自然活動の過程、生物多様性を保全し高めること。 ● 海洋からの環境、社会、経済利益を最大限に活用し、生態系を保全するために海洋資源利用をその環境対し繊細で持続可能な方法で行う。 ● 持続的な雇用と長期的な経済利益を保障する為に天然資源の経済的かつ環境的持続可能な利用を促進かつ奨励する。 ● 海洋環境、その自然活動の経過、そして海洋文化遺産への理解と人間活動のそれらへの影響を認識する。 ● 新たな政策の発展への国民の積極的な参加の要求と海洋環境の価値に対する国民理解を促進する。 	
4. 政策変更の仕組み	
<p>政策基盤である Marine Policy Statement は、必要とあらば、その作成過程において適用された公的な手続きを持ってその内容を改正することが可能である。</p>	
5. 海洋政策推進体制	
1. 海洋行政連絡調整会議	<p>最重要政策枠組みである Marine Policy Statement の策定権限が閣内大臣、地方政府大臣に属すること、関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関する事、並びに海洋に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事)</p>

2. 海洋管理（調整）事務局	
3. 海洋管理主管（大臣）	環境食糧地方省（Department for Environment, Food and Rural Affairs: DEFRA）
4. 海洋管理・実施機関	Marine Management Organisation(海洋管理機関)
5. 広範な利用者の意見を反映する制度	Marine Planning の設定において地域的な特性を重要項目として検討。 Marine Management Organisation に利害関係者グループ設置

中国の海洋政策概要

1. 主な海洋法制と政策		
(基本) 法	中華人民共和国領海及毗連区法 (1992年2月25日) 中華人民共和国専属経済区と大陸架法 (1998年6月26日) 中華人民共和国海域使用管理法 (2001年10月27日) http://www.cme.gov.cn/hyfg/fg24.htm	
(基本) 政策	国家海洋事業發展規劃 (2008年2月21日、国務院にて批准)	
2. 理念		
<p>「国家海洋事業發展規劃」は、基本原則を次のように定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海洋の総合管理の深化。 2. 権益優先原則を堅持し、安全対応能力を向上。 3. 持続可能な發展原則を堅持し、資源環境保護を強化。 4. 指導に服する原則を堅持し、海洋經濟の發展を促進。 5. 改革刷新原則を堅持し、科学技術の役割を發揮。 		
3. 施策		
基本的施策	基本的施策の内容	これまでの取り組み
1. 海洋資源の持続的な利用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 海域の使用管理： 2. 離島の開発保護 3. 天然ガス・鉱物資源の管理 4. 港湾資源の管理 5. 海洋漁業資源の育成、保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中華人民共和国海域使用管理法 ・ 海島保護法 (2010年3月1日執行) ・ 海域使用権管理規定 ・ 海域使用権登記辦法 ・ 中華人民共和国漁業法
2. 海洋環境と生態保護	<ol style="list-style-type: none"> 1. 海洋環境の監督 2. 海洋汚染コントロールと回復 3. 海洋生態の監督・コントロールと評価 4. 海洋生態の保護と回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中華人民共和国海洋環境保護法 ・ 中華人民共和国環境影響評價法 ・ 中華人民共和国海洋石油勘探開發環境保護管理条例 ・ 中華人民共和国自然保護区条例 ・ 海洋自然保護区管理法
3. 海洋經濟の計画調整と協調	<ol style="list-style-type: none"> 1. 海洋經濟のマクロ・コントロール 2. 海洋經濟の計画指導 3. 海洋循環經濟の育成指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国海洋經濟發展計画綱要
4. 海洋公益サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 海洋調査と測量 2. 海洋観測 3. 海洋の情報化 4. 海洋の予報 5. 海上交通の安全確保 6. 海洋の防災・減災 7. 海洋標準アセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中華人民共和国涉外海洋科学研究管理規定 ・ 中華人民共和国海上交通安全法
5. 海洋の法執行と権益の維持	<ol style="list-style-type: none"> 1. 海洋の警戒・監視 2. 海洋の行政法執行 3. 国家権益の維持・保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋行政処罰實施辦法 ・ 海洋行政執法監督規定 ・ 海洋行政処罰管理暫行辦法 ・ 关于中国海監集中實施海洋行政処罰權的通知 ・ 中国海監相对重大海洋違法案件審核程序
6. 国際海洋事務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際海底区域工作 2. 極地科学考察 	

	3. 対外協力の拡大	
4. 政策変更の仕組み		
不明		
5. 海洋政策推進体制		
1. 海洋行政連絡調整会議	国土資源部国家海洋局 (SOA: State Oceanic Administration)	
2. 海洋管理（調整）事務局		
3. 海洋管理主管官庁又は主管大臣	SOA	
4. 広範な利用者の意見を反映する制度	不明	

台湾の海洋政策概要

1. 主な海洋法制と政策	
(基本) 法	中華民國領海及隣接区法 中華民國専属經濟海域及大陸礁法
(基本) 政策	海洋政策綱領 (2004年10月13日策定) http://www.cmaa.nat.gov.tw/ch/index.aspx
2. 理念	
行政院海洋事務推動小組が定めた「海洋政策綱領」には「9項の政策主張」が挙げられ 1. 我が国は海洋国家であり、海洋は我が国の資産であり、我々の国家の生存と発展は海 ていることを確認する。 2. 国際海洋法そして国家の海洋における権利および義務を有し、履行し、ならびに国際 する持続的な発展という理念に共鳴する。 3. 国家の発展における海洋の要素を重ねて認識し、原住民族の海洋の知恵を尊重し、な 権益に符合する海洋観を構築する。 4. 国家の海洋資産を調査し、社会の海洋に対する需要を了解し、海洋活動の本質を掌握 海洋発展を計画する。 5. 持続可能な海洋生態及び世代の正義の観点をもち、海洋環境を保護し、海洋生物資源 海洋を合理的に利用する 海洋管理体制を構築する。 6. 海洋の法執行能力を強化し、安定した海洋法律秩序と安全な海洋環境を創造する。 7. 有利な政策と実務環境を創造し、海洋事業の発展を奨励する。 8. 国家発展を導く海洋科学研究を推進し、水産、海事、海洋教育の発展の各レベルを率 の人材育成に寄与する。	
3. 施策 (6項の基本的施策)	
1. 海洋権益を維持し、国家の発展を確保する。	1. 国家の発展趨勢を掌握する。2. 海洋の国際協力を増進する。3. 海洋政策法制を強化する。 4. 海洋行政体制を健全化する。
2. 海域の法執行を強化し、会場の安全を維持する。	1. 海域の法執行能力と効果を強化する。2. 海域の交通秩序を健全化する。 3. 海事安全サービスを高める。4. 海域の安全維持の能力を充実させる。
3. 海洋環境、海域の資源を手厚く保護する。	1. 汚染防止、回復の能力を高める。2. 自然の海岸を健全に保護する。 3. 海洋資源を持続的に運用する。4. 海洋環境、資源の回復・育成を強化・推進する。
4. 経営環境を健全化し、海洋産業を発展させる。	1. 航行・造船産業を強化する。2. 持続的な海洋漁業を推進する。 3. 海洋科学技術産業を開拓する。4. 海洋観光レジャーを拡大する。
5. 海洋文化を深め、民族の特質を形成する。	1. 航海の歴史像を再び構築する。2. 海洋空間の特色を作り出す。 3. 海洋文化を保存し、唱道する。4. 海洋生活のイメージを形成する。
6. 海洋の人材を育成し、海洋の科学研究を深める。	1. 人材教育を強化する。2. 科学研究力を高めて情報を統合する。 3. 持続的な安全環境を構築する。4. 産業開発科学技

	術を推進する。
4. 政策変更の仕組み	不明
5. 海洋政策推進体制	<p>行政院海洋事務推動小組は、「総合計画分組」、「海域安全分組」、「海洋資源分組」、「海洋文化分組」の4つの部署に分担して任務を執行する。</p> <p>出典：「行政院海洋事務推動小組設立要点」http://www.cmaa.nat.gov.tw/ch/aioshow.aspx?path=31&guid=f3e8782a-ebec-4529-901d-e2b6afca9c61&lang=zh-tw</p>
1. 海洋行政連絡調整会議	行政院海洋事務推動小組
2. 海洋管理（調整）事務局	行政院海洋事務推動小組
3. 海洋管理主管官庁又は大臣	<p>行政院海洋事務推動小組（2008年8月、行政院海洋事務推動委員会から改編）</p> <p>http://www.cmaa.nat.gov.tw/ch/index.aspx</p>
4. 広範な利用者の意見を反映する制度	

韓国の海洋政策概要

(1) 海洋（基本）法

韓国は、2002年、海洋基本法として「海洋水産発展基本法（Framework Act on Marine Fishery Development）」を制定した。これは、海洋及び海洋資源に関する政府の基本政策を決定するとともに、合理的な管理、保全、開発及び利用に関する方向性を定めることにより、国の経済の発展と国民の福祉の促進、並びに海事産業の育成に寄与することを目的としている。基本法の執行令は、2006年3月に大統領令「海洋水産発展基本法に関する執行令（Enforcement Decree of the Framework Act on Marine Fishery Development）」（Presidential Decree No. 19406, March 23, 2006）により改正され、現在に至っている。

(2) 海洋（基本）政策、理念、施策

韓国では、海洋基本政策として2000年に海洋開発基本計画が策定された（Ocean Korea 21）。計画は、生産的かつ豊かな生活条件を伴う海洋経済空間、知見に基づいた海事産業の創出、持続可能な海洋資源の開発という三つの理念を柱に、韓国の海洋政策を進めようとするものである。その具体的施策として、海洋経済空間について国際的かつ地球的管理へのパラダイムシフト、汚染のない安全な海洋環境の保全、知見に基づいた海事産業の促進、海事サービス産業及び海事インフラにおける国際競争力の強化、漁業構造及びコミュニティの再建、海洋資源（エネルギー、鉱物及び空間）の有効活用、国際協力及び南北朝鮮の協力の強化、の7つの施策が掲げられた。

(3) 海洋政策推進体制

韓国では、「海洋水産部（Ministry of Maritime Affairs and Fisheries）」が海洋管理を主管していたが、2008年2月李明博政権の誕生に伴い、政府組織の再編成が行われた。その結果、海洋水産部は廃止され、海洋開発・港湾建設・海運物流政策は「国土海洋部（Ministry of Land, Transport and Maritime Affairs）」の「海洋政策局（Marine Policy Bureau）」と「物流港湾室（Office of Logistics and Maritime Affairs）」が、漁業水産政策は「農水産食品部（Ministry of Food, Agriculture and Fisheries）」の「水産政策室（Fisheries Policy Office）」が担当することとなった。

(4) 主要な動向

2012年、韓国で開催される麗水万博は、「生ける海・生ける沿岸：資源の多様性と持続可能な活動（The Living Ocean and Coast: Diversity of Resources and Sustainable Activities）」をテーマとする‘海の万博’である。国土海洋部では万博を海に関する主要政策のトップに据え、力を入れている。

インドネシアの海洋政策概要

1. 主な海洋法制と政策	
(基本) 法	Presidential Decree on National Strategy on Coastal and Ocean Policy (2004 年より策定中)
(基本) 政策	National Strategy on Coastal and Ocean Development (策定中)
2. 理念	
<p>策定中</p> <p>インドネシアは 2004 年から、国家海洋政策の策定を試みている。2004 年に、学識者、専門家、政府高官によって構成された National Ocean Committee によって、National Strategy on Coastal and Ocean Policy の策定が試みられ、現在までに 2 案が作成されている。また、これらの案とは別に 2004 年に Ministry of Marine Affairs and Fisheries によって 1 案が作成されているが、これらの案はすべて公開されていない。現在、大統領令として、新たな案が作成されている。</p>	
3. 施策	
2007 年に沿岸域と離島の管理保全に関する法律を制定し、総合的な沿岸管理の実施が進められている。	
4. 政策変更の仕組み	
5. 海洋政策推進体制	
Ministry of Marine Affairs and Fisheries が海洋政策の主軸的な省庁とされていると同時に、現在、22 省庁が、海洋政策に関する異なった政策実施を責務としている。	

ロシアの海洋政策概要

1. 主な海洋法制と政策	
Marine Doctrine of Russian Federation 2020	
2. 理念	
<ul style="list-style-type: none"> ● 国際法・国際協定の遵守 ● 非軍事的紛争解決手段の優先及び国家安全保障に対する海からの脅威の除去 ● 必要な海軍力の保持及び実効的な利用 ● 海洋における能力の支援 ● 関連する国や地方の行政機関などによる協力と協調 ● 科学調査の調整 ● ロシア船・港湾・海域内の天然資源のモニタリング ● 海軍インフラの整備 ● 海軍の支援 ● 中央部と沿岸部のコミュニケーションの発展 ● 統合的海洋科学調査・モニタリングシステムの強化 ● 職員のトレーニングと若者の教育 ● 海洋政策の狙いについてのキャンペーン 	
3. 施策	
<p>(活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海運 ● 世界の海における資源の開発・保存 ● 海洋産業漁業 ● 鉱物およびエネルギー資源の開発 ● 科学の向上 ● 海軍活動の実施 <p>(地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大西洋 ● 北極 ● 太平洋 ● カスピ海 ● インド洋 	
4. 政策変更の仕組み	
5. 海洋政策推進体制	
1. 海洋行政連絡調整会議	連邦政府海洋会議
2. 海洋管理（調整）事務局	世界海洋FTP (federal target program)に関する省庁横断委員会及び科学専門家会議
3. 海洋管理主管官庁又は主管大臣	経済発展・貿易省
4. 広範な利用者の意見を反映する制度	

第2章 オーストラリアにおける海洋政策の動向—比較研究セミナーの成果(太田義孝・武井良修)

当財団は、2009年11月11日～13日の3日間、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州のウーロンゴン大学オーストラリア国立海洋資源安全保障センター(Australian National Centre for Ocean Resources & Security, ANCORS)において、ANCORSと海洋政策比較研究セミナーを共催した。以下、同セミナーの背景及び目的などについて簡単に触れた後に、セミナーの概要についてまとめる。

1. 背景

1982年に採択された国連海洋法条約(UNCLOS)は、200カイリの排他的経済水域(EEZ)の制度を新たに定め、沿岸国にはEEZ内における天然資源の管理などの義務が課された。EEZに関するUNCLOSの規定は、航行や生物資源の開発といった活動類型ごとに個別の規定を置くことにより、沿岸国に管轄権を配分しているが、UNCLOSの前文に述べられているように、海洋の諸問題は相互に密接な関連を有し、全体として検討される必要がある。そのため、UNCLOSの関連規定を実効的に実施していくにあたり、個別の条文の履行のみならず、総合的な視点に立った海洋政策の策定が求められる。にもかかわらず、UNCLOSの発効までに10年以上を要したこともあり、沿岸国が統合的な海洋政策の策定に乗り出したのは、1990年代中頃のことであった。

オーストラリアは1998年にオーストラリアの海洋政策(Australia's Oceans Policy)を策定し、総合的な海洋管理の実現を目指した。海洋環境の「Caring, Understanding, Using wisely」という理念を主軸としたこの政策はオーストラリアを一躍国際海洋社会において先導的な立場につけた。しかしながら、策定より十年以上たった今、その政策に関して1)基本法制なしでの政策の策定・実施を行うことの問題、2)連邦制における地方と中央、省庁間における問題、3)利害関係者との協議に関する問題等の政策実施上の問題点が挙げられている。このため、専門家の間において、今後の総合的な海洋管理の実現のために政策全体へのあらたな見直しが必要であるとの認識が広がっている。

他方、日本における総合的な海洋政策策定の動きは遅れていたが、2007年によりやく海洋基本法が成立し、2008年3月には海洋基本計画が策定され、具体的な施策の実施の端緒がようやく開けたところである。現在、その政策策定過程及び政策の内容(就中、その基本理念、海洋基本法において定められた12の基本的施策、その達成のために作成された基本計画、そして新たに設置された政策推進・実施メカニズム)には国際的な注目が集まっている。

2. 目的

総合的な海洋の開発・利用・保全等の実現に向け、日本がどのように海洋政策を推進していくべきかを考えるに際し、他国と日本の海洋政策の比較研究は非常に重要である。特に、総合的な海洋政策の策定・実施を先進的に行った国々の政策実施状況を考察する事は日本の海洋政策の推進にとり、大いに参考となる。

先に述べたように、オーストラリアの海洋政策は、世界に先駆けて策定され、実施されてきたわけであるが、これを同時期に策定された他国の海洋政策と比較し、異同を調べる試みはこれまでも行われてきたものの¹、日本のように最近になって総合的な海洋政策の策定を行った国との比較は行われてこなかった。さらに、日本とオーストラリアは総合的な海洋政策の策定・実施において異なる経過をたどってきたものの、両国とも、UNCLOSの下で広大な海域を管理する責務を負い、また海洋の開発・利用・保全等を重要視しているなど共通する面も多いため比較研究を行うのに適している。オーストラリアのこれまでの10年間に及ぶ総合的海洋政策実施の経過を詳細に分析することにより、我が国が今後基本的な施策を推進していくにあたりどのような点に注意を払い、どのような方向に進むべきであるのかを知ることができ、また、オーストラリアにとっては、日本における最新の海洋政策の策定・実施の動向を知ることにより、自国の今後の海洋政策の見直しの一助ともなる。

本国際セミナーでは、日豪の海洋政策の(1)基本的枠組みの比較、(2)政策推進方法の比較、(3)今後のあるべき海洋政策の方向、の三つのテーマについて、ANCORSの研究者とそれぞれの研究の成果を交換しながら、分野横断的に情報・専門的知見の交換、共有や今後の課題に関する検討を行い、セミナーでの研究成果を基に、日本の総合的な海洋政策の実現に参考とすべき事項を取りまとめた。

3. 概要

セミナーは招待制で、参加者は日本側・オーストラリア側あわせて30名ほどであった。第1日にはオーストラリア側が、第2日には日本側が、それぞれの国の海洋政策についての発表を行い、質疑応答に移った。第3日にはそれまでの2日間の発表に基づき、これまでに得られた教訓及び今後の方向性について議論を行った。

第1日の発表及び議論は以下の通りである：

Phil Burgess オーストラリアの海洋政策策定の原動力・プロセス・概要について説明を行った。その後、1998年に策定された海洋政策が現在も妥当であるかについて、原則・目的、制度的側面、新たな課題などにも触れながら、考察した。さらに、200カイリを超える大陸棚上における底

¹ Donald R. Rothwell and David L. Vanderzwaag (eds.), *Towards Principled Oceans Governance: Australian and Canadian Approaches and Challenges* (Routledge: 2006).

引網漁業からの生態系の保護についての新聞記事を例に出し、地域的・国際的な海洋管理の問題にも論及した。質疑応答においては、新法制定の必要性が議論され、距岸 3 カイリにおける連邦・州の管轄権の配分の問題、環境省と他の省庁の決定の優劣関係などが議論された。

Stuart Kaye

非常に重層的なトーレス海峡の管轄権の配分の例を前置きに、オーストラリアの海洋政策推進における法的・統治上の問題点について発表を行った。特に、国内における管轄権配分・省庁間調整・国際的な義務の履行・執行活動、国際的な義務との調整・越境協力などについて詳細な説明を行った。質疑応答においては、国連海洋法条約の諸規定の未完結性、Offshore Constitutional Settlement、沿岸警備隊と海軍の権限配分などへの言及がなされた。

Geoff Wescott

国家海洋諮問グループ（NOAG）の 1999 年から 2007 年までの活動について考察した。NOAG の沿革・構造・活動、政府及びコミュニティにとっての重要性、NOAG が現在直面している問題点に言及した後に、NOAG メンバーとしての個人的な見解を表明した。質疑応答においては、NOAG 設立の法的根拠、活動衰退の理由、省庁間の権限争いなどについての議論が行われた。

Donna
Petrachenko

オーストラリアの海洋産業の経済的価値について簡単に触れた後に、海洋政策の概要・実施状況について説明した。オーストラリアのこれまでの海洋政策は成功を収めており、新たな立法の必要はないと論じた。発表の中では、Marine Bioregional Planning、海洋保護区、漁業・養殖・石油ガス開発・海運・新たな海洋利用方法などに言及した。また、他国海域とのリンクや公海資源などの国際的なリンクージにも触れ、海洋政策がこの点についてほとんど扱っていないことを問題視し、望ましい方向性についても論じた。質疑応答では、本当に「成功」であったか否か、今後の再検討の必要性などについて議論が行われた。

Chris Smyth

オーストラリアの海洋環境及び海洋経済活動の現状について説明した後に、海洋関連の法制・現在の法的枠組みの批判的考察を行った。その後、今後の望ましい改革の方向性を論じ、特に海洋法を制定すべきであるとした。

Greg Rose リオ・サミット以来約 15 年間の海洋政策推進に向けた国際的なイニシアチブを概観した後に、カナダ・米国・英国といった諸国における海洋政策をめぐる動きを紹介し、オーストラリアの法的枠組みの現在までの実施状況及び将来の方向性（特に、新法制定の必要性など）について論じた。質疑応答では、グレート・バリア・リーフの管理体制の妥当性、特に生物多様性に基づく **bioregional plans** の策定に必要な情報、一見同様にみえる海域において異なる生態系が存在する可能性などについての議論が行われた。

第 2 日の発表及び議論は以下の通りである：

寺島紘士 これまでの国際的な海洋管理のための枠組みの設立と現在直面している課題について論じた後に、日本についての海洋に関連するデータを示し、海洋管理のための日本における近年の取組について説明した。特に、海洋基本法の内容を詳細に説明した後に、2008 年に策定された海洋基本計画とその問題点に触れた。質疑応答では、海洋保護区、予防原則、政界からのサポート、海洋基本法と海洋基本計画の関係、海洋政策推進のための行政の体制、省庁間協力などについての議論が行われた。

岡西康博 日本の海洋関連の基礎データに触れた後に、海洋基本法・海洋基本計画の概要、海賊対処・処罰法の背景と概要、海洋基本計画の実施状況について説明した。海洋境界画定に向けた交渉への海洋基本法の影響、情報収集の必要性、「保存(**conservation**)」の概念、環境省と水産庁との間の調整などについて議論が行われた。

栗林忠男 日本の行政機構におけるセクショナリズム及び学会における学問分野間の分断に触れた後に、総合海洋政策本部参与会議の沿革・活動・問題点・今後の改革の方向性などを説明し、その後、日本海洋政策研究会の設立と今後の活動について説明した。質疑応答では、日本の参与会議とオーストラリアの NOAG の間の機能の違い、法的基盤の有無などについて議論が行われた。

中原裕幸 日本の海洋政策をめぐる近年の動きについて、民間の海洋利害関係者に関連する部分を中心に説明した。特に、当財団の行った海洋基本計

画に関する調査・海洋基本計画原案に対するパブリック・コメントの詳細な分析を行った。質疑応答では、オーストラリアにおける海洋政策についてのパブリック・コメントとの対比が行われた。

市岡卓

日本における海洋政策の実施を支える様々な枠組みを概観し、特に海洋基本法フォローアップ研究会の沿革・これまでの活動を詳細に説明した。そして、日本の海洋政策の実施状況を検討したうえで、このような枠組みの重要性について分析した。質疑応答においては、海賊対処・処罰法の成立を総合的海洋政策の推進の一環としてとらえるというアプローチ、海洋政策推進におけるアメリカ型の政界と民間の関係、フォローアップ研究会の「新たな海洋立国の実現」に関する提言と政府の沖ノ鳥島に関する措置の関係などについて議論が行われた。

第3日には以下のような論点につき議論が交わされた。

➤ 目標と方法

- 海洋政策が達成しようとする目標
- 海洋政策を実施していく上で適切なガバナンスの構造
- 問題の範囲及び優先付け(政策文書または法律?)

➤ 問題の理解

- 何が問題か?
- 日豪の海洋政策における協議メカニズム・諮問委員会
- 政策決定にあたる政治家グループにどのようにつなげていくか

(議論の詳細については、当財団及び ANCORS が作成を予定しているセミナー・プロシーディングスを参照されたい。)

4. 所感

本セミナーでは、日本及びオーストラリアの海洋政策の展開についての理解を深め、これまでの海洋政策推進の過程で得られた教訓を共有することにより、両国が今後海洋政策をさらに推進するにあたっての方向性を見出すことができたと思われる。特に、両国の海洋政策における類似点と相違点についての認識が深められた。総合的な海洋政策推進において先導的な立場を果たしてきたオーストラリアが現在抱えている問題点について多くの指摘がなされており、日本における様々な取組みが大いに参考になると思われる。他方、日本の海洋政策についても、第三者の視点から有意義な批判的分析を得ることができ、日本の今後の海洋政策推進、特に海洋基本法附則に定められている施行後5年をめどにした総合的な検討を行うにあたっての参考となった。

終了後の意見交換の中で、今後引き続きこのような交流・協力を続けていき、できれば太平洋発の海洋政策の提言につなげたいということで意見が一致した。

第3章 欧州連合における海洋政策の動向(武井良修)

欧州委員会は、2007年に発表された統合的海洋政策(Integrated Maritime Policy)についてのブルー・ブック及び行動計画²に関し、2009年10月15日には進捗状況報告書を発表し、同時に海洋監視(maritime surveillance)と統合的海洋政策の国際的側面についての報告(Communication)も発表した。欧州委員会は、進行状況報告書の中で明らかにされた6つの戦略の方向性をさらに発展させていくことを狙いとするプロジェクトおよびイニシアチブの詳細を定める政策文書を2010年に作成する予定であると述べており、2010年中に具体的な施策が公表される予定である。

また、個別の政策分野においても様々な動きがあった。例えば、海洋空間計画(maritime spatial planning)については、2008年11月に発表された「海洋空間計画のためのロードマップ：EUにおける共通原則の達成」の実施について討議するためのワークショップが2009年中に4回開催された。10月2日にストックホルムで開催された最終会合での結論を受け、現在、北海・北東大西洋及びバルト海についての海洋空間計画の準備のための提案が募集されている。また、EU加盟国が多くのEU外の諸国と海洋において隣接する地中海における統合的海洋政策に関し、9月11日には「地中海におけるより良いガバナンスのための統合的海洋政策に向けて」と題する報告書が発表され、これを受けて第一回の作業部会会合が2009年12月15日に行われた(第二回の会合も2010年前半に開催される予定である)。

² 詳細については、当財団の「平成19年度各国および国際社会の海洋政策の動向」(平成20年3月)11ページ以下を参照。

第4章 フランスにおける海洋政策の動向(武井良修)

フランスは2007年以来、環境グルネルに関する取組みを行い、海洋に関しても様々な施策を進めてきた³。2009年8月3日には環境グルネル政策の目的及び枠組みを定めたグルネル実施法1 (loi de programme relatif à la mise en œuvre du Grenelle Environnement) が成立し、同年10月にはグルネル・ラウンドテーブルのコミットメントの実施状況についての最初の年次報告書が公表された。また、具体的施策を規定したグルネル実施法2 (loi portant engagement national pour l'environnement)の法案が2009年10月8日に上院で可決され、国民議会に回付されており、現在も審議中である。

これに加え、2009年には「海洋グルネル」が開始されており、4月3日には、Borloo 環境・エネルギー・持続的開発・海洋大臣及び Jouanno 環境担当大臣が Grenelle de la Mer を設立した。第1ステージにおいては、4つの作業部会が6月9日に報告書を提出し、第2ステージの6月9日から24日にかけては様々な集会被催された。第3ステージとして、7月10日及び15日には、Borloo 大臣の議長の下、海洋ラウンドテーブル会合で「ブルー・ブック：海洋ラウンドテーブルのコミットメント(“Le Livre Bleu des engagements du Grenelle de la Mer”)」が発表され、138のコミットメントの提言がなされた。その後、11月6日には Borloo 大臣が、Grenelle de la Mer のコミットメントの実施方法を定めるために Chantiers opérationnels を設立した。

他方、7月16日に Le Havre において行われたサルコジ大統領による「フランスの海洋政策」についての演説を契機に、首相直轄の Secrétariat général de la mer を中心に海洋国家戦略の策定に向けた動きが活発化し、12月8日には、閣僚間委員会の決定を経て、Fillon 首相が「ブルー・ブック：海洋国家戦略(“Livre bleu: Stratégie nationale pour la mer et les océans”)」を発表した。二つのブルー・ブックの間には、重複する点も多く、138のコミットメントの多くは海洋国家戦略ブルー・ブックの中でも取り上げられている。どのように双方のプロセスを調和させて最終的な国家戦略を作り上げ、Grenelle 実施法2の中に盛り込んでいくことになるのか、来年度以降の展開からも目が離せないであろう。

³ フランスによるこれまでの取組みの詳細については、当財団の「平成20年度各国および国際社会の海洋政策の動向」(平成21年3月)5ページ以下を参照。

第5章 英国における海洋政策の動向—海洋及び沿岸アクセス法の制定(太田義孝)

この章においては、2009年11月に英国で制定された Marine and Coastal Access Act (海洋および沿岸アクセス法) について述べる。2007年に Marine Bill White paper(海洋法案白書)が発表されてからの 制定に向けての動きと政策文書、また、同白書において言及されてはいないがその後重要項目とされた Coastal Access の概要について説明する。

1. 英国海洋および海岸へのアクセス法 (英国海洋法) 制定

トニーブレア首相の下、2002年より法案の策定が試みられて来た英国の海洋の総合的管理の為の法制度は、英国海洋及び沿岸アクセス法として昨年(2009年)11月12日にイギリス王室からの承認を得て正式に制定された。この制定は厳密な手続きを伴い、イギリス政府は2006年に海洋及び沿岸アクセス法の原案を発表し、利害関係者への説明文章の配布や地域的な集会の開催を含めたパブリックコメント等の実施により、国民の理解を得ることと法案の綿密な策定に努めた。2008年12月に、法案は、パブリックコメントを反映したいくつかの変更を加えられ、イギリス国会上院に提出された。その後、この法案は、一年をかけて上院、下院によりその内容が検討され、最終的に昨年の王室の裁可を持ってその制定にいたった。

今回の制定に当たって、首相である Gordon Brown 氏 (イギリス労働党・1996年より政権保持) は、「この歴史的な、そして草分け的な法律制定は、2005年より政府が責務として担っていた国民の海洋へ需要を管理する新たな枠組みの紹介、海洋保護の向上、一般国民によるイギリス沿岸の利用拡大を果たすものである」と述べた。また、制定において中心的な役割を担ってきた英国環境・食糧・農村地域省(Department for Environment, Food and Rural Affairs)はプレスリリースで「世界の他のどの国においても単一の法律による海洋環境の保護は行われていない」と表明した。さらに、この制定によって遂行を促される「海洋計画 (Marine Planning)」により 海洋保護と社会経済発展の為の海域利用の実現を期待する旨の声明を発表した。

2. 2008年以降の英国海洋および沿岸アクセス法制定に向けての動き

- 1) 2007年：2007年3月にMarine Bill White Paper (英国海洋法案白書)が発表された。その後、同白書に対してのパブリックコメント(意見公募手続き)が行われ、約300の専門家および一般利害関係者からの意見が寄せられた。全般的に言えば、これらの

意見うち 82%が同法の制定について「支援する」との意向を示していた⁴。政策実施（特にガヴァナンス）については、省庁をまたいだ統合的海洋管理の実施機関となる Marine Management Organisation(海洋管理機関)に関して、当機関の活動が海洋全体の持続可能な開発を目的として機能し、一部の政府省庁の政策目標に偏らないようにすべきであるとの意見が寄せられていた。また、海洋管理機関の管理における中立性の確立・維持の為に、Marine Management Organisation(海洋管理機関)が、単一の省庁の管理下にあるべきではないという意見や、省庁横断で構成される Marine Management Organisation Sponsorship group (政府横断後援グループ)設置の重要性を支持する意見も見られた⁵。

- 2) 2008 年 4 月：The draft Marine Bill(英国海洋法草案)が発表された。この草案は、2007 年のパブリックコメント(意見公募手続き)からの意見を参考にしながら新たに政策内容を吟味したもので、その為 2007 年発表の白書とは異なった構成で提示されている。その特徴として、Marine Management Organisation(海洋管理機関)、Marine Planning(海洋計画)、Marine Licensing(海洋許認可)を第 1、2、3 部に掲げ、海洋管理・利用調整の為に政策の重要性を明確にしている点があげられる。また、2007 年発行の法案白書には含まれていなかった淡水および回遊魚漁業（サケマス漁また河川における遊漁業も含む）や沿岸アクセスの向上（一般市民の海岸地域における散策等の沿岸のレクリエーション利用の促進）が新たな施策として加えられている。
- 3) 2008 年 7 月：Joint committee(両院協議会)による上記の草案の事前審議が 4 月より行われその結果報告が 7 月に発表された。その報告内容として協議会は、1)政策内容の主要部分が 2 次的な法令やガイダンスに組み込まれ過ぎている事、2)英国の地方政府（スコットランド、アイルランド、ウェールズ政府）との管理責務調整が不明瞭である事、3) Marine Management Organisation (海洋管理機関)の活動目的を、英国の海洋環境に関する公益性（the owner of the public interest in the UK marine environment）に基づくと公示すべきであるという事等を提示している⁶。
- 4) 2008 年 9 月：政府は両院協議会からの事前審議報告書、そして同時期に環境・食糧・農村地域省によって行われたパブリックコメント(意見公募手続き)で寄せられた意見への回答（それらの意見を反映した政策構築を目的とした）が発表された。Taking

⁴ 同白書の内容については、海洋政策研究財団出版「平成19 年度

各国および国際社会の海洋政策の動向 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 ー各国の海洋政策の調査研究報告書」に全文和訳(仮訳)と概要が掲載されている。

<http://www.sof.or.jp/jp/report/index.php>

*以下インターネット情報はすべて 2010 年 3 月 6 日付である。

⁵ Marine Management Organisation（海洋管理機関）の構成と機能調整については、海洋政策研究財団出版「平成 21 年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 事業報告書第 2 章」で概要が述べられている。

⁶ <http://www.publications.parliament.uk/pa/jt200708/jtselect/jtmarine/159/15903.htm>

forward the Marine Bill: The Government response to pre-legislative scrutiny and public consultation (海洋法案を進めるために：事前審議と意見公募への政府回答)と題されたこの文書は、1) 海洋管理機関、2) 海洋管理、3) 海洋許認可、4) 海洋保護、5) 沿岸漁業、6) 取り締まり実施担当機構の整備、7) 非省庁公共団体である Natural England の「沿岸アクセスの促進」活動への参与の7点について主に言及し、今後の法案整備、政策実施の過程と内容について説明している⁷。

- 5) 2008年12月：Marine and Coastal Access Bill (英国海洋及び沿岸アクセス法案)⁸と The Explanatory Note (説明文章)⁹が発表され、法案審議が House of Lords 英国国会 上院にて開始された。翌年2009年6月8日に上院での審議は終了し、継続して House of Common (下院) での審議が開始された。
- 6) 2009年11月：全国会審議を終了し、同年11月12日に United Kingdom Marine and Coastal Access Act (英国海洋及び沿岸アクセス法) が王室の裁可 (英国では議会を通過した法案は王室の形式的裁可を必要とする) を受け、法律として制定された¹⁰。

3. 英国 海洋及び沿岸アクセス法の概略

海洋及び沿岸アクセス法は、すでに競合する海域利用の調整と今後の新たな海域、および海洋資源利用の実施を戦略的また包括的に行う事を目的として制定された。単一の法制は、海洋における活動を管理する為これまで重層化していた開発に関する手続きを環境アセスメント等の管理制度の質を下げることなく効率化する。さらに、同法制の利点として、今後気候変動等の環境変化によって生じる海洋の利用・管理への影響とその対策に、政府の柔軟な対応を促す事が可能になる。また、沿岸域管理と直接関連する事項として、同法制において「沿岸へのアクセス」という項目を新たに加え、散歩等による国民の沿岸地域環境への触れ合いを促す事を政策の重要な目的として提示している。

法案は11部に分けられており、各部において政策内容の主軸となるものが扱われている。各部の概要については下記の通り；

- 1) 海洋管理機関：海洋管理機関 (Marine Management Organisation) の設置、機能の説明¹¹

⁷ <http://www.official-documents.gov.uk/document/cm74/7422/7422.asp>

⁸ <http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200809/ldbills/001/2009001.pdf>

⁹ <http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200809/ldbills/001/en/2009001en.pdf>

¹⁰ <http://www.defra.gov.uk/environment/marine/legislation/mcaa/key-docs.htm>(法案審議の詳細)

¹¹ 海洋管理機関は、今回制定される海洋法に基づいて設立され、イギリス海洋管理において主導的な立場をとり、環境・食糧・農村地域省大臣を通して議会への報告任務を持つ機関である。また、環境・食糧・農村地域省大臣は、海洋管理機関が持続可能な開発の達成に寄与する様、管理

- 2) 排他的経済水域、英国海域とウェールズゾーン：領水、排他的経済水域、大陸棚を含む英国海域の管理
- 3) 海洋計画：戦略的、効率的な海洋管理を行うための英国海洋計画 (Marine Planning) の作成
- 4) 海洋許認可：海洋における活動への許可を簡素化し、透明性のある一貫した海洋許認可 (Marine Licensing) システムの説明¹²
- 5) 明確な目的を持った海洋保護地区 (Marine Conservation Zone) を含む柔軟な海洋保護政策の提示
- 6) 沿岸漁業及び海洋保護管理局 (Inshore Fisheries and Conservation Authorities (IFCAs) によるウェールズ、イングランド地方の沿岸域漁業管理の向上¹³
- 7) 遊魚、商業漁業、貝類漁業、移動淡水漁業に関する法規制の向上
- 8) 海洋活動許認可システムと海洋保護に関する市民レベルでの道徳的拘束力と国民による地元強制力の導入
- 9) Coastal Access (沿岸アクセス)：徒歩による沿岸へのアクセスの向上計画の導入¹⁴
- 10), 11) その他、ナチュラルイングランド (非省庁公共団体) や横断的問題への対策についての規定

3. 地域的な枠組みとの関連

地域または国際的な海洋政策の枠組みとの関連については、英国の海洋及び沿岸アクセス法はその制定にあたって、国連海洋法条約の締結国としての立場、また国際海事機関の加盟国としての立場を重視している。海洋生態系の保全についても、生物多様性条約の締結国であり持続可能な開発に関する世界首脳会議の参加国として、2010年まで

局に対し指針 (guideline) を出し、大臣はこの指針の準備において、海洋管理機関の機能と資源を勘案して、海洋管理機関と協議する義務がある。

¹²海洋許認可は空間的な意味での海域利用についての許可ではないと理解される。これは、海洋および沿岸アクセス法において space (空間) という表現が Marine Planning (海洋計画) に言及してのみ使われており、Marine Licensing (海洋許認可) についてはあくまでも漁業免許等の利用許可にのみ言及されているからである。また、

海洋および沿岸アクセス法においては、沿岸漁業は12海里以内での漁業を扱うが、実際の政策実施において管理を行う Inshore fisheries (沿岸漁業) は沿岸から6海里以内の海域における漁業の事を取り扱う。現存の Sea fisheries Committee では、6海里以内の海域 (内水を含む) の漁業活動の管理を行っているが、今後鮭、鱒や他の淡水魚の漁業についての管理は環境庁 (Environment Agency) が行う。

¹⁴ Coastal Access (沿岸アクセス) は、英国の沿岸線における一般国民のレジャー利用を広げるという政策目的に関する用語であり、英国海洋、アクセス法は沿岸の自然 (崖や砂浜を含む) が広く人々にレジャーの為に利用される事を奨励、保障している。

に現在の生物多様性の衰退を緩和し、また 2012 年までには海洋保護区のネットワークの設置、2015 年までには水産資源の回復を目指す事を政策目標として掲げている。地域的には、オスローパリ条約の締結国として、英国周辺の北海における生態系の質の向上を目指すとともに、国際海洋探査委員会との協力をもって海洋管理を進めると述べている。欧州連合との関連においては、下記の地域協定が今回の法制定による海洋管理に少なからず影響を与えると述べており、特に欧州海洋戦略枠組み指令については、その指令が EU 統合的海洋政策の環境政策の主軸である事とした上で、指令に推奨される Good Environmental Status (適切な環境状態) を海域によって隣接する他国との調整と海洋及び沿岸アクセス法 (特に、調整機能を果たす Marine Management Organisation (海洋管理機関)、Marine Licensing (海洋許認可)) によって可能にすると述べている。

5. 管轄海域

海洋及び沿岸アクセス法においては、イギリスの海洋域 (UK Marine Area) は海洋の排他的経済水域、または大陸棚境界のどちらか陸より遠い地点を境界線として画定するとされている。ただし、スコットランド沿岸水域 (スコットランド周辺海域 12 海里まで) に関しては、地方政府による管轄海域とされる。

英国はこれまで、海岸基線より 200 海里までの周辺海域を漁業水域法 (1976 年) により定められた漁業水域 (British Fishery Limit) としていたが、今回の海洋及び沿岸アクセス法によって排他的経済水域として宣言した。また、管轄される海域は原則としてイングランドの領水 (0-12 海里)、英国 (グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国) の排他的経済水域及び大陸棚を含む周辺海域であるが、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの領水 (0-12 海里) との管轄権限は管理機関や海域利用の種類によっては各分権政府に委譲 (Devolved) している。また、マン島およびチャネル諸島については、英国王室領である為、これと協調し、政策を実施していくとしている (マン島政府については、取扱事項にもよるが北アイルランド分権政府と同様の扱いが見られる。 (海洋保護区の設置に関してはマン島、チャネル諸島は英国と統合して行われる) ¹⁵。

6. Coastal Access(沿岸アクセス)について :

¹⁵ 2010 年 2 月 4 日には、スコットランド海域における海洋管理の為に Marine (Scotland) Bill (スコットランド海洋法案) が、当地方国会における最終審議を通過し、法律制定となった。スコットランドは、1) 領海 (海岸線より 12 海里内) における海洋保護、2) 領海に終えける ← 沿岸漁業、3) 12-200 海里内の漁業 (ヨーロッパ連合共通漁業法に基づく)、4) 再生利用可能エネルギーの開発、5) 沿岸管理政策、6) 廃棄、浚渫、7) 養殖、8) 海洋作業、9) 環境汚染、10) 科学調査の 10 事項に関しての海洋管理をイギリス政府より分権されている。領海外の海洋保護、ヨーロッパ連合海洋政策の施行 (海洋戦略など)、国際海洋政策の施行 (OSPAR など)、石油天然ガス開発、海事に関する海洋管理は、イギリス政府の管轄とされている。

2009年に制定されたMarine and Coastal Access Act 第9部において言及されているCoastal Access（沿岸アクセス）は、2007年に発表されたMarine Bill White Paperの報告においては取り上げられていない事項である。しかしながら、Coastal Access、つまり「人々が信頼と確信をもって沿岸を楽しむことができる安全で一貫した権利¹⁶」に関する法的な整備は2000年の「2000年田園地域及び通行権法（Countryside and Rights of Way Act 2000）」までさかのぼって、その政策準備が行われていた。この法律は、地方経済の活性化の為に計画されたCoastal Corridor（沿岸の道—イングランドの沿岸をつなぐ長距離ルート）の設置と一般市民の沿岸へのアクセス（物理的にも法的にも沿岸を自由に歩き回る事が出来る）促進の為に準備的役割を担ったものである。沿岸アクセスについては、その後、2004年に、環境省からDefra Five Year strategy（環境・食糧・農村地域省5カ年戦略）と題した英国地方社会の持続可能な発展と自然保護の為に戦略が発表され、2007年11月にはConsultation on Proposals to improve access to the English coast（英国沿岸へのアクセスの向上についての提言に関する調査）が、Natural England¹⁷より発表された。この提言において、Natural Englandは、沿岸アクセスの促進に関する新たな法制の必要性を述べ、その結果として英国海洋および沿岸アクセス法への同事項の追加が加わる事となった。

沿岸域アクセスの促進に関して主軸となる施策に、イングランドの全沿岸にわたる、沿岸周囲をつなぐ一連の長距離ルートの設置が計画されている。このルートの経路等の計画は地域の人々及び地方自治体との協議の上で策定され、2000年に制定された田園地域及び通行権法（Countryside and Rights of Way Act 2000）によって、そのルートの周辺地域を一般市民がレクリエーションなどの為に使用することが可能になると海洋および沿岸アクセス法では定められている。また、長距離ルートそのものは常に開放できるように設定されるが、例えば自然保護に対する受け入れ難い影響が出ると予測される地域や、保安及び安全に関しての厳しい管理が必要となる港などは常時開放されないとされている。この沿岸域の利用に係る長距離ルートの策定、その策定過程における地域社会の沿岸域の利用調整は、Natural Englandが環境食糧地方大臣とともに地方自治体の協力を得て進めると新たな法律において定められている。

¹⁶ 資料として当報告書に掲載されている「英国海洋および沿岸アクセス法案 政策文書」第9部、沿岸アクセスより仮訳を引用。

¹⁷ Natural Englandは、非省公共団体として省庁より独立した公共団体である。当団体は、環境・食糧・農村地域省より2004年に発表された「地方戦略（Rural Strategy 2004）」にて指示される英国の地方の自然環境の保全と地方コミュニティの持続可能性の向上の実現のために設置された。Natural Englandの詳細については、片山直子著「英国における環境庁とナチュラル・イングランドとの関係—ナチュラル・イングランドの創設が環境庁の役割に与えた影響—」2009年 大阪府立大学「経済研究」第55巻第2号等を参照。

第6章 米国における海洋政策の動向—大統領タスク・フォースの活動(武井良修)

1. 省庁横断的的海洋政策タスク・フォース設立

米国では、2009年6月12日付の大統領覚書により、省庁横断的的海洋政策タスク・フォース(Interagency Ocean Policy Task Force)が設立された。同タスク・フォースは、海洋政策委員会(Committee on Ocean Policy)に代表を派遣している省庁等の高官(senior policy-level officials)により構成され、環境諮問会議(Council on Environmental Quality, CEQ)議長が議長を務める。90日以内に国家政策並びに政策調整枠組みを勧告すること及び180日以内に実効的な沿岸・海洋空間管理計画(coastal and marine spatial planning)のための枠組みの勧告を行うという任務が与えられた。以下に示すように9月に中間報告書が提出され、12月には沿岸・海洋空間管理計画の枠組みが提出された。それぞれの報告書について、パブリック・コメントが募集され、2010年3月5日時点で1844の政策枠組みに対するコメント及び1039の沿岸・海洋空間管理計画暫定枠組みに対するコメントが寄せられている¹⁸。今後、タスク・フォースは、両報告書について、2010年の早い段階で最終的な勧告を発表する予定である¹⁹。以下では、両報告書に含まれた勧告案の内容を簡潔に説明する。

2. 中間報告書

タスク・フォースは6月に中間報告書を提出し、その中で国家方針(National Policy)・政策調整枠組み・実施戦略についての勧告を行った。以下にこれらの提言の概要を示す。

(1) 国家方針(National Policy for the Stewardship of the Oceans, Our Coasts, and the Great Lakes)

タスク・フォースは政策枠組みの中で、3分野に分け、以下の10の方針を提言した。

1. 健全で回復力のある海洋、沿岸及び五大湖

¹⁸ パブリック・コメントは以下の URL で参照可能である：

<http://www.whitehouse.gov/administration/eop/ceq/initiatives/oceans/comments> 及び <http://www.whitehouse.gov/administration/eop/ceq/initiatives/oceans/interim-framework/comments>。その他にも、多くの好意的なコメントが寄せられている。例えば、Joint Ocean Commission Initiative のそれぞれの報告書に対するコメントを参照せよ：
<http://www.jointoceancommission.org/>

¹⁹ CEQ, Press Releases – December 14, 2009 Release.

- 海洋、沿岸及び五大湖の生態系及び資源の健全性ならびに生物多様性を保護、維持、回復させる。
 - 海洋、沿岸及び五大湖の生態系、コミュニティ及び経済の回復力を向上させる。
 - 海洋、沿岸及び五大湖の生態系の健全さを改善する形で、土地の保全及び持続可能な利用を推進する。
 - 利用可能な最良の科学と知識を利用して、海洋、沿岸及び五大湖に影響する決定に情報を伝え、変動する地球環境を理解し、それに対応、適応する人間の能力を向上させる。
2. 安全で生産力のある海洋、沿岸及び五大湖
- 海洋、沿岸及び五大湖の、持続可能、安全、確実、かつ生産的な利用を支援する。
 - 社会的、文化的及び歴史的な価値を含む、我が国の海洋遺産を尊重し保存する。
 - 世界経済及び国際的な平和と安全保障にとって不可欠な、航行の権利と自由の尊重と維持を含む、適用される国際法に基づく権利と管轄権を行使し、義務を遂行する。
3. 理解され大事にされる海洋、沿岸及び五大湖
- 人間及びその活動への関連性を含む、空気、土地、氷及び水の世界的に相互関連したシステムの一部としての、海洋、沿岸及び五大湖の生態系の科学的理解を促進する。
 - 変化する環境条件、傾向、及びその原因、そして海洋、沿岸及び五大湖において行われている人間の活動についての理解と認識を向上させる。
 - 管理の改善のための基礎を構築するため、海洋、沿岸及び五大湖の価値に対する公衆の理解を育成する。

これらの方針とともに、米国の管理に関する決定・行動のための全体的な指針として以下のような9つの諸原則を打ち立てている：①管理責任の諸原則、②生態系に基づく管理及び順応的管理(adaptive management)、③現在および将来の利用の方法、④理解の継続的な向上のための各分野内及び学際的な科学、調査、監視、モデリング、予測、探査及び評価、⑤環境状況の変化並びにその原因の認識及び海洋・沿岸・五大湖の環境において行われている人間活動の認識の向上、⑥教育促進、⑦国際法規を遵守した、保護・管理・持続的利用における協力及び国際的リーダーシップ、⑧生態系の管理責任に関連した明確な目的・目標を支える測りうる基準、⑨統合的・総合的な省庁横断的計画枠組み。

(2) 政策調整(coordination)枠組み

タスク・フォースは以下のような政策調整枠組みの提言を行った。まず、代表レベル(Tier One)と代理レベル(Tier Two)の二段階で構成される国家海洋会議(National Ocean Council, NOC)を設立する。NOCは環境諮問会議議長及び科学技術局(Office of Science and Technology Policy)局長による共同議長制で、国務長官、国防長官、内務長官などの閣僚及び全米科学財団理事長、統合参謀本部議長といった政府高官によって構成される。

NOC 共同議長は国家政策の実施に関する事項について、大統領に助言を行う。また、NOC を代表して、国家政策の実施の調整・促進につき全体的な責任を有する（例：実施計画の推進及び目標達成に向けた進捗の同定、UNESCO-IOC・IWC・北極評議会・IMO・地域的漁業管理機関その他の国際機関において生じる政策関連事項について国務長官その他の関連機関の長との間で調整を行う）。さらに、国家安全保障担当補佐官などのホワイトハウス高官との調整のコンタクト・ポイントとなる。

共同議長は、コンセンサスによる意思決定及び勧告を目指す。コンセンサスが得られない場合、共同議長は大統領による決定のために争点をまとめる。

NOC の設立は、法によって行政機関若しくはその長に与えられた権限又は大統領によって割り当てられた外交・国家安全保障・本土安全保障・情報関連活動に影響を与える事項に関する国家安全保障会議の機能を害したりその他影響を与えたりするとは解されない。

また、海洋資源管理省庁間政策委員会(Ocean Resource Management Interagency Policy Committee, ORM-IPC)及び海洋科学技術省庁間政策委員会(Ocean Science and Technology Interagency Policy Committee, OST-IPC)が設立され、両 NOC 共同議長及び ORM-IPC 及び OST-IPC の各委員長を構成員とする NOC 運営委員会(Steering Committee)も設立される。様々なレベルの統治機関の代表者 13 名による統治諮問委員会も新たに設置される。海洋調査・資源諮問パネルは存続するものの、構成員の見直しが検討される。なお、新体制設立の 12 ヶ月後には、実効性の査定及び必要な修正・改善のため、NOC がガバナンス構造の見直しを行う。

(3) 実施戦略

タスク・フォースは、実施戦略として以下の 9 つの最優先課題を認定した。

仕事の実施方法

1. 生態系に基づく管理：海洋、国の沿岸及び五大湖の包括的な管理のための基本原則として、生態系に基づく管理を採用する。
2. 沿岸・海洋空間計画：米国内において、包括的かつ統合された生態系に基づく沿岸・海洋空間計画及び管理を実施する。
3. 決定の伝達と理解の向上：管理と政策の決定及び変化と課題に対応する能力を継続的に伝達、向上させるための知識を増やす。公的及び私的なプログラムを通じて、海洋、国の沿岸及び五大湖に関して公衆をさらに教育する。
4. 調整と支援：連邦、州、部族、地方及び地域での、海洋、国の沿岸及び五大湖の管理を、よりよく調整し支援する。連邦政府全体での調整と統合を改善し、場合に応じて、国際社会と協力する。

特に重点を置く分野

1. 気候変動及び海洋の酸性化に対する回復力及び順応性：沿岸のコミュニティ及び海洋と五大湖の環境の回復力、ならびに気候変動の影響及び海の酸性化に順応する能力を強化する。
2. 地域の生態系の保護と回復：科学に基づく、統合された生態系の保護と回復の戦略を確立及び実施し、保護と回復の目標を連邦、州、部族、地方及び地域レベルで調整する。
3. 水質及び土地の持続可能な利用：持続可能な土地利用を推進し実践することで、海洋、国の沿岸域及び五大湖の水質を改善する。
4. 北極の状態の変化：気候及びその他の環境の変化に直面して、北極海及び隣接する沿岸地帯の環境管理の必要性に対処する。
5. 海洋、沿岸及び五大湖の観測及びインフラストラクチャ：連邦及びその他の海洋観測システム、センサ、及びデータ収集の基盤を強化して国のシステムに統合し、そのシステムを国際的な観測活動に統合する。

3. 沿岸・海洋空間計画暫定枠組み

中間報告書は、実施戦略を定めるに際し、沿岸・海洋空間計画を優先課題の一つとしたが、12月に出された報告書では、この計画作成・実施に向け、計画の作成手続や今後の行程表などを決めた。

沿岸・海洋空間計画(CMSP)とは何か？

- 包括的、順応的、統合的で、生態系に基づく透明性の高い空間計画策定プロセスであり、健全な科学に基づき、現在及び今後予測される海洋・沿岸・五大湖地域の利用を分析するためのもの。
- 利用間の対立を軽減し、環境への影響を低減し、両立可能な利用を促進し、重要な生態系サービスを保護して、経済的目標、環境上の目標、安全保障に関する目標、及び社会的目標を達成するため

CMSPの権限関係

- CMSP が想定するプロセス及び政策決定は、既存の連邦法規の権限の下で実行。
- 既存の法律や機関の権限に優先することを目的とするものではない。
- 既存の法的な制約につき、国家海洋会議（NOC）が、関連連邦機関と連携して、法的解決もしくは規制変更のどちらが必要かつ適切であるかを評価。

目標

1. 経済、商業、レクリエーション、保全、国土及び国家の安全保障、健康、安全、ならびに、福利に貢献するものを含めた、海洋・国の沿岸・五大湖の持続可能で、安全、安心、効率的かつ生産的な利用を支援すること。
2. 国家の海洋・沿岸・五大湖の資源を保護、維持管理、修復し、回復力のある生態系と生態系サービスの持続的供給能力を確保すること。
3. 海洋・沿岸・五大湖へのパブリック・アクセスを提供及び維持すること。
4. 利用間の両立性を促進し、利用者間の対立と環境影響を低減すること。
5. 政策決定及び規制プロセスの厳密性、一貫性、整合性を合理化して改善すること。
6. 海洋・沿岸・五大湖利用の計画策定と新たな投資の実施における確実性と予測可能性を向上させること。
7. 省庁間、政府間、国家間の情報伝達及び連携を促進すること。

指針

1. 生態系に基づく管理アプローチを用いる。
2. 利用間の両立性、及び持続的な生態系機能及び生態系サービスとの両立性を促進し、経済的投資に対する確実性と予測可能性を向上させるような方法で行う。
3. パートナー、市民、利害関係者の幅広く包括的な参加。
4. 地域、州、部族、地方レベルでの既存の海洋空間計画策定作業を考慮に入れる。
5. 沿岸・海洋空間プラン、ならびに、計画策定プロセスにおける代替案、トレードオフ、累積的影響、持続可能な利用の評価に用いられる基準及び方法は、明確に定められた目的に基づくこと。
6. 利用可能な最良の科学に基づいた情報を用いること。
7. 予防アプローチを指針とすること。
8. 順応的かつ柔軟であること。
9. CMSP の目的及び目的に向けての進捗状況を、規則的かつ体系的な方法で評価し、環境、経済、社会的に望まれる成果を確実に達成するように適応させること。
10. 沿岸・海洋空間プランの策定は、現在及び将来の需要を満たす柔軟性を含め、国土及び国家安全保障上の利害、エネルギー需要、外交政策における利害、緊急事態への対応及び準備計画と枠組み、ならびに、その他の国家戦略と協調し両立できること。
11. 沿岸・海洋空間プランは、国連海洋法条約に反映されたものを含めた慣習国際法、及び米国が締約している条約とその他の国際協定に従って実施されること。
12. 沿岸・海洋空間プランは、適用される連邦法及び州法、規制、及び大統領令に従って実施されること。

地理的適用範囲

- 領海、EEZ、大陸棚が含まれる
- 内陸へ向かって平均満潮線まで
- 沿岸・五大湖の内湾及び河口が含まれる。
- 内陸活動の検討が必要である。
- EEZ内の資源または活動に影響する可能性のあるEEZ外での活動も考慮に入れる。

策定及び実施

- CMSPを開始するための計画策定の規模は、大規模海洋生態系 (large marine ecosystem: LME)。必要に応じて修正を加えたLMEに基づく9の地域計画区域に分割される。(具体的なエリア区分については、資料4の地図を参照のこと。)
- NOCは、州政府、及び、アラスカ先住民の村を含む連邦政府によって認知された部族、その他の先住共同体(ハワイ先住民など)と協働して、地域沿岸・海洋空間プラン策定のために、地域計画区域と一致する地域計画機関を作る。9つの地域計画機関の各々の構成員は、連邦政府、州政府、部族の管轄官庁、その地域のCMSPに関する管轄責任またはその他の利害(資源管理、科学、国土及び国家安全保障、運輸、公衆衛生など)を持った先住共同体代表者からなる。

CMSPプロセスの必須要素

- 地域目的を特定すること
- プロセスを通して計画の方向付けに役立つ既存の取り組みを特定すること
- プロセスを通して要所で利害関係者及び市民を参加させること
- 科学者、技術者、及びその他の専門家に助言を求めること
- データ、利用、サービス、影響を分析すること
- 将来の利用シナリオの代替案及びトレードオフを策定及び評価すること
- パブリック・コメントのために、環境影響評価書を支持する沿岸・海洋空間プランのドラフトを準備・公開すること
- 最終的な沿岸・海洋空間プランを作り、NOC審査のために提出すること
- NOCに認定された沿岸・海洋空間プランを実施、モニタリング、評価、(必要ならば)修正すること

沿岸・海洋空間プランの必須要素

- 計画策定区域の地域的概観と範囲
- 規制の状況
- 地域アセスメント
- CMSPの目的、戦略、方法、メカニズム
- 順守のメカニズム

- モニタリング及び評価メカニズム
- 紛争解決プロセス

行程表

第1段階(第1月目～第12月目)

- NOC 内部組織の設置と戦略的行動計画の開始 (第1月目～第9月目)
- 地域内の連邦政府関係機関代表者の招集及び組織化 (第1月目～第2月目)
- モデル協定の締結 (第1月目～第3月目)
- 国家ワークショップの組織と招集及び CMSP シミュレーション演習 (第2月目～第4月目)
- 地域計画機関の構成決定と設立 (第4月目～第6月目)
- 地域計画初期手順の能力評価と特定 (第6月目～第12月目)

第2段階(第9月目～第24月目)

- 地域計画初期手順 (第9月目～第18月目)
- 作業プランの作成 (第12月目～第24月目)
- 市民及び利害関係者の参加開始 (第9月目～第18月目)
- 作業プラン提出及び計画策定プロセスの準備 (第18月目～第24月目)

第3段階(第18月目～5年目)

- CMSP プロセスの策定と実行、及び地域計画初期手順からのフィードバックの提示 (第18月目以降)

第2部 国際社会における海洋問題の動き

第1章 国連－日本財団フェローシッププログラム第1回アジア太平洋卒業生会議(酒井英次)

1. 開催の背景

国連-日本財団フェローシッププログラムは、国連海洋法条約の履行上対応に遅れのある開発途上国の行政官等を対象に、国連と日本財団が2005年から開始した人材育成奨学プログラムである。奨学生は各々の専門分野に応じて、大学や研究機関並びに国連法務部海洋問題海洋法課（以下、DOALOS）事務局において調査研究活動を9ヶ月間行い、各国が海洋政策を策定するうえで必要となる知識やノウハウを習得する。これまでの奨学金受給者数は41カ国50名で、現在その多くは海洋関係部局で重要な役割を担っている。DOALOS事務局では、次なる展開として奨学生の卒業後における繋がりを活性化させることを目的に同窓会組織立ち上げの可能性について検討が進めてきたが、まず最初に卒業生が最も多いアジア地区からネットワーク構築を進めることとし、2009年4月に「国連－日本財団フェローシッププログラム第1回アジア太平洋卒業生会議」が東京で開催された。

会議ではネットワーク構築に向けた議論の他、各国の海洋政策に関する議論が予定され、特にDOALOS事務局では日本の海洋政策について具体的な事例紹介を望んでいたことから、海洋基本法制定に大きな役割を果たした海洋シンクタンクであり、且つ国連経済社会理事会特別協議資格NGOである当財団に協力要請があったものである。当財団としても海洋基本法制定までのプロセスで得た知見を広く国際社会に周知する活動は、国連海洋法条約をはじめ海洋・海事関係諸条約の遵守・履行の促進に寄与することから、国連NGOの責務として意義深いと判断し共催することとした。

2. 会議の概要

1)日 程 平成21年4月13日～15日

2)場 所 日本財団ビル2階会議室

3 参加者

・フェローシップ同窓生 15名（11カ国）

Mr. Mohammad NAZAMUL HOQUE, Bangladesh

Ms. Anna MIHNEVA NATOVA, Bulgaria

Mr. Ravin MOM, Cambodia

Mr. Nugzar DUNDUA, Georgia

Mr. Mathew ANSY, India

Mr. I Made Andi ARSANA, Indonesia

Mr. Hendra SIRY, Indonesia

Mr. Reza DEHGHANI, Iran

- Mr. Michael Lyndon GARCIA, Philippines
 Mr. Ritche P. CAPAHI, Philippines
 Mr. Rudolf Henry DORAH, Solomon Islands
 Ms. Pakjuta KHEMAKORN, Thailand
 Ms. Nopparat NASUCHON, Thailand
 Ms. PANJARAT Sampan, Thailand
 Mr. Manh Dong NGUYEN, Vietnam
- ・ DOALOS 事務局 2 名
 Ms. Gabriele Goettsche-Wanli, Deputy Director
 Dr. Francois Baillet, Programme Advisor
 - ・ フェローシップホスト機関関係者 3 名
 Dr. Ronan Long, National University of Ireland-Galway
 Dr. Martin Tsamenyi, ANCORS, University of Wollongong
 Prof. John Duff, University of Massachusetts Boston
 - ・ 日本財団
 笹川陽平会長、長光正純常務理事
 海洋グループ：海野光行グループ長、和田真、杉浦清治、田中麻紀子
 - ・ 海洋政策研究財団
 寺島紘士常務理事、林司宣特別研究員、
 政策研究グループ：市岡卓グループ長、酒井英次、太田義孝、武井良修、ジョン・
 ドーラン

4) プログラム

4 月 12 日（日曜日）－到着
 － 関係者事前会合

4 月 13 日（月曜日）－各国の海洋政策に関する発表
 10h00 - 開会（笹川陽平日本財団会長による挨拶、その他）
 11h00 - 参加者紹介
 12h00 - 昼食
 13h00 - 各国の海洋政策に関する発表(8 カ国)
 16h00 - パネル討議、質疑応答
 18h00 - 歓迎会

4 月 14 日（火曜日）－日本の海洋政策と地域の海洋政策に関する意見交換
 09h00 - 日本の海洋政策プレゼンと意見交換
 OPRF：寺島常務、林特別研究員

東京大学：奥脇教授、八木特任准教授、許特任講師

12h30 - 昼食

13h00 - 各国の海洋政策に関する意見発表

EUの海洋政策に関する発表（アイルランド国立大学、ロング博士）

17h00 - パネル討議、質疑応答

4月15日（水曜日）－外務省訪問，オリエンテーリング

10h00 - 外務省表敬訪問

11h00 - 国連-日本財団フェロシップ同窓会立ち上げ準備非公式会合

13h00 - オリエンテーリング開始

17h00 - オリエンテーリング終了

17h30 - 船の科学館にてオリエンテーリング表彰

18h45 - 閉会・歓送会

4月16日（木曜日）－帰国

3. 会議の成果

1)卒業生ネットワーク組織の立ち上げ

これまでの5年間で国連-日本財団フェロシッププログラム卒業生は41カ国50名となり、今後も増加が見込まれる卒業生のネットワーク化が当面の課題となっていたが、今回アジア地区の11カ国15名が一堂に会し、今後のネットワーク活動について議論する機会を持ったことでネットワーク構築に向けて具体的な前進が見られたことは評価できる。なお今回の会合では、**Alumni Representative**として **Ms. Sampan Panjarat(Thailand)**が選出され、また情報共有のためのウェブサイトを立てることが決定されるなど、今後のネットワーク活動の基盤構築に向けた具体的な成果が得られた。ウェブサイトはすでに運用が開始され情報ポータルサイトとして機能している。（<http://www.unfalumni.org/>）

2)各国海洋政策に関する情報共有

参加者からは各国の海洋政策に関するプレゼンテーションが行われ、海洋をめぐる各国の現状や課題が紹介された。我が国については、当財団から林特別研究員が国連海洋法条約の履行に向けた我が国の取り組み、寺島常務理事から海洋基本法並びに制定後の海洋政策について、また東京大学から海洋アライアンス設置、大陸棚の共同開発、公海上の生物資源管理についての発表が行われた。海洋基本法制定並びにそれに基づく海洋政策の策定と実行に向けた具体的な取り組みの紹介は、国連海洋法条約の履行に向けて多くの課題を抱える各国の参加者から高い関心が寄せられ、質疑応答も活発に行われた。

3)今後に向けて

今回は初回ということで卒業生が最も多いアジア地区に限定した会議だったが、参加者からも概ね好評を得たことから、アフリカ、中南米など他の地域についても同様のパッケージで会合が開催されることを期待したい。

また当財団では世界海事大学(WMU)笹川奨学金プログラムの事務局として卒業生ネットワーク活動を展開しているが、このような DOALOS 以外の海洋・海事関係奨学プログラム卒業生ネットワークとの有機的な連携も、将来的には検討がなされることが望ましい。

第2章 マラッカ海峡をめぐる動向(小谷哲男)

1. マラッカ・シンガポール海峡の航行安全と環境保全に関する協力メカニズム

(1) 協力メカニズム設立の背景

世界で最も通航量が多く経済的に重要な海路であるマラッカ海峡は、1000キロ以上の長さに及ぶ上に数多くの浅瀬を有するため、海難事故やそれに伴う海洋汚染が頻繁に起きており、同海峡の航行の安全と環境保全対策が急務となっている。従来、同海峡を利用するのはほとんどが日本船籍の船舶であり、これらの対策はインドネシア、マレーシア、シンガポールの沿岸3カ国が一義的責任を有し、日本財団とマラッカ海峡協議会がこれらの対策に協力してきた。しかし、近年、経済成長の著しい中国、韓国等の中東からの石油輸入が急増し、これにともなって同海峡の通航量が増加するとともに、船舶の大型化・高速化も進んでおり、沿岸国中心の費用負担は限界を迎えている。こうした中、沿岸3カ国と国際海事機関（IMO）は2005年以降同海峡における新たな協力の枠組みについて検討を重ね、2007年9月のIMOシンガポール会合で、沿岸国、利用国、海運業界、その他利害関係者との対話と協力を促進する新たな国際的協力メカニズムの設立が合意された。

表1 マラッカ海峡の通航量予測

	2004年	2010年	2020年
DWT	40億	47億	64億
隻数	9.4万	11.7万	14.1万

運輸政策研究機構（JITI）作成

(2) 協力メカニズムの概要

協力メカニズムは、協力フォーラム（沿岸国と利用国等の協力促進のための一般的協議の場）、プロジェクト調整委員会（沿岸国提案のプロジェクトを支援する利用国等と沿岸国と調整の場）及び航行援助施設基金（航行援助施設の整備・維持管理に関する基金）からなり、同海峡における航行安全・環境保全対策に関するプロジェクト（※）が推進されている²⁰。

なお、2008年4月に同基金が設立、同年5月には協力フォーラムの初回がマレーシアで開催され、2009年10月に2回目のフォーラムがシンガポールで開催されている。

（※）沿岸国が支援を求めている6つのプロジェクト

²⁰ 国土交通省 HP 『マラッカ・シンガポール海峡に関するシンガポール会議』の結果概要」参照。< http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/10/100907_.html >

1. TSS（分離通航帯）内における沈船の除去
2. HNS（有害危険物質）への対応体制整備
3. 小型船舶用の AIS（船舶自動識別システム）クラス B の実証支援
4. 潮流・潮汐等の観測システムの整備
5. 既存の航行援助施設の維持・更新
6. 津波の被害を受けた航行援助施設の復旧整備

(3)協力メカニズムの現状

日本財団は、当初 5 年間、航行援助施設基金に対し費用の 3 分の 1 までを支援する旨を表明している。他にはマラッカ協議会、アラブ首長国連邦、中東航行支援サービスが同基金に資金を提供している、第 2 回協力フォーラムでは中国が同基金への資金提供を表明し、また、欧州委員会はプロジェクト 2 と 3 に 40 万から 50 万ユーロの資金提供を表明している。

各プロジェクトの進捗状況は以下の通りである。

- ・ プロジェクト 1：インドが支援、11 の危険な沈船を確認している。
- ・ プロジェクト 2：オーストラリア、中国、米国が支援、HNS データバンク、リスクアセスメント、訓練等を通じて能力構築が行われている。
- ・ プロジェクト 3：オーストラリア、日本、韓国が支援、実施はほぼ完了しており、AIS クラス B が通航量の多い海域でも有効であることを確認している。
- ・ プロジェクト 4：中国とインドが支援、評価調査により観測システムの構築によって捜索救難、油濁対処能力の向上が見込まれている。
- ・ プロジェクト 5：航行援助設備基金の資金により、2009 年第一四半期にインドネシアが 28、マレーシアが 18、シンガポールが 5 つの航行援助設備の整備を行った。第二・第三四半期には合わせて 51 の施設の整備を行うことが承認された。
- ・ プロジェクト 6：中国が支援、スマトラ沖の航行援助施設の復旧を全額負担することを表明している。その他、マレーシアが 18 ある航行援助施設の整備を 9 つは自弁で、残りの 9 つは航行支援基金の資金で実施している。²¹

(4)協力メカニズムの評価

同メカニズムは、国際海峡における航行安全と環境保全に関する沿岸国と利用国の協力を求める国連海洋法条約第 43 条の規定を初めて実現するものであり、また、海峡の沿岸国と利用国だけでなく、海運産業その他の多様な利害関係者が「利用者」として任意で参加出来るようにしている点では、同条約の制定当時に期待された内容を超えたものであると評価できよう。これが実現したのは、日本財団が海峡通過の直接受益者であ

²¹ 2nd Project Coordination Committee Meeting under the Co-operative Mechanism on the Straits of Malacca and Singapore Report of the Meeting (Singapore, October 16, 2009).

る海運産業界に「企業の社会的責任（CSR）」という 21 世紀的コンセプトの上によって任意の協力を提案したことによるところが大きい。

日本財団はまた、2007 年 3 月にクアラルンプールで沿岸国の研究機関とシンポジウムを共催して必要となる航行援助施設の整備等の費用対効果の分析を提示したり、2008 年 11 月には同じくマレーシアで国際海運団体のラウンドテーブルとシンポジウムを共催し、協力メカニズムにおける海運産業を含む利害関係者による貢献のあり方に関する議論を主導したりするなど、NGO として協力メカニズムの具体化に民間の知見を組み入れ、大きな貢献を果たしている。

航行援助施設基金にはすでに利用国を中心に資金提供がなされ、また各プロジェクトにも多くの支援が行われている。一方、「利用者」である海運業界からの資金提供が少ないことは否めない。同メカニズムには国家だけでなく、非国家主体も巻き込んだリージョナル・ガバナンスの萌芽がみられる。同時に、非国家主体による自発的貢献に依存する同メカニズムは、いかにその自発性を確保するかという点が最大の課題である。同メカニズムが有効に機能するためには、「利用者」へのさらなる働きかけが必要であろう。

2. 「アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）」

(1)ReCAAP の生成過程

1999 年 10 月の「アロンドラ・レインボー」号事件²²の発生は、アジア各国、特に日本に警鐘を鳴らし、海賊対策の必要性を各国が共有する契機となった。これ以降、わが国はアジア地域における海賊対策協力の強化のため、様々な取り組み主導してきた²³。その結果、地域の海上保安機関及び海事政策当局、IMO、各国の船主協会代表等の間で、海賊問題は地域全体の安定と繁栄に大きな影響を与える問題であり、各国の連携が必要不可欠であるとの認識を共有するに至った。こうして、わが国主導の下、ASEAN 諸国、中国、韓国、インド、スリランカ、バングラデシュ（計 16 カ国）の間で協力協定の作成交渉が開始され、2004 年 11 月、「アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）」が採択された。

²² 1999 年 10 月、日本に向かっていた「アロンドラ・レインボー」号がマラッカ海峡で海賊の襲撃に遭い、船舶と貨物を奪われ、日本人の船長・機関長を含む十七人の乗員は、救命筏に乗せられ海上に放置された。乗員は、10 日におよぶ漂流の後、タイの漁民に救出され九死に一生を得た。「アロンドラ」号は、船体の色を塗り替えられ、船名も変えられてインド洋を西に向けて航行中に、インド沿岸警備隊に発見され、船を操船していた海賊グループとともに拿捕された。積荷の半分は船内に残っていたが、半分が消え、後日中国経由でフィリピンに売却されたことが判明している

²³ 外務省 HP「海賊問題の現状と我が国の取組」

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/>>参照。日本が主導した主な取り組みには、「海賊対策国際会議」（2000 年 4 月）、「海賊対策調査ミッション」（2000 年 9 月～）、「海賊対策アジア協力会議」（2001 年 10 月）がある。

同協定は海賊対策という目的を持つ初の政府間協定で、海賊に関する情報共有体制の整備と各国協力網の構築とを通じて海上保安機関間の協力強化を図ることを目的としており、2006年9月に10カ国による批准をもって発効、同年11月には「国際機関」と位置づけられる情報共有センター（ISC）がシンガポールに設置された²⁴。現在の締約国は、交渉参加国からインドネシアとマレーシアを除いた14カ国に初の域外国メンバーであるノルウェーを加えた15カ国である²⁵。

ISCの実際の運用において、各締約国はISCとの連絡の責任を負う部署をフォーカル・ポイントとして指定し（日本は海上保安庁）、各締約国は、フォーカル・ポイントとその他の法令執行機関および関係NGOとの間で円滑で効果的な連絡体制を確立するように義務づけられている。ISCは月例報告書をはじめ各種報告書を発行して海賊行為の類別・分析を行い、またキャパシティ・ビルディングセミナーを開催して最優良事例を各締約国のフォーカル・ポイントや海運業界と共有するなど、活発な活動を行っている。

(2)ReCAAPの有効性

ReCAAPの2009年次報告書によると、近年マラッカ海峡での海賊被害は減少傾向にあるが、ReCAAPの発効が直ちに作用したというわけではない。海賊被害が減少しているのは、何よりも沿岸国の取り締まり強化が効果を現したからである。沿岸3カ国は、それぞれ個別にレーダー網の建設や取り締まり態勢を強化する一方で、タイと共に「マラッカ海峡パトロール」²⁶を行っている。このように、取り締まりにおける協力は、ReCAAPの枠組みとは離れたところで進んでいるのである。とはいえ、容疑船舶と強奪された貨物の発見には迅速な法執行機関の行動が必要であるが、たとえば2008年4月17日の「UBTベイ」号事件（インドネシア・ベラワン港）と同年4月25日の「第二パタラヴァリン」号（マレーシア・ジョホール沖）の事件では、ISCが即座に海賊警報を出してその後の関係機関による捜査を可能にしている²⁷。政府間協定ができたことで関係国の行動に対する期待が計算できるようになっているのである。また、ReCAAPの有効性は、各フォーカル・ポイントを通じて、国際的連携のみならず、国内関係機関の連携も可能になる点にもある。

このように、ReCAAPは、海賊問題の「管理」という意味でのリージョナル・ガバナンスに貢献していると評価できよう。また、ReCAAPの海賊と武装強盗の定義が国連海

²⁴ 外務省 HP「アジア海賊対策地域協力協定」(ReCAAP: Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships) について」参照。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo/kaizoku_gai.html>

²⁵ *Fairplay* 24, August 31, 2009.

²⁶ 2004年以降行ってきたMALSINDO水上調整パトロールと2005年から行ってきた「空中監視」は、現在共同調整センターの下で統括されている。

²⁷ シンガポール海上港湾庁主催の第10回海洋フォーラム（シンガポール、2008年5月29日）でのReCAAP・ISCによる発表。

洋法条約に基づいており、締約国も同条約に基づいて海賊の取り締まりを行う。このため機能に普遍性があり、他の地域でも海賊対策に関する地域協力の枠組みとして

「ReCAAPモデル」は有効である。実際、ソマリア沖海賊問題への取組として国連安全保障理事会決議 1851 号はReCAAPをモデルとして、東アフリカ地域での海賊情報共有メカニズムの構築を求めている²⁸。この「ReCAAPモデル」はまた、麻薬密輸や人身売買、海上テロなど他の海洋安全保障問題への取り組みにも援用できるであろう。

(3)課題

ReCAAPの課題に関しては、海賊多発水域を抱えるインドネシアとマレーシアが批准していないため、両国からの情報提供が期待できないことがまず指摘できる。ISCはインドネシア海上治安調整機構 (BAKORKAMLA) およびマレーシア海事執行庁 (MMEA) と実務レベルでは協力関係にあるとはいえ²⁹、両国の正式な加盟はさらなる域外国、特に米国の加盟への道を開く上で重要である。ReCAAP加盟国はマレーシア、インドネシア両国との協力をより正統なものとするため、公式なMOUを結ぶか、両国にオペレーションセンターを設置することを考慮する必要があるだろう。

もう一つの課題は、国際海事局 (IMB) との差別化、役割分担である。ReCAAPの機能は民間組織であるIBMのPRC (海賊通報センター) のそれと重複する。ただし、両者は必ずしも競合する制度ではない。ReCAAPが政府間制度であるために情報源は主として各締約国で、対象海域がアラビア海からユーラシア大陸南縁に沿って北東アジアに至る海域であるのに対し、IBMは海運業界をメンバーとする民間組織で、民間船舶からの通報を主たる情報源とし、全世界を対象としている点が異なっている。また、PRCは海賊と船会社の仲介役を担って被害船舶や乗組員の開放につながることもあるのに対し、ReCAAPには海賊の取り締まりに不可欠な政府間協力を期待できる。だが、近年シンガポール海運協会が参加の船会社に海賊被害を受けた場合はIMBではなく、ReCAAP・ISCに通報するように求めるなど、両機関が持つ機能が競合する可能性が高まっている。このため両者の役割を競合させず、それぞれの利点を活かした相互補完的にする必要がある。被害の通報先はIMBに統一し、その情報をReCAAP・ISCが受け、容疑船舶・被害貨物の捜査・発見につなげるのが理想的である。ReCAAP加盟国はこのよう協力を実現するため、IMBとの公式な取り決めを締結する必要があるだろう。

²⁸ Danielle Skinner, “UN Security Council Authorizes Pursuit of Pirates Ashore in Somalia,” US AFRICOM Public Affairs, December 17, 2008, <http://www.africom.mil/getArticle.asp?art=2362&lang=0> (accessed February 16, 2010).

²⁹ Joshua Ho, “Combating Piracy and Armed Robbery in Asia: Boosting ReCAAP’s Role,” *RSIS Commentaries* 69/2008, June 23, 2008.

第3章 海洋、沿岸、島嶼に関するグローバル・フォーラム (Global Forum on Oceans, Coasts, and Islands) (市岡卓)

1. グローバル・フォーラムの概要

「海洋・沿岸・島嶼に関するグローバル・フォーラム」(以下、「グローバル・フォーラム」)は、海洋・沿岸・島嶼における持続可能な開発の問題に取り組むことを目的とする国際的なフォーラムである。2001年から活動を開始し、2002年8月のヨハネスブルグ・サミット(持続可能な開発に関する世界サミット:WSSD)において創設された。特に、海洋・沿岸・島嶼の問題に総合的に取り組み、国際的・地域的政策及び国内政策を改善するために、分野横断的な情報交換の場を提供することを目的とする。グローバル・フォーラムは、政府、国際機関、NGOから個人の資格で参加した者から構成される。活動としては、① 情報発信(ニュースレターの発行など)、② WSSD実施計画の実施支援(UNEP/GPAの支援等に基づく)、③ WSSDの成果を実施するためのイベントの開催、④ 海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議の開催等があげられる。海洋政策研究財団は発足当初から参加し、海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議におけるワークショップの共催などグローバル・フォーラムの活動に積極的に貢献しているほか、寺島常務理事が運営委員会(Steering Committee)の委員を務め運営面で協力している。

2009年度における主な活動としては、世界海洋会議2009(World Ocean Conference 2009)や第15回国連気候変動枠組条約締約国会議(UNFCCC/COP15)への参画などが挙げられる。また、2010年5月には、第5回海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議(Global Ocean Conference 2010/GOC 2010)の開催を計画している。こうしたグローバル・フォーラムの活動を方向づけていくための運営委員会が2009年6月に開催されている。

2. 世界海洋会議2009(World Ocean Conference 2009)への参画

2009年5月には、インドネシア・マナドで世界海洋会議2009(World Ocean Conference 2009)が開催された。

グローバル・フォーラムは、同会議において3日間にわたるパネルディスカッションからなるイベント「世界海洋政策の日」(World Ocean Day)を開催するとともに、UNFCCC/COP15に向けての提言をとりまとめた(詳細については、本報告書の第8章②を参照。)

3. 運営委員会(Steering Committee Meeting)の開催

2009年6月16日、米国・ニューヨークで運営委員会が開催された。

本委員会では、気候変動や生物多様性をめぐる国際的な動向の中での今後の取組み、2010年5月に開催する第5回海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議(GOC 2010)の内容

などグローバル・フォーラムの活動の進め方について議論が行われた。テーマごとの主な議論の結果は、以下のとおりである。

(1) 前回運営委員会以降の動き

前回委員会（2009年2月）以降の動きについて、以下のとおり報告があった。

- ①第5回世界水フォーラム（2009年3月、トルコ・イスタンブール）に参加した。
- ②2009～2012年のGEFの支援89万ドルが認められた。また、協調支援117万ドルが確保できた。
- ③世界海洋会議2009（2009年5月、インドネシア・マナド）に参加した。
- ④国連気候変動枠組条約のワーキング・グループ（2009年6月、ドイツ・ボン）に合わせ、サイドイベントとしてシンポジウムを開催した。

(2) 海洋と気候変動の問題への取組み

今後の進め方について議論を行ったところ、以下のような意見があった。

- ①気候変動の海洋への影響について、経済的なデータを提供して議論の促進につなげるべき。
- ②北極海の変化が海洋にもたらす問題についてきちんと取り上げていくべき。
- ③森林の問題を扱っているグループとも連携していったらどうか。
- ④2007年のIPCC第4次レポート以降の新たな科学的知見も踏まえると、同レポートを前提とした取組みでは不十分であり、さらに取組みの強化が必要（小島嶼国政府関係者より）。
- ⑤気候変動への適応において、生態系の回復力（resilience）が重要。持続可能な漁業資源の管理の問題にきちんと取り組むべき。

(3) 海洋における生物多様性の問題への取組み

グローバル・フォーラムとしての取組み状況について、シシン・セイン共同議長から以下のとおり説明があった。

- ①2010年は国際生物多様性年であり、同年10月に名古屋で開催されるCBD / COP10（第10回生物多様性条約締約国会議）に向け一層積極的に取り組みたい。
- ②生物多様性に関連するものとして、国家管轄外海域（Areas Beyond National Jurisdiction / ABNJ）の管理の問題に取り組んでいる。GEFの助成を受け、FAOの協力を得て行われる、地域における実験的なプロジェクトの実施に協力する。
- ③2012年までに海洋保護区（MPA）のネットワーク形成を図るというWSSDの目標について、再検討する必要がある。

これらを踏まえた議論の中で、以下のような意見があった。

- ①UNFCCC / COP15でサイドイベントとして開催する「Ocean Day」の一つのテーマとして、生物多様性の問題を扱うことが考えられる。
- ②MPAの増加については、戦略の見直しが必要。

③生物多様性の損失については、経済的分析を提供することが必要。

(4) GOC 2010 の企画案について

GOC 2010 の企画案について、シシン・セイン共同議長から以下のとおり提案があった。

- ①海洋に関連する WSSD の目標（生態系ベースでの海洋管理の促進、生物多様性の減少を大幅にくいとめる）のターゲットの年であることを踏まえ開催する。
- ②UNESCO の 50 周年でもあり、パリの UNESCO 本部で開催する。
- ③テーマについては、海洋・気候と安全保障、統合的海洋・沿岸政策、生態系を基礎とした管理（EBM / Ecosystem Based Management）」、海洋保護区のネットワーク、国家管轄外海域の統合的管理などを考えている。
- ④政治家のネットワークも作りたい（海洋基本法成立に関わった日本の政治家も来てもらえるとありがたいとの補足的なコメントもあった）。

これを受けて、参加者から以下のようなコメントがあった。

- ①政治家の参加を促進すべき。また、産業界のネットワークも作れるといい。
- ②漁業は、食物のセキュリティに関わる問題でもあることから、気候変動の問題とも関連づけ、特に強調されるべき。
- ③メディア・グループの参加も促すべき。まだまだ GF の知名度は低い。
- ④科学、経済、法、政治といった様々な側面からの議論が必要。

(5) 将来の計画、GOC 2012、その他

シシン・セイン共同議長から、2012年に第6回 GOC の開催を考えており、現在のところ、韓国、メキシコ、ブラジル、UAE からホストしたいとの申し出があるとの説明があった。韓国の関係者からは、2012年に韓国・麗水（ヨス）で開催する万博のプレゼンテーションとともに、第6回 GOC を韓国で開催したいとのアピールがあった。

本運営委員会の開催に続きグローバル・フォーラムは、6月18日、ニューヨークで開催された UNICPOLOS のサイドイベントとして、気候変動と海洋の問題に関するシンポジウムを開催した。このシンポジウムには、約20名の国際機関、NGO 等の関係者が参加し、パネリストの発表を受けて意見交換を行った。

4. 第15回国連気候変動枠組条約締約国会議（UNFCCC / COP15）への参画

2009年12月、デンマーク・コペンハーゲンで、第15回気候変動枠組条約締約国会議（UNFCCC / COP15）が開催された。同会議では、2013年以降の二酸化炭素排出量削減目標についての取決め（いわゆる「ポスト京都議定書」）が合意されることが期待されていたが、結果としては、拘束的な目標を定めない「コペンハーゲン合意」に締約国会議が「留意する」とどまった。

グローバル・フォーラムは、UNFCCC/COP15 開催中の 12 月 14 日、コペンハーゲンの欧州環境庁（European Environment Agency）（注）で、インドネシア政府、欧州環境庁、米国デラウェア大学 Gerald J. Mangone 海洋政策センターと共同で「Oceans Day」を開催した。Oceans Day は、気候変動、海洋の健康な状態と人類の福祉とが密接に結びついていることや、気候変動が沿岸地域社会や海洋資源に及ぼす影響を最小限に食い止めるための緩和・適応対策に十分な資金支援が必要であることを明らかにし、UNFCCC の締約国や関係の政府間機関、NGO、市民社会に対し、UNFCCC/COP15 での合意から派生する海洋・沿岸域の問題に取り組むよう促すことをねらいとしたものである。国連気候変動枠組条約締約国会議に合わせてこの種の会議を開催するのは、グローバル・フォーラムとして初めての試みであった。Oceans Day には、40 カ国から政府、国連機関、NGO、学界、企業等の関係者約 320 名が参加した。

（注）欧州環境庁は、環境問題に関する情報提供を行い、加盟国の政策立案・実施を支援することを目的とする欧州連合の専門機関である。

Oceans Day では、以下の各点についてとりまとめ、UNFCCC/COP15 に対し提言を行った。

- ①海洋は、二酸化炭素の吸収など気候変動の緩和に大きな役割を果たす。
- ②UNFCCC の枠組の中で、統合的な海洋・沿岸に関するプログラムを作成する必要がある。
- ③世界の海洋コミュニティは、UNFCCC 締約国に対し、COP15 以降も、気候変動の緩和、気候変動への適応、財政支援、能力開発、市民の参加を含む総合的な海洋と沿岸に関する行動計画を検討するよう訴える。

（当財団は UNFCCC/COP15 及び Oceans Day に参加しなかったため、本稿の記述は、グローバル・フォーラムの公表資料による。）

5. 第 5 回海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議の計画

グローバル・フォーラムは、2010 年 5 月、フランス・パリで、第 5 回海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議（GOC 2010）を開催することを計画している。グローバル・フォーラムのほか、GEF（地球環境ファシリティ）、フランス政府、UNESCO 政府間海洋学委員会（UNESCO-IOC）、多数の国連機関や各国政府、その他関係機関が共同で開催する。本会議は、2010 年に UNESCO が 50 周年を迎えること、また、2001 年に第 1 回の海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議が UNESCO 本部で開催されたことを踏まえ、UNESCO 本部で開催される。

本会議は、政府、国際機関、NGO、産業界、学界といった海洋に関わるすべての関係者が、世界・地域・国家の各レベルでの海洋に関連する重要な政策課題を討議し、世界レベルでの海洋政策の発展を図ることを目的とし、以下の 3 つをテーマとしている。

①生存のために (Ensuring Survival) :

海洋・気候・安全 — コペンハーゲン後の緩和・適応・資金支援に関する重要課題

②生命を守る (Preserving Life) :

海洋生物多様性、海洋保護区のネットワーク、国際生物多様性年を記念して

③よりよい管理へ (Improving Governance) :

国家・地域レベル、国家管轄外海域の生態系を基礎とした総合的海洋・沿岸域管理

会議は5月3日～7日の5日間で、主に以下のような行事が予定されている。

5月3日～4日 ・政策・科学・技術シンポジウム

5月5日 ・政府高官ラウンドテーブル
・政治家によるラウンドテーブル
・地方公共団体等のネットワーク

5月6日～7日 ・政策会議 (政府、国際機関、NGO、産業界、学界の代表が参加)

5月3日～4日には、「政策・科学・技術シンポジウム」として、上記の3つのテーマに沿った約60のセッション(パネル・ディスカッション)が開催される予定である。この中で当財団も、海外の研究機関と協力して「重層的な海洋・沿岸域管理を通じた海洋ガバナンスの向上」をテーマとしたセッションを開催すべく準備中である。

第4章 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第10会期 (UNICPOLOS-10)(武井良修)

1. UNICPOLOS の概要

海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス(UNICPOLOSまたは協議プロセス)とは、1999年11月24日の国連総会決議A/RES/54/33により導入された、海洋問題と海洋法について議論する非公式協議プロセスであり、これまで毎年開催されてきた。本協議プロセスは国連総会における海洋問題の評価の支援を目的とし、海洋と海洋法に関する事務総長報告をもとに協議を行い、新たな海洋問題や国際協力が必要な分野の特定を行う。協議の結果は議長が総会に提出する報告において、勧告として盛り込まれる。3会期ごとに協議プロセスの継続が審議されることとなっており、2008年にはさらに2年間の延長が決定され、今回第10会期を迎えた。

2. UNICPOLOS-10 の議題

今回の UNICPOLOS の議題は、これまでの9回の UNICPOLOS の結果の実施(これまでの9回の会合の成果及び欠点の検討を含む)についての議論を行うことであった。共同議長は、Don MacKay (ニュージーランド) 及び Paul Badji (セネガル)で、日本からは国連代表部の角茂樹大使らが出席した。全体では、103の国及び28の国際機関、12のNGOの代表が参加した。

3. 日程及び議題

UNICPOLOS-10は、2009年6月17～19日にかけて開催され、以下の議題が議論された。

● 全体会合1

項目1. 開会 (オブライエン法務担当事務次長及びシャ経済・社会担当事務次長)

項目2. 議題の採択

項目3. 意見交換

● パネル討議

第1パネル UNICPOLOS の任務、目的及び役割

第2パネル UNICPOLOS の結果及びその実施

第3パネル UNICPOLOS のフォーマットと作業方法

● 全体会合2

項目3. 意見交換(継続)

項目4. 会合の結果の検討

4. 会議の結果

会議の主な内容は以下の通りである³⁰。

(1) 全体会合

全体会合では、各国がステートメントを読み上げ、その後国際機関並びに NGO がステートメントを読み上げた。当財団にとって、特別協議資格取得後初の UNICPOLOS への参加となったわけであるが、予定通りステートメントを読み上げ、ステートメント原稿を会場において配布することができた。終了後には、代表団及び DOALOS 関係者より当財団のステートメントへの好意的なコメントを聞くことができた。会合において、各国政府が繰り返し、人材育成活動の重要性を説いていたことも、我々のような NGO の活動が DOALOS にとっても役に立つことを再認識させたことと思われる。

UNICPOLOS の果たしてきた役割について、会合期間中を通して、様々な観点から以下のような肯定的な見解が表明された：(1)国際機関及び NGO も参加することのできる包括性、(2)外交交渉から離れたフランクな議論の場の提供、(3)海洋問題全般を総合的に扱うことのできるフォーラム、(4)総会の作業の促進、(5)生起しつつある問題を討議する場の提供、(6)海洋問題についての理解の増進への貢献。同時に、多くの国がこれまでの UNICPOLOS 会合の問題点について、以下のように言及した：(1)UNICPOLOS の設立の根拠となっている総会決議 54/33 の趣旨からの乖離(持続可能な開発の観点の欠如、協力及び協調の促進の要素の欠如)、(2)短期間でコンセンサス合意事項を交渉することの問題性、(3)トピックの選択の問題点(選択の時期、人材育成及び技術移転の要素の欠如、他のフォーラムでカバーされているトピックとの重複)、(4)会議の運営の問題点(議長の任命の遅れ及びそれともなうパネリスト選出を含む会議の準備の遅れ、経済的な問題に基づくパネリストの偏り)。これらについて、以下のような、様々な改善案が出された：(1)トピックの選定に際して、提出する国による理由説明文書の添付、(2)UNICPOLOS への複数年のマンデートの付与、(3)共同議長による UNICPOLOS 信託基金への各国の貢献についての書面による呼びかけ、(4)共同議長の任期の 2 年以上への延長、(5)UNICPOLOS が交渉の舞台となってしまうことの防止(コンセンサス合意事項の交渉を行わない)、(5)一回の会合あたり複数のトピックの選択、(6)持続可能な開発の達成に貢献しうるような UNICPOLOS での討議の方法。

最終日の午前中には、将来の総会の作業を利しうる点についての討議が行われ、なかんずく、将来の UNICPOLOS での討議に適したトピックについての、各国の見解が表明された。様々なトピックに言及がなされたが、気候変動、漁業、海洋騒音、海洋環境影響評価、海洋保護区などへの言及が多かった。なお、多くの代表(特に途上国)が、それぞれのトピックの審議に際して、人材育成及び技術移転の側面を入れることを主張した。

最終日の午後には共同議長が事務局の準備した議長サマリーの原案を配布し、各国の見解を求めた。文書が共同議長による議論のサマリーであり、交渉の対象となる文書ではな

³⁰ 報告書は以下の国連法務部海洋問題・海洋法課 HP を参照せよ。
<http://www.un.org/Depts/los/consultative_process/consultative_process.htm>.

いということが確認されたこともあり、一部の国が訂正を求めただけで、会合は予定より早く午後 5 時に閉会された。

(2) パネル討議

第 1 パネルでは、Alan Simcock(英国、元 UNICPOLOS 議長)及び Satya Nandan(中西部太平洋漁業委員会)の両氏の発表の後に質疑応答が行われた。第 2 パネルでは、Agustín Blanco-Bazán(国際海事機関)、Matthew Gianni (深海保存連合(DSCC))、Sebastian Mathew(漁業労働者支持国際団体(International Collective in Support of Fishworkers))、Olajide Adeleke Ayinla(ナイジェリア海洋学・海洋調査研究所)及び Andrew Hudson (UN-Oceans コーディネーター代理)の各氏が発表を行い、質疑応答が続いた。第 3 パネルでは、発表は行われず、各国がそれぞれ見解を表明した。

(3) サイド・イベント

期間中、昼の休憩時間中に各日 1 つずつ、計 3 つのサイド・イベントが国連本部内会議室にて、NGO により開催された。

● DSCC : 17 日 13 : 15 - 14 : 45

総会決議 61/105 における底引網漁業(bottom trawling)関連の条項の履行状況についての発表並びに質疑応答及びグリーン・ピースによる底引網漁業についての映画の上映。主催者を除き、30 名ほどが参加。質疑応答では、NEAFC(北東大西洋漁業委員会)事務局長による北東大西洋での保護区域の設定及び保護区域外での操業についての質問・説明が行われた。また、総会決議 61/105 の不履行の際に、他国がとることのできる国際法上の措置について、活発な討議が行われた。

● シェラ・クラブ : 19 日 13 : 15 - 14 : 30

海洋騒音(ocean noise)についての発表並びに質疑応答。主催者を除き、10 名ほどが参加。ベルギー代表団が積極的に発言し、EU の取り組みについて説明した。

5. 所感

UNICPOLOS の継続自体については、幅広い参加者の中で早くからコンセンサスが見られた。共同議長による本会合の報告書において、コンセンサス合意事項を挿入することへの抵抗が広く見られたこともあり、今回の会合では、合意事項の交渉が行われなかったため、会合自体は非常に円滑に進んだ。

その後、11 月の非公式協議を経て、12 月には海洋と海洋法に関する国連総会決議 A/RES/64/71 が採択され、この中で 6 月 21 日～25 日にかけて開催される次回(第 11 会期)の UNICPOLOS のテーマは「海洋問題・海洋法の分野における能力向上(capacity-building) (海洋科学を含む)」と決定された。当財団がこれまで日本財団などとともに精力的に活動してきた分野であり、次回会合にも積極的に参加していくべきであろう。

第5章 海洋生物多様性をめぐる国際社会の動き(武井良修)

2010年10月には愛知県名古屋市において生物多様性条約(CBD)の第10回締約国会合(COP)の開催が予定されており、海洋・沿岸生物多様性は重要審議項目の一つに挙げられている³¹。我が国は、今後5年間の方向性を明らかにするものとして、2007年11月に第三次生物多様性国家戦略を策定し、海洋・沿岸域も含め現状と課題の分析及び具体的施策を示してきており、現在は生物多様性国家戦略2010及び海洋生物多様性保全戦略の策定中である。また、国際的には我が国はCBD条約体制などに参加することにより、海洋についても生物多様性保存のための国際的な取組みに貢献してきた。国内における海洋生物多様性の保存に向けた取組みと国際社会における動向は密接に関連し相互に影響し合っているため、今後、我が国が海洋生物多様性の保存を推進するにあたり、国際社会におけるこれまでの動向を理解することが重要である。この問題についての国際社会における取組みは、大きく分けて二つの国際機関において進展してきた³²。以下では近年のこの問題についてのCBD条約体制と国連総会プロセスの二つのフォーラムにおける議論を簡単に紹介する。

1. CBD条約体制

CBD条約体制の下では、1995年のDecision II/10(いわゆるジャカルタ・マンデート)に基づき、「海洋・沿岸生物多様性プログラム」が設立され、ジャカルタ・マンデートの実施のための措置を検討してきた。ジャカルタ・マンデートによって定められた作業計画はCOP7のDecision VII/5でさらに練り直された。COP10では、この作業計画の実施状況の詳細な検討、さらに必要であれば作業計画の修正が予定されている。

また、海洋保護区の設立はCBD第8条の生息域内保全の手法の一つとして規定されており、CBD体制の下で、分野横断的問題の一つとして「保護区問題」が設定され、陸域・海域双方における保護区設立の問題が検討されてきた³³。

³¹ 暫定アジェンダによれば、海洋・沿岸生物多様性は内陸水(Inland waters)生物多様性や保護区(Protected areas)と並び、6つの重要審議項目(Issues for in-depth consideration)のうちの一つに挙げられている。また、「(遺伝子資源への)アクセスと利益配分に関する国際制度(International Regime)」がCOP10の主要な議題となるが、国家の管轄権を超える海域や南極条約(または南極海洋生物資源保存条約)の適用範囲の遺伝子資源にも同制度が適用されるかが議論されている。なお、COP8では島嶼の(Island)生物多様性が重要審議項目の一つに挙げられていた。

³² このほかに、2002年のヨハネスブルク実施計画では、海洋生物多様性の喪失を止めるための国・地域的・国際的計画の策定が勧告されている(para. 32(d))。

³³ 海洋生物多様性の関連では、この他にも海洋肥沃化(ocean fertilization)問題などがCOP9で議論された。Decision IX/16 C 参照。

以下、国の管轄権を超える海域における保護区の設定の問題を中心に、近年のCBD条約体制下における海洋生物多様性保存に向けた海洋・沿岸生物多様性プログラムの活動を紹介する³⁴。

(1)COP9における主な動き

- ①国家管轄権を超える海洋生物多様性に悪影響を与えうる管轄下または管理下の活動についての環境影響評価及び戦略的環境評価のための科学的小よび技術的ガイダンスのさらなる発展のための協力を勧告。この目的のため、専門家会合を開催
- ②国連総会プロセス（下記の2を参照）を支援し保存管理措置を実施するために、下記「基準」等を適用するよう勧告。（但し、（2）に記載した「基準」等を国家管轄権内で適用する際には、これらの基準は締約国による適応を必要としうることを認める。（COP9 Decision IX/20, para. 18)）
- ③生物地理的分類システムの利用及びさらなる発展についての科学的ならびに技術的ガイダンスおよび保護が必要な国の管轄権を超えた海域の特定に関するガイダンスの作成のための専門家会合の開催。

(2)海洋保護区設立などに関する主な動き

2007年10月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護が必要な海域のための生態学的基準及び生物地理分類システムについての専門家会合（ポルトガル・アゾレス） 「大洋及び深海生息地（open ocean waters and deep sea habitats）内の生態的小よび生物学的に重要で保護が必要な海域の特定のための科学的基準」等を勧告
2008年2月	<ul style="list-style-type: none"> ● 科学技術助言補助機関（SBSTTA）第13回会合同「基準」等に関して勧告（但し、とるべき措置についてはカッコ（brackets）付き）
2008年5月	<ul style="list-style-type: none"> ● COP9（ドイツ・ボン） 1. 上記「基準」等のうち、「基準」及び「ガイダンス」を採択 2. 「4つの初期ステップ」に留意 3. 今後は科学技術専門家会合を開催して、当該基準の生物地理的分類システムの利用とさらなる発展のための科学的並びに技術的ガイダンス及び国の管轄権を超えた海域における保護海域特定のためのガイダンスを策定することを決定
2009年9月～10月	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物地理的分類システムおよび保護が必要な国の管轄権を超えた海域の特定に関する科学的小よび技術的ガイダンスについての専門家会合（カナダ・オタワ）

³⁴ これまで、CBD条約体制下では、“Protected areas”の枠組みの中でも、海洋生物多様性の保護が議論されてきた。例えば、COP9のDecision IX/18（Protected areas）の中で、海洋保護区に明示的に言及している部分は以下のとおりである：第5(b)項、第6(c)項及び(f)項、第21項。“Protected areas”の取組みの枠内では、2005年に開催された保護区に関する作業部会において国の管轄権を超える海域における海洋保護区の問題が議論されたが、2006年のCOP8はこの問題は一義的に国連総会で議論されるべきであるとの見解を示し、同作業部会の第2回会合ではこの問題は取り上げられなかった。

11 月

- 国の管轄権を超えた海域における環境影響評価に関連する科学的小よび技術的側面についての専門家会合（フィリピン・マニラ）

(3) 「生態的小よび生物学的に重要で保護が必要な海域の特定のための科学的基準」等

① 「生態的小よび生物学的に重要で保護が必要な海域の特定のための科学的基準」には以下の基準が含まれる：独自性・希少性、種の生命のとしての特別の重要性、絶滅の危機に瀕している種・生息地にとつての重要性、脆弱性・敏感性・回復の遅さ、生物的生産性、生物多様性、天然性

② 「海洋保護区の代表的なネットワークを特定するための科学的ガイダンス」におけるネットワークの特質と構成には以下の要素が含まれる：生態的小よび生物学的に重要なエリア、代表性、結合性、生態学的特徴の反復、妥当性・実行可能性

③ 「海洋保護区の代表的なネットワーク作りにおいて考慮されるべき4つの初期ステップ」は以下の4つである：1) 生態的小よび生物学的に重要なエリアの当初の科学的認定 (identification)、2) 生物地理的・生息地・共同体分類システムの設立・選択、3) (第1及び第2のステップを利用して) ネットワークに含むサイトを見つけ出すために質的・量的手法(qualitative and/or quantitative techniques)を繰り返し利用、4) 選択されたサイトの妥当性・実行可能性を評価

2. 国連総会プロセス

国連総会によって設立された非公式協議プロセス(UNICPOLOS)は海洋生物多様性の保存についても議論を行ってきており、特に2004年の第5回会合では「海洋の新たな持続可能な利用」のトピックの下、国の管轄権を超える海域における海底の生物多様性の保存及び管理についての議論を行った。国連総会は、UNICPOLOSの勧告やCBDなど他の国際機関における新たな展開を踏まえ、海洋法に関する年次決議で、海洋生物多様性の保存についての章を設けて、さらなる取組みを促してきた。また、持続可能な漁業についての決議でも公海漁業についての勧告を中心に漁業における生物多様性の保全を扱ってきた。2005年には、海洋法に関する決議によって国の管轄権を超える生物多様性の保存及び持続可能な利用の研究に関するアド・ホック作業部会(BBNJ作業部会)を設立し、同作業部会は2006年・2008年にそれぞれ会合を開き海洋生物多様性に関する様々な問題を議論し、総会に報告してきた。さらに2010年には、第3回の会合が開催され、同会合での勧告が2010年の国連総会に報告される予定である。

第3回会合では、国の管轄権を超える海洋生物多様性の保存と持続的利用のための国際的な協力及び調整を促進するためのオプションとアプローチ、さらにはより詳細なバックグラウンド調査を必要とする主要な争点及び問題点について議論した。今次会合では、作業部会は国連総会に対して勧告を行うこと及び海洋遺伝子資源の法的制度・海洋保護区・国の管轄権を超えた海域における環境影響評価プロセスといった争点についての議論を継続することが求められていた。

総会への一連の勧告が合意され、主な項目は情報基盤の強化・能力向上及び技術移転・実施における協力及び調整・統合的海洋管理及び生態系アプローチのための協力及び調整・環境影響評価・海域に基づく管理・海洋遺伝子資源である。また、2011年に再び作業部会を開催することを要請した。

第6章 PEMSEA（東アジア海域環境管理パートナーシップ）東アジア海洋会議(EAS Congress) (遠藤愛子)

PEMSEA は、1994年に GEF（地球環境ファシリティ）の地域プログラム「Prevention and Management of Marine Pollution in the East Asian Seas（東アジア海域における海洋汚染防止及び管理）」として、UNDP（国連開発会議）により実施、IMO（国際海事機関）により執行開始された。第1期プロジェクト（1994年～1999年）では、1）アモイ（中国）とバタンガス（フィリピン）における沿岸域統合管理（ICM）デモンストレーションサイト設置、2）マラッカ・シンガポール海峡の海洋汚染問題に対処するため準地域的な取り組みが実施された。

環境管理における政府間、省庁間、多部門間のパートナーシップの構築に焦点をあてた第2期プロジェクト（1999年～2007年）「東アジア海域環境管理パートナーシップ」が引き続き GEF による資金援助を受け、1999年10月に実施開始された。沿岸域統合管理については、2001年に、5カ所のデモンストレーションサイトと、2カ所のパラレルサイトが新たに設置された。一方、海洋汚染問題に対処するため準地域的な取り組みとして、渤海（2000年開始）、マニラ湾（2001年開始）、タイ湾（2002年開始）という3カ所における汚染地区（ホットスポット）で、廃棄物・海洋汚染を削減するためのデモンストレーションプロジェクトが立ち上げられた。

さらに、2003年12月に、マレーシアのプトラジャヤで開催された東アジア海洋会議において、「東アジア海域の持続可能な開発のための地域協力に関するプトラジャヤ宣言」及び、東アジア海域の持続可能な開発を達成するための地域戦略として「東アジア海域の持続可能な開発戦略（SDS-SEA）」が採択された。SDS-SEA は、1）1992年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロ市で開催された地球サミット（環境と開発に関する国際連合会議）で採択されたアジェンダ 21 第17章、2）2000年9月、ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択されたミレニアム開発目標（MDGs）、3）2002年9月に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）の実施計画、等の国際約束や行動計画の目標を達成するための行動の枠組みと、東アジア地域の協働のための共通戦略を示している。

2006年12月には、中国海南島の海口市で東アジア海洋会議 2006 が開催され、「東アジア海域の持続可能な開発に関する海口パートナーシップ合意（海口合意）」、及び新たな協力体制の組織構成や運営手続きを定めた運営協定が採択・署名された。海口合意では、PEMSEA を SDS-SEA 実施のための地域調整メカニズムとして位置付け、東アジア海域の各国が、分野別の取り組みから統合的な海洋・沿岸域管理へ、危機対応型から持続可能な開発・管理を達成するための人材育成・能力構築へ、また計画立案段階か

ら実際のプログラム実施へと転換することを目指している。また、海口合意に基づく運営協定では新たな運営体制が合意された。

第3期となる2007年以降では、PEMSEAの自立的な地域協力機構への転換が促進され、2009年11月にフィリピン・マニラで開催された東アジア海洋会議の閣僚級会合にて、PEMSEAは法人格を取得した。これにより、これまでのUNDPプログラムベースの組織としてだけでなく、地域協力メカニズムとして、独自に世界銀行をはじめとするドナー機関から資金援助を受けることが可能となった。

第1節 第5回執行委員会

1. 執行委員会概要

執行委員会は、2007年7月17日～20日に、インドネシア・マナドで開催された第1回パートナーシップ会議で、正式に発足した。執行委員会の役割は、意思決定機関であるEASパートナーシップ会議の決定を受けて、次の会議までの間、業務上の重要事項を決定するとともに、事務局であるPEMSEAリソース・ファシリティ（PRF）の実施を監督することである。構成メンバーは、パートナーシップ会議議長及び同会議を構成する2つの会合、技術会合及び政府間会合、の議長計3名と、PEMSEA事務局長からなる。執行委員会の第2回会議は、2007年9月にフィリピン・マニラのPEMSEA事務局にて開催され、第3回委員会は、2008年7月に東京で、また第4回委員会は、2008年12月に北京で開催された。

第5回目にあたる本委員会では、東アジア海洋会議の開催が直後に控えているためメンバーのパートナーシップ会議、技術会合の議長と、PEMSEA事務局長の他、政府パートナーと非政府パートナーも招待され、拡大執行委員会として開催された。本委員会では主に、1) 政府パートナーによる各国のPEMSEA法人格承認手続きの進捗状況の確認、2) 2009年11月にフィリピン・マニラで開催予定の東アジア海洋会議2009の閣僚級会合におけるマニラ宣言の内容、3) 今後のPEMSEAの役割等について議論された。

2. 会議概要

- ・日時：2009年7月24日（金）～7月25日（土）
- ・場所：Crowne Plaza Galleria Manila Hotel（フィリピン・マニラ）

3. 主な討議事項

（1）PEMSEA法人格取得

2003年12月にマレーシア・プトラジャヤにて署名されたプトラジャヤ宣言において、WSSD実施計画等をアジア海域で実施するための地域協力を共通目標として、そのための政策やプログラム開発・実施のための枠組としてSDS-SEAが採択された。その後、

2006年12月に中国・海口で開催された東アジア海洋会議の閣僚級会合にて、海口パートナーシップ合意及びパートナーシップ運営協定が採択・署名され、**SDS-SEA**の実現にむけて、**PEMSEA**をこれまでのプログラムベースの組織体から、自立的な地域協力メカニズムとして移行させることが合意された。法人格をもたない組織体が、**GEF**をはじめとするドナー機関から資金援助を受けるのは困難であることから、**PEMSEA**が**UNDP**のプログラムベースの組織から、地域協力メカニズムとして活動するために法人格の取得が必要であり、2008年7月のパートナーシップ（**PC**）会議において、本件に関するプロトコル（案）とコンセプトペーパー（案）が作成され、2009年11月にマニラで開催予定の東アジア海洋会議2009における閣僚級会合までに、各ステートパートナーは、法人格取得の承認と合意の署名を実施する予定となっていた。

本執行委員会においては、ステートパートナーより各国の現在の進捗状況について報告がなされた。その結果、中国、韓国、カンボジア等が承認について政府間内の調整がついたことを報告し、その他の国からも行政手続上の問題や遅延はあるものの、閣僚級会合にむけて、着実に準備がすすめられている旨報告された。また、**PEMSEA**リソース・ファシリティ（**PRF**）は引き続き各国のステートパートナーと本件に関して協議・調整をすすめていくと同時に、フィリピンの環境天然資源省（**DENR**）とともにフィリピン政府の本部協定を得るための準備をすすめていくと報告された。

（2）東アジア海洋会議2009における閣僚級会合

閣僚級会合については、1）**PRF**は共催者である**DENR**とともにプログラムの最終決定をおこなっていること、2）各国は早急に大臣級の出席を確実にすること、3）**PRF**は本会合中に実施されるフィールド活動について、フィリピン国内組織とともに調整している旨の報告がなされた。

閣僚級会合を準備するための上級政府職員会合を、1）11月24日に開催する、2）各国は上級政府職員の出席名簿を提出すること等決定された。

閣僚級会合にて実施される閣僚級宣言については本執行委員会においてワーキンググループが形成され、時間外において熱心な協議が続けられた結果、草案が完成した。今後1）**PRF**は閣僚級宣言案について各国のレビューを得ること、2）各国のレビューをもとに9月の終わりまでに**PRF**は本宣言内容を確定すること、3）本宣言の最終案は、上級政府職員会合にて最終的にレビューされること等が決定された。

（3）今後の**PEMSEA**の役割と運営方式

地域協力メカニズムに移行する今後の**PEMSEA**の役割と運営方式について、1）執行委員会が、テクニカル・ワーキンググループに代わって案の作成にあたること、2）資金提供組織へ支援を申し込むためのプロジェクト案を開発すること、3）**PRF**は**ICM**

実施にむけて PEMSEA の役割を構築していくこと、4) 第 6 回執行委員会に進捗結果を報告すること等が決定された。

また、世界銀行については、PEMSEA のスポンサー機関として、協定を結ぶことを検討することとなった。

(4) 東アジア海洋会議 2009

東アジア海洋会議 2009 について、1) PRF はワークショップ、イベント、プレゼンテーションの専門性を高めること、2) ステートパートナー、非ステートパートナーは、8 月 31 日までに参加者リストを提出すること、3) PRF はワークショッププログラムのアブストラクトを提出させ、内容を審査すること、4) PRF は、第 2 回ユースフォーラム情報をメディアを通して広く広めること、5) ステートパートナー、非ステートパートナーは、第 2 回ユースフォーラムの参加を国内の若者に促し、参加を支援することが決定された。

また、東アジア海洋会議 2012 については、開催予定国である韓国政府よりプレゼンテーション発表がなされた。開催地決定は、2009 年 11 月東アジア海洋会議 2009 の会期中に開催される特別 PC 会議において、正式に決定される。

(5) その他

第 3 回 PC 会議は、1) PRF が、東アジア海洋会議 2009 の会期中に開催される特別 PC 会議において組織する、2) ステートパートナー、非ステートパートナーは、特別 PC 会議の議題案を提出する、3) 第 3 回 PC 会議の開催場所、スケジュールは、特別 PC 会議にて決定される、4) SDA-SEA 実施にむけた来年度以降のプログラム、予算、その他必要事項を準備すること等が決定された。

また、アセアン生物多様性センター (ACB) と持続可能な開発のための PEMSEA 地方政府ネットワーク (PNLG) より提出された新規パートナーシップへの申し込みが受理され、東アジア海洋会議 2009 の会期中に開催される特別 PC 会議において、正式に加盟が承認される。

第2節 東アジア海洋会議 2009

1. 東アジア海洋会議概要 (全体)

東アジア海洋会議は、PEMSEA の活動の一環として 3 年に 1 回開催されるもので、国際機関、中央・地方政府関係者、産業経済界、研究者、市民団体、メディア等が参加する。これまでに、マレーシア・プトラジャヤ (2003 年)、中国・海口 (2006 年) で開催され、今回は 3 回目にあたる。

本会議は、フィリピン政府主催、PEMSEA と DENR 共催、UNDP (国連開発計画)、UNOPS (国連プロジェクト・サービス機関)、CMC (沿岸域管理センター) 後援、他 15 のスポンサー支援の下、フィリピン・マニラの国際会議場で開催された。参加者数

は約1,600人（過去最多）、43カ国（内東アジア海域からは14カ国）、36の国際機関が参加した。日本からは、開会式でステークホルダー代表の1人としてスピーチをおこなった海洋建設株式会社代表取締役片山敬一氏を始め、ワークショップ・セミナー、PNLG、閣僚級会合、展示会、ユースフォーラム等合計約90名が参加した。また、ラモス元大統領、インドネシア大学 経済学部教授Emil Salim氏、シンガポール大使Selverajah氏、フィリピン・ティームエナジー・コーポレーション代表取締役TeaM Energy氏の4人が基調講演をおこない、閣僚級会合ではアロヨ大統領が講演をおこなった。

会期中に開催された国際会議では、6つのテーマ（i）海洋・沿岸域ガバナンス、ii）水利用・供給管理、iii）自然・人的災害の予防と管理、iv）食の安全保障と生活管理、v）生息地保護、再生及び管理、vi）汚染削減と廃棄物処理）のもと、合計22のワークショップが開催された。本国際会議では、国や地方自治体、市民社会、サイエンス・コミュニティ、民間団体等が模範事例や当面の緊急課題について情報交換をおこなった。さらに、22の全てのワークショップにおいて、海洋及び沿岸域の持続的開発にむけて、ICMのスケールアップが共通メッセージとなった。

閣僚級会合では、「東アジア海域における持続可能な開発と気候変動への適応のための沿岸域統合管理の実施の強化に関するマニラ宣言」が採択され、ICMが持続可能な開発と気候変動への適応を達成するための貴重な手段であること、持続可能な開発と気候変動への適応のためのICMの実行を強化し、加速させることが確認された。さらに、国家が果たすべき役割と責任について、i）ICMプログラムの実施を監督及び指導する既存のメカニズムを強化するため、小地域レベル及び国レベルの調整メカニズムを構築する、ii）小地域海域及び関連水域の保全、機能回復、管理を含む小地域、国、地方自治体レベルにおける開発計画・プログラムに、ICMを組み入れる、iii）地方自治体におけるICMプログラムの策定・実施のための能力を含め、リーダーシップや技能、及び科学的・技術的能力を強化するための能力開発や技術支援プログラムを実施すること等が合意された。また、閣僚級会合では、PEMSEAの法人格が各国の合意の下、承認された。

当財団は、テーマ1「海洋・沿岸域ガバナンス」の中のワークショップ「沿岸及び海洋の国家政策と法律：地域の実施と新しい取り組み」を、PEMSEA、OPINEAR（東アジア海洋政策研究機関ネットワーク）とともに共催し、当財団の寺島紘士常務が議長及び口頭発表をおこなった。また、テーマ1ワークショップ「大陸棚：2009年5月後の展望」では、秋山昌廣会長が日本の海洋政策の動き、大陸棚限界申請に向けての取り組みと内容について口頭発表、特別セミナー「生態系アプローチに基づく保全と漁業管理」において遠藤愛子研究員が口頭発表をおこなった。他に、李銀姫研究員がポスター発表をおこなった。サイドイベントでは、PNLGフォーラムに参加、展示会に出展した。

2. 国際会議テーマ1 ワークショップ1 「Coastal/Ocean Policy and Legislation:

Implementation and New Initiatives (沿岸域及び海洋の国家政策と法律：地域の実施と新しい取り組み)」

(1) ワークショップ概要

本ワークショップでは、沿岸域及び海洋の重要性を改めて強調し、沿岸域及び海洋ガバナンスの開発・実施にむけた国家及び地方レベルでのさまざまな活動について、報告・議論がなされた。

最初に、主催者を代表して海洋政策研究財団秋山会長から開会挨拶がおこなわれた。秋山氏は、この機会を利用して政策決定における見解や経験等の意見交換をするよう参加者を激励した。

当財団が、PEMSEA、OPINEAR とともに共催した本ワークショップは、1) 国家海洋政策：実施と新たな取り組み、2) ICM の実施のための環境整備、3) 立法者による対話の3つのセッションから成り立っており、セッション1とセッション2は、当財団寺島常務が議長、Chua Thia-Eng 氏が副議長を務めた。セッション3では、フィリピン上院議員の Pia Cayetano 氏と、PEMSEA 事務局長 Raphael P.M. Lotilla 氏がファシリテーターを務め、立法者代表として、カンボジアからは上院議員 Mean Som An、韓国からは元上院議員 Je Jong Geel、ベトナムからは Nguyen Van Cu 氏が対話に参加した。

セッション1では、日本、インドネシア、中国、シンガポール、韓国、ベトナム、マレーシア各国の沿岸域及び海洋政策、戦略、法整備が報告された。セッション2では、気候変動、海洋汚染、生物多様性の保全、食料安全保障、淡水資源の減少等の問題に取り組むため、いかに統合的な方法で効果的に ICM の計画や管理の枠組みを適用するかについて、学識経験者、法律家、行政者よりフィリピン、EU、日本、PEMSEA における取り組みが紹介された。セッション3では、関連する国際条約の統合的実施にむけた ICM アプローチの幅広い適用とともに、沿岸域及び海洋政策の開発や実施のための環境整備に貢献する新しい法律制定、行動指針について、立法者と政策決定者間で、活発な意見交換がおこなわれた。

本ワークショップは、約 150 名の参加者を集め、成功裏に終了した。

(2) 会議概要

- ・日時：2009年11月24日(火) 10:00~18:30
- ・場所：Philippine International Convention Center (フィリピン・マニラ)

(3) 主要な討議事項

1) セッション1：国家海洋政策：実施と新たな取り組み

①発表者：寺島紘士氏（海洋政策研究財団 常務理事）

発表タイトル：The New Initiative on Comprehensive Ocean Policy and the Basic Act on Ocean Policy of Japan（日本における総合的な海洋政策と海洋基本法に関する新たなイニシアチブ）

寺島氏は、国際海洋法条約の発効、アジェンダ 21、WSSD 実施計画等、世界の海洋に関する包括的な法的枠組・ルールの策定を受けて、日本も海洋政策が必要であり、民間研究機関である海洋政策研究財団が、日本の沿岸域及び海洋政策の発展に重要な役割を果たしたことを強調した。当財団は、2005年「21世紀の海洋政策への提言」を発表し、EEZ・大陸棚の管理の枠組み構築等8分野、35項目について具体的に提言した。これを受けて2006年、国会議員と海洋関係各界の有識者からなる海洋基本研究会が設立され、「海洋政策大綱」及び「海洋基本法案」がとりまとめられた。2007年「海洋政策大綱」の内容を反映した海洋基本法が制定され、翌年2008年には「海洋基本計画」が策定された。寺島氏は、a) 立法者を中心とした政学官民間の調整は、総合的かつ統合的な海洋・沿岸域政策を確立及び実施する上で重大な役割を果たす。b) 政治的意思の形成及び維持は、従来の部門別の海洋・沿岸域政策を、総合的・統合的にするために重要である。c) ICMは総合的かつ統合的な海洋・沿岸域政策及び地方自治体の沿岸域管理に関する取り組みにおいて重要な部分であると強調した。

②発表者：Hashim Djalal 氏

発表タイトル：Experience and lessons learned from the implementation of the Coastal Zone and Small Island Management Act of Indonesia（インドネシア沿岸域及び島嶼部管理法実施から得た経験と教訓）

インドネシアは、気候変動の脅威や、増加する環境破壊により特に沿岸域や島嶼部管理が重要である。そこで、2007年6月に国家政府により、沿岸域及び海洋資源の持続可能な利用に関する第27法が制定された。Hashim Djalal氏は、a) 沿岸域や島嶼部の持続可能な開発のためには、強力なハイレベルの支援と支持、b) 地域及び国際レベルでの協力、c) 気候変動の影響を受けやすい開発途上国への支援、d) ステークホルダーの協力、e) 化石燃料の利用削減のため、波力、潮力、太陽エネルギー等海洋エネルギーの調査と開発等が必要であると結論づけた。

③発表者：Dr. Li Haiqing 氏（China Institute for Marine Affairs）

発表タイトル：China Ocean Policy Initiatives and Implications（中国海洋政策イニシアチブと実施）

Li Haiqing 氏は、中国の急激な都市化のマイナス影響は深刻であり、生態系保全を重んずる必要があると述べた。中国は、持続可能な沿岸域・海洋開発を促進させると同時に、海洋問題との調整を図るため、中国海洋アジェンダ 21 やその他法政策の改革を実施した。海域使用管理法では、ゾーニング、権利管理、使用料等の管理計画が包含されている。2006 年国 5 年経済社会開発プログラムには、海洋資源の保全と開発分野が含まれており、同年には、国家海洋開発プログラム 2010-2020 が開始した。水利権、市場、生態系に基づく管理の開発と実施に特徴がある。

④発表者：Dr. Nigel Goh 氏 (Coastal & Marine Environment Programme Office, National Parks Board)

発表タイトル：Adoption of the ICM Concept for Management of Coastal Areas in Singapore (シンガポールにおける沿岸域管理のための ICM 概念の導入)

Nigel Goh 氏は、ICM の実施にむけたシンガポールの経験から、キーとなるステークホルダーの早期関与、オーナーシップの構築、パートナーシップの確立、持続性の必要性、信頼の構築等が重要であると述べた。また、沿岸域管理への実行可能なアプローチとして、ICM のスケールアップにも言及し、これは PEMSEA のめざましい貢献とともに、地域における ICM への理解や実施が増加したことによると結論づけた。

⑤発表者：Sung Gwi Kim 氏 (Senior Research Fellow, Korea Maritime Institute)

発表タイトル：Implementation of the Ocean Korea 21, Korea Coastal Zone Management Act and Basic Law on Marine and Fishery Development (海洋開発基本計画、沿岸管理法、海洋水産発展基本法の実施)

Sung Gwi Kim 氏は、韓国の海洋ガバナンスの改正について述べた。韓国では、統合的な海洋ガバナンスと、韓国沿岸管理法 (1999 年)、オーシャン코리아 21 (2000 年)、海洋水産開発基本法 (2002 年) 等の制定のために、1996 年海洋水産部が発足した。しかし、2008 年に、建設交通部と海洋水産部が統合され、漁業部門は農林水産食品部に組み込まれた。改正後の海洋水産開発基本法は、漁業分野を削除し、海洋に関する基本法となった。オーシャン코리아 21 は、国家海洋政策の方向性を示している。第 1 次オーシャン코리아は、海洋産業と資源開発の発展に貢献し、第 2 次オーシャン코리아 (2011-2020 年) は、海面上昇、海水温上昇等の気候変動問題を反映させている。韓国沿岸管理法では、沿岸域を 5 つの地域に分け、76 地方自治体のうち 63 自治体が管理計画を策定した。本法は改正され、新たに沿岸域における陸域と海域の水資源利用システムが紹介されている。また、本法では、海面上昇や海岸浸食による自然景観や風景の大きな変化を避け、海岸維持計画を通じて将来にわたって保存していくことが模索されている。

⑥発表者：Dr Nguyen Chu Hoi 氏 (Vietnam Administration of Seas and Islands)

発表タイトル：National Policy of Vietnam for Coastal and Marine Development (沿岸及び海洋開発のためのベトナム国家政策)

Nguyen Chu Hoi 氏は、ベトナムの沿岸及び海洋産業が、ベトナム国内総生産に大きく貢献していること、同時に拡大する経済活動が資源の乱獲を招いていると説明した。気候変動に関する政府間パネル (IPCC) によると、ベトナムは海面上昇や気候変動の影響を最も受ける国の一つにあげられている。ベトナムではこれまで国家沿岸域及び海洋政策は制定されていなかったが、統合的的海洋資源管理及び環境保護のための政令

(No.25/2009/ND-CP) が、2009年に発効した。本政令は、ゾーニングや海洋空間計画を含む ICM の実施を手引きしている。また、ベトナムは、PEMSEA の ICM サイトに 2 カ所 (Danang と Quangnam) エントリーしており、東アジア海域の持続可能な開発の実施に貢献している。

⑦発表者：Mohd Nizam Basiron 氏と Cheryl Rita Kaur 氏 (Maritime Institute of Malaysia)

発表タイトル：A National Ocean Policy for Malaysia: Rationale and Proposed Components (マレーシア国家海洋政策：理論的根拠と提案構成要素)

Cheryl Rita Kaur 氏は、マレーシアの海事分野は、多面的で相互に連結し国内外の要因に影響を受けているが、バランスのある開発は、分野的管理では達成不可能で、全体にアプローチをかける政策が必要であると強調した。マレーシアにおいて統合的的海洋管理を実施するためには、分野内及び分野間の問題を取り扱う総合的な海洋政策が必要である。また、海洋環境への負荷を軽減するためと多様な利用に関する争いを解決するために、明確な目的、優先事項、政策的対応について提示する必要があると結論づけた。

2) セッション 2：ICM の実施のための環境整備

①発表者：Chua Thia-Eng 氏 (PEMSEA)

発表タイトル：What is ICM? (ICM とは何か?)

Chua Thia-Eng 氏は、PEMSEA の ICM 実施を通じて、沿岸域の持続可能な開発のためのプロセス指向の枠組みについて解説した。また、持続可能な開発のためのガバナンス要素や、ICM サイクルについても説明をおこなった。

②発表者：Carlo Custodio 氏 (Director of the Coastal Marine Management Office, DENR)

発表タイトル：Development and Implementation Status of the Philippines' Executive Order 533 (大統領令 533 号)

フィリピンでは、2006年に沿岸域及び海洋資源の持続可能な開発を確実にするための国家戦略である大統領令第 533 号を通じて沿岸域統合管理が導入された。本大統領令に従って、フィリピン環境天然資源省は地方自治体とともに ICM プログラムを開発させ、ICM 調

整メカニズムがほとんど全ての地方自治体で創設された。地方自治体は、沿岸域戦略、海洋保護区計画、マングローブ管理、環境モニタリング、情報管理の開発に関する能力構築トレーニングを受けた。また普及活動キャンペーンが、ステークホルダーの共同責任に対するより良き理解と、沿岸・海洋資源への正しい認識を得るために展開されている。

③発表者：Antonio A. Oposa 氏 (Environmental Lawyer)

発表タイトル：Involvement of the Judiciary in the Rehabilitation of Manila Bay (マニラ湾再生への司法制度のかかわり)

マニラ湾では、深刻な水質汚濁が発生しており、弁護士である Antonio A. Oposa 氏は、マニラ湾の環境正義を求めるために、1999年に環境天然資源省とその他の関係省庁を相手に、マニラ湾を浄化するための行動計画を策定するよう訴えた。環境天然資源省は、PEMSEAの支援を得て、マニラ湾戦略とマニラ湾事業計画を準備したが、裁判は長引いていた。2009年、最高裁判所はついに、政府機関に対し、マニラ湾事業計画の実施を決定し、さらに、有識者（最高裁判所、フィリピン大学等）で構成された専門委員会に90日ごとにモニタリングの結果報告をするよう求めることで決着した。

④発表者：Yves Henocque (OPRF Visiting Fellow)

発表タイトル：A Nested Approach for ICM Implementation in Europe (ヨーロッパにおけるICM実施のための重層的アプローチ)

欧州連合(EU)のICM政策は、1995年～2000年に環境総局が実施したICMデモンストレーション・プログラムにより開始し、2002年に勧告「欧州における沿岸域統合管理の実施について」がだされた。一方で、加盟国や沿海州で独自にICM政策が開発されたが、海洋保全や海事活動の発展に関する国際的な議論は冲合に向けられていた。2006年、海事漁業総局が誕生し、2009年には、EU統合的海洋政策の進捗状況が報告された。ICMはそれ自体で考慮すべきものではなく、国家海洋政策の一部である、という方向で発展している。

⑤発表者：Prof. Raphael P.M. Lotilla 氏と Stella Regina Bernad 氏 (PEMSEA)

発表タイトル：Integrated implementation of relevant international conventions using ICM planning and management framework (ICM計画策定と管理枠組みに用いる国際条約の統合的実施)

Stella Regina Bernad氏は、海洋環境や海洋問題に関連したさまざまな国際条約のもと、どのようにICMの実施を義務づけるかについて概観し、PEMSEAの沿岸域開発のフレームワークは、いくつかの国際条約と共通部分があると述べた。具体的には、生物多様性条約、ワシントン条約、ラムサール条約、移動性野生動物の保全に関する条約、世界遺産条約等の環境条約の他に、マルポール条約、燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約、油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約、有害

危険物質の海上輸送に伴う損害についての責任と補償に関する国際条約、油による汚染に関わる準備、対応及び協力に関する国際条約等がある。

⑥発表者：Raphael P.M. Lotilla, Maria Teresita Lacerna, Bresilda Gervacio and Daisy Padayao (PEMSEA)

発表タイトル：Information Management for Sound ICM Policy and Decision-making
(健全な ICM 管理と政策決定のための情報管理)

PEMSEA は、健全な情報へのアクセスは、政策決定者の一番の関心事であると認識している。組織は、アジェンダ 21 にも述べられているとおり、沿岸域及び海洋の持続可能な開発のために、正確で、信頼性のある、質の高い情報を確実に得るために効果的な情報管理システムを構築すべきである。テクノロジーは、情報管理のあらゆる側面において重要な戦略的手段である。PEMSEA は、情報のある所と、欠如しているところの橋渡しをするために、リスク評価書、自然資源損害評価書や環境プロフィール等の技術報告書を立案している。また PEMSEA は、統合的情報管理を開発し、必要なデータを供給するシステムを提供している。

⑦発表者：田村学氏（文部科学省教育課程課 教科調査官）

発表タイトル：Our efforts at promoting marine education in Japanese elementary and middle schools（日本の小・中学校における海洋教育普及の成果）

文部科学省は、海洋政策研究財団とともに、海洋の持続可能な開発及び利用のための国際海洋法条約やその他国際的合意について、国民がより良い理解とより深い興味をもつために、小・中学校における海洋教育を促進させている。特に海洋基本計画では、海洋問題に取り組むために人的資源を高め、能力や知識を構築することが求められている。そこで、海洋政策研究財団では、「小学校における海洋教育の普及推進に関する提言」を提出し、海洋教育に関するカリキュラムと単元計画「21 世紀の海洋教育に関するグランドデザイン（小学校編）」を策定した。

3) セッション 3：立法者による対話

各国は国によって差異はあるものの、UNCLOS に基づき、国家の海洋・沿岸域政策を開発・実施している。国家の海洋・沿岸域政策は、気候変動、陸域と海域の統合的管理、経済発展等の問題に取り組むべきである。ICM はまた、地方自治体の重要な一部分であり、その持続性が課題となる。強力な政治的意思は、分野的取り組みを国家の海洋・沿岸政策に統合させ、機関調整や法整備を実現させるために重要である。

国家の海洋・沿岸域政策は国により多様である一方、似たような特徴や共通点も持っているため、国家間による情報や知識の交換、政策決定者、ステークホルダー、科学者間の

コミュニケーションと知識のシェアも重要である。また、学校における海洋教育やアウトリーチ活動は海洋・沿岸域政策の理解を高めるために大切な役割を果たす。

4) ワークショップからの勧告

- ①国家海洋・沿岸域政策の開発と実施のために、PEMSEA の協力メカニズムを通じて、各国間で情報、知識、経験の交換を促進させる。
- ②統合的な海洋・沿岸域政策に ICM を組み込む。
- ③総合的・統合的の海洋・沿岸域政策の必要性を理解する政治家のネットワークを拡大させるため、さらに政治的意思により機関調整と法整備化を実現させるため、海洋社会を通じて政治的意思を高める。
- ④気候変動、陸域と海域の一体的管理、経済的発展等の地球規模の問題に取り組み、海洋・沿岸域問題をさらの大きな政治的議論へ展開させる。
- ⑤資金調達を可能にする ICM 枠組みを実施する。
- ⑥政策決定者、ステークホルダー、科学者間のコミュニケーションと知識のシェアを促進させる。
- ⑦学校における海洋教育とアウトリーチ活動を促進させる。
- ⑧中央及び地方政府に ICM 政策を調和・実施させる。

4. PNLG

(1) PNLG 概要

PNLG とは、PEMSEA の ICM プログラムを実施している独立した地方自治体ネットワークである。地方自治体メンバーは、同じフレームワークとプロセスを使って ICM を発展かつ実施している。2009 年現在、東アジア地域内の 9 ヶ国より 24 の自治体及びオブザーバーとして 7 の地方自治体が加盟している。メンバーは、2006 年 12 月 13 日に中国・海口市で開催された東アジア海洋会議で“PNLG Charter”を採択し、ネットワークの持続に向けた同意を表明した。事務局は中国・廈門市。PNLG フォーラムは年 1 回開催され、総会 (General Assembly)、フィールド・トリップ、テクニカル・ワークショップで構成されている。第 1 回 PNLG フォーラムは韓国・ソウル (2001 年)、第 2 回は中国・廈門 (2002 年)、第 3 回はマレーシア・プトラジャヤ (2003 年)、第 4 回はインドネシア・バリ (2005 年)、第 5 回は中国・海口 (2006 年)、第 6 回はベトナム・ダナン (2007 年)、第 7 回は韓国 (2008 年)、第 8 回カンボジア・シアヌークビル (2009 年) で開催され、今回は 9 回目にあたる。最初バタアンでは総会とフィールド・トリップが開催され、その後マニラにおいて東アジア海洋会議のワークショップの一つとしてテクニカル・ワークショップが開催された。

(2) 会議概要

- ・日時：11月21日 総会、フィールド・トリップ
11月22日 フィールド・トリップ
11月23日 ワークショップ（マニラ）
- ・場所：Lou-Is Resort（フィリピン・バタアン）

（3）主な討議内容

1) バタアン州の ICM の取り組み

バタアン州はルソン島西海岸から南方に位置している。閉鎖性水域であるマニラ湾の一部を形成し、西側はシナ海に面している。バタアン州の陸域面積は137,296ヘクタールで、その80%が山岳地帯もしくは丘陵地帯である。気候は10月から5月が乾季、6月から9月が雨季で、平均気温は25度である。

バタアンの経済地区には石油化学工業地帯、技術パーク等大規模な工場群が存在し、これらの地域で生産された電子機器、織物、靴、穀類等や石油化学製品の輸出量は、フィリピン全土の約30～40%にあたる。

1999年、バタアン州政府はUNDP/GEF/SGP（小額助成金プログラム）/PRRM（フィリピン農村再建運動）支援のもと、最初のウミガメ保全プログラムを開始した。また、バラング市が渡り鳥の生息地となっていることから、市と州政府は協力して、バードウォッチングサイトを開設し、バラング市では、第5回フィリピンバードフェスティバルが開催された。2009年で、15,700個体数、30種の鳥類が記録されている。また、漁業分野において、地域の有力企業であるPetronやフィリピン国家石油会社の支援を得て、小規模沿岸漁業者が、稚魚等の養魚場や産卵場として漁業保護区を設置し、自ら漁業活動を制限し違法漁業の取り締まりを実施している。

バタアン州の総合的な沿岸域管理は1990年代に、バタアン州政府、バタアン沿岸保護財団（Bataan Coastal Care Foundation, Inc.）、PEMSEA 協力の下開始した。沿岸域における急速な工業化、船舶航行、違法漁業等が原因で漁業資源を含む沿岸及び海洋資源が減少した。最初は単純な沿岸のクリーンアップ活動から開始し、その後、マングローブ植林、生息地の再生、海面利用のためのゾーニング計画を実施してきた。バタアン州は、効果的な沿岸域ガバナンスを実施することで、各分野の相乗効果を促進させ、経済発展と環境保護を両立させることを目標としている。

2) PNLG 活動報告

開始式において、バタアン・バラング市長の Jose Enrique S. Garcia III、PEMSEA 議長の Chua Thia-Eng 博士、バタアン州知事の Enrique T. Garcia Jr.より開会の挨拶がおこなわれた後、PNLG 事務局長 Zhou Lumin 博士より PNLG の活動報告がおこなわれた。2009年の主な活動は、1) PNLG が PEMSEA の非政府パートナーとして正式に加盟したこと、2) ベトナム・トゥア・ティエン・フエ省が ICM サイトにエントリーしたこと、3) 廈門国

際海洋週間に参加したこと、4) 東アジア海洋会議 2009 においてワークショップ ”Land and sea-use zoning: challenges and opportunities” を PEMSEA と共催したこと等である。また、2003 年 12 月に、マレーシアのプトラジャヤで開催された東アジア海洋会議 2003 において、「東アジア海域の持続可能な開発のための地域協力に関するプトラジャヤ宣言」が採択され、東アジア海域の持続可能な開発を達成するための地域戦略として SDS-SEA (東アジア海域の持続可能な開発戦略) が正式に採用されたことを受けて、PNLG においても SDS-SEA 実施にむけたさまざまな取り組みが実施されている旨報告された。具体的には、1) 地方自治体向けのトレーニングを組織するため、厦門大学トレーニングセンターと協力していること、2) ベトナム・ダナンにおいて国家 ICM トレーニングを実施していること、3) 2001 年より 2009 年までの間、7 回の総会とスタディ・ツアーを実施したこと等が報告された。次に、2008 年度の決算報告が行われ、メンバーシップフィー累計額 11,000 米ドル (500 米ドル/メンバー)、厦門市拠出金累計額 30,000 米ドル (10,000 米ドル/年間) により合計収入金額 41,000 米ドル、支出では、東アジア海洋会議ワークショップ準備、PNLG のウェブページ作成費等で支出合計金額が 30,000 米ドルとなっている。

次に PNLG 会長 Pan Shi-Jian 氏より 2010 年の PNLG の活動予定と予算について報告がなされた。2010 年の主な活動は、1) PNLG フォーラムをタイ・チョンブリで開催すること、2) PNLG 事務局の強化、3) ICM スケールアップを実施することであり、ドナー、民間分野、適当な政府機関やステークホルダーとのネットワークを今後ますます促進していく旨報告された。

3) 志摩市長講演

午後からは日本の三重県志摩市大口市長よりスペシャル・メッセージがなされた。PNLG 事務局長、バタアン州知事らに対し招待のお礼を最初に述べた後、志摩市が伊勢エビやアワビ等の漁業資源に経済的に依存してきた地域であること、志摩市は 100 年前に、御木本幸吉により真珠養殖技術が生まれた地域であり地域経済の発展の大きく貢献したことが説明された。しかし一方で、真珠養殖が水質汚染を引きおこし豊かな漁場に被害を及ぼしたこと、地域住民の生活水準の上昇とともに生活排水が増加したこと、観光客の増加による水質悪化がさらなる公害を引き起こした事実を述べた。英虞湾とその環境を維持することは、志摩市の経済的基盤である真珠養殖、水産業、観光業を持続させるために必要不可欠である。現在志摩市は世界的な経済悪化とともに、水産物価格の低下、観光客数の減少の問題に直面している。その結果、人口減少、高齢化を引きおこした。このような状況のもと、志摩市は総合的な沿岸域管理を促進させ、志摩市が抱える問題を PNLG に加盟している東アジアの地方自治体間においてシェアしともに解決していきたいとしめくくった。

第7章 東アジア海洋政策研究機関ネットワーク(OPINEAR) (李銀姫)

1. 背景

東アジア海洋政策研究機関ネットワーク (Ocean Policy Institutes Network in East Asia Region、以下 OPINEAR と呼ぶ) は、2008年2月に海洋政策研究財団が東アジア地域の海洋政策研究機関に呼びかけて東京で会合し、これに参加した東アジアの6つの政策研究機関が設立した東アジアの政策研究機関のネットワークである。6研究機関とは、日本の海洋政策研究財団(Ocean Policy Research Foundation、以下 OPRF と呼ぶ)、中国の海洋発展戦略研究所(China Institute for Marine Affairs、以下 CIMA と呼ぶ)、韓国の海洋水産開発院(Korea Maritime Institute、以下 KMI と呼ぶ)、インドネシアの東南アジア研究センター(Center for South East Asian Studies、以下 CSEAS と呼ぶ)、マレーシアの海洋研究所(Maritime Institute of Malaysia、以下 MIMA と呼ぶ)、シンガポールの国立大学法学部(S.Rajaratnam School of International Studies、以下 RSIS と呼ぶ)、を言う。

本ネットワークは、地域内の海洋政策研究機関間で、東アジアにおける海洋と沿岸域管理の現状および今後の試みに関して情報交換と協力検討を促進することを主な目的としている。これまで3回にわたる会議が開催されており、第1回会議及び第2回会議については平成20年度の報告書において紹介されている。以下、OPINEAR 第3回会議を中心に OPINEAR の活動について紹介する。

2. 会議概要

日時：2010年2月8日(月)～2月9日(火)

場所：韓国・ソウル、新羅ホテル

主催：OPRF (コーディネーター・事務局)、KMI (ローカルホスト)

出席者：日本、韓国、インドネシア、マレーシア、シンガポールの各機関からの参加者、PEMSEA からの参加者、オブザーバー等を含む計20名(付録1-出席者リスト)。

議題：OPINEAR の運営に関する事項、海洋政策の最近の動き、各メンバー機関の活動、東アジア海洋会議 (East Asian Seas Congress 2009) の結果、共同研究及び協力の進め方、ウェブサイトの活用等について議論(付録2-会議アジェンダ)。

3. 会議内容

1) オープニングセッション

OPRF 常務理事の寺島紘士氏が議長、KMI 院長の Ghang Jong-Hee 氏が副議長に選任され、それぞれ開会挨拶を行った。また、韓国の経済・社会分野の研究機関を監督する首相直属の委員会・NRCS (National Research Council for Economics, Humanities and Social Sciences) のキム・セオン議長が祝辞を述べた。

2) 運営に関する事項について

事務局が提案した議題案が採択されるとともに、事務局から第 2 回会議議長報告の紹介が行われた。

3) 海洋政策の最新の動き、各メンバー機関の活動、協力に関する提案について

CSEAS、KMI、MIMA、OPRF、RSIS より、それぞれの機関の活動状況や各国の海洋政策の最近の動向などについて発表が行われた。また、OPINEAR のネットワークとしての今後の活動のあり方や、共同研究など具体的な協力のテーマ、進め方等について提案が行われた。各メンバーからの具体的な提案の内容は、以下のとおりである。

①CSEAS

- ・トラック 2 での対話を通じた東シナ海の紛争管理
- ・資金的な問題を抱えるメンバーを支援するための基金の設置
- ・海洋エネルギー開発に関する情報交換・研究

②KMI

- ・「ブルーエコノミー（海洋のワイズユース）」に関する共同研究
- ・東アジアの沿岸域管理政策に関する比較研究
- ・沿岸域における気候変動への適応に関する共同研究
- ・メンバーによる国際セミナーの共催
- ・総合沿岸域管理に関するテキストの作成
- ・海洋政策に関する国際的な教育・訓練プログラムの実施
- ・ヨス万博（2012 年・韓国）や東アジア海洋会議 2012 における共同展示
- ・東アジアの海洋分野の専門家リストの作成

③MIMA

- ・共同研究
- ・客員研究員制度
- ・共同出版
- ・会議・セミナーの共催
- ・出版物の交換
- ・講演会の開催
- ・データベース・統計・情報の交換

④OPRF

- ・ウェブサイトを通じた日常的な情報交換・共有
- ・国際会議への相互招待

- ・東アジア海洋会議など大規模な国際会議におけるワークショップの開催
- ・次のようなテーマに関する共同研究
 - a. 総合沿岸域管理の実施に関する人材育成
 - b. 海洋エネルギー開発
 - c. 普及啓発活動

⑤RSIS

海洋における秩序の確保の観点から、以下の事項について提言。

- ・地域的な協力の一層の組織化
- ・危機評価・低減（risk assessment and reduction）の強化
- ・情報共有・データ収集の一層の効率化

PEMSEA の事務局長のロティリヤ氏からは、2009 年 11 月にマニラで開催された東アジア海洋会議 2009（East Asian Seas Congress 2009）についての概要説明があると同時に、今後の東アジアにおける海洋政策の発展の方向性等について指摘があった。

4) EASC2009 における OPRF・PEMSEA・OPINEAR 共催ワークショップについて

事務局より、東アジア海洋会議 2009 において、OPRF と PEMSEA 及び OPINEAR が共催したワークショップ（「Coastal/Ocean Policy and Legislation: Implementation and New Initiatives」）の内容や成果等について報告が行われた。同ワークショップの議長・副議長を務めた OPRF 常務理事の寺島氏及び PEMSEA Council Chair のチュア氏よりそれぞれ、ワークショップの意義等について説明があった。

5) 協力の進め方について

①具体的な協力のテーマや手法について、各メンバーによる提案に基づいて議論を行っ

た。多岐にわたる提案について、議長が下記のように整理しリストアップした。

（協力のテーマ）

- ・気候変動
- ・マラッカ海峡
- ・法執行・安全保障
- ・海洋教育・普及啓発
- ・人材育成
- ・データベース
- ・海洋エネルギー
- ・基金

（協力の手法）

- ・共同研究
- ・研究者の交換
- ・情報共有

- ・国際的な、又は、アジア地域の会議におけるワークショップ開催
- ・メンバーが開催する会議への相互招待

②議長から、ローカルホストの KMI からの提案により、OPINEAR としての協力の方向をメンバー間で確認するとともに、対外的にもアピールするため、「OPINEAR メンバーの協力に関するソウル声明」を作成してはどうかとの提案を行い、了承された。声明の原案作成に協力したチュア氏から、原案の内容について説明があった。案文について意見交換を行い、必要な修正を行った上で、声明案が合意された。議長から、今回は CIMA が欠席していることもあり、事務局で再度文章の整理を行ってからメンバーに改めて照会し、メンバーの了解が得られてから公表したいとコメントした(付録 3-ソウル声明)。

③具体的な協力のテーマや手法については、限られた時間の中で十分に議論することができなかったため、各メンバーが関心を持っている分野等について、事務局が改めて照会し集約する形で、フォローすることとなった。

6) OPINEAR のウェブサイトについて

事務局から情報共有手段としてのウェブサイトの重要性について再確認するとともに、ウェブサイトの現状を紹介した。その上で、ウェブサイトにおいて共有すべき情報の範囲や具体的な手続について提案を行った。意見交換の後、事務局の提案内容については了承された。

7) その他

- ①オブザーバーとして参加した中国・シャーマン大学の海洋沿岸域発展研究院 (Coastal and Ocean Management Institute/COMI) が、同機関の活動等について紹介するとともに、OPINEAR に加入したいとの意思表示を行った。これについては、第 2 回会議で定められた「新規メンバーの加入に関する手続き」に基づいて、COMI から文書での正式な意思表示があれば事務局からメンバーに照会することで合意された。
- ②事務局から、シンガポールの RSIS が次回会議のローカルホストになることを提案し、これを受けて RSIS から、2011 年の第 2 四半期に開催したいとの意思表示があった。

4. 所 感

- 1) 東京、クアラルンプールと回を重ね、第 3 回目となる今回の会議は、OPINEAR の今後の活動を、参加機関の協力の下でどのように具体的に進めていくべきかを主要議題として行われた。午前中の各機関の発表の時から、広範にわたる提案を受けて活発な議論が始まり、午後にさらに集中的に議論を行った。時間の制約から、会議の場では具体的な協力のテーマや手法について具体的に絞り込むところまで行かなかったが、メンバーの関心のあるテーマ等について、リスト化し整理することが

できた。メンバー間で協力可能なものをさらに具体的に特定することにより、様々な形でのメンバー間の協力の進展が期待される。

- 2) また、今回会議では、「ソウル声明」の案を取りまとめることができた。前2回の会議では、合意事項を議長報告として取りまとめているが、今回のように対外的に公表する文書の作成までは行ってこなかった。今回、ソウル声明を取りまとめたことは、協力の方向性についてメンバー間で共通の認識を持てたこととあいまって、対外的に **OPINEAR** の存在や活動を知らせることができる意味でも、大きな前進であるといえる。
- 3) 今回会議では、メンバー機関が各自の提案を行っただけでなく、メンバーが互いに知恵を出し合って内容を積み上げていくという前向きな雰囲気の中で議論ができたことは大きな収穫であった。**OPINEAR** の開催も3回を数え、新たなメンバーの加入も視野に入ってきている。**OPINEAR** は東アジアにおける海洋政策分野の協力の新たなプラットフォームとして定着しつつあり、これを土台にしたメンバー間の具体的な協力が様々な形で進展していくことが期待される。

付録1－出席者リスト

List of Participants

Organization	Title	Name
CSEAS	Director	Hasjim DJALAL
KMI	President	Jong-Hee, Ghang
	Vice President	Bong-Min Jung
	Vice President	Young-Tae Shin
	Chairman	Chin-Soo Lim
	Director	Jong-Deog, Kim
MIMA	Director General	Pola Singh
	Senior Fellow	Nazery Khalid
OPRF	Executive Director	Hiroshi TERASHIMA
	Research Fellow	Yinji LI
	General Manager	Takashi ICHIOKA
	Research Fellow	Kanae KOMAKI
	Research Fellow	Tetsuo KOTANI
RSIS	Associate Research Fellow	Jane Chan
PEMSEA	Council Chair	CHUA Thia-Eng
	Executive Director	Raphael LOTILLA
COMI, Xiamen Univ.	Executive Director	Xiongzhi Xue
	Professor	Xiaoqin Zhu
	Professor	Qinhua Fang

**The 3rd Meeting of the Ocean Policy Institute
Network in the East Asian Region (OPINEAR)**

Date: February 8, 2010

Venue: The Shilla, Seoul

0830—0845 Registration

0845—0930 I: Opening Session

1. Appointment of the chairman and co-chairman of the meeting
2. Opening Remarks

Opening Remarks: Mr. Hiroshi Terashima, Executive

Director,

Ocean Policy Research Institute

Welcome Remarks: Dr. Jong-Hee, Ghang, President,

Korea Maritime Institute

Congratulatory Remarks: Dr. Cae One, Kim, Chairman,

National Research Council for

Economics,

Humanities and Social Sciences

3. Introduction of participants

4. Photo Session

0930—0945 Coffee Break

0945—1000 II: Organizational Matters

1. Adoption of Agenda
2. Chair's Report of the 2nd OPINEAR Meeting
3. Others

**1000—1230 III: Latest Developments in Ocean Policy and Activities of Member
Institutes, Proposals on Future Cooperation**

1. Presentations by member institutes
2. Discussion

- 1230—1400 **Lunch**
- 1400—1445 **IV: Report on EASC 2009 Workshop “Coastal / Ocean Policy and
Legislation: Implementation and New Initiatives”**
1. Presentation by Secretariat
2. Discussion
- 1445—1600 **V: Future Cooperation**
1. Future role and activities of OPINEAR
- Discussion based on III and IV
- 1600—1615 **Coffee Break**
- 1615—1645 **VI: OPINEAR Website**
1. Presentation by Secretariat
2. Discussion
- 1645—1715 **VII: Others**
1. New membership
- Introduction by an observer institute
- Others
2. Other operational matters
3. Next Meeting
- 1715—1730 **Closing**
Closing remarks
- 1730 **Adjournment**
- 1800 **Dinner**

**Seoul Statement on the Cooperation of Members of the Ocean Policy
Institute Network in the East Asian Region (OPINEAR)
Seoul, 8th February, 2010**

Recalling that the concept and purpose of establishing a regional network of ocean policy institutes in the East Asian Region to promote, share experience and undertake collaborative research on coastal and ocean governance were initiated and agreed upon in Tokyo in 2008 and the operational structure and membership of OPINEAR were elaborated at the 2nd meeting in Kuala Lumpur in 2008,

Recognizing that ocean and coastal governance has become increasingly important in achieving a balance between economic development and ecosystem protection, and in pursuing global efforts to mitigate and adapt the impacts of climate change,

Noting that the Putrajaya Declaration of Regional Cooperation for the Sustainable Development of the Seas of East Asia in 2003, Tokyo Declaration on Securing the Oceans in 2004, Lisbon Statement on Ocean Governance for the XXI Century in 2008, Manado Ocean Declaration in 2009 and the recent Manila Declaration on Strengthening the Implementation of Integrated Coastal Management for Sustainable Development And Climate Change Adaptation in The Seas of East Asia Region in 2009 have highlighted Integrated Coastal Management as an effective tool for addressing climate change adaptation,

Noting further that informal dialogues and cooperation between national institutes and NGOs contribute to regional collaboration on ocean security issues,

Aware of the urgent need to accelerate the process of coastal and ocean governance in light of severe environmental degradation, climate change, and loss of ecosystem services, aggravated by increasing population and economic pressures, rapid urbanization and change in consumption and use patterns,

Members of OPINEAR at its Third Meeting in Seoul, reached consensus to pursue the following:

1. to accelerate the development, adoption and refinement of coastal and ocean policy and legislation in all countries of the region in view of the

important contribution and value of the oceans to economic development and their role in addressing climate change,

2. to work towards integrating planning and management of coasts and oceans into national and local agenda,
3. to raise awareness of the economic, social and environmental contributions of the marine sector,
4. to promote green growth of the ocean industry,
5. to develop policy guidelines and case studies which could help countries in the region to develop appropriate policy and management measures to conserve ecosystem services by addressing common issues of the region including:
 - coastal reclamation,
 - land-based pollution and eutrophication,
 - climate change,
 - biodiversity loss and
 - overexploitation of fisheries resources,
6. to strengthen local, national and regional capacity in coastal and ocean governance and related tools and technology,
7. to promote confidence building pertaining to the security of regional seas, including institutionalization of regional cooperation and enhancing processes for risk assessment and reduction, and for addressing maritime issues (including piracy, safety and enforcement issues),
8. to implement the above collaborative activities through:
 - a) joint organization of appropriate conferences, workshops, seminars and exhibitions such as CBD COP10 in Nagoya 2010, Yeosu Exposition 2012, and EAS Congress 2012),
 - b) hosting of researchers (such as through a visiting fellowship program), encouragement of students in member institutes to undertake bilateral or multilateral research activities,

- c) participation in or joint organization of concerned training courses and capacity development programs related to coastal and ocean governance,
 - d) undertaking joint research (e.g. renewable ocean energy) and joint publication,
 - e) building and sharing information (including publication) and initiating efforts to develop a regional database online,
 - f) promoting public awareness on the importance of oceans and integrating ocean issues in schools and social education programs,
9. to be affiliated with like-minded organizations such as Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia (PEMSEA) on ocean policy initiatives and to participate in the organization and implementation of related activities which will enhance OPINEAR's goals and objectives including securing financial support for members needing support to attend joint conferences/workshops.

Finally, Members of OPINEAR wish to express their gratitude to KMI for the warm hospitality and excellent arrangements for the meeting.

Adopted in Seoul, Republic of Korea on the Eighth Day of February in the Year Two Thousand and Ten.

OPINEAR MEMBERS

China Institute for Marine Affairs, State Oceanic Administration (CIMA)
 Center for South East Asian Studies (CSEAS)
 Korea Maritime Institute (KMI)
 Maritime Institute of Malaysia (MIMA)
 Ocean Policy Research Foundation (OPRF)
 S. Rajaratnam School of International Studies, Nanyang Technological University (RSIS)

OBSERVERS

Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia (PEMSEA)
 Coastal and Ocean Management Institute (COMI)

SECRETARIAT

Ocean Policy Research Foundation (OPRF)
Kaiyo Senpaku Bldg.,1-15-16, Toranomom, Minato-Ku, Tokyo
105-0001,Japan
Tel: +81-3-3502-1907 Fax: +81-3-3502-2127
Email: info@opinear.net

第8章 その他の国際会議への参加

①国際海底ケーブルに関するワークショップ(武井良修)

2009年5月7日～8日にかけて中国・北京において、米国ヴァージニア大学海洋法政策研究所(COLP)および中国国家海洋局国家海洋発展戦略研究所(CIMA)の共催により「海底ケーブルに関する地域ワークショップ(Regional Workshop on Submarine Cables)」が開催された。これに引き続き、同年12月14日～15日にはシンガポール国立大学国際法研究所(CIL)の主催で「海底ケーブルと海洋法に関するワークショップ」がシンガポールにおいて開催された。

(1) 北京ワークショップ

本ワークショップは、海底ケーブルの敷設・保護・修理に関する法的争点及び実務上の問題点について議論するため、オーストラリア・中国・日本・韓国・米国より政府関係者・業界代表者及び学術関係者を集めて行われた。

5月7日

午前のセッションでは、中国国家海洋局(SOA)の Qingsong Yu 女史が中国における海底ケーブルの保護制度について基調講演を行った。女史は、最初に中国経済における海底ケーブルの重要性を指摘した後に、関連法規則の説明を行った。女史によれば、中国の国内法は国連海洋法条約(UNCLOS)の関連条項とほぼ同一であるとのことであった。緊急時の修理については、関連規則の中で特別な条項があり、事前通報義務が緩和されているものの、ケーブル路線調査及び敷設活動の名を借りた、中国の主権的権利及び管轄権を害する行為には強く反対する旨の意志表明がなされた。その後、3名のケーブル会社職員及び2名の CIMA 研究員が、東アジアにおける海底ケーブルの敷設、修理、保護に係る実行の問題点について発表を行い、終了後には質疑応答が行われた。質疑応答においては、多くの質問者が、中国の国内法と UNCLOS との抵触を指摘した。

昼食後、午後のセッションでは、政策及び法的争点に関する発表が行われた。まず、国際海底ケーブル保護委員会法律顧問の Douglas Burnett 弁護士が海底ケーブルに関する UNCLOS の法制度について発表を行った。同氏はまず関連諸条約の内容について網羅的に説明し、現在のケーブル敷設・修理に係る実行がこれらの条項に鑑みてどのような問題点を内包するかについて指摘した。次に、2名の SOA 職員 (Gu Wu 女史及び Zhirong Yu 氏) が海底ケーブル管理に関する中国の国内法並びに政策及びその実施につき、政府機関の視点から発表を行った。彼らの発表は午前中の Qingsong Yu 女史による基調講演をより詳細に説明する形であった。引き続き、日本の国内法制についての発表が行われた。発表では、日本の国内法制上、電気通信事業法を始めとする様々な分野の国内法規が関連する

ものの、排他的経済水域及び大陸棚では同法は適用されないと思われる旨の指摘がなされた。また、損壊等についての罰則は整備されているものの、量刑及び適用範囲が不適切であるとみられる旨コメントされた。その後、Inha 大学国際海洋法研究所の Chang-Hoon Shin 教授が韓国の国内法について、発表を行った。同教授によれば、韓国では損壊についての罰則が十分に整備されていないとのことである。同教授はさらに、海洋境界の画定につき沿岸国の間で争いがある場合の、係争水域におけるケーブル管理についても言及し、関連法規を概観したうえで、共通利益の実現のための関係国の協力の必要性を強調した。休憩後には、シンガポール国立大学の Robert Beckman 教授が関連する国際法規則の概観及び東アジアの国内法の比較を行った。同教授は、領海などの沿岸国の主権の下にある海域と排他的経済水域及び大陸棚という沿岸国が主権的権利を有する海域に分けて、両者の法制度の違いにつき説明をしたうえで、係争水域での実行を説明した。その後、UNCLOS における海底ケーブルの損壊等に関する規定を概観し、現在の実行を分析した上で、地域レベル及び世界レベルでの望ましい行動を提示した。最後に、国際海洋法裁判所所長の Jose Luis Jesus 氏がケーブル管理と紛争解決というテーマで発表を行った。同所長は、UNCLOS の関連条項について概観し、特に勧告的意見制度の活用に言及した。

5月8日

ワークショップ二日目は、8つのフォーカス・エリア（1. 効率的な保護・修理プロセス、2. 領海外における許可・手数料・保護船舶などの要件、3. 国際ケーブル修理の透明性の改善、4. ケーブル関連の国内法規と国際法規則の両立性、5. 漁業・錨・自然災害・海賊・テロリストに起因するケーブル故障の軽減、6. 政府とケーブル産業のコミュニケーションの向上）について参加者全員で討議を行った。関連国内当局による許可を修理の要件とする一部の国の国内法が国際法違反であるとの指摘が多く参加者から出された。また、そのような関連国内当局が許可申請を審査するにあたり、ケーブルの修理を担当する部局と環境保護を担当する部局の方針の違いが迅速な修理の妨げになっているとの指摘がなされ、関連部局間の調整、特に窓口の一元化が対応策として提案された。さらに、東アジアの多くの国で UNCLOS を実施する国内立法措置が取られていないか、または不十分であることが認識され、早急な国内法の整備の必要性につき、参加者の間で合意が見られた。なお、討議の途中で、メルボルン大学の Stuart Kaye 教授がオーストラリア並びにニュージーランドの国内法及びケーブル保護区について発表を行った。教授は、様々なスライドを用いて、オーストラリア及びニュージーランドの先進的な法制度及び保護区について説明したが、なかでも、オーストラリアの 2005 年の新法の説明に多くの時間を割いた。同法は領海の外のケーブルにも適用され、同法に基づいて設立された保護区の中では、漁業をはじめとする様々な活動が制限されるとのことであった。そのような保護区の UNCLOS との整合性について、参加者の中には慎重な見解も見られた。

所感

本ワークショップは海洋法の専門家及び中国政府職員、ケーブル会社関係者を集めた小規模なものであったため、率直な意見交換を行うことにより、問題の所在を認識し、解決策の討議・提案を行うことができ、非常に有意義であった。中国ではこれに引き続き、国内の関係者を一堂に集めてさらなる国内ワークショップを行うことを企画しているという。領海外における国際海底ケーブルの問題は、これまで日本ではあまり議論されてこなかったが、保護法令や処罰法規の妥当性といった法制上の問題点や漁業活動との両立という統合的沿岸域・海洋管理の推進の上での問題点が、今回のワークショップでの議論を通じて明らかになった。さらに、係争水域におけるケーブル修理に係る問題点が浮き彫りになり、我が国が中国・韓国などの国々と協力して、ケーブル会社が迅速に修理を行うことのできる制度作りに取り組む必要があることが明らかになった。

(2) シンガポールワークショップ

ASEAN 各国の政府関係者・ケーブル産業界・研究者などを中心に 100 名以上が参加した。ただし、海底ケーブルに最も関連する電気・情報通信事業を担当する官庁からの参加は少なかった。なお、北京ワークショップの主要な参加者（主催者等）はほぼ全員が今回も参加した。

第 1 日目（14 日）には、Tommy Koh 大使の歓迎の辞の後に、午前中はセッション 1 及びセッション 2 が行われた。午後には、セッション 3 及びセッション 4 が行われた。第 2 日目（15 日）には、午前中にセッション 5 及びセッション 6 が開催され、昼食をはさんで午後にはセッション 7 及びセッション 8 が開催され、閉会となった。以下、各セッションにおける発表及び議論の概要を報告する。

セッション 1

- Lionel Carter : 2006 年の台湾沖地震や 2009 年の台湾南東部での台風などの自然災害によって海底ケーブルにもたらされた被害などについて概観した。
- Douglas Burnett : 海底ケーブルに関連する諸条約について、特に国連海洋法条約 (UNCLOS) の規定を中心に解説し、主要な法的争点を概観した。地中海や南北アメリカでは補修についての沿岸国の許可は求められておらず、対照的にインドでは許可取得に 6 週間を要すると述べた。質疑応答では、インドでは補修許可発行のプロセスを簡単にするために、pre-approved crew list 制度があるものの、リストへの掲載に 3 か月を要するとの指摘がなされた。また、底引き網の禁止に関連し、国連総会決議において公海上の底引き網漁業が規制されている旨の指摘がなされた。

セッション 2

- **Graham Evans** : 海底ケーブルの経路計画・調査について発表した。経路調査は海洋科学調査ではないことを強調し、その根拠を詳細に説明した。また、主権・安全保障の面での沿岸国の懸念を払拭するための方策を提唱した。
- **Ronald Rapp** : 海底ケーブルの敷設のための許可制度、埋設によるケーブル保護、Johor 港近郊でのケーブル故障などについて解説し、違法投錨・漁業活動の監視や許可プロセスの簡素化といった提言を行った。
- **Alfred Soons** : UNCLOS についての全般的なコメントの後に、領海・群島水域や排他的経済水域 (EEZ) ・大陸棚におけるケーブル経路調査について UNCLOS の諸規定に照らして解説し、経路調査と海洋科学調査の概念の違いを説明した。質疑応答では、実務上、経路調査を行う際に旗国と沿岸国との間でコンタクトがとられているのかとの質問がなされた。
- **Satya Nandan** : 海底ケーブルと他の経済的活動・自然災害・海洋環境などの相互関係についてコメントした後に、様々な法的問題に言及した。ケーブル管理のための手法として、海底パイプラインの管理体制が参考になるとしたが、環境影響評価についてはパイプラインの場合とは異なる基準が必要であるとした。質疑応答では、UNCLOS 第 79 条 2 項に規定される「適当な措置」はパイプラインに関してのみとることができるのかとの質問がされたが、参加者の見解は分かれた。また、マルタが自国に陸揚げされない海底ケーブルに対して行政手続手数料を課そうとしていることが問題であるとの見解がみられた。

セッション 3

- **Douglas Burnett** : 5 月に北京で行われたワークショップの報告書の概要を説明し、ケーブル補修が沿岸国政府に害を与えるものではなく、迅速なケーブルの補修によって沿岸国を含め国際社会が利益を得ることを説明し、試験的にケーブル船・ケーブル管理会社・沿岸国当局の間でケーブル補修についての了解覚書を締結し、一定の条件下で逐次の許可を得ることなくケーブルの補修を行うことを認めるという方法を提唱した。また、2007 年のベトナムでの事例に言及し、1884 年の海底電信線保護万国連合条約 (1884 年条約) を現在の状況に合わせてアップデートする必要があると論じた。
- **Wolfgang Rain** : ケーブルの補修に際して産業界が直面する諸問題というテーマで、補修に際して問題となる点を列挙した。その一例として、予測される故障箇所と切れたケーブルの端の位置が大幅に異なる場合をあげた (例: EEZ のケーブルが損壊後に領海内まで移動した場合 (時には数キロも動かされてしまうとのことである)、領海での補修活動に新たな許可が必要となる)。まとめとして、①領海外のケーブル補修の許可制度の廃止、②領海内の補修許可プロセスの迅速化に関する地域的な枠組みの作成、③領海内でのケーブル補修船への無害通航の資格 (Status) の付与、などの解決策を提唱した。質疑応答では、許可発行プロセスにおける遅滞がどのような原因によ

って起こるかに関し、船舶の国籍ではなく、主に乗組員の国籍により起こるのではないかという見解が表明された。

- **Michael Green**：ケーブル補修について業界のベスト・プラクティスを説明し、続いて各政府のベスト・プラクティスとして、大多数の沿岸国が領海内外で補修に許可を求めないことや24時間の事前通告制度を用いていることを説明し、解決策として許可制度などすべての要件を領海外では廃止すること及びケーブル補修船に無害通航の地位を与えることを提唱した。質疑応答では、提言は海洋法に沿ったものであるべきであるとのコメントがなされた。

セッション4

- **Hasjim Djalal**：南シナ海などの係争海域における海底ケーブルの敷設・補修についての問題点を説明した。特に、沿岸各国の主張が重複する海域や中国の主張する9つ（又は7つ）の破線で囲まれた海域の根拠・地位の不明確さなどについて詳細に説明した。また、国連海洋法条約第121条3項の「岩」の問題についても言及し、EEZ・大陸棚を設定するためにどのような要素を有するべきであるかについての見解を示した。時間の都合上簡潔ではあったが、インドネシアのケーブル関連法制についての説明も行われた。同国法の下では、通信用の海底ケーブルとエネルギー伝達用の海底ケーブルが別に扱われており、通信用の海底ケーブルについての規制は緩いとのことであった。質疑応答では、会場からの要請にこたえる形で、第121条3項の起草過程の解説が行われ、同項が島嶼国と内陸・地理的不利国(LL/GDS)との間の妥協の産物であるとの指摘がなされた。中国の南シナ海における「歴史的」主張の内容が不明確であるとの指摘に対し、当該主張がなされた当初はこれに対する反対意見は表明されなかったこと、また海底ケーブルに関して害を与えるような性質のものではないとの説明がなされた。
- **Robert Beckman**：南シナ海の係争海域につき、多数の地図を用い、詳細な説明を行った。係る水域においては、UNCLOS第74条及び第83条に規定するような暫定取極を関係国間で締結し、海底ケーブルの補修が遅滞なく行われるようにすべきであると論じた。
- **Joshua Ang Joon Ping**：許可制度に関する単一の行政窓口の設立及び補修船並びにその乗組員の円滑な事前承認プロセスの設立など、通信事業者としての視点からの提言を行った。
- **Michael Costin**：2002年の南シナ海行動宣言を尊重した海底ケーブルの特別な取り扱いや沿岸国の共通の事前承認制度など、通信事業者としての視点から提言を行った。質疑応答では、通信事業を担当する省庁からのワークショップへの参加が少ないことの理由についての説明が求められ、ワークショップ主催者が、招待状は多くの通信事業担当省庁に出されたものの返信が少なかったとの説明を行った。関係国間で交渉を行うフォーラムとして、APECは利害関係を有しない国が多すぎるので、二国間（ま

たは3カ国間)の交渉またはワークショップのような形が望ましいとの意見が出された。また、国際海事機関(IMO)も適当なフォーラムであるとの意見も表明された。

セッション5

- **Lionel Carter** : 海底ケーブルと他の海洋活動(漁業、海運、再生可能エネルギー、鉱物資源開発、海洋調査・観測)・海洋保護区・地球温暖化との関係について論じ、どのような影響を相互に与え得るかを説明した。
- **Michael Green** : 国際海底ケーブル保護委員会(ICPC)の勧告第6号(設置後の実効的なケーブル保護)について説明し、ブリティッシュ・テレコム(AIS(船舶自動識別装置))の活用状況について触れた。
- **Stuart Kaye** : オーストラリアの近年の海底ケーブル法制の整備(海底ケーブルの保護その他の措置に関する条項が2005年に既存の通信事業法(1997年)に挿入された)などを解説し、上記改正後のケーブル保護区の設立について説明した。同法の下、オーストラリア水域内(領海、EEZ、大陸棚上部水域)ではケーブル保護区の内外ともにケーブル敷設には許可が必要であるとのことであった。また、ニュージーランドにおける類似の法制についても簡潔に触れた。ケーブル保護区に関し、質疑応答では、チモール・ギャップにおいてオーストラリアが自国の大陸棚の上部水域での船舶の活動を規制することの合法性への疑義が表明された。これに対し発表者は、オーストラリア通信・メディア機構(ACMA)は通信事業法の下、国際的な義務を遵守することが求められており、また地理的にみても船舶が同海域のケーブルを横切る(cross)のはオーストラリアの港に寄港する場合のみと考えられ、同国による規制は寄港の条件(port entry conditions)として正当化され得るとした。

セッション6

- **Douglas Burnett** : 1884年条約及びUNCLOSのケーブル損壊関連規定を説明した。多くの国の国内法において実効的な処罰規定が十分に整備されていないこと、また執行についての規定の欠如、AISの不十分な利用、ケーブル補修活動への妨害行為の処罰の不徹底などといった問題点を指摘し、政府と業界のさらなるパートナーシップが必要であるとした。質疑応答では、1884年条約の諸規定の慣習法上の地位が議論され、旗国以外の軍艦等による執行に関する第10条の規定は少なくとも慣習法化していないとの見解が多数であった。
- **Alfred Soons** : 国際法における管轄権の概念を概観した後に、UNCLOSなどの諸条約における犯罪行為の処罰規定を説明し、どの国がケーブル損壊行為について管轄権を行使しうるかについて説明した。特に、海底ケーブル自体に対する攻撃が海賊行為の定義に当てはまるかという点についてUNCLOS第101条(a)(ii)を用いて議論を行った。

- **Robert Beckman**: 国連の国際犯罪諸条約を分析し、共通する要素を抽出した上で、1988年の海洋航行不法行為防止条約（SUA 条約）の関連規定を説明し、海底ケーブルに関して新たな SUA 条約議定書を作成すべきであると提言した。
- **Serguei Tarassenko**: 海底ケーブルに関連する国際機関の活動を概観し、国連・IMO・国際電気通信連合（ITU）の役割について説明した。

セッション7

- **Douglas Burnett**: 海底ケーブル損壊についての民事訴訟で問題となる海事法上の争点について説明を行った。
- **Ahmad Nordin Bin Ibrahim** 及び **M. Segar**: シンガポール海峡の沿岸3カ国（シンガポール・マレーシア・インドネシア）により海底ケーブル保護のための無差別投錨禁止措置がとられ、IMO Circular が本年11月27日に出された。この動向について実際に規制に携わっているマレーシア及びシンガポールの担当者が説明を行った。

セッション8

[このセッションでは特定のトピックについての報告ではなく、セッション1からセッション7の議長などが本ワークショップにおける議論のまとめを行った。]

- **Gao Zhiguo**: 海底ケーブルについての各国内のリード・エージェンシーの欠如や補修許可制度に関する問題点などを指摘した。ヴァージニア大学海洋法政策研究所の来年の年次会合（米国・ワシントン）で海底ケーブルについてのセッションが開かれることが紹介された。また、1884年条約の再検討会議を開き紛争処理・刑事手続・事務局整備などについてさらなる検討を加えることが提唱された。
- **Douglas Burnett**: 海底ケーブルに関する（係争水域の沿岸国による）地域的な暫定取極の締結、政府担当者へのトレーニング、安全保障上の脅威への対応などについての提言を行った。
- **Satya Nandan**: 多くの国において、この問題についてのリード・エージェンシーがないことを指摘すると共に、ケーブル会社がこれまで通信事業を担当する官庁との間で連携戦略を効果的に行ってこなかった点を指摘した。
- **Myron Nordquist**: 国連海洋問題海洋法課による調査や国連総会による問題提起が必要であると述べた。また、上記ヴァージニア大学海洋法政策研究所年次会合について詳細を説明した。

閉会の辞において **Beckman** 教授は、海底ケーブルの問題については「海の憲法」ともいふべき UNCLOS の規定に間隙があり、国際的な協力および国連その他の国際機関の活動によって補完されるべきであると述べた。また、このワークショップが価値ある **Track Two** ミーティングであったとの位置づけを行った。

所感

シンガポールワークショップは、北京での5月のワークショップのフォローアップという位置づけがなされていたが、いくつかの点で前回とは大きく異なった。

第一に、議論の内容である。ASEAN地域の沿岸国からの参加が多かった今回のワークショップと東アジアに焦点を絞った前回とは、問題となっている事象が同じでないのは当然だが、関連する情報の収集が進んでいることもあり、会議での議論のレベルが向上していることは明らかであった。これは、ある意味で政府関係者・産業界間の対話を促進し、関連する法規制についての理解を増進し、現行制度の問題点を同定するという一連のワークショップの目的が達成されつつあることを示している。

第二に、会議の位置づけである。今回のワークショップはTrack Two ミーティングとして明確に認識され、今後行われるであろうTrack One ミーティング（公式の政府間の交渉など）を促進するという役割がワークショップの議論の中でもはっきりと与えられていたのが印象的である。このような会合は、本格的な政府間交渉開始の前の、関係者間の基本認識の共有、取り扱う主題の決定、今後の交渉方針決定の基礎となることから非常に重要である。なお、前回と異なり、今回は日本政府も参加した。2回のワークショップを通じて、法的な問題点及び実務上の障害の抽出作業も進み、今後は、政府レベルでの対応策の交渉へと移っていくことと思われる。国内でも関連官庁・ケーブル産業も交えた対話を促進し、日本の国益の推進のために何が求められているかを十分に検討する必要があるであろう。

②世界海洋会議 2009 (World Ocean Conference 2009) (市岡卓)

1. 概要

インドネシア政府は、2009年5月11日～14日の4日間、同国の北スラウェシ州・マナドで世界海洋会議 2009 (World Ocean Conference 2009) を開催した。同会議の開催の目的は、環境保全や資源管理など海洋の問題について、気候変動の問題と相互に関連付けながら検討し、関係国間の協力を促進すること、議論の成果を同年12月にコペンハーゲンで開催される第15回国連気候変動枠組条約締約国会議 (UNFCCC / COP15) に反映させることであった。同会議は、インドネシアの地方都市マナドで開催されたが、世界の80カ国から約1,300名が参加する大規模なものとなった。会議を構成する主な行事は、以下のとおりであった。これら行事に並行して、シンポジウム、展示会その他多数のサイドイベントが行われた。

- 5月11日～12日 ・政府間高級事務レベル会合
・「世界海洋政策の日」予備パネル・ディスカッション
- 5月13日 ・「世界海洋政策の日」
- 5月14日 ・大臣・ハイレベル会合
- 5月15日 ・コーラル・トライアングル・イニシアティブ (CTI) サミット

「海洋・沿岸・島嶼に関するグローバル・フォーラム」(以下「グローバル・フォーラム」)は、インドネシア政府に協力し本会議の企画に関わってきたが、本会議においては、関係機関と連携して予備パネルを含め3日間にわたるイベント「世界海洋政策の日 (World Ocean Day)」を開催するとともに、UNFCCC / COP15に向けての提言をとりまとめた。当財団は、これまでグローバル・フォーラムと協力してきたことから、「世界海洋政策の日」への貢献を中心に、本会議に参加した。

なお、15日に開催されたCTIサミットは、インドネシア、マレーシア、フィリピン、パプアニューギニア、東チモール、ソロモン諸島の6カ国の首脳が一堂に会する首脳会議として開催され、今後の行動計画を決定した。CTIは、インドネシア、マレーシアからフィリピン等にかけての世界で最も生物多様性が豊かな海域とされる「コーラル・トライアングル」において、関係6カ国が連携し、海洋生態系の保全に取り組むプロジェクトである。インドネシアのユドヨノ大統領のイニシアティブにより2007年に関係国が合意し、同年9月のAPEC首脳会合で支持されたものである。

2. 会議の内容

以下、出席した行事を中心に、会議の内容について報告する。

(1) 「世界海洋政策の日」予備パネル・ディスカッション（11日～12日）

「世界海洋政策の日」に向けて議論を深めるための予備パネルが、グローバル・フォーラムのメンバーを中心として、2日間にわたり開催された。議論の結果は、「世界海洋政策の日」パネル・ディスカッションに報告された。

主な議論としては、以下のようなものがあった。

- ①海洋と気候変動の問題について、政策面の具体的な行動をいかに強化していくかについて議論があった。予防的アプローチの重要性についても議論された。
- ②UNFCCC / COP15 の交渉プロセスで海洋と気候変動の問題が十分に議論されるべきとの議論があった。
- ③世界の LME（大規模海洋生態系）の大部分において温暖化など気候変動の影響が出ているとの報告があった。
- ④気候変動により、開発途上国がより深刻な影響を受ける（Climate Divide）ことを踏まえ、開発途上国、小島嶼国に対する支援が必要といった議論、小島嶼国等が情報・データや最新の科学的知見を海洋管理や漁業管理に活用できるようにするための支援が必要との議論などがあった。
- ⑤気候変動により、海洋の変化が漁業に影響を及ぼし、沿岸の地域社会への深刻な影響が懸念されるため、環境に負荷をかけない開発や、生態系を基礎とした適応策の推進、自然システムの回復力増進などが重要であるとの議論があった。
- ⑥CO₂の回収・貯留について、海水に注入した場合の生態系への影響や、海底に貯留したCO₂が漏れた場合の影響などが議論になった。船舶の排出ガス対策のコストや、海洋由来のバイオ燃料の可能性についても議論があった。
- ⑦海洋保護区のネットワーク構築、それによる海洋の生物多様性の維持の気候変動への適応策の中の位置づけなどについて、議論があった。
- ⑧海洋と気候変動の問題や、CO₂排出量削減の問題について、開発途上国の地域住民への能力付与（empowerment）や参画の観点も含め、どのように普及・啓発を進めていくかについて議論が行われた。

(2) 「世界海洋政策の日」パネル・ディスカッション（13日）

グローバル・フォーラムが中心になって、政府、民間団体、研究者、国際機関等様々な関係者間での議論を行うために「世界海洋政策の日（World Ocean Day）」パネル・ディスカッションを開催した。議論の結果は、宣言としてとりまとめられたが、政府間会合には提出されなかった。

主な議論の内容は、以下のとおりであった。

①オープニング

Biliana Cicin-Sain 氏（グローバル・フォーラム共同代表）、Freddy Numberi 氏（インドネシア海洋漁業大臣）等から開会挨拶があった。

②気候変動の緩和（パネル1）

1) Patricio Bernal（IOC/UNESCO 事務局長）

海洋の気候変動緩和機能を強調し、積極的な気候変動緩和策として、海洋におけるCO₂の回収・貯留、マングローブ林の復元などについて述べた。

2) Tony Haymet（米国 Scripps 海洋学研究所）

CO₂増加による海洋酸性化へのすみやかな対応の必要性について述べた。

3) Ove Hoegh-Guldberg（オーストラリア・クイーンズランド大学教授）

2℃の気温上昇によりサンゴが深刻な影響を受けることから、80%のCO₂排出量削減が必要と主張した。

4) Roberto Calcagno（モナコ海洋学研究所）

2010年4月のモナコ海洋サミットについて紹介した。

5) Bernard Giraud（ダノン・グループ）

Christophe Lefebvre（フランス海洋保護区庁）

フランスの飲料メーカー・ダノンが社会貢献として取り組んでいる、アフリカにおけるマングローブ林の再生プロジェクトを紹介した。

6) Jeff Price（米国 WWF（世界自然保護基金））

気候変動による海洋への影響を食い止めるためには、80%のCO₂排出量削減が必要と主張した。

7) Duncan Currie（グリーンピース・ニュージーランド）

気候変動緩和のためのマングローブ林・湿地の保全など生態系アプローチによる予防的対応の必要性を訴えた。

③気候変動への適応（パネル2）

1) Laurent Stefanini（フランス環境担当大使）

気候変動に関し「回復不可能なポイント」を越えないよう行動することが必要と述べた。

2) Raphael Lotilla（PEMSEA 事務局長）

気候変動への適応の観点から、地域レベル・世界レベルでの持続的開発に向けた統合的沿岸域管理の重要性を強調した。

3) Poh Poh Wong（IPCC 第4次報告書編者／シンガポール国立大学助教授）

百年単位でみると数mレベルの海面上昇が起こる恐れもあり、気候変動の問題には我々の生存がかかっていると警告した。

4) Nicole Glineur（GEF（地球環境ファシリティ））

気候変動への適応には、地域社会・生態系を基礎とした対応、近代科学と伝統的な知恵との融合、地域社会による意思決定、生態系の持つ機能の管理が重要であると述べた。

5) Thabit Zahran (アラブ首長国連邦・アブダビ環境庁)

気候変動への適応には、長期的な監視活動、沿岸域の資源マップ、生態系への影響予測モデルなどが重要であると述べた。

④気候変動の緩和・適応に対する資金支援 (パネル3)

1) Al Duda (GEF (地球環境ファシリティ))

気候変動への適応のための GEF の支援プログラム活用を要望した。

2) David McCauley (ADB (アジア開発銀行))

GEF、ADB の資金のほか、二国間での支援や排出権取引も気候変動への適応策の実施に活用すべきと述べた。

3) Ralph Payet (IPCC 第4次報告書編者/セイシェル大統領特別顧問)

小島嶼国への支援に当たっての、CO₂の減少につながる支援、生態系の機能の維持、地域住民の雇用等への配慮の必要性を訴えた。

4) Michael Koehler (欧州委員会・海洋漁業総局長)

開発国・途上国双方が、気温上昇2℃以内を目指し取り組むべきと述べた。

⑤予備パネルの概要報告

1) Bill Eichbaum (米国 WWF (世界自然保護基金))

海洋環境の悪化が地球温暖化を加速させることを指摘し、気候変動の緩和・適応のための開発途上国への資金的・技術的支援の必要性を訴えた。また、CO₂濃度 450ppm、気温上昇 2℃以内という目標では不十分と主張した。

2) Patricio Bernal (IOC / UNESCO 事務局長)

海洋と気候変動の問題について、取るべき行動は明らかになっているが、政治的な意思が不足し、実施が遅れていると指摘した。

3) Lynne Hale (Nature Conservancy)

環境に負荷をかけない開発、生態系を基礎とした適応策の推進、これによる自然システムの回復力の増進が必要であると述べた。

4) Peter Bjornsen (GEF (地球環境ファシリティ))

気候変動への適応に関しては、大規模海洋生態系、河川流域、国、自治体、地域社会の各レベルの既存の枠組みや経験を元にして進めるべきと述べた。

5) Ralph Payet (IPCC 第4次報告書編者/セイシェル大統領特別顧問)

気候変動により開発途上国がより深刻な影響を受ける (Climate Divide) ことを指摘し、先進国が特にCO₂排出削減に向けて強力に取り組むべきと主張した。

6) Salvatore Arico (IOC / UNESCO)

海洋保護区のネットワークは、生物多様性の豊かさが気候変動への適応力を増すことなどから、気候変動への適応策としても有効であると指摘した。

7) Gunnar Kullenburg (IOC / UNESCO 前事務局長)

気候変動緩和策としてのCO₂回収・貯留について、海水への注入の生態系への影響や、海底に貯留したCO₂が漏れた場合の影響などを評価し適切に実施すべきと指摘した。また、海洋再生可能エネルギー開発の支援の必要性を訴えた。

8) Philippe Vallete (NAUSICAA / World Ocean Network)

CO₂排出量削減のためには、海洋と気候変動の問題について個人、コミュニティ、企業、学校と様々なレベルで普及・啓発を進めるべきと訴えた。

9) Werner Ekau (IOI ドイツ)

大学におけるコースの創設などにより能力開発を進め、既存の枠組の機能強化を図っていくことが必要と主張した。

⑥海洋と気候変動 (まとめ)

1) Andrew Hudson (GEF (地球環境ファシリティ))

現在取られている気候変動の適応策は不十分であること、海洋酸性化の影響が特に深刻であること、科学的予測が重要であることなどを指摘した。

2) Raphael Bille (IDDRI (持続可能な開発・国際関係研究所))

気候変動の問題に対応するため、世界が革新的な対応を取るべき、UNFCCC の議論の中で海洋と沿岸の問題を議論すべき、と主張した。

3) Biliana Cicin-Sain (グローバル・フォーラム共同代表)

「第5回海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議」(2010年5月・パリ)の議論のテーマについて紹介した。

これらの議論を踏まえ、とりまとめられた宣言の概要(要約)は、以下のとおりである。この宣言は、先に述べたとおり、政府間会合には提出されていない。

「世界海洋政策の日」による宣言の概要
(UNFCCC / COP15 に向けた提言)

1 気候変動の緩和 (Mitigation)

- ・ 予防的アプローチにより短期間で温室効果ガスの大幅な削減を達成
- ・ CO₂の回収・貯留など海洋を活用した気候変動緩和策の適切な実施
- ・ 海洋を活用した再生可能エネルギーの開発促進

2 気候変動への適応 (Adaptation)

- ・沿岸・海洋生態系の回復力の向上
 - ・国家管轄外海域も含めた海洋保護区のネットワークの管理
 - ・生態系アプローチ、統合的沿岸・海洋管理等に配慮した気候変動への適応策の実施
 - ・UNFCCC の枠組における海洋・沿岸の気候変動への脆弱性への着目、生態系アプローチによる適応策の位置づけ
- 3 資金支援
- ・気候変動による世界規模での海洋の変化や沿岸・海洋の生態系への影響に関する研究、緩和・適応策の実施、適切な監視・早期警報システム、クリーン開発メカニズム等への資金支援
- 4 能力開発・技術交流
- ・UNFCCC による開発途上国・小島嶼国の緩和・適応のための能力開発
- 5 市民社会の参加
- ・低炭素社会の実現のため、一般への情報提供・教育・能力付与
- 6 今後に向けて
- ・経済危機は、海洋に影響を及ぼす生産・消費様式を変えるチャンス
 - ・大幅なCO₂削減目標の設定が必要
 - ・政府、国際機関、NGO 等すべての関係者が分野横断的に連携すべき

(3) 大臣・ハイレベル会合（14日）

一連の政府間会合を締めくくるものとして、大臣・ハイレベル会合が開催された。主な議論の内容は、以下のとおり。

①インドネシア大統領の基調演説

インドネシアのユドヨノ大統領から、以下のような趣旨の基調演説があった。

- ・海洋は、食料安全保障の面などで人類の生存に大きな役割を果たしているが、気候変動や汚染、資源の過剰利用など様々な問題に直面している。インドネシアも、すでに様々な気候変動の影響を受けている。世界が協調して海を守らなければならない。
- ・CTIサミットでは、海洋生態系の保全について議論が行われる。
- ・国連海洋法条約（UNCLOS）第192条は、すべての国が海洋環境を守る責務を有すると規定する。世界海洋会議はまさにUNCLOSの実施である。また、インドネシアもUNCLOSの誠実な実施に取り組む。
- ・UNFCCC/COP15の中で、海洋の問題が十分に議論されるべき。

②海洋・沿岸と気候変動の影響（テーマ1）

1) Peter Garrett (オーストラリア環境・遺産・芸術大臣)

サンゴ礁の保護などオーストラリアの海洋環境保全政策を紹介した。

2) Rolph Payet (IPCC 第4次報告書編者／セイシェル大統領特別顧問)

漁業は食料安全保障に密接に関連し、特に小島嶼国には生存に係わる問題であり、海洋保護区の設定なども含め漁業資源の適切な管理が必要と述べた。

3) Melba Pria (在インドネシア・メキシコ大使)

生態系を基礎とした海洋・沿岸の持続可能な開発のため、国家としての環境政策の推進、法的な枠組・協力メカニズムの整備が必要と指摘した。

③ 気候変動への対応における海洋の役割 (テーマ2)

1) Mary Glackin (米国海洋大気庁 (NOAA) 副長官補)

気候変動への対応において海洋・気候観測は重要であるため、NOAAはこの分野で国際協力を推進しており、一昨日(12日)にはインドネシアとの間で海洋観測に関する新たな協定を締結したと紹介した。

冒頭には、海洋と気候変動の問題を重視し、世界海洋会議を評価しその成功を記念するクリントン国務長官のビデオ・メッセージを流した。

2) Laurent Stefanini (フランス環境担当大使)

海洋における代替エネルギー開発の重要性を訴え、この分野の技術開発におけるフランスの取組みを紹介した。

3) Heherson Alvarez (フィリピン気候変動担当大統領顧問)

気候変動に対し脆弱な沿岸の地域社会の対応能力の向上の必要性を訴え、フィリピンにおける地域社会を基盤としたサンゴ礁生態系保全への取組みの事例を紹介した。

④ 海洋と沿岸の未来 (テーマ3)

1) Rachmat Witoelar (インドネシア環境大臣)

途上国に対する多国間・二国間様々な形での支援、クリーン開発メカニズム(先進国の支援による温暖化ガス排出削減プロジェクト)の推進を訴えた。

2) Alfadil Ali Adam (スーダン環境次官補)

WSSDの目標達成に向け、海洋政策関係者が一層の貢献をすべきであること、気候変動への対応に地域社会の参加(監視、保全活動等)を促すべきであることを述べた。

3) Patricio Bernal (IOC / UNESCO 事務局長)

気候変動が海洋に与える影響を緩和するため、国連の関連各機関が協調して取り組むべきであること、UNFCCC / COP15で交渉を決着させる(「Seal the Deal!」)べきであることを強調した。

会議の最後にマナド海洋宣言が採択された。その概要（要約）は以下のとおりである。

マナド海洋宣言の概要

- 予防的手法・生態系を基礎とした手法による生物資源と沿岸生態系の保全・管理・持続的利用
- 国による戦略が必要
- 統合的沿岸・海洋管理の実施
- 沿岸・海洋生態系の回復力を高めるための汚染の削減
- 海洋の科学的調査・統合的な観測、教育・普及のための協力
- 気候変動が海洋生態系や地域社会に及ぼす影響に関する情報の収集・交換
- 気候変動が海洋や沿岸にもたらす影響への適応のための包括的な対応
- 情報の有効活用等によるサンゴ礁や沿岸の地域社会の回復力増進
- 気候変動の影響に対応するための予防的手法を含む持続的開発戦略の実施
- 気候変動に対し脆弱な沿岸の地域社会の生活手段の多様化のための支援
- 途上国における利用が容易で環境負荷の少ない技術の促進
- Adaptation Fund を活用した気候変動への適応に関するプロジェクトの促進
- 科学的観測活動の促進のための地域機関・国際機関等との協力
- 気候変動への適応策に関する経験や成功事例の情報交換
- 生物多様性を保全し、気候変動に適応するための海洋保護区の設立・管理
- 大規模海洋生態系アプローチの促進
- コーラル・トライアングル・イニシアティブ（CTI）を歓迎
- COP15 における合意の重要性、沿岸・海洋の視点が反映されることが必要

3. 所感

海洋政策そのものをテーマとする本会議が、世界規模かつハイレベルの政府間の会議として開催され、海洋とその管理の重要性への共通理解の下、「マナド海洋宣言」が合意されたことの意義は大きい（その内容は、これまでグローバル・フォーラムで議論されてきたものを踏襲しているのみであり、新味がないとの指摘はあるが）。

また、東西 5 千 Km に及ぶ広大な群島水域を管轄する海洋国家であり、ASEAN の盟主を自認するインドネシアがイニシアティブを発揮して本会議を主催したほか、GEF、米国、オーストラリア等の支援の下に進められている CTI への取組みをリードしていることも注目に値する。

一方、こうした会議が継続して開催され、世界的な海洋政策へのモメンタムが維持されることが重要であると考えられるが、残念ながら本会議は「単発もの」の会議に終わってしまっている。

海洋と気候変動の問題は、グローバル・フォーラムが早くから取り組んでいたコンセプトを本会議が踏襲しテーマにしたものである。そういう意味では、本会議は政府レベルの会合であったとはいえ、グローバル・フォーラムとの十分な連携が図られる必要があったが、結果としては、インドネシア政府の思惑により、グローバル・フォーラム等による「世界海洋政策の日」と政府レベル会合とは全く関連付けられず別々に開催されることとなった。海洋問題への対応に当たっては政府、民間団体、研究者、国際機関等様々な関係者が連携して取り組むことが重要と考えられるが、本会議がそのような協力のモデルケースとならなかったことが惜まれる。

本会議には、米国、フランス、オーストラリア、EU等主要先進国のハイレベルの政府関係者が出席していた。特に米国は、クリントン国務長官のメッセージのビデオ・クリップを使ってプレゼンテーションを行ったほか、会議と並行してインドネシアとの間で海洋調査に関する新たな協力協定を締結するなど、大きなプレゼンスを示していた。

それに対して日本は、本国から出張しての対応はなく、在インドネシア大使が書記官とともに出席したのみであり、会議中の発言も一般的・儀礼的で、プレゼンスは低かった。CTIには、すでに米国やオーストラリアが支援の手を差し伸べており、積極的にそのことをアピールしている。日本もサンゴ礁生態系の保全技術等については豊富な経験・知識を有していることから、アジア・太平洋におけるこの種の海洋関係プロジェクトの推進に貢献していく余地があると考えられる。海洋基本法においては、我が国が「海洋に関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担う」べきであることが規定されている。日本の海洋外交への価値発信型の積極的な取り組みが必要であると改めて感じた次第である。

③海洋法の技術的側面に関する国際セミナー及びABLOS第16回ビジネス・ミーティング(武井良修)

8月3日・4日(午前)の二日間にわたり、海洋法の技術的側面に関する国際セミナー(以下、TALOSセミナー)がインドネシア・バリの Bali International Convention Center において開催された。また、これに引き続き、8月4日(午後)・5日(午前)の両日、海洋法諮問委員会(ABLOS)ビジネス・ミーティングが同 Convention Center 内で行われた。

(1) 海洋法の技術的側面に関する国際セミナー(International Seminar on the Technical Aspects of the Law of the Sea)

8月3日の午前中には、組織委員会による報告および ABLOS 議長による挨拶に続き、主催者側(National Coordinating Agency for Surveys and Mapping (BAKOSURTANAL)) 代表による挨拶が行われ、開会が宣言された。Hasjim Djalal 教授は基調講演において、1950年代以降の海洋法の発展の歴史を概観し、国連海洋法条約(UNCLOS)における諸問題や発展途上国の課題などについて考察した。なお、同教授は講演の中で、当財団が作成した EEZ での軍事活動に関するガイドラインの有効な活用や海洋分野におけるシンクタンクの活動の再活性化の必要などにも言及した。第 I セッションにおいては3人の招聘講演者が講演を行い、その後、質疑応答が行われた。

- Eddy R. Agoes : UNCLOS の中で、実施のために技術的な知見が必要とされる諸条項を概観し、総合的な海洋政策の推進に責任を有するすべての関連セクターの関与の必要性を論じた。
- 谷伸 : ABLOS の活動を説明し、UNCLOS の大陸棚制度の概観を行ったうえで、日本の地質学的特性などに触れながら、日本のこれまでの大陸棚調査活動の紹介を行った。質疑応答においては、台湾の参加者より、沖ノ鳥島は島ではなく UNCLOS 第 121 条 3 項に規定されている岩である旨のコメントがあり、これに対し、谷内閣参事官は、質問者が援用した島の面積に関する数値が誤りである旨指摘し、沖ノ鳥島は十分に島としての要件を満たしていると述べた。その上で、科学・技術的側面と法的議論は別であるという趣旨のコメントを述べた。
- Arief Havas Oegrosono : インドネシアが群島水域の宣言を行うに至る経緯および群島水域に関する UNCLOS の条項の紹介を行った。その後、インドネシアと 10 の隣接国との海洋境界画定の現状と問題点について考察を行った。

同日午後には第 II・第 III セッションが行われ、それぞれ 4 名・3 名の講演者がプレゼンテーションを行った。(なお、第 II セッション(Session II)は“Technical Presentation 1”という表題が付いており、以降のセッションも同様にローマ数字の Session とアラビア数字の Technical Presentation のタイトルの両方が付いているが、本報告では混乱を避けた

め、ローマ数字のセッション番号で統一する。) それぞれのセッションの後に、質疑応答が行われた。

(第 II セッション)

- Evi Purwanti : UNCLOS の下での海洋境界画定における基線の役割に触れた後に、沿岸国が基線を設定する際に、UNCLOS に合致する形で行うための誘因及び阻害要素について考察した。
- Sora Lokita : 海洋境界画定における群島基線の利用に関する技術的および法的論点を分析し、様々な国家実行を概観した。
- Yazid : WGS 84 データが利用される前に締結された海洋境界画定条約における基準点を WGS 84 データに移し替える際の問題点につき、これまでの経験をもとに説明した。
- Khafid : これまでインドネシアが集めてきたデータをもとに、200 カイリを超える大陸棚の設定する際に、UNCLOS 第 76 条 4 項に規定されている堆積岩の厚さに関する基準 (いわゆる Gardiner Formula) を援用する可能性について論じた。

(第 III セッション)

- Andrick Lal : 太平洋島嶼国応用地球科学委員会(SOPAC)メンバーの太平洋島嶼国による 200 カイリを超える大陸棚調査および今後の課題ならびに地域協力の方向性について考察した。
- Agus Santoso : UNCLOS 第 76 条に規定されている大陸棚斜面の基部における勾配が最も変化する点を同定するに際して利用することのできる数学的手法を説明した。
- I Made Andi Arsana : これまでアジア太平洋諸国によって大陸棚限界委員会に提出された 200 カイリを超える大陸棚の情報を概観し、いくつかの国の情報について詳細な分析を加えた。

翌 8 月 4 日午前には、第 IV・第 V セッションが行われ、それぞれ 4 名ずつの講演者がプレゼンテーションを行った。それぞれのセッションの後に、質疑応答が行われた。

(第 IV セッション)

- Yanti Fristikawari : UNCLOS その他の国際文書における船舶起因汚染防止の法制度について、危険物質の運搬に焦点を当てて説明した。
- Kumala Hardja Widjaksana : インドネシア周辺の地殻構造について様々な島の例をあげ説明した。
- Kris Budiono : インドネシア領海内における鉱物の分布状況に焦点を置き、UNCLOS の鉱物開発関連規定実施のためのエネルギー・鉱物資源省のこれまでの活動を解説した。
- S. Lévesque : CARIS 社の海洋法ソフトウェアの説明を行い、ICJ のニカラグア・ホンジュラス事件における紛争両当事者による海洋境界画定のための同ソフトウェアの利用実績などについて紹介した。

(第 V セッション)

- T. Patmasari : インドネシアによる海洋境界画定のための地理情報の利用状況と今後のより効率的な情報処理のための方策を考察した。
- Dewayany Sutrisno : インドネシアの群島水域内における生物資源の管理のための GIS データの利用状況について説明した。
- S. Marina : 最近完成したインドネシア海洋地理研究所の調査船 R/V Geomarine III の調査能力と今後の活動の展望を説明した。
- Yusuf S. Djajadihardja : インドネシア近郊での地殻変動の歴史を考察し、地殻構造の枠組みと発展過程についての最新の知見を紹介した。

最後に、TALOS セミナーの“Notes”が発表され、ABLOS ビジネス・ミーティングやインドネシア政府への提言などが行われた。“Notes”自体に関する討議は会場では行われず、BAKOSURTANAL の代表者による朗読にとどまった。(なお、“Notes”の作成は BAKOSURTANAL だけで行ったわけではなく、Hasjim Djalal 教授などの有識者との協議に基づくものであった模様であり、BAKOSURTANAL 側が“Notes”の内容すべてに精通していたわけではなかった。)

第 II セッションから第 V セッションの発表は、発表者のほぼすべてがインドネシアの政府・大学関係者であり(15名中、mapping ソフトウェア会社社員のカナダ人および SOPAC 事務局職員を除く13名がインドネシア関係者と思われる)、200カイルを超える大陸棚の延伸のための調査などインドネシア政府がこれまで行ってきた自国の海洋境界画定のための調査の現況報告が中心であった。

(2) ABLOS ビジネス・ミーティング

ABLOS は、国際測地学協会及び国際水路機関によって設立された、海洋法の水路学的、測地学的及び海洋底科学的側面の解釈に関する助言等を目的とする合議体である。今回の会合には、議長・副議長をはじめとする ABLOS メンバーおよびオブザーバーが参加した。国際水路機関 (International Hydrographic Organization (IHO)) によって任命されたメンバーおよびオブザーバーは各国の水路情報関係の専門家であり、その多くが海軍に属している。国際測地学協会 (International Association of Geodesy(IAG)) により任命されたメンバー・オブザーバーはその多くが大学所属の測地学の研究者である。

BAKOSURTANAL 代表者および国際水路局(International Hydrographic Bureau)の理事長、ABLOS 議長のスピーチに続き、ABLOS の今後の方針・第 6 回 ABLOS 会議、セミナーにおいて発表された“Notes”の検討などが行われた。以下は、議題 8, 9, 13 についての議論の要旨および結論である。

ABLOSの今後の方針

① Revised ToR

本年10月22日～24日に開催が予定されているIHOの水路業務・基準委員会(HSSC)の次期会合に提出するために、Terms of Referenceの改正が議論された。今回の改正は、IHOの組織改革などに対応する手続的なものであり、草案がそのまま了承された。議論の中で、ABLOSの目的に関する条項が実態を反映していない旨の指摘がなされ、さらに下記のようにUNESCOの政府間海洋学委員会(IOC)がオブザーバーになった場合にToRの改正が必要であるとの指摘もなされた。また、ToRの1.3は許容できるが、ABLOSはToRの1.2(To review State practice and jurisprudence on Law of the Sea matters which are relevant to the work of ABLOS so as to be in a position to provide expert advice when needed.)を行うことはできないとの指摘もなされた。これらを踏まえ、来年の次回ビジネス・ミーティングまでにそれぞれが改正案を提出することとなった。

②Membership

ABLOSのメンバーシップについての議論が行われ、この中で、参加者の一人より、地域的な代表性の問題が指摘された。IHO・IAG共にABLOSメンバーの地域間の均衡は原則として考慮していないが、この点につき、IHOメンバーはある程度各地域に分散されている点が指摘された。

③Capacity Building Training Course

ABLOSがこれまで行ってきた海洋法に関する途上国の能力向上(capacity-building)のための主な活動は「海洋法の技術的な側面についてのマニュアル(TALOS Manual)」の作成および隔年のABLOS会議の開催であったが、現在ABLOSでは、ワーキング・グループを作って、トレーニング・コースを開催することも検討しつつある。この点につき、ビジネス・ミーティングでは、対象(個別の国を対象とすべきか、特定の地域全体を対象とすべきか)・開催場所(対象の国・地域にABLOS側が出張するべきか、モナコなどに途上国側の参加者を招待するか)・日数・内容(一般的な技術的および法的トレーニングか、個別具体的な分野についての技術的なトレーニングか)などについて議論した。

④Cooperation with other inter-governmental organizations

ABLOSは1994年にIHOおよびIAGの合議体として設立され、1999年から2006年までIOCもメンバーとして参加してきた。2006年以降はもともとIOCメンバーとしてABLOSに参加してきたカナダのRon Macnab氏がABLOS任命のオブザーバーとして個人の資格で参加してきた。今後は組織としてIOCを再びABLOSの活動に取り込むことの重要性が国際水路局理事長をはじめとする各氏より指摘された。次回会合前に、IOCの海洋法専門家諮問機関(ABE-LOS)議長との間に了解覚書を作成し、次回会合にIOCをオブザーバーとして招待することとなった。さらに、DOALOSのようにex officioメンバーとしてIOCを加えることや第6回ABLOS会議にIOC事務局長を報告者として招聘することも検討された。これに加え、国際法協会(ILA)、SOPAC、国際海事機関(IMO)、米国の海洋大気庁(NOAA)などとの協力も提案された。

第6回ABLOS会議

ABLOSは隔年でABLOS会議をモナコで開催してきたが、2010年には第6回の会議の開催を予定しており、この準備についての議論が行われた。会議のそれぞれのセッションのトピックが検討され、2日半の会議とそれに先立つABLOSビジネス・ミーティングの開催が決定された。また、優秀な学生に参加の機会を与えるために費用の一部を負担することの是非および会議における発表の質を一定程度以上に保つための方策なども検討された。

TALOSセミナー“Notes”の検討

NotesにおけるABLOSへの要請事項のうち、C.3のみが実質的な要請であるとのABLOS議長の判断の下、C.3についていかにABLOSとして取り組むべきであるか議論が行われた。Notesにおいて、明確な了解を形成する必要があるとされたUNCLOSの諸用語につき、今後のABLOS会議およびTALOSマニュアル改正作業においてさらなる検討を行っていくことが約束された。

(3) 所感

TALOSセミナーは、インドネシア政府の海洋境界画定に向けた法的・技術的作業の進捗状況と問題点につき、実際に作業に携わっている関係者からの詳細な報告を聞くことができ、大変有益であった。特に、いろいろな分野の発表が行われたため、参加者の専攻が様々であるということもあって、発表者の多くが、専門知識を持たない者にも理解できるよう工夫しており、理解が促進された。

TALOSセミナーのNotesは(1) 学術機関・シンクタンクの役割、(2) 海洋政策の全般的な目的の再定義、(3) 「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない(岩)」の意味などについての明確な了解の必要性、といった当財団の業務にも密接に関連する争点に触れており、当財団と問題意識が共有されている面も多いと感じた。これらの問題に関し、当財団の様々な事業を通じて、インドネシア政府または同国内の研究機関との協力関係を強化していく必要があると思われる。

資料1 (海洋政策研究財団 訳) ※

海洋及び沿岸アクセス法案 政策文書

(Marine and Coastal Access Bill Policy Paper)

2009 年10 月8日

環境・食糧・農村地域省

(Department of Environment, Food and Rural Affairs)

※ 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

www.defra.gov.uk

海洋及び沿岸アクセス法案 政策文書

最新更新日：2009年10月8日

目次

章	最新更新日
はじめに	2009年10月5日
なぜ海洋及び沿岸アクセス法案が必要なのか？	2009年10月5日
これまでの経緯	2009年10月5日
2008年4月3日の法案ドラフト発表以来の主な変更事項	2009年10月5日
政策の背景	2009年10月5日
リサーチ	2009年10月5日
第1部—海洋管理機関	2009年10月5日
第2部—排他的経済水域、連合王国水域、ウェールズ水域	2009年10月5日
第3部—海洋計画：海洋政策声明	2009年10月8日
第3部—海洋計画	2009年10月8日
第4部—海洋許認可	2009年10月6日
第5部—自然保護	2009年10月9日
第6部—沿岸漁業の管理	2009年10月6日
第7部—漁業：回遊性漁業及び淡水漁業	2009年10月6日
第7部—漁業：貝類・甲殻類	2009年10月8日
第7部—漁業：レクリエーションとしての海釣り及び1967年海水魚（保護）法へのその他修正	2009年10月6日
第7部—漁業：時代遅れの、及び余剰な漁業関連法 48	2009年10月6日
第8部—法執行	2009年10月6日
第9部—沿岸アクセス	2009年10月5日

はじめに

1. 政府の 2005 年総選挙におけるマニフェストでは、海洋法を通して海洋に関する新しい枠組みを導入すると約束されている。この枠組みは、海洋空間計画に基づき、保全、エネルギー及び資源の必要性のバランスに配慮したものになるとされた。労働党の 2005 年総選挙のマニフェスト「*地方コミュニティ：後退ではなく前進 (Rural Communities forward not back)*」では、沿岸地域へのアクセスの改善が、3 期目の労働党政権にとって優先順位の高い問題であると述べられ、サケ漁業及び淡水漁業を継続して促進するため、時代に合わせた法令改正を進めると約束している。
2. 海洋及び沿岸アクセス法案はこれらの約束を満たすものである。2008 年 12 月 4 日に上院に提出されて以来、本法案は、海洋環境と生物多様性の保護を強化し、イングランドとウェールズにおける淡水漁業及び回遊性漁業の管理を改善し、かつイングランド沿岸部へのアクセスの向上を実現するために改良されてきた。法案の中心にあるのは、すべての海洋利用者の社会経済的なニーズと、海洋環境保護及び生物多様性保全の必要性との統合である。
3. 法案は、次の 11 部から構成されている。

第 1 部では、海洋管理機関 (MMO) を設置し、イングランド周辺海域及び連合王国沖合海域での海洋管理業務（地方政府に権限委譲されていない事項について）を実行させる。

第 2 部では、連合王国の海域を定める。この定義は、以後の本法案各部で、活動が行われる場所を定義するために用いられる。また、排他的経済水域の指定を認め、さらにウェールズ議会が漁業の問題のためにウェールズ水域を指定することも認める。

第 3 部では、海洋計画において連合王国全体で運用する新しいシステムを導入し、我が国の海域のより戦略的かつ効果的な管理を実現する。

第 4 部では、海洋業務及び海洋活動の許認可のために、合理化され、透明性の高い、かつ一貫したシステムを定める。

第 5 部では、海洋自然保護のための柔軟なメカニズムを導入する。これには明確な目標を持った海洋保護ゾーンの設定なども含まれる。

第 6 部では、イングランド及びウェールズに関する沿岸漁業の管理を改善する。

第 7 部では、商業的及びレクリエーションとしての釣り、貝類・甲殻類漁業の管理、回遊漁業及び淡水漁業の管理に関連する法令の改正を行う。

第 8 部では、海洋許認可システム及び自然保護について、合理化及び近代化された法令を公的権限を通して強制し、民事制裁制度を導入する。

第 9 部 では、イングランド沿岸への徒歩でのアクセスを改善する規定を導入する。

第 10 部 及び 11 部 では、役員による違反など、ナチュラル・イングランド及び分野横断的問題に関連する雑則及び補足的規定を定める。

なぜ海洋及び沿岸アクセス法案が必要なのか？

はじめに

1. イギリスは、海洋管理及び保護の多くの面において世界のリーダーであり、再生可能エネルギーの生産など、数多くの新しい、かつ国家として重要な海域の利用法の開発において最先端にいる。我々は、海が与えてくれる資源の持続可能な利用と保護を確実に進めていくにあたり、大きな発展を遂げてきた。しかし、我が国の海域は世界で最も利用が集中する場所に数えられ、資源の需要は高まり続けている。それらの資源を持続可能な最善の形で使用し続けることができるようにするためには、将来の海洋活動の管理及び海洋資源の保護に対して、より戦略的な取り組みを行っていく必要がある。本法案は、この戦略的かつ整合性のある取り組みを行うために我々が必要とする法的なツールを与えてくれるものである。

気候変動

2. 気候変動はすでに、海域において、その海域が与えてくれる物品及びサービスや我々が海洋空間を利用する方法に対して大きな影響を与えている。本法案は、気候変動がもたらす困難な課題に対応する我々の助けとなるだろう。この法案によって我々は、例えば再生可能エネルギーのプロジェクトなど、気候変動の緩和を促すための我が国の海域における活動について、より良い決定を下すことができるようになる。また今後開発される新しい技術を管理及び利用できるように、本法案に基づいて導入される措置は柔軟なものとなる。本法案の海洋自然保護及び漁業に関する規定により、我々は海洋生態系を回復及び維持して、海洋生態系が気候変動の影響に対して抵抗力を維持できるようにするのである。
3. 海洋気候変動影響パートナーシップ (Marine Climate Change Impacts Partnership: MCCIP) の 2007 年～2008 年の年次報告書が 2008 年 1 月に発表された。MCCIP は、気候変動の問題に対応するために我々が何をやる必要があるかを理解するのを助ける重要な役割を果たしている。
4. 2007 年～2008 年の報告書における主要な報告事項の 1 つには、海洋環境及びそれがもたらす物品やサービスに気候変動が重大な影響を与えているという問題がある。
5. イギリスの海岸線のうち 17 パーセントで海岸浸食が発生している (イングランドの海岸線の 30 パーセント、ウェールズの 23 パーセント、北アイルランドの 20 パーセント、スコットランドの 12 パーセント)。
6. 近年の温暖化及びこれに伴うプランクトンの大量発生・地理的分布の移動によって、海鳥のえさとなる魚が減少し、このことが、近年の海鳥の繁殖成功率及び生存率の低下に強く影響している。

7. 気候変動は、我々の海域で提供される商業サービスにも大きく影響するだろう。海水面の上昇、沿岸地域の洪水、暴風雨あるいはより大きな波によって、港湾、海運及び建造物が影響を受ける。釣りや養魚場経営も、水温の変化やえさとなるプランクトンの入手量の影響を受けるだろう。

法令の改善

8. 本法案は、産業界及び地方自治体の開発者や一般の海の利用者に、より明確な方向性及び確実性を提供し、海洋環境についての意思決定を大幅に改善する。本法案によって既存の法令や要求事項が合理化され、単純化される。またこの法案により、開発者が対応しなければならない規制機関や制度の数を減らす。ただし、環境アセスメントの要求事項については、我々の決定や活動が海洋環境に対してどのような影響を与えるかを確実に理解するために非常に重要なので、その要件が削減されることはない。
9. 本法案はまた、「規制に伴う制裁に関するマクロリー審査報告書 (Macrory Review of Regulatory Penalties)」 (http://bre.berr.gov.uk/regulation/documents/pdf/macrory_penalties.pdf 19) の勧告に合わせてコンプライアンスのメカニズムを改正し、すべての業界及び企業が公平な条件で規制を受けるようになる。本法案は、海洋活動の管理及び持続可能な海洋開発の確保に向けて、透明性が高く公平な制度を規定する。
10. 本法案において提案される措置の恩恵を受ける主要な業界は、港湾、漁業、骨材浚渫船、レクリエーション・サービス業、及び再生可能エネルギー開発者などである。

これまでの経緯

1. 海洋及び沿岸アクセス法案に対する海洋政策上の取り組みは 2001 年に遡るが、このとき首相は、海洋保護を向上させる新しい措置を行うようイギリス政府に命じたのである。これには、一連の「海洋管理 (Marine Stewardship)」報告書などが含まれる。その最初の報告書である、「私たちの海を守るために (Safeguarding Our Seas)」はイギリス政府と各地方政府が共同で 1 年後に発表したもので、「きれいで、健康で、安全で、生産力があり、かつ生物学的に多様な海洋」という共通のビジョンを示している。
2. これに続いて我々は、2005 年に最初の総合アセスメント「我が国の海洋情勢－進行計画 (State of Our Seas – Charting Progress)」を作成した。この報告書では、イギリスの海洋は生産力があり、さまざまな魚類、哺乳類、海鳥及びその他の海洋生物の生息地となっており、測定される汚染物質や汚染のレベルは大幅に改善されているものの、人間の活動が海洋生態系に有害な変化を与え、今後もその傾向は続くだろうという見解が示された。このような人間の直接的な干渉は気候の変動と共に、海洋生態系のバランスと健全性に深刻な脅威となっている。
3. 2006 年 3 月、我々は海洋法案に向けての最初の提案及び戦略的な方向性について意見の公募を行い、自然保護、海洋許認可制度の改革、海洋計画の導入、新しい海洋管理機関の設置の提案、及びその望ましい機能について、具体的な質問を投げかけた。これに対して 1,233 の回答が寄せられたが、その大半が我々の提案を支持するものだった。
4. 2007 年 3 月、我々は海洋法案白書及び意見公募に向けた規制影響分析の一部を発表した。これにおいて我々は、海洋計画と許認可制度の新しいシステム及び、海洋自然保護と漁業の管理についての新しい措置を提案した。また、海域における我々の目標を実現するための新しい組織として海洋管理機関の設置を提案した。この意見公募には 8,519 の回答が寄せられ、これを用いて我々は政策を立案し、練り上げてきた。
5. イングランドとウェールズにおけるサケ漁業と淡水漁業の規制・管理についての提言への取り組みは 1998 年に遡るが、このとき政府は、この分野での法律及び規制について、そして継続的な政府の関与がどの程度必要かについて、審査を行った。審査グループは 2000 年に報告を行い、2001 年に発行された政府の回答は、報告に盛り込まれた 195 項目の勧告を完全または部分的にほとんど受け入れるものだった。政府は議会の会期上可能な場合は新しい一次立法を導入すると約束し、一次立法に変更を求めるこれらの勧告の大半が、この法案に採用されている。
6. 沿岸へのアクセス拡大についての規定は、「2000 年田園地域及び通行権法 (Countryside and Rights of Way Act 2000 : CROW 法)」に定められた。沿岸へのアクセス改善の約束は、2004 年 12 月の「Defra 5 カ年戦略 (Defra Five Year strategy)」に盛り込まれていた。2005 年 4 月に発行された労働党のマニフェスト「地方コミュニティ：後退ではなく前進」では、「沿岸地

域へのアクセスの改善は、労働党政権第 3 期目において優先順位の高い問題となる。」と約束されている。

7. 政府のビジョンは次の通りである。「野生生物とすばらしい景観を持つ回廊のあるイギリスの海岸線には、どこでもこれに沿って歩く権利がある。そのような沿岸環境は我々に楽しさや自然環境への理解、そしてクオリティの高い経験を与えてくれ、沿岸線が変化している状況においても持続可能な形で管理されている。」ナチュラル・イングランドは、上記のビジョンに従って、沿岸線におけるアクセスの状況について調査し、これを行うためのいくつかの選択肢を検討するよう依頼された。ナチュラル・イングランドは、既存の通行権法を用いて、沿岸へのアクセスを改善するための、既存の 3 つの選択肢を検討した。すなわち、CROW 法第 3 条を用いる方法、自主的対策を用いる方法、及び、さらに新しい法を定めるという方法の 3 つの選択肢である。
8. ナチュラル・イングランドの理事会は、2007 年 2 月末に沿岸アクセスに関する報告書を Defra に提出した。この報告書「沿岸アクセスの改善：政府への提言 (*Improving coastal access Our advice to Government*)」は、ナチュラル・イングランドのウェブサイト <http://www.naturalengland.org.uk> から入手可能である。この報告書では、沿岸地域の一部に一般市民の徒歩でのアクセスが現時点で不可能な場所があり、特に散策する人々が行く手を阻まれて内陸に迂回しなければならないことに失望している状態であるという事実を強調した。また、この調査では、イングランドの沿岸線は動的に変化している環境であり、我が国の沿岸線に発生する自然の変化の結果、海岸沿いの既存の小道が閉鎖されていたり、または海に落ち込んだりしている場所があることも示している。他の部分では、散策をする人が制限を受けていることから、自然の力と共によりクオリティの高い経験や自由な感覚を得たいと望むようになっている。沿岸線は自然保護及び野生生物にとって極めて重要である。
9. ナチュラル・イングランドは、既存の仕組みの最も優れた機能を組み合わせ、ユニークな沿岸の状況を理解するため、及び沿岸の各部分の状況を考慮に入れるために必要な柔軟性を確保するために、特別な権限をナチュラル・イングランドに付与することについての新しい法律を制定することを、政府に提言した。これによって、自信と確信を持ってイングランドの沿岸地域全体を楽しむことができる、安定して一貫した権利が人々に与えられ、全国的な「沿岸アクセス回廊」が実現されるのである。
10. 2007 年 6 月 19 日、Defra は意見公募文書「イングランド沿岸へのアクセス向上に向けた提案に関する意見公募 (*Consultation on Proposals to Improve Access to the English Coast*)」を公表し、沿岸アクセス改善に向けた既存の 3 つの選択肢と新法制定に向けたナチュラル・イングランドの提案についての意見を求めた。この公募に対する回答として寄せられた意見のすべてを要約した文書及びこれに伴う規制影響分析の一部は、Defra のウェブサイトの次のアドレス <http://defraweb/rural/documents/countryside/accesscoast-con2007sum.pdf> で閲覧することができる。

11. 2007年9月27日、ボーンマスで開催された労働党大会で、ヒラリー・ベン環境・食糧・農村地域相は、政府が新しい法律を導入する意向であることを発表し、これによって国民は初めてイングランドの沿岸を歩いて回る権利を得ると語った。Defraは2007年6月にナチュラル・イングランドが提案したアプローチを含め、選択肢についての意見公募を行った。この公募に対し749の回答が得られ、提案作成の一助となった。寄せられた回答のうち大きな比重を占めるのは、沿岸へのアクセス改善に向けて前進する最善の方法として新しい法律を支持する意見であり、これを実行する提案が本法案に盛り込まれている。
12. 海洋法案のドラフトは、意見公募のために2008年4月3日に発表された。また2008年の夏の間、議会によって事前審議が行われた。
13. 事前審議は上院と下院双方の議員で構成される合同委員会によって行われ、また、本法案に関心を持つ人々や団体に、自らの意見を委員会に提示する機会が与えられた。同時に本法案の沿岸アクセスに関する規定は、環境・食糧・農村地域委員会 (EFRA) によって審議された。合同委員会は、その報告書及び勧告を2008年7月30日に発表した。EFRA委員会は、その報告書を2008年7月22日に発表した。
14. 政府は2008年9月25日、事前審議及び意見公募による意見に対する政府の回答を、コマンド・ペーパー（勅令書）「海洋法案の推進：事前審議及び意見公募に対する政府の回答 (Taking Forward the Marine Bill: The Government response to pre-legislative scrutiny and public consultation)」において発表し、この文書はDefraのウェブサイトで公開された。
15. 海洋及び沿岸アクセス法案の提案作成プロセス全体を通して、我々は各地方政府と協力してきた。地域によって状況は異なるため、我々が英国の海域全体について共通のビジョンに向けて取り組むためには、異なったアプローチが必要である。

2008年4月3日の法案ドラフト発表以来の主な変更事項

修正された法案はより一層確固とした、明確で、透明性の高い、かつ説明可能なものとなり、したがって、海洋環境を持続可能な形で連合王国全体で管理し、より幅広い環境目標の達成に貢献するための、より強固な枠組みを提示する。

より確固として明確なものにするために、以下の措置が取られる。

- MMO（海洋管理機関）に適切な資源を与え、明確かつ曖昧な点のない一般的目的を持たせることを確約すること。
- 政策権限者に対し、海洋計画声明（MPS）を定期的に見直す要件を導入すること。
- 海洋計画権限者に対し、陸地計画との整合性を確保するために実施可能なことを実行するよう要求すること。
- 法案の文面において、海洋自然保護に関連するさまざまな機関の機能及び責任を定めること。
- 海洋許認可に関する規定について詳細な移行制度を定めること。
- 定められた罰金額の上限が5,000ポンドになるような指針を定めること。

より透明性が高く説明可能なものにするために、以下の措置が取られる。

- 国家政策書と類似した議会での手続きをMPSの対象に適用すること。
- 個々の該当する認可当局に、不服申立の制度を確立するよう要求すること。
- 許認可規定に基づく法定通知期限についての不服申立手続きを策定する権限を規定すること。
- 環境・食糧・農村地域相に、海洋保護ゾーンのネットワーク指定に向けた進捗状況を議会に報告する制定法上の義務を課すこと。
- ナチュラル・イングランドに対し、沿岸アクセス・スキームの早期実施についての検討を実行するよう要求すること。
- ナチュラル・イングランドが、河口と最初の渡河点（どこかのポイントではなく）の間のどのポイントでもルートを停止できるようにすること。ただし、法案の文面において決定を下す基準を定めること。
- ナチュラル・イングランドの報告について陳情を行うことができる組織のリストに、地方自治体を含める。この陳情はそのまま、環境・食糧・農村地域相に転送される。

一貫した全国的な導入は、以下の方法で行われる。

- スコットランド政府の閣僚を「政策権限者」とし、それによってスコットランド政府の閣僚が連合王国政府、ウェールズ及び北アイルランドと合同で、連合王国全体の海洋政策声明に合意することができるようにすること。これにより我々は、我が国の海洋のために一貫した連合王国全体の政策を定めることが可能となる。
- スコットランド政府の閣僚に、海洋計画の権限者として、スコットランドに隣接する沖合海域の海洋計画を作成する権限を付与すること。ただしそのような計画はすべて、実施される前に連合王国政府の同意を必要とする。
- スコットランド政府の閣僚に、スコットランドに隣接する沖合海域（すなわち、12 海里を超える海域）における海洋保護ゾーンを指定する権限を付与すること。ただしそのような指定はすべて、連合王国政府の同意を必要とする。
- 2006 年ウェールズ統治法に基づく枠組み権限の形で、ウェールズ議会に対して沿岸アクセスに関する立法権限を付与すること。
- ウェールズ漁業水域の設置を規定し、ウェールズをスコットランド及び北アイルランドと同じ水準に合わせる。
- ウェールズ政府の閣僚に、海洋計画の権限者として、ウェールズに隣接する沖合海域（すなわち、12 海里を超える新しい漁業水域）の海洋計画を作成する権限を付与する。ただしそのような計画はすべて、実施される前に連合王国政府の同意を必要とする。
- 北アイルランドに隣接する沖合海域について、北アイルランド政府の閣僚が海洋計画権限者としてその水域の海洋計画を策定することができるような制度を導入する。ただし、そのような計画は実行の前に連合王国政府の同意を必要とする。

より幅広い環境上の目標達成に向けて、以下の措置を実行する。

- 海洋及び沿岸アクセス法案と、海洋戦略枠組み指令 (Marine Strategy Framework Directive) の間の戦略的なすり合わせを行う。
- 本法案に盛り込まれた、イギリスの海洋をより強固に保護し管理するためのさまざまな対策を通して、その指令に定められた目標（すなわち、2020 年までに良好な環境ステータス (Good Environmental Status) を達成する）の達成に貢献する。

海洋法令に関する全体的な政策の背景

本法案は、海洋環境における取り組みの 1 つに過ぎない。この章では、国際社会及び EU における我が国の責務という観点で主要な政策の状況の一部を概説する。

国際的な政策

1. イギリスは、国連海洋法条約 (UNCLOS) に加盟している。この条約は、すべての海洋活動についての法的な枠組みを定めるものである。条約が対象とするのは、環境管理、海洋科学調査、経済・商業活動などを含め、海洋空間におけるすべての側面の統治である。またこの条約では、各国が管轄権を有する海域を定義する。
2. 船舶活動については、UNCLOS のフレームワーク内である一方で、国連の国際海事機関 (IMO) によって管理される。イギリスはこの機関の加盟国である。国連のこの機関は、安全から海事保安、環境影響の管理まで、船舶活動のあらゆる側面を規制する。
3. イギリスは、海洋環境に特別な関わりを持つ数々の条約や委員会の加盟国でもある。我々は国際捕鯨委員会と協力し、現在の商用捕鯨一時停止 (モラトリアム) 命令を支持しており、北大西洋さけ保存委員会 (North Atlantic Salmon Conservation Organisation: NASCO) とも協力している。NASCO は、国際協力を通して北大西洋のサケ資源の保存と合理的な管理を促進する機関である。我々は、持続可能な開発に関する世界サミット及び生物多様性条約に基づく方針に従って活動している。すなわち、2010 年までに生物多様性が損失する現在の進行度を大幅に削減し、生態系アプローチの応用を奨励し、2012 年までには海洋保護区のネットワークを確立し、可能な場合は 2015 年までに減少した魚類資源の回復を目指す。
4. より本国に近いところでは、イギリスは、北大西洋の海洋環境保護のためのオスロ・パリ条約 (Oslo-Paris Convention for Protection of the Marine Environment of the North East Atlantic: OSPAR) において主要な役割を果たしている。OSPAR は、海洋の生物多様性と生態系の保護及び保全、富栄養化、有害物質、沖合の油田・ガス田、放射性物質、そしてモニタリング及び評価に関する条約である。
5. OSPAR に基づき我々は、北海についての生態学的特性目標の策定に取り組んでいる。これは、絶滅危惧種または減少しつつある生物種を守り、海洋環境に影響を与える可能性のある人間の活動を管理するためのものである。我々はまた、イギリスの海域に関連する地域を海洋保護地域として指定し、しっかりと管理された場所のネットワークを確立することに取り組んでいる。本法案に盛り込まれた海洋自然保護に関する提案が、この実現の助けとなるだろう。
6. 我々はまた、国際海洋探査委員会 (ICES) と協力している。この委員会は、バルト海や北海などの隣接する海洋も含め、北大西洋における海洋探査を調整及び促進している。

EUフレームワーク

7. OSPAR と共に、海洋環境における重要なセクター及び影響を管理するさまざまな法令策定の中心となってきたのは EU の立法である。EU 立法は、保全、漁業、環境汚染、再生可能エネルギー目標及び水質などを対象とし、私たちの海の質を改善し、きれいな海に戻すにあたっての大きな助けとなってきた。以下の表は、我々の海洋環境管理に影響を与える立法の一部を示している。

既存のEU法令には、以下のものなどがある。

産業	共通漁業政策
	EU 再生可能エネルギー指令
	海洋船舶燃料に関する立法
保全	野鳥指令
	生息地指令
水質及び人的投入物	海水浴場指令
	生息地指令
	貝類のための水指令
	都市排水処理指令
	水枠組み指令
アセスメント	環境影響アセスメント指令
	戦略的環境アセスメント指令

8. EU の海洋戦略枠組み指令は、2008 年に採択された。本指令によって加盟国は、自国の海域における「良好な環境ステータス (GES)」の達成に向け、必要な措置の実施を求められる。これが今後は生態系に基づくアプローチを用いてさらに発展し、我々が目指す我が国の海域の環境ステータス及び我が国の海域に与える自らの影響の見極め、GES を達成するための対策プログラムの策定などが行われる。その対策プログラムには、さまざまな海洋生物を対象とした保護区域が含まれていなければならない。この法案によって我々は、整合性があり、かつ体系的な形で海洋戦略枠組み指令を実施していくことが可能となるだろう。
9. この指令に基づき、イギリス（及び他の加盟国）は、他国と共有する海洋地域（北海や英仏海峡など）における我が国の活動を調整する必要があるだろう。これはすなわち、我々（例えば新しい海洋管理機関）が、他国の動きに注意を払い、許認可及びその他の業務がこれを反映することを確認する必要があるということである。
10. EU はまた、EU の統合海洋政策に関する青書（「ビジョン文書」）を発表している。これは、海事に関する政策を主題とした文書で、海洋計画から船舶業までさまざまな政策領域を対象としている。欧州委員会は、海洋戦略枠組み指令を海事政策における環境分野の柱と考えている。

リサーチ

1. 優れた政策・管理の意思決定を行うためには、強固なリサーチ・プログラムが重要な基盤要素となる。Defra は、包括的なリサーチ・プログラムを策定しており、砂利採集など個々の海洋活動から、生態学的構造や我が国の海洋の機能を理解し、政策決定に必要な情報を得ていることを確認するための研究まで、プロジェクトやプログラムの内容は多岐にわたっている。
2. Defra の現在の海洋環境リサーチには、統合された形で海洋活動を管理する最善の方法を検討する数々のプロジェクトが含まれている。このプログラム内のプロジェクトによる結果によって、政府、特に海洋管理機関がどのように海洋環境における意思決定を行っていくかが示されるだろう。
3. Defra は現在、海洋環境リサーチ・プログラムによって海洋環境の有効な管理について正しく実施されている証拠が得られることを確認するため、このプログラムの見直しを行っている。海洋監視と共に、生態系がどのように機能するか、あるいは生態系に人間が与える影響などのリサーチから議題へのアウトプットが、海洋計画の有効な実行にとって非常に重要となるだろう。
4. Defra はまた、持続可能な海洋漁業についてのリサーチ・プログラムを行っている。これは、海洋生態系に対する漁業の影響、魚類資源に対して環境が与える影響、そして漁業管理などの問題を取り扱っている。
5. 海洋及び沿岸アクセス法案に関するリサーチについてのより詳細な情報は、我々のウェブサイト上に以下のURLで掲載している。

<http://defraweb/environment/marine/science/index.htm>

第 1 部—海洋管理機関

1. 我々は、海洋における政府の政策を、海洋政策声明に定める通りに、シンプルに、効果的にかつ効率よく実行する方法を必要としている。海洋管理機関 (MMO) は、持続可能な海洋開発に独自の貢献を行うという責任を負った、海洋におけるイギリス政府の戦略実行機関になる。
2. MMO はイングランド沖海域及び隣接する沖合海域において、イギリス政府を代理する海洋計画機関となり、かつ、海洋環境におけるほとんどの活動の規制機関になる。MMO は海洋政策声明及び海洋計画に従い、ほとんどの海洋開発に関する意思決定を行い、欧州連合共通漁業政策に基づいて漁業活動の認可を行い、また、自然保護関連法に対する例外を許可する業務を行う。MMO はまた、インフラストラクチャ計画委員会 (Infrastructure Planning Commission: IPC) などの、海洋に影響を与える意思決定を行う他の機関に対して、海洋問題に関する主要なアドバイザーの役割も果たす。
3. MMO は、現在は海洋水産局 (Marine and Fisheries Agency: MFA) が行っている海洋漁業の管理を引き続いて行い、また地方公共団体、沿海漁業及び保護局 (Inshore Fisheries and Conservation Authorities: IFCA)、環境庁及びその他と密接に協力し、沿岸部に河口と陸地のある我が国の海洋の管理を統合していく。MMO は現代に合わせた権限を用い、他の海洋法執行機関と効果的に協力し合って海洋法令を実施していく。我々は、MMO が目に見える、かつ親しみやすい存在であること、MMO によって海洋におけるイギリス政府の活動が一目で分かるようなものになることを目指している。MMO が実行する海洋関連業務と、MMO によって単一の機関内に集約される知識と専門能力を組み合わせることで、海洋に関する政府の政策の統合的实施が可能になるだろう。
4. MMO は、執行機関としての非省庁公的機関 (NDPB) となる。したがって、MMO は個々の政府省庁とは互いに独立して機能し、すべての海洋利用者及び関係者との密接な関係の中で業務を行う。この海洋政策実施機関を設置することにより、Defra、運輸省 (DfT)、エネルギー・気候変動省 (DECC)、コミュニティ・地方自治省 (CLG)、防衛省 (MoD)、及び文化・メディア・スポーツ省 (DCMS)などの政府省庁は、政策発展に集中することができる。
5. MMO は、ナチュラル・イングランド、共同自然保全委員会 (Joint Nature Conservation Committee)、環境庁、インフラストラクチャ計画委員会、沿岸警備隊、環境・漁業・養殖科学センター (Centre for Environment, Fisheries and Aquaculture Science: CEFAS)、及び海域に関して責任を負うその他のさまざまな機関と密接に協力し合う。
6. 新しい機関は地方公共団体及び沿岸関係者たちとも強固かつ効果的な関係を築く。沿岸に影響を与えるすべての活動において、MMO 及びその他の実施機関は密接に協力し合い、さまざまな業務の実施が統合され、沿岸の関係者たちが、自分たちの地元の環境がどのように管理されているかについて意見を述べることができるよう確認する。

7. MMO の機能についてのさらなる詳細は、本セクションの末尾にある要約及び、『海洋資源の管理：海洋管理機関 (Managing Marine Resources: The Marine Management Organisation)』というパンフレットに記載する。パンフレットは、以下の場所から入手可能である。

<http://defraweb/environment/marine/documents/legislation/mmo-brochure.pdf>

MMOの設立

8. MMO の正式な設立（権限付与）に先駆け、我々は「スケルトン」の MMO（すなわち、職務のない組織）を設立することを計画している。これは少数のスタッフにサポートされた将来の MMO 議長、理事会及びチーフ・エグゼクティブから構成される。スケルトン組織は政府と協力して MMO の枠組み文書を作成し、その付託事項、統治事項及び説明責任などの取り決めを定めていく。これらの内容には、MMO の運営方法、財務、説明責任及び統制、また政府の資金が提供される条件などが含まれる。議会に対して完全な説明責任を負いつつ、運営上の柔軟性と権限委譲を最大限に確保していくことが狙いである。
9. スケルトン組織は、当初の運営計画、将来の組織の全体的な形（スタッフ構成を含む）、財務問題の評価（会計システムを含む）、IT 要件の評価、新しい活動を実行するスタッフ採用の方針及び手順など、MMO の設立に向けた準備を行う。
10. 何もかもが一度に変わる、新しい組織の「ビッグ・バン」的発足に伴うリスクを最小限に抑えるため、我々は、MMO の設立に向けて「管理された移行」方式を取る。MMO は、既存の海洋水産局 (MFA) の上に構築され、可能な場合、MMO の設立の前に MFA に職務を移転する。MFA 内に既存の責任をまとめることにより、MMO への移行を容易化し、スタッフが新組織に順応する能力を最大化し、かつ、顧客や MMO と共に業務を行う必要のある人々の混乱を最小化する狙いがある。MMO への権限付与の日まで、MFA はこれら既存の機能の実施を継続し（事実上、陰の MMO として）、スケルトン MMO が MMO 設立準備に専念できるようにする。MMO が正式に設立された時点で、この MFA の職務は消滅する。
11. MMO は、議長及び最大 8 人のメンバーから成る理事会が率いる。理事会メンバーは、以下の持続可能な開発の 3 つの「柱」すべてに関連する経験及び専門能力を持った人が求められる。
- i. 経済 例、砂利採集、再生可能エネルギー、漁業、港湾、海運
 - ii. 環境 例、生息地、魚類資源、水質
 - iii. 社会 例、自然遺産、レクリエーション、防衛
12. 理事会にはセクターの代表や指名権などはない。ただし我々は MMO が関係者諮問委員会 (Stakeholder Advisory Committee) を設立し、理事会がさまざまな海洋産業、セクター、関係者の代表者たちから助言や経験を得られるようにすることを予定している。これは省庁横断

的な支援グループに加わるものであり、MMO 及びその責任について国務大臣への助言を行う。また理事会は、首席科学顧問庁 (Chief Scientific Adviser) の助言を受ける。

13. MMO を設立する可能な限り最も早い時期は 2010 年 4 月である。ただしこれは、海洋及び沿岸アクセス法案を議会がどの程度迅速に処理するかによる。我々は、最も早い設立時期を想定して計画を進めるが、他の NDPB 設立における最近の経験からの教訓には留意する。特に我々は、行政上の観点から新組織の正式な設立に最も適切な時期が 4 月であるという事実を受け入れつつも、新しい組織の設立に関するプロセスを注意深く計画し、そのために十分な時間を取る必要があることを認識している。

所在地

14. MMO はその組織を十分に意識して、本部をタインサイドに置く。タインサイドが選ばれたのは、この土地の海洋に関する利害の広範さとバランスの良さからである。タインサイドには港があり、地元には活気のある水産業、そして沖合での再生可能エネルギーの開発などを含む多くの企業があり、そのすべてが MMO の役割に非常に適している。本部事務所のほかに、イングランド沿岸一体にネットワーク状に事務所 (MFA が現在運営する沿岸事務所が 18 カ所あり、通常の事業過程において統合や移転する場合もある) を置き、各地域での強い存在感を示している。

スタッフ

15. MMO は公務員を雇用する行政執行機関の NDPB である。
16. MMO の職の大半は、海洋水産庁の既存の職を移転することになり、海洋水産庁には現在約 200 人の職員がいる。MMO はまた、現在は運輸省、エネルギー・気候変動省、及び環境・食糧・農村地域省が実行している職務も引き継ぐことになっており、これに従い人的資源も移転される。
17. さらに MMO は、海洋及び沿岸アクセス法案が定める新しい職務も担うことになっており、これには新しい職員が必要となる。法案と共に発行された影響アセスメントでは、MMO が必要とする追加的な職員の数を約 40 の役職分と見積もっている。行政執行機関である NDPB として、MMO には団体職務の強化及び独立した法律上の助言の措置が必要となる。
18. スタッフの NDPB への異動は、TUPE (事業譲渡の場合の被雇用者の雇用保護制度: The Transfer of Undertakings Protection of Employment Regulations) (5つの原則) を用いて COSOP (公共部門における職員異動の実施に関する内閣府声明: Cabinet Office Statement of Practice on Staff Transfers in the Public Sector) に基づき行われる。TUPE では、異動の時点において給与または機関、及び雇用条件に不利な変動があってはならないと定めている。将来における変動は、該当する労働組合との適切な協議を通し、かつ、国務大臣の承認を得た場合のみ、実施可能である。

発足後

19. 柔軟性の最大化するため、及び EU 政策に基づく義務の処理などさまざまな理由から、MMO の職務のいくつかは、二次立法及び／または海洋及び沿岸アクセス法案に定める権限を用いて MMO に移転される。
20. MMO は海洋分野におけるイギリス政府の戦略的執行機関となる。MMO は Defra の行政執行機関である NDPB であり、したがって、環境・食糧・農村地域大臣が、MMO の活動及び業績について議会に対して公式な説明責任を負う。さまざまな省庁の政策的利益を MMO の業務の中で強化するため、環境・食糧・農村地域大臣は、政府横断的な MMO 支援グループ (Sponsorship Group) による公式の助言を受ける。このグループは次の関連省庁の幹部職から構成される。DECC (エネルギー生産)、Defra (海洋自然保護、漁業、統合的な沿岸管理、洪水及び海岸浸食、及び海洋環境)、DfT (海運、港湾)、CLG (陸地計画制度との相互影響)、MoD (海域における防衛活動)、及び DCMS (海洋遺産、レクリエーション及び観光産業)。
21. イギリス政府は、持続可能な開発に対して MMO による実施を期待される貢献に関してなど、指針を与えることによって MMO をサポートする。
22. 他の海洋関連執行機関との関係の詳細は、主な機関とスケルトン MMO との間に作成されるさまざまな該当する合意書によって定められる予定である。MMO と主な執行パートナーとの関係についてのこの作業は、MMO の正式発足直前の実行作業において重要な仕事となる。我々は、MFA が現在進行中の関係者参加作業に我々が確実に参加するよう働きかけている。
23. 本法案はまた MMO に対して、いくつかの「付随的権限 (incidental powers)」を付与する。この規定は、MMO に、独立組織としての MMO がその職務を実行し一般的な目標を満たすために必要なすべての権限を確実に持たせることを意図している。その権限には、契約を締結する権限、不動産を取得または処分する権限、金銭の融資を受けるまたは投資する権限などが含まれる。我々はまた、MMO が提供するサービスについて、料金を請求する権限を付与したいと考えている。料金は、コスト回収及び釣り合いについての政府の方針に基づいて定め、特定のサービス提供についての MMO の負担するコストに連動したものとなる。

海洋データ及び情報

24. 戦略的レベル (計画) 及び各地域での海洋管理の意思決定 (許認可、強制及び自然保護) レベルの双方において、政策決定に対して証拠に基づいたアプローチを行うためには、適切な科学的データ及び情報が必要となる。長期間にわたって、膨大な情報がさまざまな機関によって集められてきた。しかし、データの多くが異なる基準を用いて、異なるレベルの質で、あるいは統一性のない方法で集められており、必然的に重複も非常に多くなっている。

25. 2007 年の報告書『海洋調査（下院の科学技術委員会 2006 年～2007 年会期第 10 レポート第 1 巻）（Investigating the Oceans (House of Commons Science and Technology Committee, Tenth Report of Session 2006-07 Volume 1)）』では、データに関して「1 回収集、何度も利用」の原則を提言している。同報告書はまた、MMO が「データの公表及び、データの作成者・提供者・利用者間の相互作用を促進し、コミュニティ全体にとってのデータの価値を最大化する」ことに責任を負うべきだと提言している。
26. それらの提言に対して、政府は EU の INSPIRE 指令（INSPIRE は、空間データ基盤を確立し、公的機関間の空間情報の共有を促進し、一般からのアクセスを改善することを目指す）や海洋計画など主要な優先項目のいくつかを満たすために、データの価値を最大化する必要があることを実際に認識していると答えた。政府の各省庁及び地方政府は、海洋環境データ・情報ネットワーク（Marine Environmental Data and Information Network: MEDIN）などの主要なイニシアチブを継続的にサポートすることで、「1 回収集、何度も利用」の原則を守る努力を行ってきた。MEDIN は、海洋データの使用・作成の双方を行う政府各省庁、地方政府及び政府エージェンシーから成るパートナーシップで、イギリスの海洋環境データ及び情報へのアクセスと管理を改善する目的で 2007 年に設立された。データの公表に関連する問題の処理や、データの作成者・提供者・利用者間の相互作用の強化は、MEDIN などのイニシアチブや、英国海洋モニタリング及びアセスメント戦略（UK Marine Monitoring and Assessment Strategy: UKMMAS）内での継続的な作業を通して進められていく。
27. MMO はその機能を果たすにあたり、地図、図面、グラフ、表及び報告書を作成するためのデータ及び情報へのアクセスと利用を必要とし、海洋データの入手、活用及び保管について独自の取り決めを確立する必要がある。海洋の利用法及びその他の社会経済的データと共に、生息地、種のタイプ、分布、深淺測量、地質学、水中生育に関するデータが必要とされる。
28. したがって、MMO は産業界、規制機関及びその他の組織が収集する幅広いタイプのデータに対するアクセスを確保し、データの公表及びデータの作成者・提供者・利用者間の相互作用を促進してコミュニティ全体に対するデータの価値を最大化するメカニズムの確立に貢献していく必要がある。また、データが収集・管理される方法の不統一に関する問題の解決に向けて取り組んでいかなければならない。MMO は今後、UKMMAS グループに参加し、それによって、UKMMAS やそのエビデンス・グループが収集したデータ、アセスメント及び情報が MMO の作業に確実に情報提供される予定である。これによって同時に、MMO が収集した関連情報を、UKMMAS に基づいて実行される海洋環境状態のアセスメントに使用するよう提供することになる。さらに MMO は MEDIN にも参加する予定である。
29. MMO の発展に伴って取り扱われるデータの幅が拡大する、及び MMO のニーズに従って必要なデータのタイプが変化する可能性は高い。新組織のデータ要件を定める作業はすでに進められている。MMO のニーズを満たすような適切な管理システムが作成されること、これが効果的な運用のカギとなるだろう。

MMOの活動の要約

海洋計画

1. 政府は海洋政策声明に同意する。MMO は、この政策声明が海洋及び沿岸のさまざまな領域についてどのような意味を持つのかについて明確に定めるため、一連の海洋計画を作成する。MMO は既存のさまざまな機関や、地方政府によって今後設置される機関と密接に協力し合うことが必要であり、また利害関係を持つコミュニティを十分に関与させる必要がある。

海洋許認可

2. MMO は海洋環境におけるほとんどの活動についての政府規制機関となる。この点についての例外は、次の (i)~(iv) である。(i) 石油及びガスの基地。これは DECC の規制を受ける。(ii) 再生可能エネルギーの基地及び、「国家の重要なインフラストラクチャ」と分類される大型港湾。これについての意思決定は、インフラストラクチャ計画委員会が行う。(iii) 沿岸警備隊が規制する海運業。及び、(iv) 陸地での活動または陸地に関する活動。これは環境庁及び各地方当局が規制する。
3. MMO は、風力発電地帯、潮力及び波力発電所、防波堤、船舶の係留所、砂利採集及び浚渫船など、海洋の開発に関する申請に対して決定を下し、許認可を発行し、かつ条件を設定及び監視する。MMO はまた、港湾命令 (Harbour Orders) を管理し、自然保護法に対する例外を許可する。MMO は CEFAS、ナチュラル・イングランド、JNCC (共同自然保全委員会)、そして沿岸警備隊などの専門機関から助言や情報を取り入れ、影響を受ける可能性のあるその他の当事者や一般市民との協議を行う。一方で MMO はインフラストラクチャ計画委員会など他の機関に対して、その機関が海域で許認可を行う開発について、主要なアドバイザーとしての役割を果たす。

自然保護

4. さまざまな職務を執行することにより、MMO は海洋の幅広い利用についての知識や理解を得る。MMO はこの情報を用いて、海洋保護ゾーン (MCZ) の指定に向けて、特に指定場所を定める際の社会経済的検討事項の関連において、指定場所の選定に貢献する。
5. 他の機関と同様に、MMO は、MCZ の保護目標を推進するだろうと MMO が判断する形で、その職務を実行する一般的な義務を負い、かつ、指定された場所の保護目的を損なう重大なリスクとなるいかなるプロジェクトも承認しないというさらなる義務を負う。この義務は主として、計画プロセスにおいて、及びその許認可及び漁業管理職務において、MCZ 及び保護目標に配慮する形で履行される。

6. MMO はまた、MCZ（または潜在的な MCZ）の保護目的を推進するために必要な活動で、これ以外では規制を受けることはない活動を規制するために、地方条例（及び緊急措置が必要な場合は暫定的な地方条例）を定める新しい権限を持つ。我々は、MMO がヨーロッパの海洋における保護区に関しても類似の役割を果たすことを視野に入れている。

執行

7. MMO は、海域における海洋漁業、自然保護及び許認可に関する立法を執行するために、本法案に定める合理化された執行権限を持った海洋執行官を指名する。MMO は他の機関（IFCA など）と密接に協力し、執行活動を調整する。

海洋漁業管理

8. MMO は Defra の漁業管理職務を実施する。これにはイギリス船団の積載能力の管理、EU のマーケティング体制の実施、イギリスの漁獲割当量の管理、魚類及び貝類・甲殻類の生物学的サンプリング、水産業助成金及びイギリス政府補助金の管理、そして漁業活動や漁獲量の管理、記録及びデータ提供などが含まれる。

海洋緊急事態

9. MMO は油の流出に対する非常事態計画について検討し、意見を表明する。MMO は油の流出に対する緊急対策の維持及び見直しを行い、沿岸警備隊が対応を統制する大規模な海洋汚染の際の Defra の対応を調整するメカニズムを提供する。MMO はまた、油処理用物質、化学製品用の吸着剤、及び表面洗浄剤の試験を手配し、海洋環境に対してこれらのものが与える可能性のある影響を調べる。また、MMO は緊急時でのこれらの使用を含む、これらの製品の承認を行う。

その他の職務

10. 政府の主たる海洋行政執行機関として、MMO には政府及び一般市民を含めたその他の人々に、海域での持続可能な開発についての助言を提供することが期待される。
11. MMO は、地方の沿岸漁業及び保護局のメンバーを指名し、また、これらの機関のそれぞれにメンバーを 1 名出して参加させる。
12. また、MMO は環境責任指令 (Environmental Liability Directive) 及び海洋戦略枠組み指令 (Marine Strategy Framework Directive) の実施に関連する役割を果たす可能性が高い。

第 2 部—排他的経済水域、連合王国水域及びウェールズ水域

排他的経済水域

本法案のこの部では、連合王国沿岸の周囲に排他的経済水域 (EEZ) を宣言することを認める。EEZ を宣言することによって連合王国は、1982 年国連海洋法条約第 5 部に従い自己の権利を主張し、自己の責任を引き受けることが認められる。かかる宣言によって、連合王国が主張する現在の水域の不一致が取り除かれる。現在に至るまで連合王国は、さまざまな目的（漁業、海洋汚染、再生可能エネルギー、二酸化炭素の貯留）でさまざまな水域を宣言してきた。しかしそれでは国内に混乱をもたらし、国際的なベスト・プラクティスに反する。これらの海域を単一の EEZ と置き換えることにより、我が国の沖合水域が非常に多様な目的で利用されるこの時代において、その管理を単純化することができるのである。

連合王国水域

本法案のこの部は、法案のこれ以降の各部、特に第 3 部『海洋計画』及び第 4 部『海洋許認可システム』の目的について、連合王国の水域を定義する。連合王国水域は、平均高潮線及び河川感潮域の最も陸地寄りの線から、再生可能エネルギー水域または大陸棚の海側の境界線のうち、我が国の沿岸から遠い方の線までの水域である。排他的経済水域を宣言する権限が行使されると、連合王国水域の最も外の境界は、排他的経済水域の海側の境界線または大陸棚の境界線のうち、我が国の沿岸から遠い方の線になる。連合王国水域は一般に、海、海底及びその下層土が含まれる。しかし我が国が権利を主張するのは、国際社会への約束に基づき合意した部分に限定される。これはすなわち、実際には 200 海里を超えた海域について我が国が国の権利を主張するのは海底及びその下層土のみで、海水の部分は含まれないという意味である。

ウェールズ水域

最後に、法案のこの部では、ウェールズ水域を設定する。その境界線は国務大臣または女王による枢密院例によって定められる。またこの部では、ウェールズ水域に関連して、ウェールズ政府の閣僚に付与または委譲される一定の職務（例、漁業に関するものなど）についての規定を法案に定める。ウェールズ水域の設置により、ウェールズ政府閣僚は、ウェールズ周辺海域でのよりまとまりのある漁業管理体制を実行することが可能となる。提案されたこの拡大によって、今後はアイルランド海及びケルト海のウェールズ側の半分を対象とする規制及び行政上の取り決めが 1 つになるため、この海域に対する立法は、一般市民、企業及びその他団体にとってより分かりやすくなる。ウェールズ水域に関連してウェールズ政府の閣僚に委譲される職務は、魚釣り、漁業及び魚類の健康に関する職務に限定される。これらの職務によって管理される問題及び業界については、全体的な取り組みの中で総じてほとんどが地域で対応しているからである。

第3部—海洋計画：海洋政策声明

1. 本法案は、海洋政策声明 (MPS) の作成、協議及び合意に関する明確な手順を定める。これには、参加するすべての政府の立法機関が MPS のドラフトの内容を綿密に審議するための規定が含まれる。
2. 本法案は MPS が連合王国水域の全体について作成することを定める。連合王国政府、スコットランド政府閣僚、ウェールズ政府閣僚及び北アイルランド行政府が協力して MPS に取り組み、共同でこれを採択することが意図されている。この協同的な取り組みによって、連合王国水域全体で実行される計画の取り決めがすべて結合され、一方で連合王国内のさまざまな地域のさまざまな政府、関係者及び意思決定者のニーズに対応できるよう十分な柔軟性が実現される。
3. 連合王国政府と地方政府は引き続き、女王の裁可から 2 年以内に MPS を定める意向である。法案には MPS 作成の期限または各政府がこれに向けて協力し合う義務は定めていない。そのような義務を定めると、各政府が恣意的な期限に合わせるためだけに何らかの合意を強いられ、そのような合意は根本が緩み、希薄である、または詳細さに欠けるものになりかねない。海洋計画は新しいシステムであり、新しい計画システムの基礎となる連合王国全体の効果的な文書について交渉を行うために十分な時間をかけることの方がより重要だと我々は考える。それには、政策を適切に検討及び統合し、その持続可能性を評価する時間を取ることも含まれる。我々はまた、何らかのものを可能な限り迅速に定め、より戦略的なこの取り組みの利益が実現できることも重要であると認識する一方で、MPS の作成に対しては可能な限り多くの関係者を関与させるための時間を取りたいとも考えている。
4. 本法案は、個々の政府が声明に盛り込まれる政策を支持できない、あるいは参加することを望まなくなった場合、声明から離脱する決定を下すことを可能としている。同様に、連合王国政府は、他の地方政府がいずれも参加することを希望しない場合は、単独でこれを進めることができる。これらの規定は、各政府の状況が変わった場合に長期的な将来に向けての柔軟性を確保するためだけに定められるものである。例えば、何らかの理由でいずれかの政府が MPS に貢献することが不可能であると判断した場合、他の政府はそれでも MPS を推進することが可能である。
5. 本法案では、MPS に盛り込まれた政策が、連合王国の海域の持続可能な開発を達成することに貢献しなければならないことを明確に定めている。MPS の作成にあたっては、我々はハイレベル海洋目標 (High Level Marine Objectives: HLMO) を構築する意向である。これには、我々が海域において追求していく成果を明記している。これが持続可能な開発の達成に向けて効果をあげるだろう。2008 年の夏～秋にかけて行われた意見公募の後、連合王国政府、ウェールズ議会政府、北アイルランド行政府及びスコットランド政府は、「我が国の海洋—資源の共有：ハイレベル海洋目標 (Our seas—a shared resource: High Level Marine Objectives)」を 2009 年 4 月 20 日に発表した。HLMO を足がかりとして我々は、MPS に盛り込まれる政策

を策定していく。HLMOは、Defraのウェブサイトの以下のアドレスで閲覧することができる。<http://www.defra.gov.uk/environment/marine/policy.htm>

6. MPS に関する作業は早期の段階で行い、さらなる政策立案や、連合王国の各政府にわたっての関与、及び外部の関係者との幅広い関与が必要となる。これによって意思決定者や海洋域の利用者にとって政策の方向性を示す包括的かつ実用的な文書が作成される。
7. 我々は、連合王国の各政府における優先順位を考慮に入れ、MPS が連合王国水域全体にとっての政策及び優先順位を定める必要があると明確に考えている。MPS では EU 及び国際的な責務と約束に取り組む必要がある。
8. 声明の目的の重要な部分は、特定の場所の特有のアセスメント及び意思決定に関連性が高く、かつ海洋計画立案に役立つような、政策の主要ポイントを記載することにある。したがって、MPS は海洋資源の現在の利用に関する高度な情報や予測される将来の傾向、環境の変化、及び我々がそれらに対して取り組むアプローチなどが盛り込まれる可能性が高い。また、MPS には資源の場所及び範囲、活動ならびに圧力などについての情報も記載する。
9. 同様に、MPS においては我が国の海洋を単独で考えることはできない。MPS は、海洋及び陸地についての我が国の目標の間で、沿岸域での統合をどのように達成し得るかについて、我々の政策を詳細に述べる有用な機会を我々に提供する。そのために MPS では、沿岸域における海洋に関する問題を取り上げ、かつ、陸地計画体制との重要な相互関係についての注意を喚起する。MPS は連合王国全体の各政府におけるさまざまな政策を反映し、かつ、適切な場合はそれらについてさらに詳しく述べていく。例えば MPS は、主要な社会資本セクターに向けて 2008 年計画法に基づき作成された国家政策書 (National Policy Statements: NPS) を活用し、かつ適切な場合はこれについてさらに詳しく述べていく。新しい社会資本計画委員会 (IPC) は、これらの NPS に従い、イングランド及びウェールズにおける国家として重要な社会資本プロジェクトについての決定を行っていくが、これらは、連合王国政府によって共同で合意され、かつ、連合王国議会の審議を受ける。さらに IPC は、連合王国水域において決定を下す際には、MPS 及び海洋計画を顧慮しなければならない。我々は、我が国の海洋計画の目的の中で一連の国家政策書を適切に考慮することを保証し、かつ、連合王国の各省庁が協力して、明確かつ一貫した枠組みの中で IPC が海洋域における意思決定を行うことができるように確認していく。また該当する場合には、権限委譲された責任について適用される、計画立案体制／取り決めの相互関係に関する声明も MPS に盛り込まれる。

持続可能な評価

10. MPS の決定的な特徴は、MPS に記載される政策が、連合王国水域における持続可能な開発の達成に寄与するということである。したがって、MPS に記載される政策がこの寄与を実現すると我々が確信することが非常に重要である。持続可能性の評価は別個に行うよりも MPS の作成の過程に含まれているものであり、本法案には、MPS がそのような評価で裏づけされる必要があることを要件として定めている。持続可能性評価は、すでに委託され、作業は開始している。また、影響アセスメントの作成についても作業はすでに開始している。

人々の関与

11. 我々は、すべての MPS が作成されるプロセスが公正かつ透明、及び、関係者及び一般市民の関与に対して開かれたものであることを望んでいる。したがって、本法案は意見公募及びコミュニティの関与についての一定の要件を定めており、あらゆる MPS の作成において、この手順を踏まなければならないとしている。これには、プロセス開始時における市民参加声明 (Statement of Public Participation: SPP) の交付も含まれる。SPP には、MPS を作成する政策当局が MPS の作成や改正においてどのように人々を関与させる意向があるかについて、及びそれを進めるにあたってのスケジュールを記載する。
12. MPS のドラフトに対する意見公募が行われている間は、誰でもこれについて意見を表明する権利があり、政策当局は、表明された意見を考慮しなければならない。この意見には、公開の会議や公聴会の報告書も含まれる。また政策当局は、提案された声明を最終的に採択する前に、提案に対して人々が意見を述べる十分な時間を与えなければならない。
13. 我々はすでに、海洋政策声明に関心を持つさまざまなセクターの幅広い代表者に対する関係者参加を開始している。イングランド（イングランドとウェールズの共同開催）とスコットランドでワークショップが開催されており、今後もさらにワークショップの開催が予定されている。

審議

14. 我々は本法案において、MPS のドラフトが議会の両院及びすべての地方政府の議会に提出されなければならないという要件を盛り込んでおり、各地方政府の議会は、MPS 作成への参加を選択することができる。連合王国議会または地方政府議会のいずれかが MPS のドラフトに提言を行う場合、我々は、それらの提言に回答する義務を負う。

採択及び見直し

15. MPS は、一度採択されると、海洋規制当局者や海洋の利用者に対して、意思決定が行われる際に考慮されるべき政策に関する明確な、かつさらに重要である一貫した助言を提供する。本法案は、意思決定に関する法的な効力を MPS に付与するが、これはすなわち、海事及び沿岸統合に関する我々の政策が、そこで職務を実行する者によって直接的に実施されるということである。
16. MPS については固定された見直しの周期は設定しない。ただし MPS を採択した政策当局には、「当該政策当局が妥当と判断する時期に」見直しを行い、MPS が政策を適切に反映していることを確認する義務がある。MPS に小規模な訂正を加えるか、あるいは文書全体を差し替えるかについては、その MPS を採択した政策当局がその政策を大幅に変更するか否かで決定される。

第 3 部—海洋計画

はじめに

1. 海洋計画とは、本質的に、我が国の海洋資源を利用及び保護する方法、ならびにこれらに影響を与えるさまざまな活動間の相互作用に関して、我々が積極的に取り組むために役立つプロセスのことである。海洋計画によって、我々は海洋域に関連する我が国の政策をまとめて、明確化し、その後、それらの政策が、海洋で起こる物事に影響を与える決定を通して実行されるのを保証するのである。海洋計画は、一貫性のある、証拠に基づいた意思決定のための枠組みを確立し、積極的に人々を関与させることにより、我が国の海に関心を持つ誰もが、その海洋環境を管理する方法を決めるチャンスを与えるのである。
2. 海洋政策声明 (MPS) において我が国の政策の優先順位が定められた後、我々は、一連の海洋計画を作成するが、この海洋計画は、連合王国水域のより特定の場所において、より詳細に、その政策を適用していく。
3. 海洋計画の作成の際の、計画立案の責任の配分及び従うべき手順については、法案の第 3 部及び付属書 6 に定める。また、Defra はプロセスが実際にどのように運営されるかについて、より詳細に決定するために調査を実行し、2010 年のさらなる意見公募の後、これを指針に盛り込む意向である。

計画区域

4. 本法案は、連合王国の海洋域のさまざまな部分や「地域 (region)」について責任を負う、さまざまな「海洋計画当局」に言及している。その指針となるのは、海洋計画の責任の配分は、権限委譲の合意に基づいた職務の分配を反映しなければならないということである。それは、以下の通りである。
5. 連合王国政府は、イングランドに隣接する領海及び沿岸水（すなわち、0～200 海里またはそれより遠い場合は大陸棚の連合王国領域の末端まで）における海洋計画当局である。政府省庁はこの計画の作成に寄与し、計画が施行される前に最終版の承認を行うが、この領域での計画立案活動のほとんどは MMO に委任されるため、このセクション全体における「計画当局」とは、連合王国政府を代表して作業を行う MMO を意味していることが多い。
6. ウェールズ領海及び新しいウェールズ沖合海域については、ウェールズ政府の閣僚が計画当局となる。ウェールズ政府の閣僚は、ウェールズの沖合海域について作成されるあらゆる計画の最終版について、連合王国政府との合意を行う。
7. 北アイルランドの沖合海域については、環境庁が、北アイルランドの海事関連部門を持つその他省庁と協議の上、計画の立案を率い、最終版について連合王国政府との合意を行う。北アイルランドは北アイルランド内の領海における海洋計画については、北アイルランドの立法プロセスを通して進める意向である。

8. スコットランドの沖合海域については、スコットランドの閣僚が海洋計画に責任を負う。スコットランドの閣僚は、スコットランドの沖合海域に関して作成された計画の最終版について連合王国政府と合意を行う、スコットランド議会は現在、海洋（スコットランド）法案を審議中であり、これには、スコットランド内の連合王国領海における海洋計画についての提案が盛り込まれる。
9. 法案は、新しい計画を立案する前に、隣接する当局または地方政府が必要な関与について検討できるようにするために、計画を通知する義務をそれぞれの計画当局に課すことにより、これらの領域または地域間の境界を越えて海洋計画が効果的かつ確実に機能できるようにすることを目指している。各当局は、異なる海洋計画地域間や、海洋計画と陸地計画の間の境界を越えている場合を含め、隣接しているまたは相互に「関連している」計画間の適合性を確認するために、妥当なすべての措置を取るよう要求される。何よりも、計画当局が自己の提案が与える可能性のある幅広い影響を境界線を越えて検討し、かつ、どのような外的要因が自己の海洋計画領域に影響を与え得るかについて考慮することが必須である。個別の計画領域または地域内における持続可能な開発を達成しようとするだけでは十分ではない。
10. このことは、国境をまたぐ河口及びアイルランド海において最も有益である。我々は地方政府と共に、「共同作業」に焦点を当て（権限委譲の取り決めでは、国境をまたぐ河口について単一の計画を立案するのは不可能であることを意味するため）、この統合されたアプローチを強固なものにするための実際的な仕組みについての検討を開始している。これには、海洋計画当局が専門家グループを共有することや、国境の両側で同時に計画を行うこと、また意見公募のリソースを共有することなどが含まれる。我々は可能な限り、その領域が法的には別個の2つの計画の対象となっても、それらの計画がそれぞれ、河口全体を視野に入れて作成され、互いに継ぎ目なく作用し、海洋の利用者にとって不便や混乱が生じないように努める。
11. 計画当局は互いに、平均大潮満潮時の海域で、大陸棚または再生可能エネルギー海域のどちらかの遠い境界線までの海洋域について計画を立案することができる。また、本法案により「排他的経済水域 (EEZ)」の宣言が可能となる。この宣言が行われると、連合王国水域の定義が、再生可能エネルギー海域ではなく、EEZを反映するよう自動的に修正される。連合王国水域の定義は意図的に可能な限り包含的になっており、新しい海洋法の許認可を必要とする領域と一致し¹、これによって我々は、連合王国が海洋域において責任を負う問題を、単一の戦略的計画枠組み内で管理することができる。
12. 計画当局は、個々の計画の対象となるべき適切な領域を決定する必要がある。その領域は、当該計画当局が責任を負う地域内に限定する。これを決定するにあたり、個々の計画当局は、現在の行政上の境界線、既存の管理プロセス、天然資源に関して既知の情報、人間の活動パターン、そして海洋計画によって価値を付加することができる場合などを考慮に入れる必要がある。この作業は、地元の規制機関やその他の利害関係者と協議しながら行う必要がある。

¹ ただし、新しい海洋法許認可プロセスは「スコットランド沿海領域」には適用されない。

13. 海洋計画は時間をかけて徐々に導入されることが予測される。我々は、大きな領域について計画を行うと決定した後、より小さい領域についてより詳細な情報を入手してより詳細に計画を立てる場合もあり、本法案は、そのようなことを行う柔軟性を我々に付与する。全体的に、我々の優先事項は、どのような領域においても MPS という包括的な政策枠組み内で、単一の、明確な計画案があるのを保証することにある。Defra は、意見公募やワークショップ及びその他イベントにおいて人々が我々に提供した意見に基づき作業を進め、個々の計画領域の規模及び範囲を決定するための基準、及び、計画の立案順序に影響を与える可能性のある検討事項を定義する。これについては 2009 年後半に、再度の意見公募を行う予定である。海洋計画の領域が一旦特定された後は、MMO はその海洋計画プログラムを策定し、最初の計画立案プロセスが開始する。
14. 本法案には、連合王国内で立案される計画の件数や、あるいはそれらが立案される期限を定めない。なぜなら、それを行うことで柔軟性が失われ、また、海洋域はもともとダイナミックな性質を持つため一次立法でそのようなことを規定するのは困難であるからだ。我々が協議を重ねてきた人々は、この制度が今後徐々に発展していく必要があるという点で合意している。

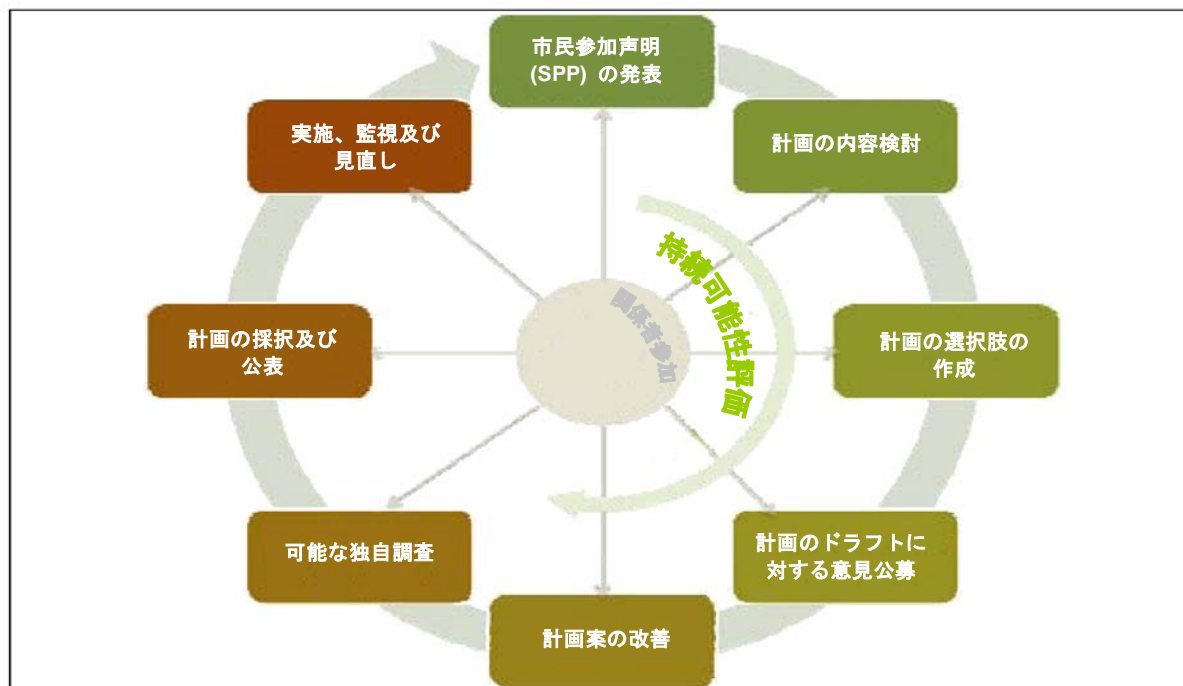
計画立案チーム

15. さまざまな計画当局が、法案に定めるプロセスを進めるために適切なチームを設置することが重要である。陸地計画を行うチームとの調査及び協議に基づき、Defra は、専門家による海洋計画立案スキルに加え、計画立案チームが戦略的に考え、効果的にコミュニケーション及び調停を行い、計画区域における要求及び利害に関して客観的な姿勢を維持し、かつ入手可能な情報に基づいて計算された判断及び決定を下す必要があると考える。このようなチームには、ほぼ確実に、関連性のある海洋に関する専門知識、政策策定の経験、及び戦略的プロジェクトのマネジメント・スキルを持った人々を活用すること、またはそのような人々と連携を取ることが必要である。海洋域における計画立案は新しい制度であるため、必然的に、長期にわたって計画を実行していく学習体験も必要となるだろう。恐らく同様に重要なのは、計画立案チームが単独で作業しないということであろう。計画立案チームはプロセスの全体を通して海洋利用者及びその他の利害関係者たちの協議プロセスを調整していくことになるだろう。

計画の準備

16. 我々は、個々の海洋計画が少なくとも 2 年半の時間をかけて作成され、公開されることを期待する。この仮定条件は、国土に関するイングランド地域空間戦略の準備にかかった時間及び、Defra が海洋域関係者たちと進めてきた協議にかかった時間の経験に基づくものである。

17. 以下の図は、海洋計画プロセスのさまざまなステージと、各ステージの順序を示したものである。



18. 連合王国政府は、計画立案においては、計画案の作成の際の海洋環境及びその利用、それらとの関係、及び予測される変化に関する空間情報を、計画当局が活用すべきであると想定している。これは MPS を通して明確に示された政策目標と並行して、かつ、計画立案者が人間の利用と生態系の構成要素の関係を評価するためのさまざまなツールや手法を用いて、海洋空間の効率的な利用法を評価し、持続可能性に関する提案の評価を行う必要がある。Defra は、これを実現するために用いることができるさまざまなタイプの計画立案ツール及び手法を検討するリサーチ・プロジェクトを進めており、海洋管理に対する利害を有するさまざまな関係者たちと協力し、これらのツールが目的に合うことを確認している。

持続可能性評価

19. 海洋計画に盛り込むためにさまざまな政策を策定及び検討する一方で、計画当局には、持続可能性についてのそれらの案を評価する必要がある。これには、計画案が与える可能性のある、環境、社会、及び経済的な影響についての検討が含まれる。このプロセスにおいて、計画当局は戦略的環境アセスメント (SEA) に関する EU 立法及び野鳥指令・生息地指令に基づき要求される適正評価 (Appropriate Assessments) の要件も満たさなければならない。本法案では、この評価が、意見公募に向けて計画のドラフトに盛り込まれる選択肢の選定の方向性を直接的に定めるべきであると明確に規定する。これに関しては来年、Defra は、計画の持続可能性評価をどのように実行するべきかについて、MMO に対する指針を策定する予定である。

人々の関与

20. すべての海洋利用者は計画立案プロセスに関与する機会を与えられ、かつ最終的な計画には、可能な限り多くのコンセンサス及び同意を反映すべきである。特に重要なのは、海洋及び沿岸領域ですでに主要な計画立案及び規制上の役割を持つ組織、特に地方当局がプロセス全体を通して十分かつ効果的な役割を果たすことができること、及び、海洋計画立案がそれと並行して運用される他の管理プロセスと効果的に統合されることである。また海洋計画立案プロセスを通して、沿岸域の管理者、利用者及びコミュニティを結集させ、早い段階から計画の方向性形成に協力させていく。
21. 計画立案プロセスに関与するチャンスの人々に与えることにより、彼らには、最終的な計画に対する所有者意識及びその領域に対する管理者意識を与えることができる。これはその後、計画を意思決定者が効果的に実行するチャンスを拡大することになる。これはまた、沿岸コミュニティとその海洋環境との間の結びつきを再構築する機会を提供する。
22. このプロセスの進行を促進し透明性を確保するために、計画当局は個々の計画立案の開始時に声明を発表し、この声明によって、どのような人々がこの計画に関心を抱く、あるいは影響を受ける可能性があるかと当局が考えるか、及び計画立案プロセスの個々のステージにおいてそれらの人々をどのように関与させる意向であるかを示すことが要求される。これによって、関心を抱く人々は、予定されるプロセスについて明確に知ることができ、自らが望む関与について検討し、事前にその計画を立てることが可能となる。また声明を発表することにより、計画にどのような内容が盛り込まれるべきかについての人々の意見を提示するよう、呼びかけることができる。これは、その地域に関する非常に重要な情報を引き出し、利害のある人々に、海洋域のその部分についての自らの意見や希望を明確に述べる機会を提供することを意図している。
23. 計画当局は、予定されるプロセス、日程及び計画策定における関与の機会についての正確な状況を確認し、声明を最新のものに維持することが要求される。これには、予定されるプロセスへの変更や誤りの訂正を盛り込んで、プロセスを通して声明を更新することが含まれる。
24. また、この法案は、計画当局が計画を効果的に立案するために、特定の利害関係または専門知識を持つ個人または組織からの助言を求めることを認めている。「運営」グループまたは「顧問」グループの利用は、その1つの方法である。特に、セバーン川河口やソルウェイ湾などの国境領域についてはこの方法が有効であろう。Defra は、このようなグループを計画の立案を支援するために最善な形で形成する方法についての選択肢を継続して検討していく。この問題について人々から得た意見から明確に示されたことは、異なる計画区域について、及びプロセスの異なる時期においては、異なるグループが必要となることである。したがってこれは、指針が策定されるまでにさらなる検討を必要とするだろう。
25. 法案が定める重要な要件は、計画のドラフトのそれぞれにおいて、十分な意見公募が必要であるという点であり、計画に利害を有するあらゆる人が、計画が最終的に採択される前に正

式に意見を述べる機会を与えられるようにするということである。しかし我々は、この意見公募の間だけではなく、計画立案プロセスの全体を通して、コミュニティ及び一般の人々が検討中の計画立案に関与することを期待している。

独立した審議

26. また、本法案には計画が採択される前に、計画当局が、独立した調査員を指名して計画を検討させるべきか否かについて検討することを要求する規定が盛り込まれている。その決定を下すにあたり、計画当局は、計画立案プロセスの開始時にその内容を開示し、意見公募期間に表明された意見を検討しなければならない。また、未解決の問題が残されているか否かも検討しなければならない。調査が必要であるという決定が下された場合、調査員が指名され、計画のドラフトに対して提示された意見及び、その作成の間に生じた特定の問題（内容またはプロセス）について検討する。
27. 調査は、すべての計画において実行する必要はない。調査を行うことで、計画立案中に生じる可能性のある問題の重要性に応じてプロセスが進行する。問題の重要性は、それについてのどの程度の議論があるか、また、計画が立案されているのは海洋域のどの部分についてであるか、及びその場所で行われているさまざまな利用の複雑さはどの程度か、などによって左右される。
28. 独立した調査を実施するために指名された人は、計画当局に対しての助言を行い、その助言の理由を提示するよう要求され、それらの内容はすべて公開される。

計画の立案及び見直し

29. 計画は、該当する海洋計画当局が採択及び発表したときに発効する。計画は約 20～25 年先を見越して作成されているが、本法案では、計画当局に対し、その計画立案活動及び計画が与える影響を監視し、定期的に報告することを命じている。この報告には、計画がその目標及び MPS に定める目標をどの程度達成しているかも含まれる。このような報告は、連合王国議会または適切な地方政府の議会にも提出しなければならない。
30. 特に、個々の海洋計画当局は、当局が立案した新しい計画、それらの計画に対して予定する修正、及び今後作成を予定する新しい計画についての詳細を含め、その計画立案活動について 6 年に 1 回（2030 年まで）報告を行わなければならない。この 6 年の報告周期によって、これらの報告を、連合王国水域における「良好な環境ステータス」を確保するために取られるべき措置について海洋戦略枠組み指令が要求する報告書と組み合わせることができる。またこの報告によって、連合王国議会及び地方政府は、計画当局にその計画立案活動についての説明責任を負わせることが可能となり、また我々が連合王国の海洋環境及び資源を管理している方法を十分に示すことが可能となる。
31. さらに、個々の海洋計画については、計画当局が 3 年ごとに見直しを行わなければならない。個々の見直しの後、計画当局は、計画が引き続き有効であるか、あるいは修正もしくは

新しい計画との差し替えを要するかを決定する。法案の規定では、計画当局が特定の周期内に修正を行うまたは新しい計画を立てることを要求していない。なぜなら我々は、個々の計画が異なるものであることを想定しているからである。そのような新しいシステムについて、我々は早期の段階から法令で拘束することを望まず、変更が必要な時期を見極める柔軟性を持たせたいと考える。ただしこの初期段階では、我々は、計画が採択された後およそ 6 年で修正が必要となる可能性があると予測している。

32. 計画が修正または差し替えを必要とする場合は、当初の計画立案において従った手順とまったく同じ手順を実施しなければならない。すなわち、計画の内容検討、選択肢の作成、評価、意見公募、修正及び採択である。
33. 海洋計画の作成については明確かつ透明性の高い手順が法案で定められているが、Defra は、今後 2 年の間に、イングランドの水域において作成される計画の立案プロセスを通して採用されるべき原則及びプロセスをより詳細に定めた指針を策定する予定である。
34. 例外的な状況においては、MPS や計画を取り下げる必要も出る場合がある。そして法案はこれについての仕組みも定めている。ただし、最も極端な場合を除くすべての事例において、我々は、MPS または計画を完全に取下げるよりは、これらを修正することが可能であると想定する。取下げではなく修正をすることにより、文書の中で変更を要しない面については引き続き有効であり、その他の要素が更新される間も、意思決定の指針となる。
(これらの状況において適用される、暫定的及び移行的な取り決めについては、以下の 40 番を参照すること。)

MPS及び計画の効果

35. 海洋計画声明 (MPS) 及び海洋計画により、連合王国政府及び地方政府の政策の狙いが明確に示されることになる。MPS は目標及び優先順位を定め、我が国の他の政策における海洋に関する側面を 1 つにまとめる。海洋計画は、海洋環境の特徴に関して我々が把握していること、海洋遺産や保全などを行う場所に設けられている指定、具体的な海洋域においてすでに進行している活動などを明確に示す。これらを併せて MPS 及び海洋計画は、開発者にとって、今後活動を実行できる可能性の高い領域や、活動に対して条件あるいは制限が課される可能性のある場所についての情報の指針となる。ある領域における事業者や規制機関のすべてが同一の文書及び情報によって導かれるため確実性が確保され、意思決定における一貫性が得られる。
36. 海洋計画が定められても、現行の許認可プロセスが廃止されるわけではない。許認可プロセスは、個々のプロジェクトや開発に関するもので、そのプロジェクトの影響を評価し、最終的にそのプロジェクトを進めることが可能か否かを判断する。むしろ海洋計画は、海洋利用者に対してより効率の良い統合された海洋空間の利用法について助言と指針を与えるもので、これによって最終的には許認可プロセス全体をより効率の良いものにしていくだろう。例えば、海洋計画は海洋域に関して、より多くの情報を提供しなければならず、起こりうる対立や機会を強調することで、プロジェクトに最も適したあるいは最も適していない場所に

ついでにより充実した指針を開発者に提示しなければならない。開発者はまた、計画の内容についての事前の協議及び交渉から利益を得ることができる場合もある。そのことで開発者は、プロジェクトが地元のコミュニティ及び海洋利用者たちから反対に遭う可能性があるか、あるいは支持される可能性があるかを判断することが可能となる。

37. 海洋関連の公的機関による承認及び強制は、関連事項の検討によって MPS または海洋計画に定めるものよりも適切な行動計画があると示される場合を除き、一般に、MPS 及び海洋計画に従って行われなければならない。影響を受けることになる決定の種類は主として許認可の決定であり、これには許認可を付与するか否かという最終的な決定や、条件あるいは執行活動に関する決定などが含まれる。さらに、公的機関が一般に海洋域において業務を行うものである場合、その機関は、許認可を必要としないが海洋域に影響を与える可能性のある意思決定（他の計画の立案、何らかの区域の設定など）においても MPS 及び海洋計画を考慮する必要がある。
38. 社会資本計画委員会 (IPC) は、2008 年計画法に基づき設置され、その目的は、イングランド及びウェールズにおける国家として重要な新しい社会資本プロジェクト案に関する意思決定を行うことであるが、その決定は、連合王国政府によって集団的に合意されるセクター別の国家政策書 (NPS) に従って行われる。IPC が海洋域に影響を与える可能性のある決定を行う場合、IPC は MPS 及び海洋計画を考慮しなければならない。IPC が海洋域に影響を与えるプロジェクトの申請を審査する際は、MMO（及び適宜、ウェールズ議会政府、またはスコットランド政府の閣僚）も、IPC からの相談を受ける。
39. 本法案は、関連事項の検討によって海洋計画に定めたものより異なる行動計画が適切であると示された場合は意思決定者が海洋計画（または MPS）に定める政策から逸脱することを認めているが、我々はこの柔軟性が当然のように利用されることを望んではいない。実際、海洋計画または MPS からの逸脱が必要であるということは、それらが有効に作用していないこと、及び修正が必要な可能性があるということを示している。したがって、法案は計画の規定から実際に逸脱する意思決定者に対し、これを行う理由を明確に述べることを要求しており、我々はこういった決定を監視し、計画における問題を可能な限り早期に確実に発見するように努める。

計画実施前の、及び計画修正中の暫定的な取り決め

40. 我々は、近日発表予定の計画とその計画の実際の発表の間に開発者及び意思決定者にとって生じる可能性のある不確実性を、現行のやり方をどのように調整するべきかに従って可能な限り排除する意向である。同様に、既存の計画の改正が発表された場合に生じる可能性のある不確実性も管理する必要がある。したがって、我々はドラフトとして公開されていない「作成中の」計画を参照せずに意思決定者が意思決定を行うことができることを指針において明確に示していく。ただし意思決定者は、MPS と並行して、その計画を通知した関連研究及び情報へのアクセスを得ることができ、意思決定の際にこれらを考慮すべきである。

41. 計画の修正の意向が発表される場合、我々は計画のどの部分が修正される予定であるかということ、及び、なぜ修正が必要であるかを明確に示していく。これは、計画に依拠する意思決定者にとって、変更される可能性が高い部分の見極めや、(意見公募の対象とはなるもの) それらの変更の考え得る方向性を知る助けとなる。
42. 計画がドラフトで発表された場合、または修正案が発表された場合、意思決定者が職務の実行において留意すべきことは、「関連事項の検討」かもしれない。ただし意思決定者は、計画が最終的な形で採択されるまで、計画の内容が変更される場合もあるため、その計画に従って行為するよう要求されない。
43. 計画が採択の後すでに実施されている場合、我々は開発者が許認可の正式な申請を提出する前に計画当局に連絡し、計画の発表以降に明らかになった新しい情報について話し合うことを推奨する。
44. 同様に我々は、意思決定に影響を与える可能性のある修正が行われる可能性を認識する意思決定者が、計画当局に連絡を取り、かつ、できれば関連する政府省庁にも連絡を取り、問題を協議することを期待する。

イングランドにおける沿岸統合

45. 法案の作成の過程を通して常に優先事項とされてきたのは、海洋計画立案が、沿岸における、より一貫性のある統合した意思決定に向けて効果的に寄与するよう保証することである。
46. これは、我々が今後も継続して海洋計画立案の新しいシステムに向けての提案を作成し、かつ、それらの提案と沿岸域で実施されるさまざまな政策及び管理プロセスの間に一貫性を保ち続ける、すなわち「統合された沿岸区域管理」または「沿岸統合」を確保するにあたり、より重要になるだろう。
47. 海洋計画立案に対して我々が行う変更はすべて、陸地に関する計画体制に対して行う他の変更と並行して検討され、それらと共に有効に作用するよう変更が行われなければならないと我々は認識している。2008年5月～6月に、Defraは環境庁や主要な沿岸管理者及び他の関係者たちと共に、新しい海洋計画及び許認可に関する案が、陸地に関する既存の計画及び意思決定体制と並んでどのように作用するかについて、そして我々の提案が沿岸の関係者たちに対してどのような影響を与えるかについて、机上の研究を行った。この研究の結果は、Defraのウェブサイト上で2008年10月に発表されたが²、これらは今後、DefraがMMOに向けて作成する意向である指針に必要な情報を与え、また、我々の提案が沿岸統合に向けて可能な限り効果的に寄与することを確認する助けとなるだろう。我々は現在この作業を、地方自治体の代表者との一連のワークショップと共に進め、新しい海洋計画システムを用いて業務を行う際に地方自治体が直面するであろう特定の問題についての検討を行っている。

² <http://defraweb/environment/marine/documents/legislation/marine-plan-desk-full.pdf>

48. 海洋計画立案は、沿岸域における統合プロセスを牽引し、かつ、法案における他の提案と共に、沿岸統合に向けて大きく寄与するだろう。我々は計画当局に対して、他の政府及び計画立案機関と協力し、海洋計画と重複のある、もしくはそれと隣接する、あるいは何らかの関連性がある他の計画との適合性を確認する義務を課した。これには、河川流域管理計画 (River Basin Management plans: RBMP) 及び陸地計画のような計画も含まれる。また、計画立案者は海岸線管理計画 (Shoreline Management Plans: SMP) や河口管理計画など、制定法で定められたものではない、任意の計画及び管理スキームも考慮しなければならない。
49. また、我々は海洋計画立案がその他の形においても沿岸統合の真の改善を実現すると信じる。例えば、MPS は社会、経済及び環境に関する政策をまとめ、すべての沿岸規制機関及び利用者にとって明確かつ一貫した政策方針を提示する。MPS はまた、沿岸及び海洋に利害を有するすべての人々を共通の目標に向けて協力させることが可能である。また、海洋計画の策定プロセスは沿岸管理者、利用者及びコミュニティを結集させ、彼らの関係を構築させ、協力させ、早い段階から海洋計画の方向性を形成させることが可能である。
50. しかし海洋及び沿岸アクセス法案は、沿岸域における単なる 1 つの規制である。我々は沿岸域で行われるすべての活動を通して統合されたアプローチを促進しなければならず、これには、規制上の及び非規制上の活動の双方が含まれる。Defra は、2009 年の初め、『イングランドにおける沿岸資源の管理に向けた統合アプローチの促進戦略 (Strategy for Promoting an Integrated Approach to the Management of Coastal Resources in England)』を発表し、これらの活動及びプロセスをどのように組み合わせるかを示した。同様の戦略が、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランド各政府によっても発表された。この『イングランドの ICZM (統合的沿岸域管理: Integrated Coastal Zone Management) 戦略』は、政府全体で進められる沿岸域統合に向けて寄与していくイニシアチブを定めている。それにはまた、沿岸管理に向けての我々の目標及び、我々が力を入れて進めていく措置を記載する。これによって人々は、沿岸域での意思決定に向けて、より統合されたアプローチを推進するために行われるすべての作業がどのように組み合わせられるかを知ることができる。

第4部 - 海洋許認可

1. 海洋許認可のプロセス、及び我々が許認可に課す条件によって、我々は、持続可能な開発の3つの柱—環境、社会、経済のすべてのために、海洋域における我々の目標達成を目指す。
2. 許認可制度の大きな変更は、既存の2つの立法、1985年食品及び環境保護法 (Food and Environment Protection Act 1985: FEPA)第2部及び、1949年沿岸保護法 (Coast Protection Act: CPA)第2部の統合及び現代化である。FEPAは制定された当時、海上投棄及び海上焼却を規制すること、及び、海洋環境、人間の健康及びその他の海洋の合法的な利用を、海底への建設の有害な影響から保護することが目的だった。CPAは、類似の活動を受けて航海のための安全な環境を確保するために制定された。この2つを統合することにより、度重なる改正やEUの規制の出現により長年にわたって生じてきた複雑さや重複を取り除く。2つの法律を結びつけることにより、環境、人間の健康及び航海の安全、そして他の海洋利用者の利害という各要素を盛り込んだ、単一の許認可決定条件とするのである。
3. 我々は2つの主な目標を設定する。1つは、FEPAとCPAを統合し、以下に記載する通り他の法律との法的な関連を持たせることで、許認可を取得するプロセスを単純化及び簡素化したいと考えている。これらの関連を持たせる場合、我々の改革によって海洋管理機関(MMO) (イングランドについて)は、現時点ではさまざまな手続き上のルールが適用され、さまざまなタイムスケールに従い、かつさまざまな考慮事項が関与している決定作業に、単一の許可プロセスを用いることが可能となる。これによってすべての関係者の労力が削減され、決定作業のタイムスケール設定など、手続きに関するさらなる規定を設ける能力と組み合わせることにより、より大きな確実性を持った成果を得ることが期待できる。
4. 我々の2つ目の目標は、ほとんどのプロジェクトについて、MMOに関連要素のすべてを同時に検討させ、MMOが個々のプロジェクト全体に関して意思決定を行うことができる権限を付与することである。これは、持続可能な開発という我々の目標を実現するためのMMOの能力にとって欠かせないものである。特定の事例について以下に概要を述べた通り、可能な場合、MMOはプロジェクトの主要部分である海洋域関連についてだけでなく、陸上に関するものなど、関連作業を対象とする許諾も発行する。
5. また、法案に定める変更は各閣僚が新しい不服申立の仕組みを確立するよう要求している。我々は、FEPAに定めるプロセスが、透明性や説明責任についての現代の期待に合わないことを認識している。したがって、我々は明確に定められた透明なプロセスに従って機能する不服申立の仕組みを設定する。

洪水リスク及び海洋許認可の統合

6. 沿岸では多くのプロジェクトが行われており、それらは陸上/海洋の境界にまたがって実施されていることを我々は認識している。これらのプロジェクトの中には、海岸工学が関与するものもある。そのため、考慮すべき洪水リスクと土地排水の問題が存在する。これらの問

題を生じさせるプロジェクトには、他の法令に基づくアセスメント及び許諾を要するものもあり（洪水リスク管理の許諾は、1991年水資源法に基づき付与される）、その許諾は通常、環境庁（EA）から付与される。将来的には、プロジェクトが事実上、主として海洋関連のものである場合、本法案は、MMOがEAの協働及び同意を得て、必要な洪水リスク管理と土地排水条件を海洋及び沿岸アクセス法案に基づく許認可の一部に組み入れることができるようにする。

港湾開発

7. 港湾は海洋と陸上が接する場所にある。したがって、港湾に適用される規則や規制は、海洋開発と同様に複雑である。我々は、本法案を通して、港湾の建設及び改修に必要な2つの主な海洋許諾について単一の組織（イングランドについてはMMO）が責任を負うことができるようにする。これらは港湾権限付与命令（Harbour Empowerment Order）または港湾改正命令（Harbour Revision Order）及び、海洋環境許諾（現在FEPA、将来は海洋許認可）である。さらに、法案の規定によって、我々は、これらの許諾を同一のプロセスで行うことができるようになる。したがって、港湾の建設または改修の計画が最初に十分詳細に示された場合（常にそうであるとは限らない）、本法案により、我々は港湾命令及び海洋許認可の問題を、単一のプロセスを通して検討することができる。これにより申請者は問題を大幅に簡素化できる。他の海洋プロジェクトと同様に、港湾には洪水リスク管理についての考慮に関わることが多い。これらの問題を合理化したプロセスにおいて検討することも可能となる。この変更では、海洋及び沿岸アクセス法案が定める透明性と明確性の新しい基準に港湾命令を確実に適合させるため、国務大臣が港湾命令プロセスを改正することを認めている。
8. 海洋及び沿岸アクセス法案はまた、港湾法を修正し、深刻かつ重大な問題が提起された場合、または国務大臣が実行すべきと判断した場合にのみ、調査が行われることを保証する。現在のところは、些細なものではない異議を誰かが申し立てた場合、その人が調査を望んでいない場合でも、調査が行われなければならない。この方法は過去においてコストと時間がかかりすぎることが判明している。
9. 総合すると、これらの変更の利点は、MMOを港湾開発者にとって主な、そして多くの場合単一の、連絡窓口にしたことである。MMOは現在4つの異なる機関によって運用される、4つの異なる許諾制度が提起する問題を検討することになる¹。

浚渫

10. 浚渫には、現在のところ、その手法や目的に応じて、いくつかの異なる仕組みが適用されている。まったく規制されない浚渫もある。本法案では、その規制に一貫性をもたらし、かつ、すべての形態の浚渫を同等の条件に置き、個々の事業をそれに伴うリスク及び影響に応

¹ さらなる情報については、公開された文書『我が国の海洋資源の管理—海洋法に基づく許認可 (Managing our marine resources – licensing under the Marine Bill)』を参照すること。
(<http://defraweb/environment/marine/documents/legislation/marine-licensing.pdf>)

じて扱うようにする。我々の提案は、港湾当局が地方の法令または港湾命令によって許可される維持管理のための浚渫を実行する権利には影響しない。

11. 地方の法令または港湾命令が存在しない場合も、航行水路、港湾及びマリーナから、河川や潮流が運んでくる沈泥及び堆積物を取り除くために、多くの浚渫が定期的に行われている。多くの場合、何十年ではないにしても何年もの間同じ方法で行われてきたが、明らかに有害な影響や重大な社会・経済上の利益はない。我々はすでに、各港湾当局、浚渫業者及びその他と協力し、環境に対しての影響が少ないあるいは無視できる程度であると我々が証明できる場合に、維持管理のための浚渫を例外として認めるか否か、そしてどの程度まで例外とするかについて、確定するプロセスを開始している。維持管理の浚渫が本法案に基づき初めて許認可の対象となる場合は、新しい制度を開始した後 1 年間の猶予期間を設け、事業者はその間に許認可を申請しなければならない。

再生可能な電力

12. 海洋再生可能電力設備の設置は、現在、電気法第 36 条に基づく許諾及び FEPA に基づく許認可を要する。場合によっては CPA の許諾も必要となる。港湾命令についての我々の提案と同様、本法案により、海洋許諾申請を電気法の手続きを通して検討することを認める規定を国務大臣が定めることができる。その効果は、新しい再生可能エネルギーの開発のそれぞれの沖合での要素の建築に関して、単一のプロセスで許諾を取得できるという点である。

執行

13. 許認可の条件は、環境及び人間の健康を守り、他の合法的な海洋利用への妨害を防止するために定められる。許認可の条件に違反した場合、陪審によらない即決判決によって最高 50,000 ポンドの罰金、または正式起訴によって無制限の罰金及び／もしくは最高で 2 年の実刑判決を受ける場合がある。
14. 幅広い、よりバランスの取れた執行上の制裁措置を行うため、許認可違反について法定通知を導入し、「停止」「緊急時の安全」「コンプライアンス」及び「是正」の目的で、通知を行う。これらの通知によって、執行担当官は、以下の措置を取ることができる。
 - 急を要する状況においては、活動が環境及び／または人間の健康に対して重大な害を及ぼすもしくはその可能性が高い場合、または海洋の他の利用者を重大に妨害する（もしくはその可能性がある）場合、事業者に活動を停止させる。
 - 措置を講じる緊急の必要性がある場合、他の海洋利用者に対する重大な妨害を防止する措置を迅速に事業者にとらせる。例えば、障害物があることを警告するために航海灯を設置するなど。
 - 重大性が低い場合は、コンプライアンスを求める通知を発行するが、その通知によって、被許認可者がその許認可に対するコンプライアンスを実現するために取るべき措置について明確に理解できるようにすること。

- 環境が害を受けた場合、是正措置を通してどのような措置が取られるべきかを明示する。

これらの法定通知については、本法案において付与された権限に基づき、独立した裁定機関に対して不服申立を行う仕組みが確立される。

15. 本法案は、第 4 部に基づく違反に関連して、金銭的な罰則の命令を規定する。金銭的罰則規定は、2008 年規制施行及び制裁法 (Regulatory Enforcement and Sanctions Act 2008) に定めるものと類似する。海洋執行規定のセクションにおいて、より詳細に記載される。

境界をまたぐ問題

16. 稀ではあるが、活動またはプロジェクトが複数の許認可当局の管理下にある水域で行われる場合があり、その場合現時点では、開発者は個々の当局から関連する許認可を取得する必要がある。
17. したがって、例えば、ウェールズで浚渫し、MMO が許認可当局である場所で投棄を行うプロジェクトの場合、以下の許認可を取得する必要がある。
 - ウェールズ政府の閣僚から浚渫の許認可
 - MMO から投棄の許認可
18. 関連する 2 つの許認可当局の担当官の間では、双方の当局がその運用について満足することを確認するため、密接な協力の取り決めが必要となるだろう。我々が MMO の設立に向けて進む中で、海洋水産局 (MFA) がさまざまな他の機関との間に築いている既存の関係を基盤として、すでにこの作業が開始されている。

社会資本計画委員会

19. 2008 年計画法は、社会資本計画委員会 (IPC) を設立し、国家として重要な社会資本プロジェクトについての意思決定を行わせる。海洋においては、IPC は、イングランド及びウェールズ周辺の領海及び再生可能エネルギー海域 (スコットランド政府の閣僚が責任を負う海域を除く) における、大規模な沖合再生可能エネルギー・プロジェクト及び最大級の規模の港湾についての開発許諾を発行する責任を負う。その決定を行うにあたり、IPC は、海洋政策声明または関連する海洋計画を考慮に入れる。IPC は計画法に基づき決定を行い、海洋許認可 (海洋及び沿岸アクセス法案の許認可規定が発効するまで、FEPA 許認可及び CPA 許諾) を、許認可条件についても含め、専門的な海洋許認可当局である MMO の助言を受けたとみなす。海洋執行官 (Marine Enforcement Officer) は、本法案に定める執行権限を用いて、海洋許認可を監視及び執行する。ウェールズ周辺領海においては、ウェールズ政府の閣僚が指名する海洋執行官が海洋許認可を執行する。

海洋及び沿岸アクセス法案に基づく許認可：移行規定

1. 我々は、新しい海洋許認可制度を、現行の制度と本法案に基づいて提案される新システムの間で最もスムーズに移行できる時期に運用を開始したいと考えている。本法案の許認可規定の部分に基づき作成される二次立法のほとんどが、同時に発効する。
2. 合同委員会による法案のドラフトの審議に対する回答の一環として、我々は、付属書 9 にほとんどの許認可移行規定を定めている。これが古いシステムから新しいシステムへ移行する前に、関係者にとって明確性及び確実性を与える助けとなるはずである。

既存の許認可、許諾及び承認

3. 既存の FEPA 許認可及び CPA 許諾は、本法案の許認可規定の開始と同時に自動的に海洋許認可となる。これらの許認可及び許諾の既存の保有者は、何もする必要がない。既存の許認可及び許諾に伴う条件もすべて、代替の海洋許認可の条件として引き続き適用される。
4. 本法案の許認可規定の開始時点において、関連する許認可当局によって審査中の CPA 許諾または FEPA 許認可の申請は、海洋許認可の申請として取り扱われる。FEPA の場合は、すでに支払われた料金の上に、追加的に請求される料金は無い。CPA 許諾の申請の場合は、現在、料金は請求されない。
5. 我々は、海底ケーブルの敷設に関連する電子通信規約 (Electronic Communications Code) に基づく既存の承認及び承認に向けての申請と同一のアプローチを採用し、これについても海洋許認可に置き換える。

浚渫

6. 現在、投棄が関与しない、維持管理のための浚渫の形態の一部、例えば鋤による浚渫及び水力浚渫などは、許認可の対象ではない。本法案は、すべての形態の浚渫を、許認可の対象範囲とする予定である。海洋許認可当局及び関係者双方の負担を軽減するために、また、古いシステムから新システムへの移行を容易にするために、海洋許認可規定の開始から 1 年間の猶予期間を置き、それ以前は許認可を必要としなかった浚渫事業が海洋許認可の取得を必要とするまで継続できるようにする。

執行

7. 我々は、新しい許認可制度が開始されると同時に、許認可の執行のために法定通知及び民事制裁を発効する予定である。
8. 違反行為は、許認可が既存の制度または新制度のいずれで発行されたかに関わらず、その違反行為が行われた時点で適用されていたものとなる。執行権限は、その時点で適用されるものとなり、したがって、古い許認可制度に基づき発生した違反行為は、その捜査が共通執行

権限の開始日を越えて継続した場合、海洋及び沿岸アクセス法案の権限を用いて捜査を受ける。古い制度に基づく違反が強制不能だったが（例えば「起訴不相当」と判断されるなど）、新しい権限の下ではより効果的に対処可能な状況もあり得る。我々は、多くの事例において許認可当局が、コンプライアンス通知を課すことにより新しい制度への変更を知らしめ、これが違反された場合、罰則またはその他の新しい執行手段の行使につながることを考える。これによって、許認可が必要な事業について人々が許認可を申請していない場合などの状況に対応することができる。

9. 新制度がスタートした時に進行中の執行手続きは、海洋及び沿岸アクセス法案が発効していないものとして継続される。

その他の許認可移行規定

10. 本法案では、許認可制度にとって最も重要な移行に関する取り決めに定めているが、同様に、国務大臣が命令によってさらなる移行の取り決めに定める権限も記載する。我々は、そのような命令で定められるさらなる移行の取り決めに、関係者と協議を行う予定である。

第5部—自然保護

1. 本法案は、海洋保護ゾーン (MCZ) を指定及び保護するツールを定める。MCZ は、ハボウキ貝 (*Atrina fragilis*)、ホンビノスガイ (*Arctica Islandica*)、アマモ類 (*Zostera*) 及び海藻群落など、希少な、絶滅の恐れがある、及び代表的な生息地及び生物種の保護にとって重要な保護区域を定めるものである。MCZ のネットワークを確立して、機能する海洋野生生物コミュニティをサポートし、生物多様性を守る。海洋保護ゾーンはヨーロッパの「ナチュラ 2000」指定地域など、他のタイプの海洋保護区域 (Marine Protected Area: MPA) と共に、2012 年までに環境保護上首尾一貫したイギリス内の MPA ネットワークを確立するという我が国の約束を果たしていく。我々は、MCZ が海洋戦略枠組み指令を通して「良好な環境ステータス」を達成するという欧州連合の約束にも寄与すると期待する。
2. 我々は法定自然保護団体 (ナチュラ・イングランド、共同自然保全委員、ウェールズ・カントリーサイド・カウンシル) に対し、2012 年末までにMCZの指定が可能なプログラムの策定を要請した。指定地は入手可能な最善の証拠に基づき選ばれる必要があり、また、MSZ 指定の社会的及び経済的影響も考慮に入れることができる。MCZ指定候補地を特定するため、法定自然保護団体は、南西部地方の「ファインディング・サンクチュアリ」(<http://www.finding-sanctuary.org/>) モデルに基づいた地域関係者プロジェクトを計画している。地域プロジェクトでは、入手可能な最善の証拠に基づいて指定候補地を検討するよう求められる。ウェールズではウェールズ議会政府及びウェールズ・カントリーサイド・カウンシルによって類似の取り決めに策定中である。
3. 国務大臣、ウェールズ及びスコットランド政府閣僚には、MCZ を指定する権限及び、保護指定地のネットワーク確立に向けて寄与するためにこの権限を行使する明確な義務がある。これらの閣僚は地域プロジェクトの提言に拘束されないが、それらを相当に重視する (特に、これらの提言が参加する関係者間のコンセンサスに基づいたものである場合)。また、これらの閣僚は 2012 年に MCZ ネットワークの指定の進捗状況について、連合王国議会 (または適宜、ウェールズ議会もしくはスコットランド議会) に報告する義務を負う。その後、報告は少なくとも 6 年ごとに行われる。
4. 本法案では、「more-highly protected (保護度合いがより高い)」あるいは「less-highly protected (保護度合いがそれほど高くない)」のいずれかに分類する必要性なく、MCZ に適切な水準の保護を与えられることを規定する。そのように区別すると、制限のレベルが季節と時間と共に、または指定地内の場所によって変化するという事実を見逃しかねないからである。これは例えば、ある MCZ における保護される特徴が年間の特定の時期にだけ危機にさらされやすくなるため、あるいはその状態や保護の必要性に関する新しい情報に対応するためである。我々は、二重構造のアプローチが海洋利用者にとって混乱を招く可能性があることや、保護度合いが「less-highly」と指定された場所は、それほど重要ではない、あるいは保護価値が低いという意味になりかねないことも懸念する。

5. 個々の指定地には、その指定命令に定める保護目的がある。指定命令は科学的な証拠に基づいており、指定地の範囲、保護の対象及び保護の水準を有効に定めている。ほとんどの場合において、保護目的を指定することにより、行われる活動に制限が加わることはほとんどない。ただし、ある指定地の価値及びその保護目的がそれに値する場合、より厳しい制限が設定される対象となる場合がある。ネットワーク内にはそのような場所が数多くあるだろう。
6. 公的機関は、MCZ について定められた保護目的をさらに促進する、またはそれが不可能な場合は最も妨げない方法で、その機関の職務を行使する義務を負う。海洋管理機関 (MMO) の場合は主に、計画立案プロセスにおいて、また許認可機能及び漁業管理職務の行使において保護目的を考慮に入れることで、この義務を果たすことになる。これらの義務は、MCZ の保護目的が最善の形で達成されるよう構成されるが、一方で、公共の利益のために開発を進めることが必要と判断される場合は、セーフガードを設けた上で、適切な程度の柔軟性を認めていく。法定自然保護団体は、MCZ を監視し、この情報が将来の閣僚及びその他公的機関による意思決定に役立つようにする。

地方条例／命令

7. MMO (法定自然保護団体からの助言を受けて) は、MCZ に対する潜在的な脅威を評価し、これを管理しなければならず、また、これに対処するにあたって関係者の関与を確保しなければならない。ほとんどの活動は、既存の規制制度で管理されるが、場合によっては、ジェットスキー、ボートの停泊またはシュノーケリングなどのように規制を受けていない活動を規制しなければならない場合がある。したがって、MMO は 12 海里までの海域での未規制の活動を規制するための地方条例を発令することが可能となる。ウェールズ政府閣僚は、ウェールズ水域の 12 海里までの水域における未規制の活動を規制するために保全命令 (条例に類似するもの) を発令する。スコットランド政府閣僚は、自国の立法を通してそのような案を検討する。
8. また、本法案は、閣僚に地方条例または命令の違反に対して一定の行政上の罰則を科す裁量を執行機関に付与する仕組みを定める権限を付与する。固定の罰金は、200 ポンド以下とし、該当する当局は、そのような罰金を科す前に刑法の立証レベルと同等の証拠を確保しなければならない。
9. 法案はまた、MCZ の特徴に対して故意のまたは不注意による損害を与える行為を捕えた場合を一般的違反として盛り込んでいる。これは、環境に対する公共物破壊行為の恐れを扱うことを意図しており、これは、地方条例及び命令によって予測または管理することが困難なものである。一般的違反も、200 海里までの連合王国沖合水域に適用される。一般的違反を犯したとされる人または法人は、陪審によらない即決判決で最高 50,000 ポンドの罰金、正式起訴された場合は無制限の金額の罰金刑となる。個人または法人が、禁じられた行為で商業的な利益を得ていると判断された場合、罰金額は高くなる傾向があり、故意の損害行為の場合は罰金が高くなる。

指針

10. 政府はまた、国務大臣に MCZ 候補地を推薦する責任を負う地域プロジェクトに向けた指針を発行する意向である。我々は、2008 年に最初に発表した指針（ガイダンス・ノート 1－*海洋保護ゾーンの選定及び指定に関する指針案 (Guidance note 1 - draft Guidance on selection and designation of Marine Conservation Zones)*）のドラフトの修正を行った。これは、ドラフトの戦略を土台にして、環境的に首尾一貫した海洋保護区ネットワークを支えるさまざまな原則によって我々が何を意味し、理解しているかを詳細に述べたものである。

これには、例えば、UK ネットワーク内の連結性の重要性についてのさらなる情報などが含まれる。また、個々の海洋保護区間の、そして海洋保護区の地域ネットワーク間の結びつきを、現時点で最善の科学を用いてネットワークが最大化し、強化していく努力をするべきであると強調する。これはつまり、一定の生物種にとっては、適した生息地のある指定地が、海洋保護区の間で重要なライフステージの交換が可能な形で特定されることを意味する。さらに詳細な、実務的及び技術的な指針は、法定自然保護団体により提供される。この指針は、ネットワーク設計の原則を定め、MPA ネットワークの環境的一貫性の評価基準を決める。

第6部—沿岸漁業の管理

沿海漁業及び保護局

1. 本法案は、イングランド及びウェールズにおける沿岸漁業及び環境管理の取り決めを改革する。イングランドにおいては、この法案によって海洋漁業委員会 (SFC) を沿海漁業及び保護局 (IFCA) に置き換える。IFCAは、海洋環境の保護により社会・経済上の利益のバランスを取りながら、持続可能な形で海洋漁業を管理する義務を負う。IFCAは、意思決定において地元の関与を維持しながら、強化された権限を持つ。IFCAは、海洋漁業による漁獲の影響から海洋環境を保護し、その回復を促進するという新しい義務を負う。その一般的な義務を実行するにあたり、IFCAは、持続可能な開発の達成に寄与するために必要な措置を取るよう要求され、かつ、国務大臣はIFCAに対して、どのようにこれを行うべきかについての指針を付与しなければならない。
2. IFCA は、管轄区域における海洋保護ゾーン (MCZ) の保護目的が促進されることを確認するためにその権限を行使する義務を負う。漁業活動からの影響を受けた場合において MCZ の保護のために独自の地方条例を導入及び執行すると同時に、IFCA は、MCZ の保護のために導入された MMO の条例も執行する。
3. IFCA 管轄区域は、全イングランド沿岸線から 6 海里までと、河口区域となっており、IFCA は以前環境庁が実行していた海洋漁業管理の責任を負う。環境庁は引き続き、淡水魚及び回遊性魚類の管理についての責任を主として負う。IFCA は、主に海洋魚類の管理を行う。IFCA はまた、海洋環境を保護する義務を負う。これには、現時点で、サケの保護を確保する必要がある場合に、海洋漁業の規制に向けた地方条例を導入する責任が含まれる。地理的な管轄域の重複は、現在と同様に、各 IFCA における環境庁派遣のメンバー及び、執行担当官の相互保証を通して、実務レベルでの密接な協力を通して管理される。
4. IFCA 管轄区域の新しいネットワークは、二次立法を通して確立される。Defra は今年のこれまでに新しい管轄区域案に関する意見公募を行い、その後、IFCA 管轄区域を 10 に確定した。新しい管轄区域を定める命令のドラフトについては今後さらに意見公募を行う予定である。本法案には IFCA がその活動を調整する機関を設立するための規定があり、Defra はこれを奨励する。
5. 本法案では、IFCA の新しい構成員の構造を規定し、その詳細は管轄区域を定める命令において定められる。構成員の約 3 分の 1 は、単一自治体及び上層自治体に割当てられる。正確な数は、個々の管轄区域の規模に応じる。個々の IFCA 管轄区域を構成する自治体は、個々の IFCA を設置する命令に定める。IFCA に資金の提供を求められる各自治体は、その IFCA へ 1 名の構成員を出す権利がある。
6. 各 IFCA につき MMO、ナチュラル・イングランド及び環境庁から 1 名ずつの構成員が出されることが法律により定められている。残りの構成員は、MMO によって指名され、その管

轄区域の漁業コミュニティのニーズ及び意見をよく知る人々及び、海洋環境問題についての知識及び専門能力を持つ人々で構成される。Defra は MMO に対し、IFCA がその新しい義務を履行できるよう正しいバランスで構成員を指名するため、指名についての指針を発行する。この指針については意見公募が実施される。

7. IFCA は、その管轄区域内における海洋漁業資源の管理について、また漁業活動から生物種及び生息地を保護することなどのより幅広い環境目的に向けて、地方条例を発令する権限を有する。その権限は、有料の許可、努力量制限、釣りに制限される水域などを含め、幅広い海洋漁業活動の規制を可能とするに十分幅広いものとなる。
8. IFCA は、その管轄区域内にある海洋保護ゾーン (MCZ) の保護目的が促進されることを確認してその権限を行使しなければならない。漁業活動から影響を受ける場合は MCZ の保護について独自の地方条例を導入かつ執行しながら、IFCA は、MCZ の保護のために導入される MMO の条例も執行する。
9. 本法案は、IFCA に、その管轄区域内の海洋漁業資源の漁獲高を管理するという義務、及び MCZ 内の保護目的を促進するという義務を満すために必要な、地方条例を発令する権限を付与する。地方条例の提起及び発令についての現行のプロセスを更新する。IFCA は、利害を有する関係者ならびに、環境庁、ナチュラル・イングランド、隣接する IFCA 及び MMO に、地方条例についての意見を求めることが要求される。この場合も同様に、柔軟性を持たせるため、これらの要件は二次立法で定められる。
10. IFCA は、直前の通知で緊急的な地方条例を導入することができる。これによって IFCA は予見不能な出来事に早急に対応することが可能になる。緊急時の地方条例は、国務大臣による確認を必要としないが、12 カ月後に有効期間が終了する。緊急時の地方条例は、適切な場合、国務大臣の書面による承認を得て、最高 6 カ月間の期間で 1 回だけ延長することができる。
11. IFCA は、その地方条例を執行するための強化された権限を持ち、違反に対する最高罰金額は、5,000 ポンドから 50,000 ポンドに引き上げられる。IFCA が発行した許可の違反が関与する場合、裁判所は許可を取消すまたは停止することができる、または許可の種類によってはその許可の保持もしくは取得についての資格を剥奪することができる。また軽微な違反については裁判所での審理に代わり金銭的な行政処分システムを定める規定も設けられる。これは、全国的な漁業関連法モデルに基づくものである。IFCA は自己の地方条例及び MMO の条例を執行する権限と同様に、その管轄区域における全国的な漁業関連法を執行する権限を有する。
12. 各 IFCA は、近隣の IFCA 及び IFCA の管轄区域内の海洋域における規制機能を行使するその他の公的機関と協力するため、適切と判断する措置を取らなければならない。

13. 本法案は、現在の SFC 制度と比較して、IFCA のために新しい資金供給の取り決めに導入する。海岸を持つすべての単一自治体及び上層自治体は、その地元の IFCA に資金を提供しなければならない。これは、一部の自治体が行使する現行のオプトアウトの権利を排除するものである。Defra は、改革条項から生じる追加的な負担を補うため、自治体に資金を提供する。IFCA は、許認可制度の運営コストの一部を相殺するために、漁業従事者に料金を請求することができる。
14. IFCA は、その職務を実行するために必要と判断する統計を集計する権限を有する。IFCA は、各会計年度の開始前に年次計画を作成しなければならない。IFCA の行為及び運営についての報告は、4 年に 1 度、議会に提出しなければならない。
15. 本法案は、ウェールズ政府閣僚に対し、IFCA がイングランドでの漁業を管理するのと同じ方法で、ウェールズにおける漁業の管理を引き受けることが可能な権限を提供する。本法案により、現在の北西及び北ウェールズ海洋漁業委員会 (North West and North Wales Sea Fisheries Committee) の業務を、関連するイングランドの IFCA とウェールズ議会政府との間で分割することも含め、主要な法改正をすることができる。
16. 沿海漁業管理の新しい取り決めの導入にあたっては、既存の管理体制を新しいものに移行するため、一定の移行規定が設定される。

第7部—漁業：回遊性漁業及び淡水漁業

1. イングランド及びウェールズのサケ漁業及び淡水漁業の規制及び管理についての日常的な責任は、環境庁 (EA) にある。本法案は、EA の管理及び執行業務において利用できる手段を改革する。

魚類のタイプ

2. EA の規制権限（許認可システム、条例制定権限、執行権限及び漁獲努力量を規制するためのその他一定の権限）は、現在は漁業管理対策の範囲外である 2 種類の回遊魚類の、スメルト及びヤツメウナギにも適用される。さらに今後は、EA に付託された権限に対して閣僚が命令によってその他の種類の魚を追加することが可能になる。それはヒラメ、ボラ、バスなどの海水魚が淡水でも多数見られるようになっており、気候の変動の結果、今後、新しい種類の回遊性魚類がイングランド及びウェールズの内水に定着し始める可能性があるためである。（回遊性魚類とは、そのライフサイクルを完了するために淡水と海洋の間を回遊する必要がある魚類である。）ただしそのような命令は、漁業が発達したとき、または発達しつつあるときまで発令する予定はなく、我々は、海産種への拡大適用は内水にのみ限定し、海洋域における海洋漁業の管理に関連する責任機関との管理の重複がないよう確認する意向である。これによって、すべての魚類資源が適切なレベルで管理され、内水面漁業管理に対する、より全体的なアプローチが可能となる。
3. 沿岸域において、環境庁は、サケ、ブラウン・トラウト、ウナギ、ヤツメウナギ及びスメルトなどの回遊性魚類、ならびに閣僚らが回遊性と判断した魚類を対象とする漁業を管理する。その他の漁業はすべて地元の IFCA が管理し、ウェールズの場合はウェールズ政府が管理する。IFCA による魚類の管理が回遊性魚類の保全や管理に影響を与える場合、環境庁と協議の上で、適切な措置を導入するのは IFCA の責任となる。

許認可

4. 新しい許認可権限を補完するため、現行のみなし規定（これによって、サケ漁業の許認可を取得すればトラウト漁業も認められたとみなされる、など）は廃止され、EA はより柔軟に、EA が発行するさまざまな許認可の範囲を判断することができるようになる。現在 EA は、釣竿と釣り糸での釣りについて、以下の 2 つの別個の許認可を提供する意向である。
 - サケ、トラウト（回遊性及び非回遊性の双方）、雑魚及びウナギ
 - （非回遊性の）トラウト、雑魚、スメルト、ヤツメウナギ及びウナギ

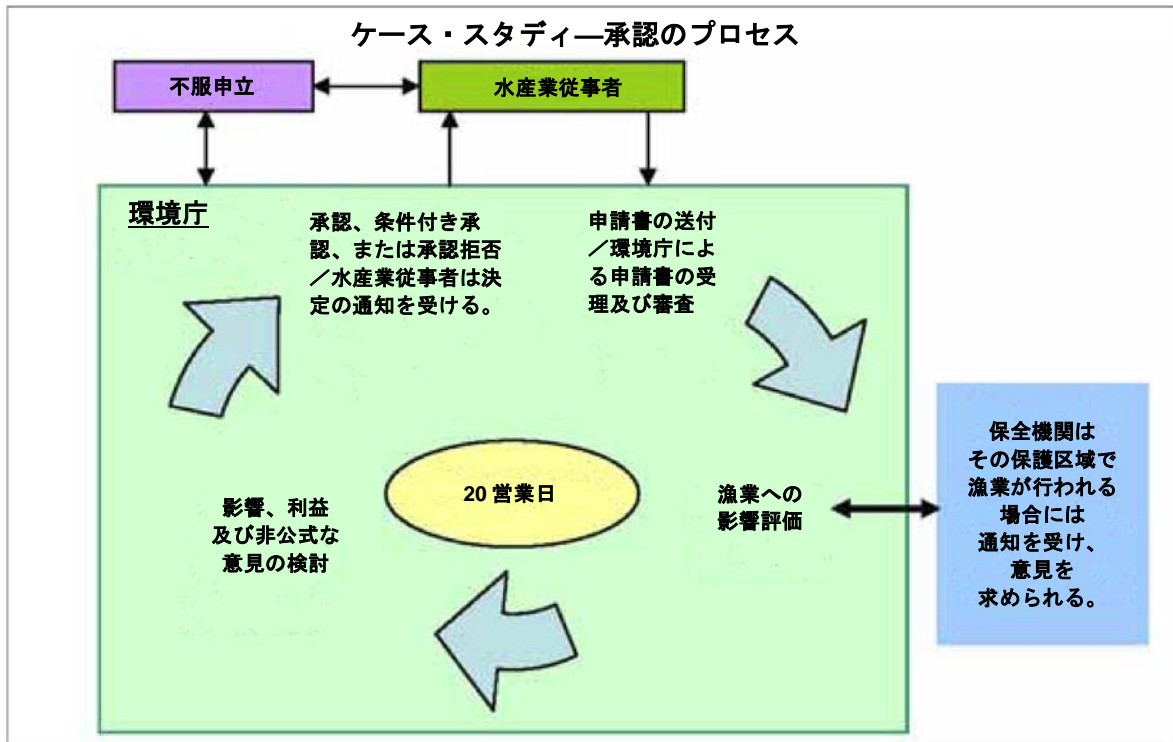
実際には、短期的にみると、釣り人たちにとっての変更事項はほとんどない。ただし EA は、十分な利益がある場合、さまざまな種類を組み合わせたものを対象とする許認可を導入する柔軟性を持つようになる。

5. ネット（網）及びトラップ（わな）を用いた漁業の場合、許認可を受ける（一般に、あまり集約的ではない手法の漁業）または、承認を受ける（魚類資源または水域環境を高いリスクにさらす手法）のいずれかが必要である。現在我々は、以下のものについて許認可を行う予定である。
 - サケ及びブラウン・トラウト漁—compass net（コンパスのように 2 本の棒がついた網）、haaf net、draft net（seine net の一種）、hand net（手で持つすくい網）及び trammel/whammel net（drift net の一種）、wade nets（引き網の一種）（lave net 及び dip net 含む）（dip net＝たも網、lave net は dip net の一種）、coracle net（coracle は編んだ小船、T&J net、drift net（流し網の一種）、gill net（刺し網の一種）、heave net 及び seine net（引き網の一種）
 - ウナギ漁—fyke net（袋網の一種：リーダー部分やウィング部分のあるもの、ないもの）、Gloucester Wing Net、trawl（トロール網）、putcheon（ウナギ漁用のわなの一種）、pipe trap（左に同じ。筒状）、crigg、pot（ツボ）、basket（カゴ）、hive（編んだ細長いカゴ状のウナギ漁用のわなの一種）（またはこれに類似の道具）及び elver dip net（elver はシラスウナギ）。
 - 特権証明（Certificates of Privilege）または法令で定める権利に基づき現在行われている漁業。
6. EA は、「伝統的装置」の使用に条件を課すことが可能となる。「伝統的装置」には、少なくとも 19 世紀以来、特権的地位に基づき使用されてきた網やわなを含む。その特権的地位があるため、EA は漁業圧を統制するための一貫した措置を取ることができなかった。EA は新しい権限を用いて、例えば、認められる漁獲量や、漁の時期、及び使用される道具の仕様などに制限を設けることができる。

承認

7. 許認可の対象ではない漁業を行いたいと希望する者は、EA から漁業の承認を取る必要がある。これには、以下のものが含まれる可能性が最も高い。
 - ザリガニ漁用のわな、ウナギ用固定わな、stake net（サケ漁用の立て網）、
 - 今後発展する可能性のある新しい漁業
 - 科学または管理の目的で行われる漁業（承認がなければ違法となるもので、禁漁時期のものも含む）
8. この正式な分離によって、魚類資源または水域環境のいずれかをより高いリスクにさらす可能性のある漁業、あるいは発展する新しい漁業法を用いて水域環境に害を及ぼす可能性のある漁業のアセスメントを行うことができる。EA は、認められる漁獲量または使用される道

具の仕様などに対して、承認を拒否する、またはその承認に何らかの条件を課すことができる。



努力量制限

9. EA は現在、サケまたはブラウン・トラウトのネット（網）及びトラップ（わな）漁業において、ネット制限命令 (Net Limitation Orders: NLO) を通して許認可数を制限することが可能である。法案はこの権限をすべての回遊性魚類に拡大適用し、漁業が重大な影響を与える場合は海洋及び水域環境を保護するために EA が NLO を発令することができる権限を付与する。地方条例はあるレベルの保護を付与することができるが、漁業を制限することが唯一の実行可能な選択肢であるという状況もある。この命令に向けて公的な調査が必要か否かを決定するのは閣僚である（一定の状況において公的調査を行う現在の義務は廃止される）。ただし EA は提案された NLO についての意見公募を行うことを要求される。関連する漁業に完全に依存している人々は生活の手段を奪われるので、EA はそれらの人々に補償を支払うべきか否かを検討する義務を負う。EA は、例えば民間グループまたは団体によって、補償の支払いが行われた他のケースを考慮に入れることができる。したがって、漁業従事者の生計に対する予防手段は存続する。

違法な道具

10. 漁業を行う際の特定の道具（または装置）の使用はすでに禁止されている。本法案は魚を乱獲する、その後の放流が成功しない形で魚に被害を与える、または現在存在する魚の大部分を獲るなどの可能性がある、さらなる道具の使用を禁じる権限を閣僚に付与する。本法案

は、釣竿と釣り糸で魚を獲る許認可では、カギ竿やテラーを使用する権利は付与されないことを明確に定めている。

緊急時地方条例を制定するEAの権限

11. 本法案は、深刻な干ばつ、回帰数の激減、高温（水の脱酸素化を招く場合がある）または水質汚染などの状況に対応するための、緊急時地方条例を導入する権限を EA に与える。そのような地方条例は、まずは最長で 12 カ月間導入され、必要な場合はさらに 6 カ月間延長することができる。緊急時地方条例には正式な意見公募は行わないが、閣僚は、漁業の保護のためにその条例が不必要になったと判断した場合（確認した時点で、またはその後）、地方条例を廃止するまたは修正する義務を負う。

ケース・スタディ

もしこの権限が付与されていれば、環境庁は長期化した干ばつの中のアスク川の流量低下問題に対処するために、この権限を行使しただろう。低流量のため、サケがさまざまな移動障壁のところで釣り上げられやすくなっていた。緊急時地方条例によって、サケが流れを遡る、あるいは下る通り道での障害物に隣接する場所での釣りを一時的に禁止すれば、サケが釣り上げられやすくなるのを低減できただろう。そのような地方条例は一時的に、人気の場所での釣りの機会を減少させただろうが、近くの別の場所でも釣りは可能だっただろう。

地方条例の法律改正

12. 本法案は、法令で定める禁漁期及び禁漁期の長さに関する規定を廃止する。現行の規定は、適切な証拠に基づいた禁漁期を決定する EA の能力に対して不必要な制限を課している。本法案は EA に対し、地方条例を通して禁漁期を定める権限を付与している。当面我々は現行の禁漁期に大幅な変更を加える予定はないが、気候変動に起因する水温の変化によりもたらされる産卵期の変化など将来の変化に合わせるために、より柔軟性をもって対応していく。これによって EA は魚類資源を最もリスクにさらされやすい時期に保護することができる。
13. さらに、サケ及びトラウト漁業の所有者及び許可を持つ人が、禁漁期に釣竿及び釣り糸を用いて淡水魚を移動させるための現行の権利は廃止される。なぜならこれは、淡水魚についてのキャッチ・アンド・リリース要件または禁漁期の有効性を損なうからである。
14. また、本法案は一定のサイズよりも大型の魚を獲ることを禁じる地方条例を制定する EA の権限も盛り込んでいる。通常、より大型の魚はより多くの、より生存能力のある卵を産み、これらを保護することで、当該の種の持続可能性に大幅に寄与することが可能である。すでに、EA は最小漁獲サイズを設定する条例を定める権限を有している。

15. さらに、一定の状況において補償を支払う現在の義務は廃止され、補償の支払いを環境庁が検討する権限に置き換えられる。漁業所有者に対して補償を支払う現行の義務があるため、環境庁は過去において地方条例の提案を控えてきた可能性があると考えられる。この地方条例を発令していれば漁場保全を強化することができたであろう。地方条例の効力による漁業所有者への補償が正当化できる状況は稀に存在するが、我々は、公共利益のために搾取の低減が必要な状況においては、そのような補償を正当と判断することは断じてできず、したがって補償は支払われるべきではないと信じる。搾取のレベルの低減が最終的に魚類資源の回復につながる限りにおいては、漁業所有者は利益を受ける立場にあり、したがって補償は不適切である。

活魚の持ち込みに関する法改正

16. 内水への魚の持ち込みは、それが在来種であろうと外来種であろうと、競争、捕食関係、交雑などを通して、あるいは水棲生物生息環境に対する影響を通して、地元の及び／全国的な生物の多様性にとって有害なものになる可能性がある。本法案には、在来種の生きた魚（及び水産養殖における外来種の利用の欧州共同体法（外来種規制）で規制されていない、特定の外来種の魚）の維持、移動、放流及び移転を規制するためのシステムを確立する規定を策定する閣僚の権限を盛り込み、すべての魚の移動が一貫した有効な方法で確実に規制されることを目指す。
17. この新しい制度の主な規定は、承認制度であるものとする我々は考えている。個々の承認は、特定の場所においての維持、持ち込み、あるいは移動を行うことのできる魚の種類を詳細に定めた、統合された許諾である。承認は長期的な許諾枠組みであり、この枠組みに対して、その場所で将来にわたって魚の移動のすべてが行われる。したがってサプライヤ及び EA 双方の事務上の負担を低減する。承認の詳細には、次のような内容が盛り込まれる場合がある。
- 維持／放流／移動する魚の種類
 - 放流／撤去作業の通知期間、及び
 - 登録され許認可を受けた魚供給業者によって放流／撤去が行われること
18. 長期の許諾については「引渡し状」及び注意義務システムが供給業者には要求される。実際には、供給業者が移動を行ったときに電子的にこれを報告し、その報告を、環境・漁業・養殖科学センター (CEFAS) 及び EA が管理する活魚移動データベース (Live Fish Movements Database) 上にすでに登録されている記録と付き合わせる。
19. すべての養魚場がこの制度の対象となる（養魚場は、「野生」の魚類資源のために魚を販売する場合以外では、通常、現行の規制の対象ではない）。さらに活魚の運送業者は、運送する魚について該当する許諾があることを確認することが要求される。

20. 提案される措置の目的は、許認可及び国内での魚の移動の制度において、在来種及び非在来種を別個に取り扱うことをやめようとするものである。ただし、許諾及び許認可を通して課される条件は、特定の種または活動がさらされるリスクの度合いによって変動する。大抵の在来種に対する規制は、最低限のものになると予測される。
21. 特に、提案される制度は以下のことを目指す。
- 魚の持ち込みについての違反の適用範囲を拡大し、内水の所有者及び占有者が、EA の許諾を得ずに魚が持ち込まれたと認識もしくは疑いを持つ、または認識もしくは疑いを持つべきである場合、そのような所有者または占有者に責任があるとする。
 - 在来種の魚に関してはこれらの要件を養魚場に適用する。
 - 活魚の所持についての違反の適用範囲を拡大し、EA の許諾を得ずに魚が持ち込まれると認識もしくは疑いを持つ、または認識もしくは疑いを持つべきである人にも違反を適用する。
 - 内水からの活魚の移動について事前の承認取得を要求する。
 - これらの制度の詳細は二次立法で定め、導入の前に意見公募を行う。

第7部—漁業：貝類・甲殻類

1. 1967年海洋漁業（貝類）は、個別命令（Several Order）を通して、商業的な貝類・甲殻類の漁業の確立及び改善を規定する。また、同法は規制命令（Regulating Order）を通して過剰漁獲のリスクにさらされている可能性のある、既存の野生の貝類・甲殻類漁場の保全及び改善も認めている。個別命令は、本質的に、民間の漁場（この命令で指定された特定のタイプの貝類・甲殻類の漁場）を開発する独占的な権利の付与を行う。後者は、浚渫、命令で指定された貝類・甲殻類の漁及び漁獲高に関して制限を課すまたは規制を制定する（またはその両方を行う）。混合型の命令は、両タイプの命令の権利を組み合わせる。
2. 個別命令及び規制命令の申請、適用及び運用のプロセスは、負担と費用がかかりすぎる場合がある。これはつまり、時間の経過と共に多くの命令が、長期的な持続可能性、地元経済及び海洋環境にとって有害な結果を伴って失効する場合があるからだ。本法案は、費用及び負担を低減し、イングランド及びウェールズにおける命令の執行を改善するための改正を導入する。
3. 申請中に公的調査を開始させる現在の基準は廃止される。これは、深刻または重大な問題が生じた場合、または国務大臣が調査を行うべきだと判断した場合に限り、公的調査が行われるようになることを意味する。
4. 海洋漁業（貝類）法は現在、貝類・甲殻類の命令を付与する前に、クラウン・エステートもしくはコーンウォール公領またはランカスター公領の同意を得ることを要求する（その命令が、これらのいずれかが所有する土地に関するものである場合）。このプロセスは近年、将来の開発におけるこの同意の意味合いに関する問題が要因となって、貝類・甲殻類に関する命令の発令を遅延または妨害してきた。本法案は、同意の要件を廃止し、他の土地所有者の場合と同様にクラウン・エステート及び両公領を、意見を求められる立場にする。クラウン・エステートには法定の義務があり、これは、改正される法律に反映される。
5. これと並行して、法案は、命令が対象とする領域内で開発が行われる場合の命令の変更または取消しに向けた手続きを導入する。クラウン・エステート及び両公領からの同意の要件を廃止するので、それらの法人が望む場合はその土地を開発する仕組みが法律によって認められていることが重要である。変更または取消しが行われた場合に補償が検討される要件と並んで、一定の規準が満たされた場合、法案に定める変更または取消しのプロセスを通してこれを認めることになる。
6. 沿海漁業及び保護局（IFCA）及びその執行担当官は、個別命令及び規制命令の規定を執行することができる。双方のタイプの命令について、その命令がIFCA以外の機関によって維持されている場合、発令者がそれを行うよう要請する場合のみ、執行担当官はその執行を行うことができる。我々は、これが何らかの形の契約上の取り決めを通して運用されると想定している。

7. 違反行為に対する最高罰金額は、陪審によらない有罪判決の場合で 5,000 ポンドから 50,000 ポンドに引き上げられ、規制命令の発令者は、2 回ではなく 1 回の有罪判決の後、許認可を取消することができる。
8. 本法案は、個々の漁場内での一定の漁道具の使用についてより大きな柔軟性を認める。道具の中には現在禁じられているものがあるが、有害な影響を与えずに使用可能なものもある。本法案は、個々の漁場を設置する命令において、そのような問題を明記するよう規定する。また、本法案は規制命令の発令者が徴収することができる、使用料やロイヤルティについての明確化など、1967 年海洋漁業（貝類）法にその他の軽微な修正を定める。

第7部—漁業：レクリエーションとしての海釣り及び 1967年海水魚（保護）法へのその他修正

1. 本法案は、海岸からのレクリエーションとしての海釣り及びその他の釣り活動を規制する1967年海水魚（保護）法における権限を拡大し、また、同法に基づき行使可能な保全の権限を改定する。現在、同法は一般に船舶から実行される商業的な漁業活動を管理するのみである。一定の種について、または一定の状況下においては、海岸からのレクリエーションとしての釣りのような活動を規制する権限が欠落していることにより、特定の保全措置の効力が制限される場合がある。
2. 拡大された権限によって、特定の種の魚について「捕獲量制限 (bag limit)」(すなわち、特定の期間に捕獲できる魚の数の制限) の導入が可能となり、それぞれの魚の種類によって捕獲可能な魚の最大サイズまたはサイズの一定範囲を定めることができる。権限の行使は、二次立法を通して決定され、意見公募の対象となる。
3. また、本法案は海洋環境のために商業的な漁船の許可に条件を課す権限を盛り込む。この権限は、同法に基づき行使可能な既存の権限を補完し、海洋環境の目的において釣りを規制する命令を導入することが可能となる。
4. 政府は現在、商業的漁業の許認可に料金を課す権限を有しているが、これを使用していない。現在の権限は、異なるタイプの許認可には異なる料金を課すことを認めるという点で、ある程度は柔軟である。本法案は、より大きな柔軟性を導入し、イングランド及びウェールズにおける船舶及び道具のさまざまな等級に応じて料金を請求できるようにする。何らかの制度が導入される前に、国内及び国際的な競争力への影響や、漁業の下部部門全体での公平な取り扱いなどの各種問題を十分に検討する必要があるだろう。

第 7 部—漁業：時代遅れの、及び余剰な漁業関連法

はじめに

海洋法案白書では、デビッドソン調査に対応して、時代遅れになった 9 つの漁業関連法を特定した。同調査は特に、時代遅れの法律は、規制の改善の原則に従い廃止、単純化、または統合することを検討している。本法案では、白書において特定された 9 つの制定法のうち 6 つを完全に廃止し、その他 1 つの法案の一部も廃止すると規定する。我々は、残りの 2 つの制定法の規定を維持するべきであると判断し、したがってこれらは引き続き有効である。

沿岸漁業管理—移行規定

1. 法案は、イングランドにおいて海洋漁業委員会 (SFC) から沿海漁業及び保護局 (IFC) に移行するために必要な規定を盛り込む。規定は、命令によって以下のようなものがある。
 - a. スタッフ、財産、権利及び責任の移行のための規定
 - b. 地方条例の移行の規定—これにより、現在のものと同じ地理的範囲と共に引き継がれる。
2. イングランドにおいては、新しい IFC の管轄区域及び IFCA が、意見公募の後に二次立法を通して確立される。
3. 個々の IFCA に一定のメンバーを指名する責任は MMO にある。SFC に関してはこの職務は国務大臣が実行している。法案における移行規定によって、MMO が正式に発足するまでは国務大臣が IFCA のメンバーを指名する。
4. 本法案はまた、ウェールズにおける沿岸管理に対する変更が、イングランドにおける沿岸管理の変更と調整できるような規定を盛り込んでいる。例えば、現在のノース・ウェスト地方及びノース・ウェールズ地方の SFC が、必要であると判断されればイングランドとウェールズの間で分割できるような規定が策定される。
5. イングランドとウェールズで必要な移行作業を計画するため、詳細な実施作業が現在進行中である。
6. IFCA 地方条例の違反に対する罰金の最高額は、SFC 制度と比較して、5,000 ポンドから 50,000 ポンドに引き上げられる。移行規定では、この引き上げ及びその他の罰則の拡大は、引き上げが発効した後に発生した違反にのみ適用されることが保証される。

第 8 部—執行

はじめに

1. 海洋域を管理するために設計された規則や規制が公正に実施されるためには、有効な執行が不可欠である。本法案に基づき、我々は権限及び制裁を現代化し、より釣り合いの取れた海洋規制執行制度を定める機会とする。許認可及び自然保護については、我々は 2008 年規制施行及び制裁法の規定の一部に類似した金銭的な罰則を導入する。海洋漁業については、EU 法に基づく違反に対してすでに導入されているものに似た、国内の漁業法令違反に対する行政罰則制度を導入する。この制度はまた、沿岸漁業及び保全局 (IFCA) の地方条例の違反にも適用される。

担当官

2. 本法案では、海洋漁業、海洋許認可及び自然保護についての、7 つの制定法及びいくつかの規制の執行権限を簡素化及び現代化する。海洋管理機関 (MMO) 及びウェールズ政府閣僚は、これらの共通執行権限を持った海洋執行官 (MEO) を指名することができる。沿岸漁業及び保護担当官は、海洋漁業及び自然保護の執行権限を行使する。北アイルランドの環境省は、海洋許認可の目的において権限を持つ人々を指名することができ、スコットランド閣僚も同様に、法案に基づき指定する海洋自然保護区 (スコットランドの海洋保護区域として知られる) 及びスコットランドに隣接する沖合領域での許認可の執行のために権限を持つ人々を指名することができる。海洋及び沿岸アクセス法案の権限が適用されない場合は、英国海洋漁業担当官 (British Sea Fisheries Officers) の権限のように、既存の法令によって権限が付与される。

沿岸での執行

3. イングランドの周囲では、沿岸領域 (0~6 海里) 及び河口域での漁業及び自然保護関連法の管理及び執行は、MMO、環境庁及び IFCA の責任となる。IFCA は、地元の海洋漁業管理及び漁業活動がより幅広い海洋環境に有害な影響を与える場合における対策の導入を主導する。環境庁は、淡水漁業及び回遊性漁業の管理を主導する。MMO は全国的な漁業措置が必要な場合に対策を行う。
4. ウェールズ周辺では、沿岸領域 (0~6 海里) 及び河口域での漁業及び自然保護関連法の管理及び執行は、ウェールズ政府閣僚及び環境庁の責任となる。
5. それ以外で規制を受けない活動から自然保護が危険にさらされる場合、MMO が地方条例を策定することができ、ウェールズ政府閣僚はそれらの活動を規制するために自然保護命令を策定することができる。関係機関はすべて、適切な執行権限を持ち、法案は、資源の有効な利用を確保するために担当官の相互保障任命 (cross warranting) を定める。これらの取り決めの要約は、別紙 A に記載する。

共通執行権限

6. 現時点では海洋域での権限は、海洋漁業、海洋許認可及び自然保護に関連するさまざまな法令に基づくものである。権限の差異は、検査を受ける人にとっても、執行担当官にとっても混乱の元であり、非効率や誤りにつながる。最悪の場合、環境を守るための規制の効果が、これらの混乱によって弱まる場合もある。
7. 本法案はこれらの権限を簡素化及び現代化し、執行担当官が単一の「共通執行権限」を執行することが可能となる。本法案は執行担当官の権限を、以下の能力に関して、より一貫したものに改善する。
 - 船舶または海洋設備を停止し、乗り込み、検査し、下船させること。
 - 船舶の施錠された扉を開ける、コンピュータ上の文書にアクセスするためのパスワードを提供するなど、担当官の義務の実行を支援するよう、人に要求すること。
 - 担当官の職務を実行するために、家屋に立ち入ること。その家屋が居住にのみ使用されている場合は、令状を提示すること。
 - 家宅捜索を行い、捜査を実行し、目的物（及びその容器）を押収すること。
 - 規制を受ける活動を実行してきた人を停止させ、拘留する。その人にその活動の許認可証を提示するよう要求し、その建物／船舶を捜査する（その人は捜査しない）こと。
 - 違反行為を行ったと疑われる場合は、その人の名前及び住所の提示を要求すること。
8. 執行担当官に対する違反行為には、担当官による妥当な要求に従わないこと、担当官の義務の履行中に担当官を妨害または攻撃すること、担当官に誤った情報を提供すること、または執行担当官になりすますことなどが含まれる。

海洋漁業に関する特定の権限

9. 漁業規制の執行責任は、船舶の国籍及び領域によって左右される。現在、海洋水産局(MFA)は、スコットランド漁業保護庁、ウェールズ議会政府及び北アイルランド農業地方開発局と密接に協力して作業を行っている。また、MFAはイングランド及びウェールズ周辺の沿岸及び沖合領域におけるその海洋監視業務を、英国海軍に委託している。相互協定が取り決められており、これに基づき、イングランドに隣接する連合王国沖合水域におけるスコットランド及び北アイルランドの漁船に関して、またイングランド周辺領海におけるスコットランド、北アイルランド及びウェールズの漁船に関して、MFAが法令を執行し、地方政府は、スコットランド及び北アイルランドの水域及びウェールズに隣接する領海におけるイングランド漁船に関して法令を執行する。
10. 海洋執行官は、海洋において漁業道具を検査する新しい権限を付与され、魚及び道具を押収するその権限は明確化され、強化される。同時に、漁船を拘留する執行官の権限が明確化さ

れ、魚または道具が押収された場合または漁船が拘留された場合は、海洋管理機関が保証金の支払いに応じて財産を解放する権限を持つ。

権限委譲

11. 共通執行権限は、権限委譲合意及び、地方政府自らが責任を負う立法の執行権限を引き受けることを選択した場合を反映するために立案される。
12. 本法案における共通執行権限は、スコットランド沿岸を除く連合王国の周辺のあらゆる場所における許認可に適用される。自然保護に関する違反行為については、北アイルランド沿岸水域、スコットランド沿岸水域、及びスコットランド沖合領域を除くすべての場所において適用される（後者の領域においては、この権限は、海洋保護ゾーン (MCZ) に被害を与える一般的な違反に対して執行するために行使される）。海洋漁業については、この権限は、イングランド、イングランド水域、ウェールズ及びウェールズ水域において適用される。この権限が適用されない場所においては、既存の立法が引き続き適用される。国境を越えて違反を犯した人を執行官が追跡する場合、我々は、連合王国内における「国内緊急越境追跡」権限を定めている。

金銭的な罰則

13. 我々は、金銭的な罰則を用いることにより、釣り合いの取れた、リスクの度合いに基づいた方法で違反に対処することが可能となる。現時点では、訴追が常に釣り合いが取れているとはいえないので、我々が望むほどは法令遵守のインセンティブになっていない場合がある。規制機関にとっては、金銭的な罰則は、軽微な違反や地域に限定された違反に関連した執行に向けて、効率が良く、費用対効果が高く、かつ、釣り合いの取れたアプローチとなる。違反者にとっては、罰金を支払うことで刑法違反の犯罪暦がつくことから免れる。
14. 本法案における、海洋許認可についての金銭的な罰則規定（第 4 部）及び自然保護違反についての罰則規定（第 5 部）は、マクローリー審査報告書¹の勧告及び 2008 年規制施行及び制裁法の規定を導入するものである。国内の海洋漁業における違反に対する行政上の罰則制度は裁判所に戻り、全国での漁業法令違反を EU 漁業法令違反についての類似の制度と同じ水準に合わせる。この制度は、IFCA 地方条例に対する違反について、IFCA にも拡大することができる。我々は、金銭的な罰則とは異なるアプローチを採用しているが、それは、法案がさまざまな制定法の領域を 1 つにまとめるものだからである。これはすなわち、さまざまなセクターに対して同一の幅広い見出しの下で取り組む必要があり、同一の、「万能サイズの」アプローチは適切ではない場合があるということである。
15. 我々は、罰則制度が公正かつ透明であることを保証するのを望む。執行機関から民事罰金を科す意向の通知を受けた人は、最終通知が発行される前に 28 日間の抗議期間が付与され

¹ リチャード・マクローリー、「規制における司法：制裁を有効化する」2006 年

る。罰金について依然として不満の場合は、独立した裁決機関に不服申立を行うことができる。同様に、人々は許認可に関する法定通知について、独立した裁決機関に不服申立を行うことができる。

海洋許認可制度

16. 我々は許認可条件の違反に対応するため、罰金制度に向けて二次立法を導入する予定である。環境保護を提供すると同時に、我々は、違法な事業者が許認可条件を遵守する人々に対して商業的な優位性を得ることを防止したいと考えている。
17. 我々は、環境や人間の健康に対して発生した害や海洋の他の利用者への妨害がほとんどない条件で非遵守が軽微な場合は、固定された罰金を用いて対処する。固定された罰金は、例えば許認可を受けている者が許認可対象の活動が開始することを事前に許認可当局に通知しなかったといった、許認可当局の業務効率に影響を与えたものなど、程度の低い違反に対して用いられる。
18. 我々は、許認可条件に対する、より一層深刻な違反に対処するために、変動可能な罰金を用いる。罰金の変動レベルは、許認可またはその条件に違反することによって得られる商業的な優位性を排除するのに十分な高さでなければならない。その罰金は、罰金の対象となる組織の規模や売上などを参考に計算される場合がある。これには違反抑止の要素が含まれ、また、非遵守の履歴や非遵守の深刻度など、違反の状況を悪化させる要素も考慮に入れる。
19. 許認可に関する違反について法案が規定する、釣り合いの取れた柔軟な手段は、組み合わせることができる。例えば、誰かが許認可なく栈橋を建設したとする。栈橋は他の海洋利用者のアクセスを妨げ、また、水質悪化を引き起こす。MMO は、栈橋の撤去を命じる是正通知を発行し、かつ、事例の性質に応じて、許認可を得ずに栈橋を建設したという違反行為に対して、変動式の罰金を科すことができる。
20. MMO はまた、適切な場合、許認可の変更、停止、または取消しをすることもできる。

海洋自然保護

21. 本法案は、海洋保護ゾーン (MCZ) の地方条例または命令への違反がある場合、固定の罰金制度を行使する権限を盛り込む。これは、違反が 1 回のものであり、MCZ が指定された根拠となる特徴に対する重大な影響となる可能性が低い場合に用いられる。例えば、所定の場所での船舶の錨泊や、指定された生物種または特徴から一定の距離の中に故意に立ち入ることなどである。このような場合には海洋許認可要件の違反に対する罰金の場合と類似の抗議及び不服申立のプロセスが設定される。

海洋漁業

22. 本法案には、海洋漁業における違反行為に対する固定の罰金制度（我々が、欧州共同体法違反について二次立法で導入した制度）をすべての漁業の違反行為に拡大適用する権限が盛り込まれる。これらの罰金を支払わない場合は、裁判所での裁判となる。

別紙A

イングランド及びイングランド水域における海洋執行責任

執行する法令：	海域（海里）	海洋及び沿岸アクセス法施行後の責任機関（1）	相互保障任命されうる担当官（2）	執行権限を持つその他の担当官（3）
EA 漁業関連法令及び地方条例（回遊魚及び淡水魚）	0 – 6	EA	IFCA / MMO / RN	---
IFCA 地方条例（海洋魚）	0 – 6	IFCA	EA / MMO / RN	---
英国海洋漁業関連法令	0 – 6	IFCA / MMO	EA	RN
英国海洋漁業関連法令	6 – 12	MMO	IFCA	RN
英国海洋漁業関連法令	12 – 200	MMO	---	RN
EU 海洋魚関連法令	0 – 6	MMO	EA / IFCA	RN
EU 海洋魚関連法令	6 – 12	MMO	IFCA	RN
EU 海洋魚関連法令	12 – 200	MMO	---	RN
海洋環境許認可	0 – 200	MMO	---	RN
MMO 地方条例（MCZ 及び欧州海洋区域を含む）及び MCZ を損傷する違反行為全般	0 – 6	IFCA	EA	RN / MMO
MMO 地方条例（MCZ 及び欧州海洋区域を含む）及び MCZ を損傷する違反行為全般	6 - 12	MMO	IFCA	RN
MCZ を損傷する違反行為全般	12 – 200	MMO	---	RN

環境・食糧・農村地域省
海岸及び沿岸アクセス法案－政策文書

執行する法令：	海域（海里）	海洋及び沿岸アクセス法施行後の責任機関（1）	相互保障任命されうる担当官（2）	執行権限を持つその他の担当官（3）
1981年野生生物及び田園地域法 (Wildlife and Countryside Act 1981)、1970年アザラシ保護法 (Conservation of Seals Act 1970)	0 - 6	MMO	IFCA / EA	Police / RN
1981年野生生物及び田園地域法 (Wildlife and Countryside Act 1981)、1970年アザラシ保護法 (Conservation of Seals Act 1970)	6 - 12	MMO	IFCA	Police / RN
1994年生息地規制に基づく違反行為	0 - 6	MMO	IFCA / EA	Police / RN
1994年生息地規制に基づく違反行為	6 - 12	MMO	IFCA	Police / RN
2007年生息地規制に基づく違反行為	12 - 200	MMO	---	RN
国際水域に適用される法令	200 超	MMO	---	RN

注

- (1) 法令を執行する責任は、「海洋及び沿岸アクセス法施行後の責任機関」の列に記載される機関にある。
- (2) 適切な場合、及び両機関の合意がある場合、その法令を執行するよう相互保障任命される能力があり、訓練を受けた担当官が「相互保障任命」の列に記載される。その法令を執行するため相互保障任命されるスタッフがいるのは、ここに列記された機関だけではない。適切な場合、かつ必要な訓練を受け、かつ能力の基準を満たす場合、他の機関に属する人々も「相互保障任命」される場合がある。
- (3) 執行権限を持つが法令遵守確保に対して直接の責任を負わない機関の担当官が、最後の列に記載される。例えば、海洋漁業や自然保護についての MMO の責任の執行は、約定に基づき英国海軍 (RN) が実行する場合もある。また、ウェールズ政府閣僚によって指名される人など、本法案に基づき指名されるその他の担当官も一部の法令を執行する権限を持つが、その詳細はここに記載していない。

第 9 部—沿岸アクセス

はじめに

1. 海洋及び沿岸アクセス法案は、人々が信頼と確信をもって沿岸を楽しむことができる安全で一貫した権利を与え、イングランドの沿岸線への一般の人々のアクセスとその楽しみを向上させることを狙いとする。これは、イングランド沿岸全体にわたって、沿岸周縁部へのアクセスを可能とすることで実行する。人々はイングランド沿岸全体沿いに、この周縁部を通じて散策することが可能となり、さらにビーチや崖、岩、そして砂丘など、戸外において徒歩で楽しめるレクリエーションに適した沿岸の土地へのアクセスを得られるようになる。

法案の内容

2. 国務大臣及びナチュラル・イングランドは、この改善された公共アクセスを提供する新しい義務を与えられる。この法律はナチュラル・イングランドによって実施され、ナチュラル・イングランドは、本法案によって改正される 1949 年国立公園及び田園地域アクセス法 (National Parks and Access to the Countryside Act 1949) において認められる権限に基づき、イングランドの全沿岸にわたる、一連の長距離ルートを提案する。提案されるルートは地域の人々及び地方自治体と協議の上で策定され、国務大臣への報告書の中でルートの提案が行われる。
3. 長距離ルートに加え、本法案は、2000 年田園地域及び通行権法 (CROW 法) を改正し、CROW 法の新しい第 3 条 A に基づき国務大臣が命令を出すことができるという規定を設けた。この命令の効力は、あるルートが承認された場合、CROW 法第 2 条(1)に定められるアクセス権に基づき、そのルートのラインから両側 2 メートルの幅の土地、ルートの海側のすべての土地、及びルートの陸側の典型的なタイプの海岸地 (砂丘や崖を含む) は、通常、一般の人々の利用が可能になるというものである。適切な境界線 (フェンスなど) またはその他の地形的特徴までの土地のアクセスを得るために、追加的にルートの陸側の土地も含まれる場合がある。これはつまり、ルートそのものよりも、ルートの道筋を確定するプロセスの方が、ルート周辺の一定の土地へのアクセスが得られることから、より広い意義があることを表している。そこで、ナチュラル・イングランドは自らの現地調査に加えて、特定の場所にルートを設定する意味合いについて、幅広く意見を集めていく。
4. 沿岸周縁部の土地が「通常」一般利用が可能になるという言い方をする理由は、土地のタイプによっては除外されるものがあるからである。CROW 法の付属書 1 には、除外される土地のカテゴリがすでに記載されている。このカテゴリは、沿岸周縁部の目的に対して CROW 法に基づく命令 (別紙参照) によって修正される。さらにアクセス権は、例えば自然保護や土地管理の目的などのために、特定の場所においては制限または除外の対象となる場合がある。ナチュラル・イングランドは、ルートの提案プロセスの一環として、制限または除外を設けるべき対象についての提案を行う。犬はすべて有効な管理の下に置かれるよう

要求され、沿岸周縁部の特定の部分においては、犬をリードにつなぐことが要求される場合がある。

5. ルートそのものは、常に開放できるように設定される。このルートは、例えば自然保護に対する受け入れ難い影響が出るであろう地域や、保安及び安全が問題となる港を通る形では設定されない。長距離ルート（ただし、沿岸周縁のより広い領域ではなく）では、例えば耕作地などの、通常はアクセス権から除外される一定のカテゴリの土地を通ることも可能である。ナチュラル・イングランド及び国務大臣は、アクセス権を取得する公共の利益と、新しい権利が適用される土地の所有者または占有者の利益との間で公正なバランスを取る義務を負う。
6. ルートは、例えば巣作り中の鳥を刺激しないようにする場合など、季節によって変動する可能性がある。また、ナチュラル・イングランドは、状況が変わった場合には、後日ルートを再設定することも可能である。海岸線が急速な浸食を受けている場合、ナチュラル・イングランドは、浸食に合わせてルートを「後退させる」ことを規定することができる。これによって、急速な海岸の浸食のためにルートが海に落ちてしまい、ナチュラル・イングランドがその場所を再訪問して改定されたルートを提案するまでルートを回復できないという状況を避けることができる。
7. アクセス・ルートは、地元の利害関係者との協議の上、地形的特徴及び境界線の既存のパターン、農業、地元産業、自然保護及び他の土地利用者に対する潜在的な影響などを十分に考慮して、ナチュラル・イングランドによって提案される。ナチュラル・イングランドの権限のすべては、法律により定めた制度に基づき行使され、国務大臣の承認を受ける。その法定の制度は、ナチュラル・イングランドがさまざまな沿岸の状況（崖、切り立った谷、岬、ビーチなど）におけるルートの提案を進めていく方法について定めている。土地所有者及びその土地に対する利害を持つ人々との協議は、土地管理、プライバシーまたは事業上の利害などの問題に関する懸念を特定するために行われる。また、教区会、その他地方自治体及び地元のアクセス会議、そして野生生物保護団体や利用者団体などを含め、その他の地元の利害関係者との話し合いも行われるが、これが、地元の設計において重要な部分を占める。法案はナチュラル・イングランドに対して、アクセス管理機関（一般的に地元の幹線道路管理機関）に協力する意思がある場合は常にこれらの機関を通じて、沿岸周縁部アクセスの詳細な提案のほとんどを完成するよう要求しており、ナチュラル・イングランドは、そうすることがタイムリーで有効な措置につながるとして満足している。
8. 河口においては、ナチュラル・イングランドは適切な場合、最初の公共の徒歩での渡河地点（橋またはトンネルのいずれか）までルートを延長する権限を持つ。ただしナチュラル・イングランドは、河口の入口から最初の渡河地点までの間でルートを停止する裁量も持つ。これは、そういった場合においてルートの連続性が絶たれることを意味している。本法案では、ナチュラル・イングランドが河口でのルートを提案する場合の意思決定に関して考慮すべき基準を定めている。

9. 特定の沿岸地帯についての意見公募を行った後、ナチュラル・イングランドは、長距離ルートラインを提案する報告書を国務大臣に提出する。報告書には、ルート選択の結果として他のいずれの土地がアクセスの対象となるか（大抵の場合、地図ではなく記述によって）、及び提案する制限・除外対象がある場合はそれを示す。その報告書に関しては、提案されるルートラインや提案される制限もしくは除外、あるいは提案すべきであると信じる制限もしくは除外に関するものを含め、誰でもナチュラル・イングランドに対して反対意見を提起することができる。ナチュラル・イングランドは、それについての自らの意見を添えてそれらの反対意見内容の要約を国務大臣に送付しなければならない。リストに挙げられた特定の団体は、ナチュラル・イングランドに対して反対意見を提起することができ、ナチュラル・イングランドは、その反対意見に対するナチュラル・イングランドの意見を添えて、要約ではなく全文を国務大臣に提出する報告書に記載しなければならない。さらに、影響を受ける土地に対して関連する利害を有する人は、一定の根拠に基づいた異議申し立てを行うことができ、これは、指名人（我々は、計画審査庁（Planning Inspectorate）の審査官を想定する）によって検討されなければならない。その指名人は、適切な場合は報告書において提案されたルート修正すべきであるという勧告を含め、国務大臣に対する勧告を提出する。国務大臣は、添付された反対意見及びそれに対する意見、他の反対意見の要約、及び指名人による勧告と併せて報告書を検討し、報告を承認もしくは拒否する、または修正の条件付で承認する。
10. 沿岸のある部分についてルートが承認されると、橋や階段、門や排水設備の設置など、新しいまたは改善されたアクセス手段を設定するために必要な設置作業が行われる。地形によっては、特定のパス（小道）については標識が設置され、かつ沿岸周縁部内で管理され、そのルートを利用する人々の信頼を強化し、安全かつ便利なアクセスを確保する。この作業は、地方自治体によって、または地方自治体を代理して実行されるが、資金はナチュラル・イングランドが提供する。ナチュラル・イングランドは、国務大臣が承認した制限または除外の設定の指示を出し、新しい権利についての広報及び教育を行う。そのようにして、長距離ルートその部分についての権利が発効する。
11. ルートの設置は何年もかけて実行される。大抵の作業は 10 年以内に完了すると想定するが、作業を完了する明確な期限は設けない。ナチュラル・イングランドは、特定の日程に従い行為する義務を負わず、自由に優先順位をつける。例えばナチュラル・イングランドは、安全な形で良好なアクセスがすでに存在している地域については優先順位が低いと判断する場合がある。
12. 沿岸は危険な環境であるが、我々は、人々がそれを安全かつ良識をもって活用することは可能であり、実際にそのようにしていると信じる。場合によっては（崖を登るなど）、一般の人が自らの求めるリスク水準について自分で判断することを認められたいと望む場合もある。安全についての一般的な情報は重要であり、かつ、一般の人々は異例のまたは隠れたリスクについては知らされる必要がある。ただし我々は、沿岸に行く人々が自分自身の安全及

び、自分が責任を持つ子どもまたはその他の人の安全については自分で責任を負うべきであると信じる。我々は、新しいアクセス権を理由に、土地所有者が拡大されたリスクの責任を負うべきではないと考える。したがって、法律は、その他の CROW 法に基づくアクセス対象の土地と同様に、自然の特徴に関する占有者の責任を排除し、さらに、自然の特徴以外についても、占有者の責任を排除する。ただし両方の場合において、これは安全対策が施されていることを条件とする。特に占有者は、認識されている危険に関して故意にあるいは未必の故意による過失で行為を行ってはならない。

13. この法律は、戸外における徒歩でのレクリエーションのためのアクセス権を付与するのみである。しかしナチュラル・イングランドは、その中核的な規定からさらに発展させて、その地域で特定される機会に対応することが可能である。これには例えば、乗馬、サイクリング、周回散策路、あるいは内陸から沿岸に向かう新しいルートなどのために、改善された規定について土地の所有者と合意を締結することなどが含まれる。あるいは、地域理解プログラム、あるいはすべての利用者に適した容易なアクセス・コースの設定、人々が沿岸を訪れるのを支援する都会での啓発事業 (outreach work) など含まれる。

追加情報及び背景にある文書へのリンク

我々がこれを行う理由

14. 2005 年において、7,200 万人の人がレジャーのために海岸（海辺の町の外）を訪れ、14 億ポンドを消費しており、これらの人々の間では、散策に出かけることが最も人気のある活動だった¹。イングランドの市民の半分が、海岸を頻繁に訪れてはいないが、もっと訪れたいと答えている²。ナチュラル・イングランドの見積りでは、少なくとも 30%の海岸において、法的なあるいは認められたアクセスがまったくなく、残りの 70%のうち一定の割合で、連続したアクセスあるいは質の高い沿岸での経験を提供していない。³
15. 政府のビジョンは次の通りである。「野生生物と景観の回廊からなるイギリスの海岸線には、どこでもこれに沿って歩く権利がある。そのような沿岸環境は我々に楽しさや自然環境への理解、そしてクオリティの高い経験を与えてくれ、沿岸線が変化している状況においても持続可能な形で管理されている。」

¹ イングランドのレジャー調査 2005 年 (England Leisure Visits Survey 2005)

² イプソス・モリ年次調査 2006 年 (Ipsos MORI 2006)

³ 沿岸アクセスの改善 政府への提言 ナチュラル・イングランド 2007 (*Improving coastal access our advice to Government Natural England 2007*)

沿岸アクセス：イングランドにおける沿岸パスに関する監査 2008 年～2009 年 ナチュラル・イングランド 2009 年 (*Coastal access: an audit of coastal paths in England 2008-09 Natural England 2009*)

別紙—除外対象となる土地のタイプ

除外される土地のカテゴリ

沿岸周縁地域への新しいアクセス権から除外される土地のカテゴリ

- 建物のある土地またはそのような土地の宅地領域
- 公園または庭として使用される土地
- 表面作業によって鉱物の採取に使用される土地（採石を含む）
- 鉄道（軽便鉄道を含む）または路面電車の軌道の目的に使用される土地
- 家畜の一時的な受け入れまたは収容に使用される檻が設置された土地
- 競争路または飛行場の目的に使用される土地
- 開発中の土地で、今後、他の一定の除外される土地の規定に基づき除外される土地になるもの
- 法令で定める事業の目的での建造物（洪水防止施設を除く）のある土地⁴
- 1892年軍用地法第14条または1900年軍用地法第2条に基づく条例で規制される使用される土地
- 幹線道路—1980年幹線道路法第328条の意味において、一般市民が通り抜け、行き来する権利のある道と定義される。⁵

沿岸周縁部に対する新しいアクセス権から除外される土地のカテゴリでも、通路の土地は除く。そのため、イングランドの沿岸ルートが通っている、これらのカテゴリに入る土地、及びそのルートが通るラインから2メートル以内にある土地は、除外される土地にならない。

- 現在または過去12カ月間の間のいずれかの時点で、穀物または樹木の植え付けまたは播種の目的で土壌が耕起または掘削されている土地
- ゴルフ・コースの目的で使用されている土地
- 正式なキャンプ場、トレーラ・ハウス用地及び移動住宅用地

⁴ 多くの洪水防止施設にはすでにアクセスが存在する。自然保護の理由などでアクセスが適切でない場合、CROW法第2章に基づく指示により、アクセスを除外または制限することができる。

⁵ イングランドの沿岸ルートが既存の公道用地に沿っているまたは開発地（海岸の町または村など）を通っている場合は多い。除外される土地についてのこのカテゴリは、同じ土地に対して2つのアクセス制度が適用されないことがないようにしている。

資料2 (海洋政策研究財団 訳) ※

省庁間海洋政策タスク・フォース 政策枠組み暫定報告書
(Interim Report Of The Interagency Ocean Policy Task Force)

2009 年 9月10日

ホワイトハウス環境諮問会議
(THE WHITE HOUSE COUNCIL ON ENVIRONMENTAL QUALITY)

※ 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。



ホワイトハウス環境諮問会議

省庁間海洋政策

タスク・フォース

暫定報告書

2009年9月10日



エグゼクティブ・サマリー

I. 序論

2009年6月12日、貴殿は行政省庁長官宛に覚書を交付した。その覚書において貴殿は、「海洋、沿岸及び五大湖に対する我が国の管理責任をよりよく果たすため、環境諮問会議議長が責任者となり、省庁間海洋政策タスク・フォースが設立される」と述べた。その大統領覚書により、タスク・フォースは下記の任務を与えられた。

1. タスク・フォースは本覚書の日付から 90 日以内に、下記の事項を含む勧告を作成するものとする。
 - a. 海洋、沿岸及び五大湖の生態系及び資源の健全性の保護、維持及び回復を保証し、海洋及び沿岸の経済の持続可能性を強化し、我が国の海洋遺産を保全し、気候変動に対応するための我々の理解及び能力を強化する適応管理について規定し、我が国の安全保障と外交政策の利害と調整した国策。勧告は、国の管理責任の実施、及び、海洋、沿岸と五大湖の資源に影響する我が国のすべての行為に対する説明責任の保証を優先し、1982年国連海洋法条約に反映されている慣習国際法を含む国際法と合致すべきである。
 - b. 海洋、国の沿岸、及び五大湖の管理を改善する努力を政策調整するための米国の枠組み。タスク・フォースは海洋、国の沿岸及び五大湖に関する国家政策の目的を果たすための複数の管轄にわたる統合と協力を保証するため、連邦政府の既存の政策調整の枠組みを再検討すべきである。これには、海上安全保障を含む国家と国土の安全保障に関係する政策を策定し調整する際の、国家安全保障会議及び国土安全保障会議の仕事との調整が含まれる。この枠組みではまた、地域の管理(governance)機構を含む、連邦、州、部族及び地方の政府の間の調整と協力を改善するための具体的な勧告も扱うべきである。
 - c. 海洋、国の沿岸及び五大湖に関する国家政策の目的を果たすために米国が追求すべき、目的の組み合わせを特定し優先する実施戦略。
2. 本覚書の日付から 180 日以内に、タスク・フォースは適切な公衆からのコメントを得た上で、効果的な沿岸・海洋空間計画のための枠組み推奨案を作成するものとする。この枠組みは、1982年国連海洋法条約に反映されている慣習国際法を含む国際法と合致した、保全、経済活動、利用者の対立、及び海洋、沿岸及び五大湖の資源の持続可能な利用に対処する、包括的、統合的かつ生態系をベースとしたアプローチでなければならない。

II. タスク・フォースの構成及び運営

タスク・フォースは、連邦政府全体の行政省庁及び機関の政策決定レベルの高官 24 人から構成され、環境諮問会議 (CEQ) の議長が議長となる (タスク・フォースのメンバーのリストが添付される)。タスク・フォースは、これらの行政省庁及び機関の高官から構成される作業委員会を設立した。作業委員会の役割は、タスク・フォースから受け取った指針及び指示に基づき、最初の提案を作成することであった。その作業の対象を定めるため、委員会は 4 つのサブグループを設立した。政策、調整の枠組み、実施戦略及び公衆参画の 4 つである。¹

タスク・フォースは 2009 年 6 月 22 日に初めて会合を開き、9 月 10 日までにさらに 4 回招集された。タスク・フォースの会議は、関係する問題についてのさらなる学習、未解決の問題及び選択肢についての議論、そして作業委員会へのさらなる指針及び指示の提示に当てられた。本暫定報告書の作成においては、タスク・フォース、作業委員会及びサブグループは、連邦、州、部族及び地域の代表者、科学者、法律専門家、政策専門家、公衆を含むさまざまな見識ある情報源と、主要な問題について協議した。タスク・フォースはまた、米国海洋政策審議会 (2004) 及びピュー海洋委員会 (2003) という海洋関連で有名な 2 つの機関の報告書も検討した。しかしその結果、これらの委員会が報告書を完成させた後に、著しい環境の変化及び科学的、法律的な前進があったことが認識された。

本暫定報告書は、我が国の安全保障及び外交政策上の利害と調整されており、これらの長年にわたって確立した利害との慎重な管理のバランスが反映されている。

III. 公衆の参画

タスク・フォースは本暫定報告書の作成において考慮すべき情報を受け取るため、最初の 90 日間、公衆参画プロセスを実施した。このプロセスは、多くの科学者、公衆及び関係者からの情報に基づく米国海洋政策審議会及びピュー海洋委員会の包括的報告書に基づいている。CEQ はタスク・フォースのために、さまざまな関係者及び利益団体からの意見を聞くための 24 回の専門家円卓会議を組織し主催した。この円卓会議には、エネルギー、保護、漁業、運輸、農業、健康、州・部族・地方の政府、港湾、レクリエーション、ビジネス、及び国家と国土の安全保障を含む、諸部門の代表者が参加した。タスク・フォース及び作業委員会の何人かが各円卓会議に参加した。多くの参加があり、タスク・フォースは、各セッションでの検討のための、価値ある意見や視点を得た。タスク・フォースは、沿岸・海洋空間計画の枠組み案を作成するこれからの 90 日間は、追加の円卓会議を開催する。

CEQ はまたタスク・フォースのために、公衆の意見を受け入れるためのウェブサイトも設置した。今日まで、タスク・フォースは学界、市民、商業関係者、非政府組織、及び州・部族・地域

¹ 沿岸・海洋空間計画の枠組み推奨案の作成のために、沿岸・海洋空間計画に関する 5 番目のサブグループも設立された。

管理機構を含む、影響を受ける幅広い関係者から、500 を超える意見を受けた。意見を述べたグループの多くは、数 100 人から数 1000 人の支援者を代表している。

さらに、タスク・フォースは公開の地域集会を 6 回主催する。集会が予定されている都市は、アラスカ州アンカレッジ（2009 年 8 月 21 日に開催）、カリフォルニア州サンフランシスコ、ロードアイランド州プロビデンス、オハイオ州クリーブランド、ルイジアナ州ニューオーリンズ、そしてハワイ州ホノルルである。これらの地域集会は第 1 回を除き、タスク・フォースの作業の、2 番目の 90 日間に開催され、沿岸・海洋空間計画に焦点を当てる。したがって、これらの会議での情報の大部分はこの話題に焦点が当てられるとタスク・フォースは予想しているが、報告書に関する意見も歓迎される。

地域集会、円卓会議及びウェブサイトから、海洋、国の沿岸及び五大湖をさらに大切にするには国はどうすべきかということに関して、明確性と方向を定める政策を求める、参加者の強い要望と熱意が示された。価値のある多様な関心が示され、いくつかの主要テーマが明らかになった。すべてではないがそれらのいくつかの例を挙げる。

- 地域的相違を認識し適応管理を実施する、生態系に基づく管理を指針として採用することに対する支持
- 科学に基づく意思決定を採用し、生態系に基づく科学、研究及び海洋観察に投資することに対する支持。これには生態系の健全性、人間の健康、経済的な機会、国家と国土の安全保障、社会的正義、及び気候変動を含む環境の変化の間の関連性に関する包括的な研究を含む。
- 連邦、州、部族及び地方の政府、ならびに地域管理機構にわたる調整と協力の改善、ならびに官僚機構の新設や不必要な費用を伴わない透明性と公衆の関与の改善に対する願望
- 海洋、国の沿岸及び五大湖に関する公的及び私的な教育の改善に対する支持
- 政策のための資金が適切に提供されることの保証に対する支持
- 1982 年国連海洋法条約（「海洋法条約」）への加入に対する支持

本報告書を作成する際のタスク・フォースの審議には、これらの情報が役立った。これらの活動を補完し、多くの要請に対応するため、タスク・フォースは本暫定報告書を 30 日の公示期間で発表することを強く推奨する。これによりさらなる公衆の参画が得られ、貴殿及び貴殿の政府が、これらの提案に対応して取るべき行動に関して、より確かな情報に基づく決定をする助けとなるだろう。

IV. タスク・フォースの中間報告

本暫定報告書の作成においてタスク・フォースは、多くの連邦、州及び外国の政策やモデル、現行及び検討中の法令、2 つの以前の海洋委員会の報告書に含まれている勧告、及びパブリック・コメントを検討した。以下の短い摘要は、提案される国の政策、政策調整の枠組み、及び実施戦略を要約するものである。

海洋、国の沿岸及び五大湖の管理に関する国家政策案

タスク・フォースは、この政策に下記の要素が含まれるべきであると信じる。

1. 海洋、我が国の沿岸及び五大湖のために達成すべき国家の政策のビジョン
2. これらの重要な地域の価値、直面するさまざまな問題、有効な措置を取ることの緊急性を簡潔に述べる文脈部分
3. 国家政策の声明
4. 米国による海洋、国の沿岸及び五大湖に影響を及ぼす管理の決定及び行動に関する包括的な一連の指針

海洋、国の沿岸及び五大湖の管理に関する国家政策案 (The suggested National Policy for the Stewardship of the Ocean, Our Coasts, and the Great Lakes) は、我が国の管理責任を維持するための包括的な国のアプローチとなり、我が国の行動に対する説明責任を保証し、バランスが取れ生産的で効率的で持続可能で情報に基づいた、グローバルな社会における海洋、沿岸及び五大湖の利用、管理及び保全のモデルとして機能するものである。この国家政策では、アメリカによる海洋、国の沿岸及び五大湖の管理は、環境の持続可能性、人間の健康と福祉、国の繁栄、気候及びその他の環境の変動への適応、社会的正義、外交政策、及び国家と国土の安全保障に、本質的かつ密接に関連していることを認識している。

海洋、国の沿岸及び五大湖の管理を向上させるための政策調整の枠組み

タスク・フォースは既存の調整の枠組みを検討し、2004 年の大統領令 13366 によって設立された既存の海洋政策委員会 (COP) に特に焦点を当てた。COP は、海洋関連事項に関する調整のために連邦の行政機関をまとめるためのフォーラムを設定する上で、ほどほどに有効であった。しかし、機構内外の多くの関係者が、この委員会の制度は改善しようとタスク・フォースに強く指摘した。改善のための主なテーマは以下の通りである。

- 強力で明瞭で包括的な政策の指示、及び国の海洋関連問題に関する優先事項の設定の必要性
- 明確に指定、特定された機関による、ハイレベルの指示と政策の指針の必要性

- 参加しているすべての行政機関及び省庁からの、海洋関連問題に対する一貫して持続的な上級レベルの関与及び注目の必要性
- 管理と科学の間の、より強力な連携の利点
- 関連問題に対処すべき、州、部族及び地方の政府や地域管理機構の継続的かつ活発な関与のための、改善された明確な機構の必要性
- 他の行政機関の政策委員会との調整改善の必要性

タスク・フォースは、さまざまな選択肢があることを認識した。さまざまなモデルの慎重かつ入念な検討の後、タスク・フォースは、既存の COP の構造に対する一連の修正、より強力な命令と指示、及び新たな持続的なハイレベルの関与を提案する。これらの改善の組み合わせにより、海洋、国の沿岸及び五大湖の管理を改善するための、より成功する政策調整の枠組みが提供されることを、タスク・フォースは確信する。今後改良の余地があることを前提として、タスク・フォースは以下の提案をする。

- 単一の国家海洋会議 (NOC) とし、その中の正・副レベルの構成要素を統合・強化する。
- NOC 及び NOC 指導部の役割を明確に定めることにより、意思決定及び紛争解決のプロセスを強化する。
- 州、部族及び地方の当局、ならびに地域の管理機構と正式に協力関係を持つために、ガバナンス諮問委員会を設立する。
- NOC に統合的運営委員会を設置して、科学と管理の間の連結を強化する。
- NOC、国家安全保障会議、国家経済会議、エネルギー気候変動局、環境諮問会議、科学技術政策局、行政管理予算局、及びその他のホワイトハウスの組織の間の調整を強化する。

実施戦略

国の政策を実施するための当初の戦略の概要を定めるために、タスク・フォースは多くの選択肢を検討した。タスク・フォースのメンバー、利害関係者及び公衆の間には、非常に詳細な行動計画を作成するということから、詳細な計画を徐々に作成するための、より一般的な分類を規定するという事まで、この戦略に関しての多くの見解が存在した。タスク・フォースは、90 日という期限内で達成できること、達成すべきことには限界があることを認識し、計画ではなく戦略を提案するように指示されたことに留意した。しかし、これらの優先される目的の具体性のレベルとは無関係に、それらを実施するための措置は、少なくとも、明確な方向性、判定可能な目標と結果、そして完了のための期限を持たなければならないと、タスク・フォースは強く感じた。本暫定報告書は、場合に応じて、州、部族及び地方の政府、ならびに地域の管理機構との調整と協力の確保も求める。

タスク・フォースが提案した実施戦略では、我が国が国家政策を実施するために追求すべき、下記の 9 つの優先的目的を特定している。

- **生態系に基づく管理**：海洋、国の沿岸及び五大湖の包括的な管理に対する基本原則として、生態系に基づく管理を採用する。
- **沿岸・海洋空間計画**：国内において、包括的かつ統合された生態系ベースの沿岸・海洋空間計画及び管理を実施する。
- **決定のための情報提供と理解の向上**：管理と政策の決定のために継続的に情報提供、改善するための知識、及び変化と課題に対応する能力を向上させる。公的及び私的なプログラムを通じて、海洋、国の沿岸及び五大湖に関して公衆をさらに教育する。
- **調整と支援**：連邦、州、部族、地方及び地域での、海洋、国の沿岸及び五大湖の管理を、よりよく調整し支援する。連邦政府全体での調整と統合を改善し、場合に応じて、国際社会と協力する。
- **気候変動及び海洋の酸性化に対する回復力と適応**：沿岸のコミュニティ及び海洋と五大湖の環境の回復力、ならびに気候変動の影響及び海の酸性化に適応する能力を強化する。
- **地域の生態系の保護と回復**：科学に基づき、かつ連邦、州、部族、地方及び地域レベルでの保全と回復の目標と足並みをそろえた、統合的な生態系の保護と回復の戦略を確立し実施する。
- **水質及び持続可能な土地利用**：持続可能な土地利用を促進、実践することで、海洋、国の沿岸及び五大湖の水質を改善する。
- **北極の状態の変化**：気候及びその他の環境の変化に直面した北極海及び隣接する沿岸地帯の環境管理の必要性に対処する。
- **海洋、沿岸及び五大湖の観測及びインフラストラクチャ**：連邦及びその他の海洋観測システム、センサ、及びデータ収集の基盤を強化して国のシステムに統合し、そのシステムを国際的な観測活動に統合する。

これらの優先的な目標は、政策と具体的な措置の間の橋渡しとなるが、個々の組織がどのようにして自らの責任を果たすかを詳細に定めるものではない。その代わりに NOC は、タスク・フォースが特定した主要分野に焦点を当てた上で、各優先目標に対する戦略的行動計画を作成する。このやり方により、実施のために必要な詳細を十分に検討し、かつ場合に応じて州、部族及び地方政府ならびに地域管理機構、研究機関、非政府組織ならびに民間企業と調整するための適切な時間を確保することができるであろう。

結論

タスク・フォースは、本中間報告を提出し、その責務の最初の部分を果たせたことに満足している。本報告書は幅広いパブリック・コメントを検討した上で、すべての利害関係者の要請と懸念を反映している。タスク・フォースの主な対象は現在、2009年12月9日までに大統領に提出さ

れる沿岸・海洋空間計画の枠組みを作成することになったが、タスク・フォースが本暫定報告書について関係者からのさらなる思慮深い意見を受け取った時には、本報告書の改良が継続されることになるとタスク・フォースは予測している。この継続的な公衆の関与によって、タスク・フォースは最終的な最善の勧告を大統領に提示することができるであろう。

海洋、沿岸及び五大湖の管理に関する国家政策案

I. ビジョン

現在及び将来の世代の福利、繁栄及び安全保障を推進するために、海洋、沿岸及び五大湖が健全で、回復力を持ち、安全で、生産力があり、理解され、大切にされるような管理を保証する米国。

II. 国家政策の背景

海洋、沿岸及び五大湖の価値

米国は、海洋、沿岸及び五大湖に複雑に関わり直接的に依存している。国の中心部あるいは沿岸のどちらかで生活、勤務しているかに関わらず、私たち一人一人がこれらの場所に影響を与え、これらの場所による影響を受ける。その美しさが私たちを元気づけ、その恵みが私たち国民の福利と安全保障に貢献する。我が国の人口の半数近くが海岸沿いの郡に住んでいる。我が国の豊富で生産力のある沿岸地域や水域が国の経済の大部分を占め、年間数兆ドルに達している。また、これらの陸や海との関連に気付きさえしない遠方のコミュニティをも支えている。毎年、何百万人もの訪問者が我が国の海岸で楽しく過ごしており、経済ばかりでなく、個人あるいは地域社会の満足や充足に貢献している。海は精神的な熟考をするための慰安の場所であるばかりでなく、年齢や関心の内容を問わず学生を教育するための活力の場所でもある。

95,000 マイルを超える海岸線と、世界最大の排他的経済水域を持つ我が国は、海洋、沿岸及び五大湖から得られる豊富な物品やサービスから利益を受けている。それらは食物、真水、ミネラル、エネルギーそしてその他の天然資源や環境上の利益を与えている。それらは何千万の職を生み出し、レクリエーションの源ともなる。それらは我が国の輸送、経済及び貿易において、また、軍事力の世界的な移動能力や対応、そして国際平和の維持と安全保障においても、不可欠な役割を果たす。

海洋は、健康な食品、薬品及びその他の有益な物質の源であることも含め、無数の方法で人間の健康と福利をサポートする。海洋は既存のエネルギーの源であり、再生可能なエネルギーのための多くの機会を提供し、それによって我が国のエネルギー面での独立の確保、そして気候変動の影響の軽減が可能となる。

海洋と五大湖は、地球の機能に対して重要な影響を持っている。地球の 70 パーセント以上を占める海洋は、気象を含め地球の環境と自然の作用に中心的役割を果たしている。大気から熱を吸収、蓄積し、それを地球の他の部分に輸送するという海洋の能力により、日常の気温は生活可能な範囲に保たれている。五大湖は地球最大の淡水系であり、湖岸線は 1 万マイル、我が国の淡水の地表水の 95 パーセントを占める。通常、海洋を分けて呼ぶが（大西洋、太平洋、北極海な

ど)、それらの水はすべてつながっており、互いに影響を受けていることを認識するのが重要である。このつながりのため、我が国は全世界にわたる1つの海から利益を受け、それに影響を与えていることを認識する必要がある。

海洋は地球上のすべての生命を形成し維持している。私たちが呼吸する空気、口に入れる食物、飲む水は海洋に左右される。私たちはそのことを考えていないかもしれないが、生物学的プロセスを含めた地中や水中でのプロセスは複雑に関わりあっていて、ある部分で変化が起こると他の部分にも深い影響を与える。海洋は地球の水循環の始点であり終点でもある。海面から蒸発する水は、野原に降る雨になり、帯水層を満たす。この降水の多くは最終的には河川に流れ海に戻り、水循環を繰り返す。私たちが呼吸する酸素の半分は、海洋に生息する微小植物から発生する。沿岸の防波島、さんご礁、マングローブ及び湿地は、破壊的な洪水や嵐から沿岸のコミュニティを守る緩衝地帯となる。海岸の湿地は、多くの観賞用及び商業用の魚類の成長場所であり、多くの渡り鳥や哺乳動物に不可欠な生息地を提供し、私たちの水を清潔に保つのを助ける自然のフィルターとして機能する。海洋及び沿岸の生態系は多くの汚染物を吸収して解毒し、栄養素を循環させ、害虫や病原菌を制御するのに役立つ。海洋の生態系は、世界の雨林に見られる生物を超える多様な生物を収容している。

海洋、沿岸及び五大湖が直面する課題

海洋、沿岸及び五大湖の生態系の重要性は、誇張してもし過ぎることはない。簡単に言えば、私たちが生きるためにそれらが必要なのである。これらの計り知れないほどの価値がある、生命維持に必要な資産は人間の活動に対して傷つきやすく、同時に人間のコミュニティは、これらの資源が劣化した際には、さらに脆弱になることは明らかである。しかし海洋、沿岸及び五大湖の生態系は人間の活動により、かつてない速さで変化している。私たちは現在まだ、これらのシステムに対する私たちの行為による直接的、間接的結果の真の意味をやっと理解し始めたばかりである。

気候変動は海洋、沿岸及び五大湖に影響を与えている。水温の上昇は生息環境、移動パターン、及び生態系の構成と機能を変えている。沿岸のコミュニティは海面の上昇、浸水、暴風雨の脅威の増大、浸食、そして沿岸湿地の著しい喪失という問題に直面している。海洋は大気から二酸化炭素を吸収することができるので、気候変動の影響を和らげるが、それによって海洋はより酸性になり、個々の海洋生物種の生存ばかりでなく、海洋の生態系全体の存続も脅かされる。海洋は熱を吸収することにより地球の温度上昇を和らげるが、それにより海水の温度が上昇して海水の体積が膨張し、かつ陸上の氷を溶かすために海面が上昇する。最終的に、温度上昇は二酸化炭素を吸収するという海洋の能力を低下させる可能性がある。それとは逆に、五大湖の水面は気候変動によって下がり、水の循環、生息環境、そして湖の経済的利用に影響すると予測されている。

沿岸の多くの場所、そして五大湖内で、魚の乱獲、侵入生物種の移入、沿岸開発及び付随する人間の活動により、生物の多様性が低下している。外来種の移入は、生態上及び経済上、多額のコストが生じる可能性がある。人間の健康及び海洋の生態系の健全さは、有害な青粉やその他の毒

物からの毒素を浴びる量の増加、あるいは感染性病原体との接触の増加を含む、さまざまな問題によって脅かされている。多くの入江、河口、湾、及び五大湖の地域では、現在、酸素のレベルが低い、あるいは酸素が失われており、我が国の湾や海岸に沿って酸欠海域が発生している。持続不可能な漁業（乱獲など）は、海洋の生態系や人間社会に影響を持つ深刻な懸念として残っている。北極海では、環境の変化による、その生態系の脆弱性が明らかになっている。この変化が地域の生態系、人間そしてコミュニティのストレス要因や影響を増大させており、国内的にも国際的にも管理上の新しい課題となっている。

これらの懸念の多くは、海洋及び五大湖の生態系内での活動ばかりでなく、我が国の内陸部で行われている行為にも関係する。例えば、我が国の工業、農業、運輸活動、都市や郊外は、さまざまな形の汚染を生み出している。工業活動は窒素や水銀などの汚染物質を大気に放出しており、それらが海洋や五大湖に行き着くこともよくある。雨は道路から河川に残留物、化学物質そして油性の流出液を流し出す。強い降雨があれば、畑、芝生そして農地から堆積物、農薬そして栄養物が河川に流れ出る可能性もある。道路、ハイウェイ、その他のインフラストラクチャの建設、河川の改修を含む都市や郊外の開発は、水中や陸上に生息する種の生息地に悪影響をもたらす恐れがある。

人口増加、沿岸地域への移住、経済活動によって拍車がかかっていることから、海洋、沿岸及び五大湖に対する必要性はさらに高まっている。エネルギー開発、海運、水産養殖、及び新たな安全保障上の要求は、海洋、沿岸及び五大湖の生態系に対する必要性を高めると予想される、新しいまたは拡大する利用例である。これらの必要性が増すにつれ、私たちは、我が国の福利と継続的繁栄にとって必須である、豊富で持続可能な海洋資源及び健全な生態系を維持しなければならない。

政策調整に対する国の枠組みの現状

海洋、沿岸及び五大湖の管理において私たちが直面する課題は、生態系内ばかりでなく、それらの利用と保存の管理を目的とした法律、管轄官庁及びガバナンス機構にも存在する。これらの領域の米国による統治と管理は、国際的、連邦、州、部族及び地方の利害を対象とする何百もの国内政策や法令、規制に及ぶ。これらの問題は、管理と資源利用から、海洋安全と商行為、国家の安全保障、水質、港湾やその他の運輸インフラストラクチャ、そしてエネルギーにまで広がっている。現制度の複雑さと構造から、課題とギャップが生じている。

これらの課題は、我が国の国内統治と管理の制度には限定されない。我が国は、大海運国及び多くの沿岸を持つ国として、海洋、沿岸及び五大湖に適用される国際法及び政策の策定及び解釈により大きな利害を受ける。我が国の国家安全保障上の利害は、航行の権利と自由、及び運用の柔軟性と密接につながっている。また、我が国の国家安全保障及び経済的利害は、我が国の海岸沖の広大な海域内の資源に対する米国の主権的権利を確保し、海洋環境における米国の利益を推進、保護し、我が国の海における権利が国際的に尊重され考慮されることを保証する能力にもつ

ながっている。海洋法条約への加盟に対する政府の支持は、海洋に係る国際的な法律及び政策に関与し影響を与える我が国の能力の強化を含め、いくつかの重要な目的を反映している。

行動すべき時

国家政策が、我が国の管理責任を果たし、私たちの行動に対する説明責任を保証し、バランスが取れ、生産力があり、効率的、持続可能、かつ情報に基づく、海洋、沿岸及び五大湖の利用、管理及び保存の国際社会におけるモデルとして機能すべき時期がきた。私たちは現在、今までになく、土地、空気、淡水、海洋、氷、そして人間活動の間の関連を、よりよく理解している。私たちは、変化が急速に起きており、この変化に対処しなければならないことを認識している。科学や技術の進歩により、意思決定を導くための、より優れた、より時機を得た情報と理解が得られる。よく調整された協調的なアプローチにおいて、生態系に基づく管理（環境保護、社会、経済、商業、健康及び安全保障の目標を統合し、人間を生態系の主要要素として認識し、健全な生態系を人間の福利にとって不可欠なものとして認識する）、及び適応管理（よりよい情報に基づく改善された将来についての決定を可能にするために、管理行動を定期的に評価する）の原則を適用することで、我が国は環境、社会、経済そして安全保障の課題に対する対応を改善することができる。明確な国家政策と、地域の管理機構、非政府組織、民間部門そして公共部門を含む、連邦、州、部族及び地方の政府の間の努力を調整するための、再生され、権限を与えられ、統一され、かつ包括的な枠組みを得て、私たちは、海洋、沿岸及び五大湖の健全性と繁栄を確保するのに必要な変化に向けて、協力して働くことができるのである。

III. 政策

海洋、沿岸及び五大湖に対する米国の管理は、環境の持続可能性、人間の健康と福利、国の繁栄、気候やその他の環境の変化への適応、社会的正義、国際外交、及び国家と国土の安全保障と、本質的かつ密接に関連している。したがって、下記の事項が米国の政策となる。

1. 健全で回復力のある海洋、沿岸及び五大湖

- 海洋、沿岸及び五大湖の生態系及び資源の健全性ならびに生物学的多様性を保護、維持、回復させる。
- 海洋、沿岸及び五大湖の生態系、コミュニティ及び経済の回復力を向上させる。
- 海洋、沿岸及び五大湖の生態系の健全さを改善する形で、土地の保全及び持続可能な利用を推進する。
- 最大限利用可能な科学と知識を利用して、海洋、沿岸及び五大湖に影響する決定に情報を伝え、変動する地球環境を理解し、それに対応、適応する人間の能力を向上させる。

2. 安全で生産力のある海洋、沿岸及び五大湖

- 海洋、沿岸及び五大湖の、持続可能、安全、確実、かつ生産力のある利用を支援する。
- 社会的、文化的及び歴史的な価値を含む、我が国の海洋遺産を尊重し保存する。
- 世界経済及び国際的な平和と安全保障にとって不可欠な、航行の権利と自由の尊重と維持を含む、適用される国際法に基づく権利と管轄権を行使し、義務を遂行する。

3. 理解され大事にされる海洋、沿岸及び五大湖

- 人間及びその活動への関連性を含む、空気、土地、氷及び水の世界的に相互関連したシステムの一部としての、海洋、沿岸及び五大湖の生態系の科学的理解を促進する。
- 変化する環境条件、傾向、及びその原因、そして海洋、沿岸及び五大湖において行われている人間の活動についての理解と認識を向上させる。
- 管理の改善のための基礎を構築するため、海洋、沿岸及び五大湖の価値に対する公衆の理解を育成する。

米国はこの政策目標を、下記の事項によって推進する。

- 州、部族及び地方の政府、地域管理機構、非政府組織、公的及び民間部門の参加も得て、連邦政府全体でまとまった行動を推進する、海洋、沿岸及び五大湖の管理のための包括的かつ協力的な枠組みの確保
- 海洋法条約への加入を含む、国際レベルでの指導力の発揮及び協力
- 財政的に責任のある形での、海洋管理の支援

IV. 原則

1. 海洋、沿岸及び五大湖に影響する米国の管理上の決定及び行動は、この政策の推進のため、下記の管理原則によって指針が示されている。
 - a. 責任ある環境管理者として、私たちは海洋、沿岸及び五大湖の生態系（その水と資源を含む）の健全性、生産性そして回復力を保護、維持、及び回復する。米国の政策、プログラム及び活動は、海洋、沿岸及び五大湖の生態系及び資源への、累積的影響を含む環境的悪影響を阻止または最小限にし、その完全性を保証し改善することを目指す形で運営及び実施されるべきである。それらは、健全で生物的に多様な生態系、及びそれらが提供するサービス全体を保護、維持、及び回復するための努力を妨げない形で運営され実施されるべきである。

- b. 海洋、沿岸及び五大湖に影響する決定は、利用できる最善の科学によって情報を与えられ、それに合致すべきである。意思決定はまた、1992年リオ宣言に反映された予防的アプローチによっても指針が示されている。同宣言の該当部分には、「深刻な、または回復不能な損害の恐れがある場合には、全面的な科学的確実性の欠如が、環境の劣化を防ぐための費用効果的な措置を遅らせる理由として使われないものとする」と記されている。
 - c. 海洋、沿岸及び五大湖の保護のために取られる行動は、実行可能である限り環境の被害は避けるべきであるという原則、そして一般に環境の被害をもたらす人が損害のコストを負担すべきであるというアプローチを考慮に入れて、環境上のコストを取り入れるべきであるという原則を推進するように努める必要がある。
2. 海洋、沿岸及び五大湖の生態系に影響しうる人間の活動は、生態系に基づく管理及び適応管理を使って、土地、空気、水、氷の相互依存性、及び人間集団と環境との間の相互関連性を考慮して統合された枠組みを用いて管理すべきである。管理にはモニタリングが含まれ、発展する知識や理解、世界の環境の変化及び新たな利用に適応する柔軟性を持つべきである。
 3. 海洋、沿岸及び五大湖の生態系及び資源の現在及び今後の利用は、下記の形で管理され、効果的にバランスを取るべきである。
 - a. 経済、商業、安全保障及び人間の健康に貢献する利用を含む、複数の利用の環境上の持続可能性を維持し強化する。
 - b. 競合、相補的な利用を有効に調和させる。
 - c. 海洋、沿岸及び五大湖の生態系及びそれらが提供するサービスの健全性、生産性及び回復力を保護、維持、回復させる努力を統合する。
 - d. 次第に進んでいる北極海での氷の減少、海面の上昇及び海洋の酸性化に付随するものを含む、環境上の変化及び影響を認識する。
 4. 米国は、海洋、沿岸及び五大湖の生態系の理解の継続的な向上のために、専門的及び学際的な科学、研究、モニタリング、モデル化、予測、探査、及び評価を支援すべきである。これらの努力には、物理的、生物的、生態学的、及び化学的なプロセスと変化の理解の向上、地球システムの他の部分及び人間社会との相互関連性、人間の健康と安全を含む人間社会の長期的な健康と福利に対する管理上の決定の社会的及び経済的な結果の可能性が含まれる。この知識は、生態系に基づく管理及び適応管理により適用されるべきである。これらの努力から生じる情報は、公衆が容易に入手できる状態にするべきである。
 5. 米国は、変化する環境の条件と傾向、その原因、及び海洋、沿岸及び五大湖で行われている人間活動に対する認識を改善させるべきである。

6. 米国の政策、プログラム及び活動は、海洋、沿岸及び五大湖に関する公的及び私的な教育、ならびにより深い理解と管理の改善の基礎を構築し、将来の科学者、管理者、そしてダイナミックかつ革新的な労働力の一員を生み出す能力を構築するために、その利用を推進すべきである。
7. 米国は、世界の海洋、沿岸地域及び五大湖の保護、管理及び持続的な利用において、適用される条約、合意、及び海洋法条約に反映されている慣習国際法に沿って、協力し国際的なリーダーシップを発揮すべきである。
8. 海洋、沿岸及び五大湖の生態系に影響しうる、またはその資源の利用に関係する米国のプログラム、政策及び活動は、これらの生態系の管理に関係する明確な目標及び目的を支援する、測定可能な基準を満たすように作られるべきである。
 - a. プログラム及び活動の目標及び目的は、定期的に再評価し、その有効性を査定すべきである。この情報は、管理上の優先順位を調整し、今後の管理及び資源に関する決定の指針とするために使うべきである。
 - b. 米国は、海洋、沿岸及び五大湖の生態系の健全性に付随するパラメータの測定及び評価のための、適切な基準と方法を作成すべきである。
9. 海洋、沿岸及び五大湖の生態系に影響しうる、またはその資源の利用につながる米国の政策、プログラム及び活動は、下記の事項を満たす、統合され、包括的な省庁間計画の枠組み内で評価、実施されるべきである。
 - a. 資源、生物多様性及び生態系への一連の影響を検討し、それらに対処する。
 - b. 利用可能な最善の科学知識に基づく。
 - c. 使用の対立の可能性を検討し、それらに対処する。
 - d. 連邦、州、部族及び地方の各管轄領域を超えた、また場合に応じて地域管理機構、民間部門、外国政府、及び国際組織を含めた、協調と協力を保証、推進する。
 - e. 我が国の国土と国家の安全保障、及び外交上の利益を調整し、それらとの整合性を推進する。
 - f. 海洋、沿岸及び五大湖に関係する、環境上の管理の要素を含む、他の国の戦略と協調し、それらとの整合性を推進する。
 - g. 私たちの社会的、文化的、歴史的及び美学的な価値を含む、我が国の海洋遺産を考慮し、尊重する。

- h. 経済、環境及び公衆衛生と安全、その他の利益、個別の影響、社会的な正義と公平性のバランスが取れた、幅広い合理的な案を検討することにより、社会にとっての長期的な純利益を最大化することを目指す。
- i. 幅広い公衆の関与を奨励する、開かれて透明なアプローチによって運営する。
- j. 管理と予算上の目標との整合性、及び関係する法的要件の順守を保証する。
- k. 重複を排除し、効率性と相乗効果の向上を求める。
- l. 報告と説明責任の手法を含める。

上記の多くの政策要素と原則を実施するには、適切な資源と資産が必要となる。関係省庁は、これらの要素を大統領予算の予算上及び管理上の指針内で実施するため、将来の予算、管理、規則または法案に対する要件を特定する作業を行うものとする。

政策調整の枠組み案

政策調整の枠組み案では、既存の海洋政策委員会の構成の変更、より強力な権限と指令、更新されて持続的なハイレベルの関与が提案される。この改善の組み合わせは、海洋、沿岸及び五大湖の管理を改善するための、より優れた政策協調の枠組みを提供する。政策協調の枠組み案は、連邦政府内での明確で目に見えるリーダーシップと、持続的なハイレベルの関与を行うことにより、海洋に対するガバナンスと調整を強化する、再活性化された構成をもたらす。さらに、この構成は州、部族及び地方政府、そして地域管理機構の、より幅広い関与と協調ももたらす。管理と科学との連携により、経済、気候及び安全保障の問題に関係する、その他のシニア・レベルの組織との協調も強化されることになる。この改良の組み合わせは、海洋、沿岸及び五大湖の管理を強化することになると、タスク・フォースは確信している。

I. 国家海洋会議 (National Ocean Council)

構成

国家海洋会議 (NOC) は、正委員、副委員レベルの二層構造の委員会である。NOC の委員には、国務省、国防総省、内務省、農務省、保健社会福祉省、商務省、労働省、運輸省、エネルギー省及び国土安全保障省の長官、司法長官、環境保護局長官、環境諮問会議 (CEQ) 議長、行政管理予算局 (OMB) 長官、米国航空宇宙局長官、国家情報局長官、科学技術政策局 (OSTP) 長官、国立科学財団長官、連邦エネルギー規制委員会委員長、統合参謀本部議長、国家安全保障・国土安全保障・国内政策・経済政策担当の各大統領顧問、副大統領に指名された米国政府官僚、及び共同議長が適宜指名する米国政府のその他の官僚または従業員が含まれる。

共同議長

NOC の議長には、環境諮問会議議長及び科学技術政策局長官が共同議長となる。この構成により NOC は、最高レベルのリーダーシップで組織内が公正になるようにバランスを取ることができ、省庁間の協力と協調が、よりよく推進されるだろう。

CEQ、OSTP 及び、提案されている省庁間海洋資源管理政策委員会 (Ocean Resource Management Interagency Policy Committee: ORM-IPC)、及び、提案されている省庁間海洋科学技術政策委員会 (Ocean Science and Technology Interagency Policy Committee: OST-IPC) の委員長から構成される、NOC 運営委員会 (以下で説明する) が設けられる。

職務

大統領の指示を条件として、法律による別段の定めがない限り、NOC が下記の職務を行う。

1. **NOC第一層（正委員レベル）の職務。** 国家海洋会議は、その国家政策の実施に対して全体的な責任を負う。職務には、以下の事項が含まれる。(1) 国の優先的な目的を定期的に更新し定める。(2) 政府の優先順位及び副委員レベルからの勧告に基づき、国家政策の実施目的に関する年間目標を再検討し提示する。(3) 紛争の解決、及び副委員レベルでは解決できなかった問題の意思決定の場となる。NOCは、少なくとも年に2回、会議を開く必要があるが、共同議長は紛争解決またはその他の目的のために必要な場合に、追加の会議を招集することができる。

2. **第二層（副委員レベル）の職務**には、以下の事項が含まれる。(1) 国家政策実施目的の執行を確認する。(2) 政府の優先順位をORM-IPCとOST-IPCに伝達する。(3) ORM-IPCとOST-IPCの活動及び成果が政府の政策と合致していることを確認する。(4) OSTP、国家安全保障会議 (NSC)、国家経済会議 (NEC)²、エネルギー気候変動局 (Office of Energy and Climate Change: OECC)、及び場合に応じてその他の局と協調する。(5) その諮問機関に指示を出し、意見をフィードバックし、外部からの情報提供と諮問委員会からの助言を受ける。(6) 紛争解決及び意思決定。それが不可能な場合には、問題を正委員レベルに送る。このグループは、合衆国法典第10編第7902条に基づき、法律によって義務付けられた米国海洋研究リーダーシップ委員会 (NORLC) の義務を負う。

副委員は少なくとも四半期ごとに会議を開催する必要がある。

II. 国家海洋会議共同議長の権限と責任

1. 海洋、沿岸及び五大湖の管理に対する国家政策に関して大統領に助言する。

共同議長は、海洋、沿岸及び五大湖の管理に対する国家政策（以下、「国家政策」という）の実施に関する事項について、大統領に、NOCの合意見解と合致した助言を行う。合意できなかった場合には、共同議長は、自身の見解をNOCの各委員の見解と共に提示する。

2. 国家政策の実施

NOCを代表して、共同議長はNOC及び大統領の指示を条件として、下記の事項を含む国家政策の実施の調整及び推進に対して、全般的な責任を負う。

- **実施計画の作成** — 共同議長は、国家政策の推進のために、NOCによる実施計画の作成を促進し、定められた目標及び目的の達成に向けての進捗状況を確認する。
- **報告と説明責任** — 共同議長は以下の事項に対して責任を負う。(1) 実施と進捗状況に関する省庁間の報告の調整。(2) 政策決定の効果的な履行の監視及び確認。(3) 文書作成に

² 既存の海洋輸送システム委員会との調整は、正委員レベル及び副委員レベルの両方で、国家経済会議を通じて実施される。ORM-IPC及びOST-IPCとの調整も、場合に応じて実施される。

対する監督及び説明責任の実行。(4) NOCの活動範囲内の文書及び報告の、省庁間での検討及び許可の調整及び促進。

- **予算** — 共同議長は、国家政策の目標及び目的と合致した海洋関連の優先事項に関して、年間予算指針覚書の作成を調整する。共同議長の権限はOMB長官の職務を減じる、またはその他の形で影響を与えるとは解釈されず、年間の優先事項と合致した省庁間予算手引きの発行においてOMBと協力する。また、海洋、沿岸及び五大湖の管理に関する年間の優先事項を伝達するための近道を作り、国家政策に大きく寄与するプログラムを特定するためにOMB、OSTP及びNOCと協議する。共同議長はまた、OMBと協力して、2000年海洋法セクション 5 によって義務付けられている、隔年発行の連邦海洋沿岸活動報告書の作成を調整する。
- **新たな問題** — 共同議長は、場合に応じて、行動と実施のために、大統領の海洋活動または優先事項をNOCに提示し、国家政策に関係する新たな問題の適切な管理と対応を調整する。
- **国際組織** — この政策の実施において、政府間海洋学委員会 (Intergovernmental Oceanographic Commission)、国際捕鯨委員会、北極評議会、国際海事機関、地域の漁業管理組織及びその他の同様の国際的な組織内で生じた政策に関連した事項について、共同議長は国務長官及びその他の関係する機関の長と調整する。

3. NOCでの共同議長

- 共同議長は、NOC の会議を招集し、議事日程を起草し、問題の優先順位を決め、副委員の会議を招集する権限を有する。

4. 調整と統合

- 共同議長は、国家安全保障担当補佐官 (NSA)、国家経済会議 (NEC) 議長、エネルギー気候変動担当の大統領顧問 (APECC)、及び、場合に応じてその他のホワイトハウス高官との調整の連絡担当者となる。共同議長は、責任が重複する問題の調整及び解決の目的で、これらの組織との会議を要請する権限を持つ。

5. 意思決定及び紛争解決

- 共同議長は、NOC のコンセンサスに基づく決定及び勧告の奨励を目指す。
- 副委員レベルで解決できなかった紛争は共同議長に諮問される。共同議長は正委員の間で解決を促進する。
- 解決またはコンセンサスが得られなかった問題に関して、共同議長は APECC、NEC 議長、及び場合に応じて NSA とも調整して、大統領による決定を求めて、争われている問題をまとめる。

- NOC の設立は、(1) 行政府の省庁、機関またはその責任者に対して法律によって与えられた権限、及び、(2) 大統領によって国家安全保障会議（またはその下位の組織）に割り当てられた、外交問題、国家安全保障、国土安全保障、または諜報活動に影響する事項に関係する職務を減じる、またはその他の形でそれらに影響を及ぼすとは解釈されない。NOC 内でのコンセンサスによって解決されないこれらの問題は、解決を求めて NSC に送られる。

III. 運営委員会

構成

運営委員会は、OSTP、CEQ、及び ORM-IPC と OST-IPC から議長一人ずつの 4 人からなる、ハイレベルの合理化された組織である。運営委員会は少なくとも 2 カ月に 1 回、問題があるときはそれ以上、会合し、関係する事項に関するそれぞれの情報を確認するために、場合に応じて NSC 及び OMB と協議して作業をする。

職務

運営委員会は、NOC 内の優先分野に関する統合及び調整を保証するための主要フォーラムである。特に、管理と科学の問題の調整を行い、ORM-IPC と OST-IPC の活動が国家政策及び NOC が合意した優先事項の実施を全面的に支援するように確実に調整する。運営委員会は主要な問題を特定し、NOC の議題の作成を支援する。さらに、延伸大陸棚タスク・フォースは運営委員会の監督下に入る。

IV. 省庁間海洋資源管理政策委員会

構成

省庁間海洋資源管理政策委員会 (ORM-IPC) は、現在の海洋資源統合管理小委員会の継承組織である。ORM-IPC の委員長は NOC によって指名される。委員は、NOC の行政部門の省庁の次官補代理、または適切な代表者から構成される。ORM-IPC は NOC の管理下に入る。ORM-IPC は必要に応じて、NOC の承認を得て小委員会を設立することができる。

職務

ORM-IPC は、NOC の海洋資源管理組織としての職務を果たす。この職務のうち、国家政策、国の優先的目的、及び NOC が定めるまたは承認するその他の優先事項の省庁間での実施の保証に重点を置く。これには、優先的管理目的の実施のための、明確な成果、マイルストーン、期限、

指定機関、及び順応的検討プロセスによる実績判定を伴う、OST-IPC と協調しての戦略計画の作成が含まれる。ORM-IPC の委員長は、組織運営の設立認可書を作成し NOC の承認を受ける。この中には構成員、会合（例えば、少なくとも 2 カ月ごとに会議を開催することを要求するなど）、NOC の指示に基づく新たなまたは更新された作業計画の作成、及び外部（州、部族、地方、地域、公衆など）からの情報・意見などの提供プロセスが含まれるが、それに限らない。

VII. 省庁間海洋科学技術政策委員会

構成

国家科学技術会議 (NSTC) の海洋科学技術共同小委員会 (JSOST) が、省庁間海洋科学技術政策委員会 (OST-IPC) として機能する。OST-IPC の委員長は、NOC との協議の上、NSTC の手続きによって指名される。このグループは、NOC の行政部門の省庁の次官補代理、または適切な代表者から構成される。NSTC は OST-IPC に対し、この国家政策と整合して NOC に助言及び支援し、それに応じて関連組織 (ORM-IPC など) と協力することを命じる。

職務

OST-IPC は、NOC の海洋科学技術組織としての職務を果たす。この職務では国家政策、国の優先的目的、及び科学技術目的のその他の優先事項の省庁間での実施の保証に重点を置いている。これには、優先的科学技術目的の実施のための、明確な成果、マイルストーン、期限、指定機関、及び順応的な検討プロセスによる実績判定を伴う、ORM-IPC と協調しての戦略計画（優先的海洋研究計画実施戦略など）の作成が含まれる。OST-IPC の委員長は、NOC との密接な調整の上で、組織運営の設立認可書を作成し NSTC の承認を受ける。これには構成員、会合（少なくとも 2 カ月ごとに会議を開催することを要求するなど）、NOC からの伝達に基づく新たなまたは更新された作業計画の作成、及び外部（州、部族、地域、公衆など）からの情報・意見などの提供プロセスが含まれるがそれだけに限らない。また、OST-IPC は法律により義務付けられた JSOST の職務を受け継ぎ、NSTC の環境天然資源委員会の管理下に入り、NOC との運営面での密接な関係を維持する。さらに OST-IPC は引き続き NSTC の規則及び規制を順守する。ORM-IPC は必要に応じて、NSTC の手続きに基づき、NOC と密接な調整をした上で小委員会を設立することができる。

VIII. ガバナンス諮問委員会 (Governance Advisory Committee)³

構成

NOC は、州、部族、及び地域管理機構からの委員 13 人からなるガバナンス諮問委員会（以下、「諮問委員会」）を設立する。委員の構成は、(1) 地域海洋委員会（五大湖委員会、南大西洋知事同盟(Governors' South Atlantic Alliance)、メキシコ湾同盟 (Gulf of Mexico Alliance)、中部大西洋海洋委員会 (Mid-Atlantic Regional Council on the Ocean)、北東地域海洋委員会 (Northeast Regional Ocean Council) 及び海洋の健全さに関する西海岸知事協定 (West Coast Governors' Agreement on Ocean Health)）と協議の上で NOC が選択する、6つの地域からの代表各 1 名、(2) 全国知事会との協議の上で NOC が選択する、内陸の州からの全米代表 2 名、(3) 地域のグループとの協議の上で NOC が選択する、アラスカ州からの代表 1 名、太平洋諸島からの代表 1 名、西インド諸島からの代表 1 名、及び、(4) アメリカ・インディアン議会、部族会議、及び地域の部族組織との協議の上で NOC が選択する全米部族代表 2 名である。代表は互い違いにずらして定められる 2 年の任期を努める。

職務

本諮問委員会の役割は、国家政策及び関連事項に関する、管轄間での協力と協調の問題について、NOC に意見・情報などを提供することである。これには長期的な戦略的管理と研究の優先事項に関する助言の提供を含む。また、同委員会は運営委員会の要請に応じて IPC にも意見・情報などの提供をする。

IX. 海洋研究資源諮問委員会 (Ocean Research and Resources Advisory Panel)

構成

海洋研究資源諮問委員会 (ORRAP) は、連邦諮問委員会法 (FACA) に基づき NORLC に助言をする、法律によって設置される組織である。

職務

ORRAP は NOC に独立した助言と指針を提供する。現在の構成員は、海洋科学、海洋政策及びその他の関連分野を代表するいくつかの全米アカデミー、州政府、学界、及び海洋関連産業からの個人である。しかし ORRAP の構成員は再検討され、国家政策の目標を支援する専門知識のレベルを広げるために、さらに委員を増やすか否かが判断される。NOC は定期的に、ORRAP から助言及び勧告を求める分野について、指針と指示を提供する。

³ これは代表制度に基づく FACA 委員会とすることができる。そうした場合、まず最初に、この委員会は、州、部族及び地域の代表者（州当局者から構成される）により設立され、その後 FACA プロセスによって拡大されて、委員を追加することができる。

X. 再検討及び評価

国家海洋会議は 12 カ月の活動の後、その有効性を評価して必要な変更または改良を実施するために、ガバナンス構造の再検討を行う。

実施戦略

国の優先的目的案仕事の実施方法

1. **生態系に基づく管理**：海洋、国の沿岸及び五大湖の包括的な管理のための基本原則として、生態系に基づく管理を採用する。
2. **沿岸・海洋空間計画**：米国内において、包括的かつ統合された生態系に基づく沿岸・海洋空間計画及び管理を実施する。
3. **決定の伝達と理解の向上**：管理と政策の決定及び変化と課題に対応する能力を継続的に伝達、向上させるための知識を増やす。公的及び私的なプログラムを通じて、海洋、国の沿岸及び五大湖に関して公衆をさらに教育する。
4. **調整と支援**：連邦、州、部族、地方及び地域での、海洋、国の沿岸及び五大湖の管理を、よりよく調整し支援する。連邦政府全体での調整と統合を改善し、場合に応じて、国際社会と協力する。

特に重点を置く分野

1. **気候変動及び海洋の酸性化に対する回復力及び順応性**：沿岸のコミュニティ及び海洋と五大湖の環境の回復力、ならびに気候変動の影響及び海の酸性化に順応する能力を強化する。
2. **地域の生態系の保護と回復**：科学に基づく、統合された生態系の保護と回復の戦略を確立及び実施し、保護と回復の目標を連邦、州、部族、地方及び地域レベルで調整する。
3. **水質及び土地の持続可能な利用**：持続可能な土地利用を推進し実践することで、海洋、国の沿岸沿い及び五大湖の水質を改善する。
4. **北極の状態の変化**：気候及びその他の環境の変化に直面して、北極海及び隣接する沿岸地帯の環境管理の必要性に対処する。
5. **海洋、沿岸及び五大湖の観測及びインフラストラクチャ**：連邦及びその他の海洋観測システム、センサ、及びデータ収集の基盤を強化して国のシステムに統合し、そのシステムを国際的な観測活動に統合する。

I. はじめに

海洋、国の沿岸及び五大湖の管理に関する国家政策案は、科学と技術にしっかりと基づいた、包括的なアプローチを我が国に提供して私たちの管理責任を満たし、かつ現在及び将来の世代への私たちの行動に対する説明責任を保証する。さらにこの国家政策を通じて米国が意図しているのは、国際社会において、海洋、沿岸及び五大湖の、バランスの取れた生産的で効率的で持続可能な、情報に基づく利用、管理及び保全のモデルとしての役目を果たすことである。この戦略により、我が国が国家政策を推進するために追及すべき、明確な一連の優先的目的が示唆される。

国の優先的目的の概略

この実施戦略では、9つの優先的目的が提案される。「仕事の実施方法」としてまとめられた最初の4つは、連邦政府が、海洋、国の沿岸及び五大湖の管理を改善するために、これまでと異なる、またはより優れた活動をする際に、何よりも重要な方法を表している。生態系に基づくの管理の実施とは、米国がこれらの資源を管理する方法の基本的な変更を具体化したものであり、他の目的を実現する方法に対する基礎を提示している。この考え方において、沿岸・海洋空間計画と管理の実施は、海洋、沿岸及び五大湖の資源の保全、経済活動、利用者間の対立、及び持続可能な利用を達成するための、新時代の包括的かつ統合された手法を始めることを示している。その他の全体的な目的である、科学と情報を取得し利用する能力の強化により、よりよく決定を伝達し公衆による理解を向上させ、さまざまな政府機関や管理機構にわたって科学を基礎とした管理をよりよく調整し支援すること自体は、新しい概念ではない。しかしこれらの活動は、明確な国家政策、そして望ましい成果を達成するための包括的な枠組みが欠けていたことで、不十分であった。

また、この実施戦略は5つの「特に重点を置く分野」を特定しており、そのそれぞれが、国家政策の達成に向けて特に重要な、実質的な分野を示している。これらの優先的な作業の分野は、海洋、国の沿岸及び五大湖が直面する、最も緊急ないくつかの課題に対処しようとしている。長年にわたって科学者、資源管理者、民間企業、及びその他の人々が、これらの問題に対処するさまざまな既存の連邦政府プログラムの実施に取り組んできた。その努力はそれなりの結果をもたらしてきたが、これらの重大な分野のそれぞれで、もっと多くのことができるはずであり、かつ実施しなければならない。多くの場合、私たちは科学面でも技術面でも、要求される変化の種類に影響をもたらすための能力と理解が不十分であった。しかしここ数年で、科学は大幅に進展、前進し、これらの5つの分野での環境的、技術的変化に対応する私たちの能力は大幅に向上した。この戦略と共に、これらの特定の作業分野は、その解決策を見つけ実施するための新しく調整された活動を伴う、国の優先事項とみなす必要がある。

計画

全体として、これらの9つの優先的目的は国家政策と陸上や水域での活動との間の橋渡しとなるが、個々の組織がそれぞれの責任を果たす方法についての詳細は定めていない。優先的目的それ

それぞれに対して、NOCは設立から 6 カ月から 12 カ月の間に戦略的行動計画を作成する責任を負い、その作成を監督するものとする。NOCの海洋資源管理と海洋科学技術の省庁間政策委員会が、この計画作成を請け負う。この計画は、各目的に対して特定された障害と機会に対応し、各目的において特定された主要分野に重点を置くが、それに限定されない。さらに、各計画は、

- 各目的を達成するための、適切なマイルストーン、実績判定及び成果を伴う、明確で測定可能な、短期的、中期的及び長期的な行動を特定する。
- 既存の活動を基礎として構築される、より小規模の、漸増する、機を見た活動を検討し、また、真の変革をもたらす可能性のある、より複雑で、より大規模な活動も検討する。
- 中心となる主導機関と参加機関を、明確に特定する。
- 科学及び技術における格差と必要性を特定する。
- リソースに対する要求事項の可能性と効率、及び、現年度と後続年度の予算の統合または調整のための処置を特定する。

計画は、新しい情報または変化する条件に基づく修正または新活動の追加を可能にする、適応性のあるものとする。また、その効果的な実施には場合に応じて、主要要素として法執行を含む、明確で容易に理解できる要求事項及び規則も必要となる。海洋、国の沿岸及び五大湖の管理に対する国家政策を実施する際には、さまざまな法制度、及びそれに付随する自由、権利及び義務が、さまざまな海域で適用されることを認識することになる。計画は、適用される国際的な条約や合意、及び海洋法条約に反映されている慣習国際法に合致する形で実施される。計画及びその実施は、毎年、NOC によって評価及び再検討され、合意された行動の成功または失敗に基づき、必要性に応じて修正される。計画の特定及び完遂においては、NOC の共同議長が、行政管理予算局と協力して、年間省庁間海洋予算指針覚書を作成する。これらの計画は作成中だが、いずれかの目的を支援または推進する活動を行っている機関は、それを NOC に伝達する。NOC はその機関と協力してその活動を審査し、関係する戦略計画に組み入れることも含め、優先的目的の全体的な実施のために最もよく貢献する方法を判断する。

協力

この遠大な、包括的国家戦略の有効な実施のためには、連邦政府と、州、部族及び地方の政府、地域管理機構、学術機関、非政府組織及び民間企業との積極的な協力を必要とする。計画の作成と改定において、NOC は、場合に応じて NOC のガバナンス諮問委員会、海洋研究資源諮問委員会、ワークショップ及びその他の手段を通じて、これらの関係者と接触する。

さらに、幅広い海洋問題に関する国際的な協力が、これらの目的の重要な要素である。我が国は、北極協議会、国際海事機関、地域の漁業管理機関、及び国際捕鯨委員会を含む、これらの問題を扱うさまざまな国際的なフォーラムで指導的役割を果たす。今、海洋法条約に加わること

で、我が国は海洋に適用される国際法の作成及び解釈において、米国のリーダーシップを再確認し強化することができる。

II. 国の優先的目的

仕事の実施方法

1. 生態系に基づく管理：海洋、国の沿岸及び五大湖の包括的な管理のための基本原則として、生態系に基づく管理を採用する。

障害と機会

海洋、国の沿岸部及び五大湖の資源及びその他の活動の従来の管理は、個々の種、資源、地域または行動に重点を置き、管理行為の1つが他の持続可能性にどう影響するのかについてはあまり考慮していなかった。この管理方法では資源の損失、経済的問題及び環境上のリスクをもたらす、まとまりのない管理となることもよくあった。より健全で、より回復力と生産力のある海洋及び五大湖の環境を確保するためには、生態学的、社会、経済及び安全保障における目標を全面的に統合した、包括的な管理システムが必要である。科学に根ざし生態系に基づく管理を、全体的な原則として組み入れることは、海洋、国の沿岸及び五大湖の管理に対し連邦政府が採用する従来の方法からの、根本的な転換である。これは、これらの価値ある資源の利用と保全をバランスさせる、先を見越した総合的なアプローチを保証する機会をもたらす。この生態系に基づく管理を幅広く適用することにより、私たちの資源管理の枠組みが提供され、魚の個体数の回復、侵入種の管理、沿岸の健全なコミュニティ及び生態系のサポート、傷つきやすい種や生息地の回復、及び人間の健康の保護を助けるといった利益がもたらされ、新しいエネルギー生産を含む、海洋の新しい利用が合理的に可能になる。

この計画で取り組むべき事項：

- 効果的な生態系に基づく管理システムの開発と実施のための「ベスト・プラクティス」
- 特別に敏感な、または生態系に基づく管理を特に必要とする地域の特定及び優先順位付け
- 必要性が最大の地域において最も成功するアプローチを適用するための、州、部族及び地方の政府及び地域管理機構と協力するプロセスの確立
- 海洋の活動、利用及び目標についての決定が、利用可能な最善の科学に基づいてなされることを保証し、かつ生態系に基づく管理という原則を組み入れるための措置

2. 沿岸・海洋空間計画：国内において、包括的かつ統合された生態系に基づく沿岸・海洋空間計画及び管理の実施。

障害と機会

海洋、国の沿岸及び五大湖は、商業、レクリエーション、科学、エネルギー及び安全保障に関連した無数の活動の場だが、それらの活動が、保全及び資源保護の目標のために確保され管理されている地域またはその付近でなされることもよくある。利用の重複、及びどの活動をどこですべきかに関するさまざまな見解は、対立と誤解を招く恐れがある。生態系に基づく管理の原則を全面的に取り入れた沿岸・海洋空間計画は、海洋、沿岸及び五大湖の水と資源の利用に関する配分決定において、客観的かつ透明な形で指針を示し、バランスを取る手段を提供する。これにより、現在及び将来の世代に対する重要な生態学的、経済的及び文化的なサービスを持続させるために、人間による利用からくる海洋生態系への累積的影響を削減し、公衆及び民間部門が新しい投資を計画する際に、より大きな確実性を提供し、かつ利用間の対立及び環境の利用と保全との間の対立を減らすことができる。

この計画で取り組むべき事項：

- タスク・フォースによって作成された沿岸・海洋空間計画に対する国の枠組みの拡大
 - 実施のための具体的な期限
 - 地理的限界、入手可能な最善の科学の利用、生態系の一体性の保護（生物学的多様性、魚類及び魚類生息環境など）、決定における不確実さの認識との兼ね合いの管理、及び順応的管理の条件
 - 従来の利用、新しい利用及び拡大する利用（エネルギー、水産養殖など）を含む、競合する利用のバランスを取り、沿岸及び海洋の生態系への影響を最小限にし、環境条件の合理的な変化に基づく持続可能な利用を保証し、かつ費用を最小限にするアプローチ
3. 決定の伝達と理解の向上：管理と政策の決定、及び変化と課題に対応する能力を継続的に伝達し、向上させるための知識を増やす。公的及び私的なプログラムを通じて、海洋、国の沿岸及び五大湖に関して公衆をさらに教育する。

障害と機会

予測、モデル及びその他の決定支援ツールの開発と結合した、基礎及び応用の専門的及び学際的な科学研究、地図作成、監視、観測及び評価の幅広いプログラムが、海洋、沿岸及び五大湖の生態系及び諸プロセスについての知識を構築し、管理と政策が健全な科学に基づくことを保証するために必要である。また、流域でのプロセス及び国の沿岸とのつながりの理解を向上させることが、国の海洋と沿岸に影響する人間の利用、人間の影響及び流域の保全活動を適切に管理するためのよりよい決定支援ツールの開発に必要である。さらに、科学知識の増加、ならびに我が国の水域内及びその周りで行われている現在及び今後の人間の活動の、より包括的な認識及び詳細な

理解が、健全な海洋計画と管理にとって必須である。しかし、海洋の生態系力学、海洋の状態と傾向、そしてこれらの条件と、人間の健康、経済的機会、国家と国土の安全保障、及び社会的正義との間の複雑な相互関係についての私たちの理解にはかなりの格差がある。私たちが、変化をよりよく理解し、課題に対応し、現在の科学的知識とリアルタイムでのデータを意思決定によりよく統合し、科学と意思決定をサポートするデータの管理と統合を改善し、海洋、沿岸及び五大湖への人間活動の影響を適切に理解するのに必要な知識の格差を特定し埋めるために、私たちが情報を集める方法と情報の種類を改善する大きな機会である。これらの機会を利用するための適切な技能及び訓練を持つ、多様で学際的で海洋について博学な要員が必要とされる。さらに、K-12（幼稚園から高校まで）そしてそれ以降の教育を対象として、開発、実施される公的及び私的な教育プログラムが、沿岸及び海洋の問題を深く正しく認識する機会を生み出し、将来のよりよい労働力を育成する。また、管理の改善のための知識の構築とその適用における成功は、知識を得た公衆の積極的な関与に依存する。多くのアメリカ人は、自身の日常生活にとっての海洋、沿岸及び五大湖の重要性、それらが提供する利益、あるいは将来の発見のためにそれらが提供する可能性については気付いていない。彼らの関心を高め、私たちの水域及びその資源の保護を支援する方法を特定する絶好の機会である。

伝達と向上

この計画で取り組むべき事項：

- 海洋、沿岸及び五大湖の生態系及びプロセスにおける新たな問題と変化に対処する際の、優先的事項の特定
- 重大な格差を特定し、高品質のデータを保証し、管理の伝達のために必要な情報（研究結果を情報製品に移行するメカニズム、及び管理ツールを含む）を提供するための、特定の科学的要求事項及び研究上の必要性。矛盾する基準の調和、物理的なインフラストラクチャ、研究基盤、組織、及びデータの管理の必要性を含む。
- 環境の状態及び傾向、そして海洋、沿岸及び五大湖の環境において行われる人間の活動についての、より包括的な認識の育成
- 脆弱性、リスク及び回復力に対処し、兼ね合いと優先順位付けに関する情報を与えるための、統合された生態系の定期的評価と予測に対する要求事項。気候変動に関連する影響を含む。

教育

この計画で取り組むべき事項：

- 専門的及び学際的な科学者、技術者、経営者、管理者及び政策立案者を訓練し採用するための、課題、格差、機会、及び有効な戦略。特に恵まれない、または活用されていないコミュニティの必要性に重点を置く。

- 成功した公的及び私的な教育、及び公衆へのアウトリーチ・アプローチの特定。特に生態系の状態に重点を置いた、公衆の認識、参加、理解及び情報を得た意思決定を構築するための国全体での集中的なキャンペーンに向けてのそれらの適用を含む。
4. 調整と支援：連邦、州、部族、地方及び地域での、海洋、国の沿岸及び五大湖の管理を、よりよく調整し支援する。連邦政府全体での調整と統合を改善し、場合に応じて、国際社会と協力する。

障害と機会

海洋、国の沿岸及び五大湖の効果的な管理に対する重要な障害の1つは、その利用と保全の管理を意図した、込み入った連邦、州、部族及び地方の法律、権限、命令及びガバナンス構成である。この、共用され部分的で重複した管轄モデルでは、生態系に基づく順応的管理を含む、資源管理の一貫したアプローチを達成するのは困難である。さらに、米国は多くの国際的合意を締結しており、海洋の利用と保護に関する慣習国際法に制約されている。政府のすべてのレベルにわたったコミュニケーション、調整、及び統合の拡大により、プロセスを簡素化し、重複した活動を削減し、資源を有効利用し、不一致を解決し、相互作用を高めることができる。政府のすべてのレベルにわたって調整された、共通の原則と目的のセットは、国家政策に合致した有効な成果に結び付く。

調整

この計画で取り組むべき事項：

- 法定の権限、政策及び規則における格差、不一致及び重複の特定、及びそれらに対処するための必要かつ適切な措置の実施
- 管轄を超えた、相互の一貫した管理の目的と行動を特定し調整する手続き
- 共同管理される海洋、沿岸及び五大湖の資源に関する、管轄間の対立及び不一致を阻止し解決する、有形な手段と手続き
- 場合に応じて、政策目的を推進するために国際社会を参加させるための機会

支援

この計画で取り組むべき事項：

- 海洋、沿岸及び五大湖の健康を保護するための、地域的提携ネットワークの推進について州を支援するための措置
- 海洋資源の保護、維持及び回復のための、既存及び新規の資金源及び選択肢の評価
- 連邦、州、部族及び地方の機関の間で資源の共有と移転を簡素化するのに必要な、立法または規制上の変更

特に重点を置く分野

1. 気候変動及び海洋の酸性化に対する回復力及び順応性：沿岸のコミュニティ及び海洋と五大湖の環境の回復力、ならびに気候変動の影響及び海の酸性化に順応する能力を強化する。

障害と機会

海洋は、地球の気候を形成し、気候の変動性に影響を与える上で中心的役割を果たしている。この重要な関係、ならびに海洋、国の沿岸及び五大湖が提供する生態系サービスのために、地球の気候変動、それに関連する影響、及び海洋の酸性化は、これらの生態系及び沿岸のコミュニティに、いくつかの非常に深刻な脅威をもたらしている。海洋の温暖化は、陸上での降雨量の分布、氷床の融解、及び種の分布と生産力に深い影響を及ぼす。海洋水位の上昇、深刻な暴風雨の増加、急速な侵食、及び塩水の貫入により、沿岸の低地のコミュニティのインフラストラクチャの破壊、洪水はらん、何百万人も強制退去、そして主要な種や生息地の消滅の恐れがでている。同時に、気候変動により五大湖の水位が下がり、五大湖の水の循環と供給、生息地、そして経済的利用が変わると予想されている。さらに、海洋の酸性化によって、海洋食物網、海洋の生態系全体、そして生物多様性全般に、大きな、主としてマイナスの影響がでると予想されている。気候変動及び海洋の酸性化は幅広い影響を及ぼす可能性があるため、海洋の変化の監視活動及び理解の向上の調整を進めることが、我が国の海洋及び五大湖の生態系、ならびに沿岸のコミュニティへの影響を最小限にするために不可欠である。私たちには、脆弱性を減らし、回復力を増し、気候変動の影響に対する人間及び自然の順応性を向上させる戦略開発の機会と責任がある。

この計画で取り組むべき事項：

- 天然資源、健康、インフラストラクチャ及び生活に対する、地域及び地方スケールの気候変動の影響及び関連する脆弱性の予測に必要な研究、観察及びモデル化。これには社会、経済的な影響も含む。
- 土地、水、大気、氷そして人間の活動の間の関連の理解を高めるための、海洋沿岸科学の、より幅広い気候についての対話と措置への統合の推進
- 浸食の加速、塩水貫入の増加、及びより深刻な沿岸及び内陸での洪水など、海洋水位の上昇に関係する、潜在的な社会的・経済的費用の評価
- 海洋の酸性化など、特定された気候変動の影響及び関連する脆弱性に対する順応的行動、生態的・経済的な回復戦略の作成、及びこれらの戦略に対応するための研究と監視の優先事項
- 気候変動のリスク及び回復力に富むシステムの要素を組み入れた、地方及び地域の海洋と湖の管理システムについての変更

- 海洋、沿岸及び五大湖に関する政策の、人間の健康にとっての含意の理解、及び人間の健康の保護と向上のための機会の特定を求める包括的なアプローチ
2. 地域の生態系の保護と回復：科学に基づく、統合された生態系の保護と回復の戦略を確立、実施し、保護と回復の目標を、連邦、州、部族、地方及び地域レベルで調整する。

障害と機会

国の沿岸及び五大湖に沿って、沿岸の開発、海洋水位の上昇、及び付随する人間の活動により、重要な生息地が、かなりの損失と劣化を受け続けている。これらの生態系、及びこれらの地域の人々及びコミュニティへの影響は、新しい管理の課題となっている。さらに、侵入生物種を含む外部のストレス要因が、在来種に影響を与えている。生態系に基づく管理を通じて、これらの課題のいくつかに関して取り組みが進んでいるが、メキシコ湾岸、チェサピーク湾、ピュージェット湾、サウス・フロリダ、サンフランシスコ湾、及び五大湖においては、重大な生息地の損失と生態系の機能の劣化の恐れがまだ見えている。気候変動が海岸線に影響を与えているため、生態系回復プロジェクトを評価し、優先順位を付けることがさらに重要になっている。これらの経験が、他の沿岸の生態系にとっても価値ある教訓を提供する。

この計画で取り組むべき事項：

- 沿岸及び五大湖の生態系回復プロジェクトの場所及び地理的適用範囲の優先順位付け。五大湖回復イニシアチブの実施を含む。
 - プロジェクトの実施において関係者間の協力を促進するための、中期的及び長期的な目標とメカニズム
 - 継続的な生態系回復活動において学んだ教訓に基づく、生態系回復目標を達成するための、協調的な科学に基づく計画に関するベスト・プラクティス
 - 海洋、沿岸及び五大湖の生態系に対する侵入生物種の影響、及びこれらの種の制限と防止のためのさまざまな方法論
 - 漁業、保護種、生態系及び生物学的多様性を支える集団及び主要生息地の保護、維持及び回復
3. 水質及び土地の持続可能な利用：持続可能な土地利用を推進し実践することで、海洋、沿岸部及び五大湖の水質を改善する。

障害と機会

劣悪な土地管理の実践によって引き起こされる非点汚染（特定の1つの場所ではなく広がった場所から来る汚染）が、米国での水質問題の主要な原因であり、海洋や沿岸の生態系の健康の急速な減退の主な原因の1つである。郊外の道路や芝生からの流出水、農業や工業での利用、輸送活動、及び都市開発は、数百マイル離れていても水質に悪影響を与え、有害な青粉、拡大する酸欠

海域、人間の病気の増加で見られるように、海洋、沿岸及び五大湖のシステムに有害な影響をもたらす。特に水質が劣った区域は、頻繁なビーチ閉鎖、魚の大量死、及び有毒堆積物が生じることで知られている。この汚染は国中の多くの広がった汚染源からくるので、この問題に対処するには、複数の部門、そして連邦、州、部族、地方の政府及び地域管理機構の間での調整と協力への強い決意が必要である。幸いなことに、我が国の流域から沿岸の水へと輸送される汚染物の量を減らすため、多くの点汚染、非点汚染の防止計画が、州、部族、地方、地域、及び民間の組織に提供されている。陸上ベースの汚染削減計画を統合し調整した具体的なメカニズムによって、国の沿岸及び海洋へのこれらの流入物の大幅な削減を達成する機会がある。

この計画で取り扱うべき事項：

- 漁業及び動物飼養場を含む、都市及び郊外の開発及び農業の、海洋、沿岸及び五大湖への主な影響
 - 汚染物、堆積物、栄養物の主な陸上の発生源の、それらを受け取る沿岸の水への相対的な寄与、及びそれらに対処する方法。既存の陸上での保全と汚染のプログラムを統合し改善する方法の勧告を含む。
 - 栄養物、堆積物、病原菌、有毒化学物質、固形廃棄物、海洋堆積物、及び侵入生物種の最も重要な陸上の発生源を規制するための、管理のベスト・プラクティス、保全計画の利用、及びその他のアプローチ
 - 包括的な監視の枠組みの確立及び州の監視プログラムとの統合
4. 北極の状態の変化：気候及びその他の環境の変化に直面して、北極海及び隣接する沿岸地帯の環境管理の必要性に対処する。

障害と機会

気候変動は、他の場所より極地に、特別大きな影響を与え、北極地域は深刻な問題に直面する。永久凍土層は加速的に融解し、多量のメタンの放出を招く。冬季以外に存在する海氷は急速に衰退する。アラスカの北極海岸は、海岸浸食及びその他の環境問題によって脅かされる。この地域の人間の活動の増大は、北極の環境にとってさらなるストレス要因となり、北極のコミュニティ及び生態系に深刻な影響を与える。同時に、氷の減少は、生物資源や非生物資源の開発の推進、及び商業や運輸の推進にとっては、機会にも問題にもなる。私たちは、先住民のコミュニティを含むすべての関係者と協力し、利用可能な最善の科学の知識に基づき、もろい北極環境を保護しながら利用を管理し推進するための、前向きな計画を作成する機会を持つ。

この計画で取り扱うべき事項：

- 北極の沿岸及び海洋の資源を保全、保護、及び持続的に管理し、増加する汚染及びその他の環境の劣化の、人間及び海洋生物種に対するリスクに効果的に対応し、海洋生物資源を適切に保護する、よりよい方法

- 環境条件をよりよく監視、評価し、環境災害などの北極地方の新たな出来事に対する用意をし、それに対応するための、早期警告及び緊急対応システムと手続きを考案する、新しい協力とパートナーシップ
 - 国家安全保障大統領令 66/国土安全保障大統領令 25 (2009 年) において公布された、米国の北極地方政策の実施との一貫性と調整
 - 北極システム、及び気候による、またはその他の変化に対応した北極システムの変化の様子についての科学的理解の向上
5. 海洋、沿岸及び五大湖の観測及びインフラストラクチャ：連邦及びその他の海洋観測システム、センサ、及びデータ収集の基盤を強化し、国のシステムに統合し、かつそのシステムを国際的な観測活動に統合する。

障害と機会

主な環境プロセスを予測し、すべてのレベルでの海洋管理の意思決定を強化するための、天候、気象及び海洋の条件を理解する私たちの能力は、健全な知識ベースの情報に基づいている。ますます多くのデータ収集・処理システムがオンラインになり、多くの利用可能なツールの効率的で有効な調整、新しいツールとインフラストラクチャの継続的な開発、そしてそれらの、まとまりのある統一され強固なシステムへの統合が、かつてないほど困難になってきている。新しい画期的な観測技術により、私たちは地球規模のプロセスをすべてのスケールで観察し研究できるようになっている。これらの新しいツールが十分に統合されれば、海洋、沿岸及び五大湖に関する私たちの知識と理解が大幅に増えるだろう。さらに、新しいツールとデータの統合に成功すれば、生物学的、生態学的、そして社会学的なデータとプロセスが解析に含まれることを保証することにより、科学に基づく意思決定と生態系に基づく管理を行う私たちの能力が向上するだろう。

この計画で取り扱うべき事項：

- 連邦及び非連邦の要素から構成される海洋、沿岸及び五大湖の観測システムの、国家的に統合されたシステム。場合に応じて、国際的なパートナー及び組織との協力。
- 特別に重点を置く地域、及びその他の国家的な必要性を持つ地域を支援するのに必要な、海洋、沿岸及び五大湖の主要な変数に関する特定のデータを収集するための、海洋情報の地域的及び全国的な必要性
- 海洋、国の沿岸及び五大湖の健康と生産性に関するデータ収集のための、無人機、遠隔測定プラットフォーム、及び衛星の利用
- 国家海洋学調査船団 (National Oceanographic Fleet of ships) 及び関連施設の能力と能力格差
- データ及び情報製品の適時の統合と配布のための、データ管理、通信、アクセス及びモデル化システム

資料3 (海洋政策研究財団 訳) ※

省庁間海洋政策タスク・フォース
実効的な沿岸・海洋空間計画の暫定枠組み
(Interim Framework for Effective Coastal
and Marine Spatial Planning)

2009 年 12月9日

ホワイトハウス環境諮問会議

(THE WHITE HOUSE COUNCIL ON ENVIRONMENTAL QUALITY)

※ 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。



ホワイトハウス環境諮問会議

実効的な
沿岸・海洋空間計画の
暫定枠組み
省庁間海洋政策タスク・フォース

2009年12月9日



沿岸・海洋空間計画の枠組み	1
I. はじめに	1
II. 沿岸・海洋空間計画とは	1
III. 沿岸・海洋空間計画の理由	1
CMSPの利点	2
CMSPの潜在的利益の例：ステルワーゲン・バンク国立海洋サンクチュアリ	4
IV. 統合、協力、協調	5
V. 沿岸・海洋空間計画の権限	6
VI. 沿岸・海洋空間計画の国家目標	6
VII. 沿岸・海洋空間計画の国家指針	7
VIII. 沿岸・海洋空間計画の地理的適用範囲	8
五大湖とCMSP	9
陸上活動、及び、陸上活動とCMSPとの関連性	9
IX. 沿岸・海洋空間計画の策定及び実施	10
地域計画機関	11
CMSP策定協定	12
紛争解決プロセス	12
作業計画	12
CMSPプロセスの必須要素	12
CMSプランの必須要素	15
X. 計画策定プロセスの性質及び国家海洋会議認定の沿岸・海洋空間プラン	17
CMSPと既存のプラン及びプロジェクトとの関係	18
XI. 国家における整合性	18
国家における整合性に対するNOCによる認証	18
国のCMSPの目的、実績指標及び指針	19
XII. 国際法との整合性	19
XIII. 国家海洋会議認定の沿岸・海洋空間プランの順守	20
XIV. 科学的な知見とデータ統合、調査、管理及びアクセス	21
XV. 実施	22
第1段階（第1月目～第12月目）	23
NOC内部組織の設置と戦略的行動計画の開始（第1月目～第9月目）	23
地域内の連邦政府関係機関代表者の招集及び組織化（第1月目～第2月目）	24
モデル協定の締結（第1月目～第3月目）	25

国家ワークショップの組織と招集及びCMSPシミュレーション演習（第2月目～第4月目）	25
地域計画機関の構成決定と設立（第4月目～第6月目）	25
能力評価と地域計画初期手順の特定（第6月目～第12月目）	25
第2段階（第9月目～第24月目）	25
地域計画初期手順（第9月目～第18月目）及び作業プランの作成（第12月目～第24月目）	26
市民及び利害関係者の参加開始（第9月目～第18月目）	26
作業プラン提出及び計画策定プロセスの準備（第18月目～第24月目）	26
第3段階（第18月目～5年目）	26
CMSPプロセスの策定と実行、及び地域計画初期手順からのフィードバックの提示（第18月目以降）	27
XVI. 財政支援及びその他の支援についての優先度	27

沿岸・海洋空間計画の枠組み¹

I. はじめに

沿岸・海洋空間計画 (coastal and marine spatial planning: CMSP) は、2009年9月10日の省庁間海洋政策タスク・フォース (タスク・フォース) 暫定報告書 (暫定報告書) で提案された9つの優先目標のうちの一つである。米国におけるCMSPの枠組みでは、CMSPの定義を示し、CMSPに携わる理由を特定し、CMSPの及ぶ地理的範囲を記述する。また、CMSPの取り組みにおいて忠実に守られるべき国家CMSP目標及び指針と、沿岸・海洋空間プラン (coastal and marine spatial plans: CMSプラン) の最終的な策定及び実施について述べている。さらに、この枠組みでは、CMSP及びCMSプランが地域を範囲とするものであり、かつ実質的な利害関係者及び市民の意見を取り入れた上で、連邦、州、部族、地方政府、及び地域管理機構の間の協力によって策定される方法について述べている。

II. 沿岸・海洋空間計画とは

CMSPは、包括的、順応的、統合的で、生態系に基づく透明性の高い空間計画策定プロセスであり、健全な科学に基づき、現在及び今後予測される海洋・沿岸・五大湖地域の利用を分析するためのものである。利用間の対立を軽減し、環境への影響を低減し、両立可能な利用を促進し、重要な生態系サービスを保護して、経済的目標、環境上の目標、安全保障に関する目標、及び社会的目標を達成するために、CMSPは、さまざまな種類または分野の活動に最も適した地域を特定する。実際の面では、CMSPは、現在そして未来の世代のために海洋・沿岸・五大湖地域の持続的利用と保護をどのように行うかを、社会がよりよく決定できるように、公共政策プロセスを提供する。

III. 沿岸・海洋空間計画の理由

海洋・沿岸・五大湖における国益は、商業活動、レクリエーション、文化、エネルギー、科学、保全活動、国土及び国家安全保障に関する活動を含む、重要かつ時には競合しあう利用や活動の増加を支えている。複合的に、これらの活動は、沿岸、地域、国家の経済と文化に大いに影響し恩恵をもたらしている。しかし、人間による海洋・沿岸・五大湖の利用は、現在の分野別アプローチの下での計画・管理能力では対処できないほどの速さで拡大している。多くの既存の許可プロセスが分野横断的計画策定という側面を盛り込んでいる (例えば、国家環境政策法によって規定されているプロセスを通して) が、ほとんどは、管理ツールと成果の範囲制限 (石油・ガス採掘権、漁業管理計画、海洋保護区など) にしか焦点を当てていない。ここに欠けているものは、これらの利用及び活動の計画策定及び管理に対する統合的、包括的で、生態系に基づく、柔軟で積極的なアプローチである。

¹ 本文書においては、私的訴権またはその他の執行力のある個人の法的権利を創出することを目的としていない。

この新たなアプローチは、国家範囲で国益に対処しつつも、地域及び地方の要求に対して調整可能で特定のなものである。このようなアプローチの改善がなければ、利用者の対立が増加し、計画策定及び規制の非効率性が改善されず、それらに関連するコスト及び遅延が増大し、現在そして未来の世代のための重大な経済サービス、生態系サービス、社会的サービス、文化的サービスの潜在的な喪失を引き起こす危険がある。

最近の科学的海洋政策評価によると、海洋・沿岸・五大湖が社会に与えるサービスと利益を維持するために、それらの長期的健全性を実現するには、現在の管理システムにおける抜本的な変化が必要であることが明らかになっている。これらの地域に対する現在の管理方法では、累積的影響の適切な説明や、多様な生態系サービスの維持、人間による利用の代替案に関連したトレードオフの全体的かつ明確な評価を行うことができない。

従来、新規及び拡大する海洋・沿岸・五大湖の利用

海洋・沿岸・五大湖は、無数の重要な人的利用が行われている場所であり、それらを支えている。CMSPは、以下に示すさまざまな社会的、経済的、文化的利用をよりよく管理するための効果的なプロセスを提供する。

- 水産養殖（魚類、甲殻類、海草の養殖場）
- 商取引と運輸（貨物船及びクルーズ船、タンカー、フェリーなど）
- 商業的漁業
- 環境／保全（海洋サンクチュアリ、保護区、国立公園、野生生物保護区など）
- 海事遺産及び考古学
- 鉱業（砂、砂利など）
- 石油・ガス探査及び開発
- 港湾
- レクリエーションとしての釣り（recreational fishing）
- 再生可能エネルギー（風力、波力、潮力、海流、海洋温度差発電など）
- その他のレクリエーション（ボート遊び、海辺での遊び、海水浴、自然観察やホエール・ウォッチング、ダイビングなど）
- 科学的調査及び探査
- 安全保障、緊急事態対応、軍事演習活動
- 観光産業
- 伝統的な狩猟、漁労、採集活動

科学的理解と情報が、統合的で透明性の高い計画策定プロセスを実現するための中核を成す。自然科学と社会科学は、現在及び将来に向けて、生態系の健全性を維持しつつ、米国の沿岸・海洋・五大湖の水域での社会的目標を達成する方法についての決定に関する情報を与えることができる。この健全な科学の基盤の上に構築すれば、この新たな計画策定システムは、最も重要な生態系サービスの維持を促進し、両立可能な利用を奨励し、対立を最小限に抑え、率直で透明性の高い方法でトレードオフを評価し、重要かつ意義深い利害関係者の参加を含むものとなる。

CMSPの利点

この枠組みに提案されているように、CMSPは、かなりの経済的、生態学的、社会的利益を生み出すことを目的としている。そのためには、生態系に基づく順応的管理を行うための健全な科学の原理を完全に取り込み、透明性が高く、利害関係者及び国民からの情報提供を受けるものでなければならない。CMSPによって、規制審査が増えたり、政策決定の遅延につながったりするのではないかと、多くの人々が懸念を強めていた。それとは反対に、CMSPは、連邦、州、部族、地方、地域での既存の政策決定及び計画策定プロセスに基づき、それを大幅に改善させることを目的としている。したがって、CMSPの策定には、人的資源と財源の両方について大幅な初期投

CMSP によって持続可能な経済成長を促進できる。例：

オランダ

「優先海砂採取領域」が、領海内で特定されている。特に今後 20 年間で、将来予測される気候変動に沿岸を適応させるために用いる場合には、海洋空間計画策定によるこの利用割り当てによって、民間企業と政府の双方にとって、より少ない費用で海岸近くでの海砂採取が許容される。

ドイツ

ウィンド・ファーム許可のための環境アセスメントで、約 100 万ユーロ (150 万米ドル) の準備費用がかかる。ドイツ連邦政府はすでに、ウィンド・ファーム優先地域を含む海洋空間計画の戦略的環境アセスメントを準備しているので、「ウィンド・ファーム優先地域」で提案された各許可のための環境アセスメントの準備費用及び審査費用が、削減されるか不要となる。

UNESCO チャールズ・エーラー (Charles Ehler) 博士からの好意によって提供された例

資が必要となるものの、これらの投資は、大きな利益につながると期待される。いくつかの州、地域、他国はすでに、海洋空間計画策定に多くの利点があることを認識して、計画策定プロセスに着手し、それらの利点を実現するための積極的な方策を取ることに意欲的である。

CMSP は、沿岸・海洋・五大湖の産業、運輸、公共インフラ、関連ビジネスへの経済的投資の透明性と予測可能性を提供することによって、沿岸地域社会の持続可能な経済成長を促進することを目的としている。

CMSP は、国家エネルギー安全保障及び貿易の強化などの国家目標を推進し、商業利用者に対して、具体的な経済的インセンティブ (コスト削減、より予測可能かつ迅速なプロジェクトの実現など) を提供することが可能である。

CMSP は、生態学的重要地域の保全と協調した利用を計画することによって、生態系の健全性と生態系サービスを改善することを目標としている。この生態学的重要地域とは、生産性と生物多様性の高い地域、生態

系の機能と回復力にとって重要な地域及び鍵となる種 (key species)、産卵、繁殖、採餌の地域、希少あるいは機能的に脆弱な海洋資源の地域、移動用通路などである。生態系サービス及び利益の強化は、CMSP を通して実現可能である。なぜなら、それらは望ましいプロセスの成果として CMS プランの中心に据えられ、連邦または州当局の個々の活動との関連で評価されるだけではないからである。

CMSP によると、複数の分野を包括的に把握することができるため、累積的な影響のより完全な評価を得るという需要を満たすことができる。これは、最終的に、健全な生態系サービス及び生物多様性の回復力及び維持に欠かせない地域の保護につながることで、多岐にわたる人的利用を支え続ける海洋資源の能力を最大限活用することを目的としている。

CMSP によって、幅広い生態系サービスを統合した将来計画が可能になる。例：

供給サービス

エネルギー資源、海産物、生物医学資源

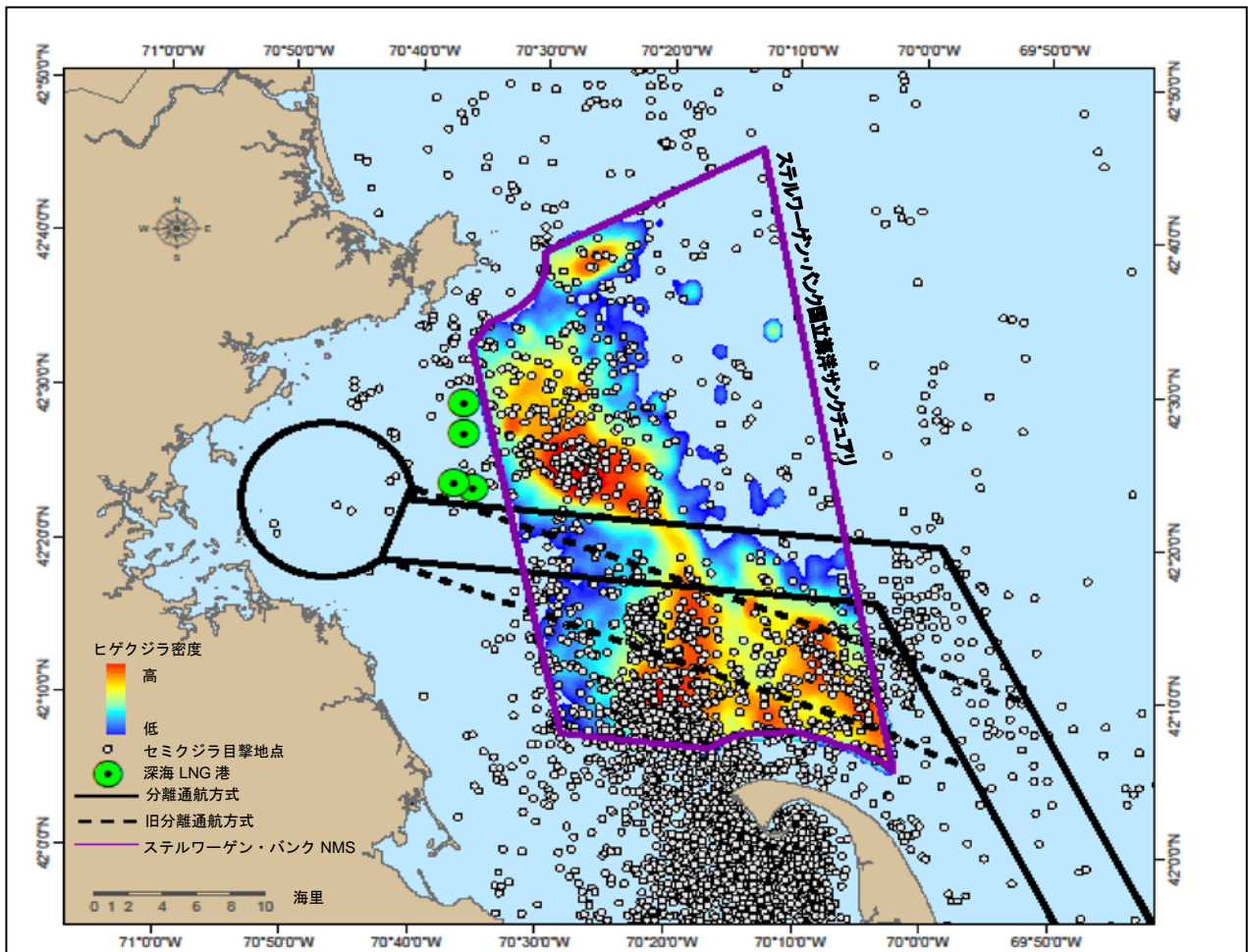
調整サービスと支持サービス

洪水防止、生物多様性維持、気候調整、浸食の抑制、有害生物及び病原体の抑制、栄養循環、一次生産

文化的サービス

教育、レクリエーション、遺産、精神的作用

CMSP の潜在的利益の例：ステルワーゲン・バンク国立海洋サンクチュアリ



包括的計画策定によって、米国海洋大気庁 (NOAA)、米国沿岸警備隊、その他のいくつかの政府機関と関係者が、海運の必要性、深海液化天然ガス港の配置案、絶滅のおそれのある鯨類の分布を検討することができるようになり、その結果、ボストン分離通航方式 (TSS) を再構成して、ステルワーゲン・バンク国立海洋サンクチュアリでの船舶との衝突による鯨類の死亡リスクを削減することに成功した。再構成された TSS によって削減された衝突のリスクは、すべてのヒゲクジラ類について 81%、絶滅のおそれのあるセミクジラ類について 58% と推定された。産業 TSS の通過時間の増加は、9~22 分間 (速度による) だけであり、深海港との衝突がなくなった。さらに、新たな航路では、TSS を用いる船舶、商業的漁業船、ホエール・ウォッチング船の間の航路の重複が減ったため、海上安全性が改善された。CMSP は、広域に持続される規模で、統合的、多目的、かつ多分野のアプローチに適用できる重大な可能性を持っている。

NOAA/ステルワーゲン・バンク国立海洋サンクチュアリの好意によって提供された図

社会的観点からすると、CMSP は、海洋・沿岸・五大湖の将来を決定づける開放的な計画策定プロセスに地域社会と市民が参加する機会を増やすだろう。この統合的な関与と協調により、海洋・沿岸・五大湖の管理、経済、及び地域社会は、より強力かつ多様なものになるであろう。さらに、CMSP は、文化的・レクリエーション的な利用、人間の健康と安全、米国の安全保障の継続を維持するための活動を計画する際に、その管理者を支援することが可能である。例えば、CMSP は、公共利用及びレクリエーションにとって重要であると特定された計画区域が、有害藻類の大量増殖、感染症病原体、または化学物質汚染のリスク増大にさらされないことを保証するのに役立てることができる。

IV. 統合、協力、協調

真に先を見越した包括的 CMSP の取組みには、連邦、州、部族、地方政府、地域管理機構の間の強力なパートナーシップが欠かせないだろう。CMSP の重要な利点の 1 つは、自機関の管轄水域内外の地域のための CMSP プロセスに参加することによって、自機関の目標をより広域の計画策定の取組みと切れ目なく協調させる能力が改善される点である。多くの州政府及び地域管理機構は、すでに何らかの形で包括的海洋計画策定に加わっており、CMSP は、これらの取組みに基づいて構築され、それらを組み込むことになるだろう。また、米国は、連邦政府によって認知されたアメリカ・インディアン及びアラスカ先住民の部族政府と、独自の法的関係性を有している。これらの部族政府、ハワイと米国の自治領及び米領の先住民族は、海洋領域と一体的なつながりを持っており、CMSP において重要な役割を果たすだろう。

米国は、海洋と五大湖で多くの国と国境を接しており、世界最大の排他的経済水域 (EEZ) と広大な大陸棚を有している。CMSP の策定は、国務省及びその他の関連機関と協調して、他国と関与する機会を提供する。関連国際フォーラムでの意見及び決定は、適切な場合には、CMSP や CMS プランの策定において考慮すべきである。同様に、海洋問題に関わるさまざまな国際フォーラムにおいて米国は指

州と部族がそれぞれの管轄域内外の区域のための CMSP プロセスに参加できることにより、以下の機会とインセンティブがもたらされる可能性がある。

- 地域特有の関心事にとって意味のある方法で、地方及び地域の目標を定め、CMSP を策定及び実施する。
- 地域及び国家の計画策定の取組みとの統合により、地方の計画策定の目標を、活用、強化、拡大する。
- 州と部族の利益に影響を与える活動案に関する懸念に積極的に対処し、利用上の対立が悪化しないうちに最小限に抑える。
- 連邦政府からの支援を活用して、CMSP 能力の構築、CMSP データへのアクセスを行い、科学的、技術的、財政的支援を受ける。
- CMSP ポータルを通してデータにアクセスし、CMSP の取組みのために開発、確立、維持管理されている科学的ツールを利用する。
- より良い資源管理または管轄境界を越えたプロセスに対処するために、連邦政府に働きかけ、情報提供する。
- それぞれの機関を代表して拘束力のある正式な決定を行う権限を付与された代表者からなる地域計画策定組織に連邦政府が継続的に参加することを活かして、政策決定の統合と改善に役立てる。
- 海洋・沿岸・五大湖の問題に関して、明確で容易なアクセス・ポイントをすべての連邦機関に提供する。
- 規制の効率を高め、管理運営上の遅延を減らし、コスト削減を達成する。

導的立場にあるので、このような組織での検討において、CMSP 中のテーマに関連する部分を紹介すべきである。

V. 沿岸・海洋空間計画の権限

連邦法規には時として、法規の目的を計画・実行する責務を機関に対して明確に与える権限付与の文言が入っている。さらに、連邦法規の中には、海洋・沿岸・五大湖の環境に関する計画を行う機関に、具体的な権限を与えるものもある。また、連邦機関及び省庁は、CMSP 実施のための法的根拠となる、多岐にわたる法令及び認可プログラムを管理運営する。これら法定の規制当局は、すでになされた最終決定を統制するだけでなく、政策決定のためのプロセスを統制することができる。(例えば、行政手続法 (Administrative Procedure Act) に基づく規則制定及び判定を通して統制する。) CMSP が想定するプロセス及び政策決定は、これらの法規の権限の下でそれに合致して実行されることになる。州、部族、地方の当局も、CMSP 実施のための多岐にわたる既存の権限を持つが、これは、地域間、地域内で異なるものになるだろう。この CMSP のための枠組みは、合意された方針及び目標をすべての機関に提供し、これらの権限の下での行動の指針を示すため、連邦、州、部族、地方の当局、及び、地域管理機構がそれぞれの権限を發揮するために、積極的かつ協力的に協働できるようなメカニズムを策定するためのものである。

特定の CMS プランの要素を取り込む機関または省庁の能力は、適用される法規の性質に応じてさまざまだろう。CMSP は、これら既存の法律や機関の権限を適用するためのよりよい枠組みを提供することを目的としているが、それらに優先することを目的とするものではない。いずれかの連邦機関について、既存の法的制約(手続き上または実質的な制約)が特定された場合には、暫定報告書に記載した通り、国家海洋会議 (NOC) が、その機関と連携して、法的解決もしくは規制変更のどちらが必要かつ適切であるかを評価する。暫定報告書では、各機関は既存の法的要求事項に従うが、できる限り最大限に自機関の行動と他のパートナーの行動を CMS プランに統合する努力をする必要があるとしている。

VI. 沿岸・海洋空間計画の国家目標

CMSP が成功するためには、達成すべき所望の成果を定義づける明確で幅広い目標に基づかなければならない。米国における CMSP は、以下の目標を推進するために策定及び実施される。

1. 経済、商業、レクリエーション、保全、国土及び国家の安全保障、健康、安全、ならびに、福利に貢献するものを含めた、海洋・国の沿岸・五大湖の持続可能で、安全、安心、効率的かつ生産力のある利用を支持すること。

2. 国家の海洋・沿岸・五大湖の資源を保護、維持管理、修復し、回復力のある生態系と生態系サービスの持続的供給能力を確保すること。
3. 海洋・沿岸・五大湖へのパブリック・アクセスを提供及び維持すること。
4. 利用間の両立性を促進し、利用者間の対立と環境影響を低減すること。
5. 政策決定及び規制プロセスの厳密性、一貫性、整合性を合理化して改善すること。
6. 海洋・沿岸・五大湖利用の計画策定と新たな投資の実施における確実性と予測可能性を向上させること。
7. 省庁間、政府間、国家間の情報伝達及び連携を促進すること。

VII. 沿岸・海洋空間計画の国家指針

CMSP の国家目標達成のために、計画策定作業は、以下の原則を指針として実施するものとする。

1. CMSP は、多数の持続可能な利用を促進する一方で、累積的影響に対処するための生態系に基づく管理アプローチを用いて、海洋・沿岸・五大湖の生態系の保護、健全性、維持、回復、復元を確実に実施すること。
2. 多数の既存の利用（商業的漁業、レクリエーションとしての釣り (recreational fishing)、ボート遊び、海運、砂及び砂利の採取、石油及びガス操業など）と新たに生じる利用（沖合での再生可能エネルギー及び水産養殖など）の管理は、利用間の対立を減少させ、利用間の両立性、及び持続的な生態系機能及び生態系サービスとの両立性を促進し、経済的投資に対する確実性と予測可能性を向上させるような方法で行うこと。
3. CMSP 策定及び実施にあたっては、計画策定プロセスによって最も影響を受ける人々（あるいは潜在的に影響を受ける人々）及びサービスが行き渡らないコミュニティを含む、パートナー、市民、利害関係者が、頻繁に、かつ透明性の高い方法で、幅広く包括的に参加できるようにすること。
4. CMSP は、地域、州、部族、地方レベルでの既存の海洋空間計画策定作業を考慮に入れ、それらの作業に基礎として進めること。
5. CMS プラン、ならびに、計画策定プロセスにおける代替案、トレードオフ、累積的影響、持続可能な利用の評価に用いられる基準及び方法は、明確に定められた目的に基づくこと。
6. CMS プランの策定、実施、評価には、自然科学と社会科学を含む、利用可能な最良の科学に基づいた情報を用いること。

7. CMSP は、リオ宣言第 15 原則「深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない。」に規定された予防アプローチを指針とすること。
8. CMSP は、地球規模の気候変動、海面上昇、海洋の酸性化と関連したものを含めた、環境条件及び影響の変化、新たな利用、科学・技術の進歩、政策変更に対応できるよう、順応的かつ柔軟であること。
9. CMSP の目的及び目的に向けての進捗状況を、規則的かつ体系的な方法で評価し、環境、経済、社会的に望まれる成果を確実に達成するように適応させること。
10. CMS プランの策定は、現在及び将来の需要を満たす柔軟性を含め、国土及び国家安全保障上の利害、エネルギー需要、外交政策における利害、緊急事態への対応及び準備計画と枠組み、ならびに、その他の国家戦略と協調し両立できること。
11. CMS プランは、1982 年の海洋法条約で反映されたものを含めた慣習国際法、及び米国が締約している条約とその他の国際協定に従って実施されること。
12. CMS プランは、適用される連邦法及び州法、規制、及び大統領令に従って実施されること。

VIII. 沿岸・海洋空間計画の地理的適用範囲

米国における CMSP の計画区域の地理的適用範囲には、領海、EEZ、大陸棚が含まれる。また、計画区域の地理的適用範囲は、内陸へ向かって平均満潮線まで広がっている。五大湖の地理的範囲は、通常の高水位線から国際国境画定委員会によって管理されている米国とカナダの国境線までの、湖底、底土、水塊、セント・クレア湖、及び湖間をつなぐ水路を含む。法律によって規定された個人所有のサブマージド・ランドは、地理的適用範囲から除外される。

地理的適用範囲には、沿岸・五大湖の内湾及び河口が含まれる。沖合海域とこれらの地域の間には重要な生態学的、社会的、経済的関連性があるので、地理的適用範囲に内湾と河口を含めることが不可欠である。以下のセクション IX に記載する地域計画機関が適切とみなした場合には、さらに内陸の地域を計画区域に追加することができる。いずれにせよ、上流での活動と海洋・沿岸・五大湖の利用及び生態系の健康との間に重要な相互作用があることを説明するためには、内陸活動の検討が必要である。同様に、EEZ 内の資源または活動に影響する可能性のある EEZ 外での活動に対しても検討すべきである。

五大湖とCMSP

五大湖の資源は、米国の領海及びその他の沿岸地域とは異なる法、条約、地域政策によって、一部は管理されている。最も重要なのは、カナダとの五大湖水質協定 (GLWQA) であり、かつ、各国に確約するさまざまな連邦法の下で、その協定を実施し、生態系に基づいた管理と予防アプローチを用いた五大湖の化学的、物理的、生物学的健全性を復元し維持することにある。しかし、米国の五大湖は、連邦政府規制当局の管轄であるが、五大湖の湖底にあるサブマージド・ランドは、完全に五大湖州の管轄下及び所有下にあり、そこには排他的な連邦政府の管轄下にある水はない。

五大湖における CMSP の作業は、GLWQA、及び、閣僚級五大湖省庁間タスク・フォース (Great Lakes Interagency Task Force) とその地域作業グループ、各界関係者参加型五大湖地域協力 (Great Lakes Regional Collaboration) を設定した、大統領五大湖復元イニシアチブ (President's Great Lakes Restoration Initiative) 及び大統領令 13340 号などのその他の五大湖イニシアチブ及び権限を補完し、かつそれらと密接に協調するものである。

陸上活動、及び、陸上活動とCMSPとの関連性

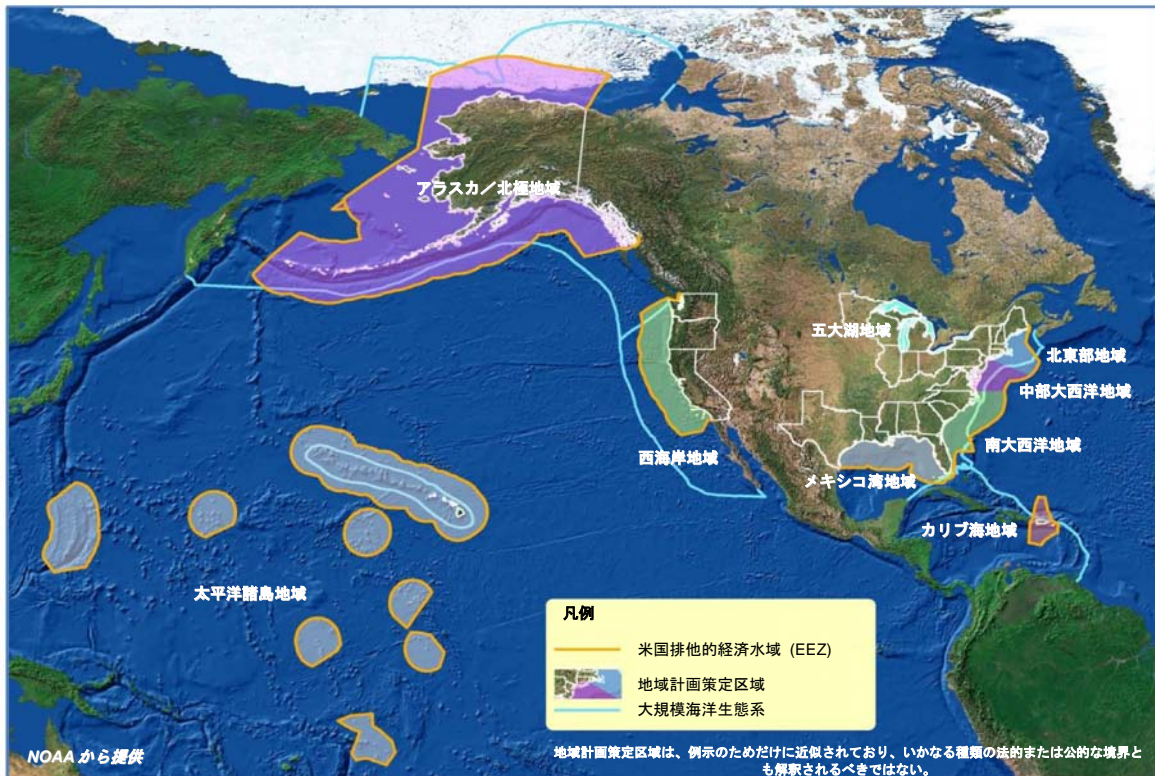
米国における CMSP 区域の地理的適用範囲には、地域計画機関が高地地域を含めると決定しない限りは高地地域は含まれないが、五大湖、米国の沿岸、海洋の健康及び福利は、主に、陸地、水域、大気、人的活動の相互関係の結果である。環境衛生及び環境サービス、海洋経済、商業、国土及び国家安全保障上の利害、ならびに、パブリック・アクセスを効果的に管理するには、陸上地域に関する計画策定作業と海洋・沿岸・五大湖の計画策定とを結び付ける必要がある。したがって、CMSP の成功は、最終的には、沿岸流域及びその他の寄与する陸上地域からの影響と、それらの地域での活動を考慮して、沿岸計画策定をよりよく統合することにかかっている。陸上流域計画策定の作業 (五大湖復元イニシアチブ行動計画 (Great Lakes Restoration Initiative Action Plan) など) は、各地域内で CMSP に情報を提供し、影響を及ぼす必要がある。同様に、陸上生態系に影響を及ぼす海洋・沿岸・五大湖での活動は、沿岸域管理法 (Coastal Zone Management Act)、水質汚濁防止法 (Clean Water Act)、大気浄化法 (Clean Air Act)、及び、その他関連する権限を含む、既存の州及び連邦政府プログラムを用いて、CMSP の作業中に、検討及び計上する必要がある。CMSP の意図は、現行の任務とプログラムが CMSP の共通目標に向けてどのように相互作用しているかをよりよく理解し、かつ、そうすることで、よりよく協調し、そして適切な場合には、それらの全体的な利益を強化することにある。さらに、流域モニタリング、陸域観察活動、海洋・沿岸・五大湖観察システムを関連づけて、海陸境界にまたがる相互作用及び影響に関する必要な情報を提供する必要がある。

IX. 沿岸・海洋空間計画の策定及び実施

CMSP は、米国のさまざまな地域間の経済的、環境的、及び社会的側面の変動を考慮に入れるために、地域的アプローチを用いて策定、実施される。このセクションでは、地域的アプローチ、ステップ案、及び、CMSP の策定・実施に含まれるべき必須要素について述べる。

計画策定への既存の地域管理機構の関与があり得ることと組み合わせて、また、生態系に基づく視点からCMSPを実施することの重要性を前提として、CMSPを開始するための一貫性のある計画策定の規模は、大規模海洋生態系 (large marine ecosystem: LME) 規模²である。これらの広く認められているLMEは、一貫した生態学的条件とその他の要因に基づいて定義されたものである。全体としては、北東部、中部大西洋、南大西洋、メキシコ湾岸、西海岸、及び、五大湖の地域管理機構の境界が、LME境界内にある。LMEと一致したこの地域的アプローチは、アラスカ州、太平洋諸島³、及び、カリブ海にも適用される。

大規模海洋生態系及び地域計画区域 (Large Marine Ecosystems and Regional Planning Areas)



² 米国の海洋・沿岸水域は、以下の 11 箇所の LME の全部または一部を保持している。西部ベーリング海、東部ベーリング海、チュクチ海、ポーフォート海、アラスカ湾、カリフォルニア海流、メキシコ湾、米国南東部大陸棚、米国北東部大陸棚、太平洋・ハワイ諸島、及び、カリブ海。表示の都合上、11 ページの地図では、5 つのアラスカ LME を 1 つにまとめて図示している。大規模な淡水系として、五大湖は、通常は LME とは見なされないが、同様の規模の大規模な地域的生態系を形成することから、この枠組みでは LME と見なす。LME の詳細については、以下を参照すること。<http://www.lme.noaa.gov/>

³ アラスカ・北極地域の地理的な広さと、それに含まれる LME が複数であることに鑑みて、地域的な小 CMS プラン (北極圏 CMS プラン、アラスカ湾 CMS プランなど) を柔軟に策定することになる。同様に、提案された太平洋諸島地域の地理的な広さと、国際日付変更線をまたぐ地域にわたる資源の調整には物流上の制約があることを考慮して、提案された地域計画機関は、地域の需要を最もよく反映するために地域をさらに分割すべきかを柔軟に決定することになる。

したがって、CMSPのために、米国は、米国 EEZ 及び大陸棚の全体を確実に含め、既存の州または地域の海洋管理 (governance) 機関を含めることを考慮に入れるために、必要に応じて修正を加えた LME に基づく 9 の地域計画区域に分割される。NOC は、これらの区域の地域 CMS プランの策定を促進する。

地域計画機関

NOCは、州政府⁴、及び、アラスカ先住民の村を含む連邦政府によって認知された部族、その他の先住共同体（ハワイ先住民など）と協働して、地域CMSプラン策定のために、地域計画区域と一致する地域計画機関を作る。9つの地域計画機関の各々の構成員は、連邦政府、州政府、部族の管轄官庁、その地域のCMSPに関する管轄責任またはその他の利害（資源管理、科学、国土及び国家安全保障、運輸、公衆衛生など）を持った先住共同体代表者からなる。構成員は、プロセスを通して決定を行い責任を果たすことができるように、それぞれの管理機関内で適切なレベルの責任を持つ。適切な州政府及び部族の代表者は、以下のセクションXVでNOCによって記載された代表者のタイプと合致させて、該当する州政府及び部族によって決定される。

各地域計画機関⁵は、地域計画を含む分野横断的な問題への対処のために、州政府によって作られた既存の地域管理機構を理想的には通して、またはその一環として、地域内の全州から代表者を確保するよう、あらゆる努力をすべきである。各地域計画機関の計画区域の外側で行われる活動が、その区域でのCMSPの決定に影響を及ぼす可能性がある場合には、地域間の一貫性を統合し強化する助けとなるように、これらの機関における職権上の構成員を、隣接する沿岸州に拡大することができる。内陸州も、地域計画機関によって適切であると決定された場合には、職権上の構成員となることができる。また、米国は、海域の国境を他国（カナダ、

提案された 9 つの地域計画区域及びそれらに対応する最小限の州代表

1. アラスカノ北極地域：アラスカ州
2. カリブ海地域：プエルトリコ及び米領バージニア諸島
3. 五大湖地域：イリノイ州、インディアナ州、ミシガン州、ミネソタ州、ニューヨーク州、オハイオ州、ペンシルバニア州、ウィスコンシン州
4. メキシコ湾地域：アラバマ州、フロリダ州、ルイジアナ州、ミシシッピ州、テキサス州
5. 中部大西洋地域：デラウェア州、メリーランド州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、ペンシルバニア州、バージニア州
6. 北東部地域：コネチカット州、メイン州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、ロードアイランド州、バーモント州
7. 太平洋諸島地域：ハワイ州、北マリアナ諸島、米領サモア、グアム
8. 南大西洋地域：フロリダ州、ジョージア州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州
9. 西海岸地域：カリフォルニア州、オレゴン州、ワシントン州

⁴ 本枠組みでは、「州政府」には、プエルトリコ、米領バージン諸島、グアム、北マリアナ諸島、米領サモアも含むこととする。

⁵ タスク・フォースは、部分的に、存在する場合には既存の地域統治機構の構成員に基づいて、9つの地域計画区域の州構成員を基本として構成したが、以下は例外である。ペンシルバニア州は、規定された地理的適用範囲の下、CMSP 地域計画区域に含まれるデラウェア川に海岸線を持つため、中部大西洋地域計画区域に加えられた。

メキシコなど) と共有しているため、それらの各区域の地域計画機関には、これらの国からの代表者またはオブザーバが参加する場合がある。

CMSP策定協定

各地域計画機関の構成員(「パートナー」)は、CMSP策定協定を作成及び実行し、そのモデルは、以下のセクション XV で説明するように NOC が策定する。

策定協定は、協力的に CMSP に参加して最終的な CMS プランを策定する明確な誓約であり、パートナーそれぞれの主要な代表者を特定し、パートナーの基本原則、役割、責任を定義するものである。

紛争解決プロセス

CMSP 策定は、CMS プラン策定の際に地域計画機関の構成員の意見が一致しなかった場合に対立を解決するプロセスを提供する。NOC は、地域間での整合性を確保するために、暫定報告書で特定されたガバナンス諮問委員会 (Governance Advisory Committee: GAC) と連携して、このプロセスを策定する。このプロセスは、ほとんどの紛争が地域レベルで確実に解決できるように策定される。対立が地域レベルで解決できない場合には、暫定報告書に概説したプロセスを通して、地域計画機関の代表が、問題を NOC に上げて解決を図る。

作業計画

各地域計画機関は、CMSP 及び CMS プラン策定のための合意済みのプロセスを記述し、鍵となるマイルストーンを確立し、資源を特定し、期限を特定し、以下に定義された計画プロセスに必要な必須要素に対処する正式な地域作業プランを策定する。作業プランは、その地域の特有の状況(例えば、地域に既存の州プランがある場合)を柔軟に考慮することを認める。NOC は、実施に先立って各地域作業プランを審査・承認する。

CMSPプロセスの必須要素

CMSPプロセスの必須要素

- 地域目的を特定すること
- プロセスを通して計画の方向付けに役立つ既存の取り組みを特定すること
- プロセスを通して要所で利害関係者及び市民を参加させること
- 科学者、技術者、及びその他の専門家に助言を求めること
- データ、利用、サービス、影響を分析すること
- 将来の利用シナリオの代替案及びトレードオフを策定及び評価すること
- パブリック・コメントのために、環境影響評価書を支持する CMS プランのドラフトを準備・公開すること
- 最終的な CMS プランを作り、NOC 審査のために提出すること
- NOC に認定された CMS プランを実施、モニタリング、評価、(必要ならば) 修正すること

CMSP プロセスは、最終的に CMS プランの策定につながる一連のステップからなる。CMSP プロセスは、地域間及び地域内での最適な柔軟性を想定しているが、以下の必須要素、及びパートナーがそれらの要素の達成をどのように計画するかについては、地域をまたいで、ある程度の国内での一貫性を確保するために、作業プランで対処する必要がある。このプロセスは順応的であり、地域が CMSP の経験を積むにつれ改良される。

- **地域目的を特定する**：各地域は、明確な方向性、成果、及び完了までの期限を提供する一連の具体的で測定可能な地域目的を規定し、それに合意する。これらの地域目的は、本枠組みにおいて特定された国家目標及び方針、ならびに、NOCがCMSPのために明確に示したあらゆる国家目的との一貫性を保つ。これらの目標は、意図と行動の必要性の表明として機能し、生態系に基づいた包括的かつ統合的なCMSプランの計画プロセス及び最終的な策定の指針となる。
- **プロセスを通して計画の方向付けに役立つ既存の取り組みを特定する**：地域計画機関は、既存の作業に基づいて地域プランを構築できる既存の取り組み（州海洋プラン、データ管理の取り組み、CMSP決定結果など）を特定する。これにより、既存及び進行中の取り組みに対する重複または妨害なしに、全体として地域を前進させる、より有機的かつ全体論的なアプローチが可能になる。これらの既存の取り組みには、地域全体に及ぶもの、州に焦点を当てたもの、あるいは、比較的場所に特化した海洋空間計画または取り組み（例、五大湖回復イニシアチブ行動計画（Great Lakes Restoration Initiative Action Plan）、マサチューセッツ海洋プラン（Massachusetts Ocean Plan）、ロードアイランド海洋特別区域管理プラン（Rhode Island Ocean Special Area Management Plan）、国家海洋保全区域管理プラン（National Marine Sanctuary management plans）など）、また、必要に応じて、CMSPのアプローチ及び方針のいくつかの側面を組み込もうと努める、問題に特化したプラン（海洋エネルギー及び漁業管理プランなど）が含まれる。
- **プロセスを通して要所で利害関係者及び市民を参加させる**：地域計画機関は、策定、採択、実施、評価、適応のフェーズを含むCMSPプロセスのすべてのフェーズを通して、利害関係者の頻繁かつ継続的な参加を保証する。すべての懸念及び考えをより確実に考慮するために、計画プロセスに最も影響を受ける（あるいは影響を受ける可能性がある）利害関係者の参加を重視すべきである。また、社会的不利益者層を確実に含むように、格別の注意を払うべきである。地域は、社会的、文化的、経済的、環境上、人間の健康及び安全保障上の主な利害のバランスを取って、利害関係者諮問機関の設立（または、該当する場合には既存の機関の活用）を検討すべきである。地域計画機関は、意見及び要求に関する既存の文書を含め、地域または州のCMSPの取り組みに対して以前に利害関係者が提供した意見も特定すべきである。市民参加は、公聴会、パブリック・コメント・プロセス、及びその他の適切な方法を通じて追求され、適用される法令の下での公知及び市民参加に対する既存の要求事項と一貫性を保つ。
- **科学者、技術者、及びその他の専門家に助言を求める**：地域計画機関は、健全な科学及び利用可能な最善の情報に基づいてCMSPを実施するために、プロセスを通して、沿岸・海洋科学及びその他の関連する分野における科学者、技術的専門家、及び伝統的知見または専門知識を有する人々に助言を求める。こうした助言は、技術及び科学に関する地域の官民パートナーシッ

プの形を取ることができる。さらに、地域計画機関は、CMSプランの策定、実施、評価フェーズを通して計画機関を科学的及び技術的に監督及び支持するために、既存の地域科学諮問機関 (regional science advisory bodies: RSAB)、地域海洋観察組織などのその他の技術事業体、及び、物理学、生物学、生態学、社会科学の専門的な関連知識を持つ、その他の組織を確立するか、もしくは、それらとの連携を行うべきである。

- **データ、利用、サービス、影響を分析する**：設立されている場合にはRSABも含めた、科学及び技術の専門家からの支援を受けて、地域計画機関は、以下を調査、評価、予測、及び分析する。
 - 変動する条件への対応を含め、計画区域で生じる重要な物理的及び生態学的なパターン及びプロセス（例、基本的な生息場所の分布、重要な生息場所の機能など）
 - NOC によって提供される国家指針と一貫する、地域で策定された評価及び優先順位付けの方法を用いた、計画区域内の生態学的条件、相対的な生態学的重要性、または区域の価値
 - 計画区域内外の隣接地域を含めた、地域生態系内及び地域生態系間の関係性とならび、及び今後予測される人的利用がそれらの関係に及ぼす影響
 - 区域における現在及び新規の海洋利用の空間分布、及びそれらの利用間の対立と両立性
 - 区域内の重要な生態系サービス、及び、人的利用、自然災害、地球規模の気候変動の影響に対する生態系サービスの脆弱性または回復力
 - 既存の場所に基づいた管理方法及び管理当局の寄与
 - 既存及び新規の海洋・沿岸・五大湖の利用の将来的な要求事項

この分析は、「CMS プランの必須要素」のセクションで後述する地域アセスメントの根幹を形成する。地域計画機関は、既存のアプローチ及び取り組みを特定して活用することで、情報を収集し、そして、データと情報のギャップの存在する場所、及びアセスメント、予測、及び分析でなされた仮定を明確に特定して情報及びデータの不足を「補完」する。

- **将来の利用シナリオの代替案及びトレードオフの策定及び評価**：地域計画機関は、現在、新規、及び提案段階の人的利用、生態系の状態、生態系サービスに関して収集された情報に基づいて、将来の利用シナリオの多岐にわたる代替案を特定する。比較分析によって、人的利用に関する複数の代替案の間のトレードオフ、累積的影響、利益を評価、予測、及び分析する。代替案とそれを支持する分析は、CMSプランのドラフトの基盤となる。
- **パブリック・コメントのために、関係する環境影響解析書と共にCMSプランのドラフトを作成し、公開する**：代替案を含め、CMSプランのドラフト及びそれを支持する環境影響解析を完了すると、地域計画機関は、適切な公開審査及びパブリック・コメントを行うためにそれらを公

開する。CMSプラン策定中及びCMSプランの最終版の正式採択前に、地域計画機関は、進行中の問題及び地域協調へ対処するためのCMSPの取り組み及び協定を柔軟に進める。これらの協定は、CMSプランの最終版の一部になる可能性があることが認識されている。CMSプランのドラフト作成において、地域計画機関は、このセクションで上述したように、NOCによって策定されたプロセスを用いて、紛争を解決する。

- CMSプランの最終版を作り、NOC審査のために提出する**：計画のドラフト及び代替案の公開審査に基づいて、地域計画機関は、CMSプランの最終版と、以下のセクション（計画の必須要素）で詳述する要素を含む環境影響解析を策定する。地域計画機関は、以下のセクションXIで述べるように、国内での一貫性の認証のためにCMSプランの最終版をNOCに提出する。最初のCMSプランは、反復型であるよう意図されており、以下に述べる順応的プロセスを通して修正することが期待される。
- NOC認定CMSプランを実施、モニタリング、評価、（必要ならば）修正する**：地域計画機関は、CMSプランの有効性をモニタリングし評価する責任を継続して有する。地域計画機関は、必要に応じて、生態学的、経済的、人間の健康上、安全面、安全保障上、または、社会的な条件及び情報における関連のある変化に基づいて、CMSプランを順応させる。実施中、各地域は、新たなデータ及び科学的発見を統合して、地域目的及びそれぞれの目標を改良する。海洋・沿岸・五大湖の環境及び利用を観察しモニタリングするための新たな技術が策定された場合には、地域CMSPのモニタリング及び評価の取り組みに適用することを検討する。

CMSプランの必須要素

CMSプランの必須要素

- 計画策定区域の地域的概観と範囲
- 規制の状況
- 地域アセスメント
- CMSPの目的、戦略、方法、メカニズム
- 順守のメカニズム
- モニタリング及び評価メカニズム
- 紛争解決プロセス

CMSプランは、各地域に特有の具体的な需要、能力、問題に応じ、地域によって異なると予測される。完成したCMSプランは、地域をまたいだ国内での一貫性を確保してNOCによる認証を受けるために、以下の必須要素を含む。科学的データ、情報、知見、及び、関連する伝統的知見が、これらの必須要素の各々の根拠となる。

- 計画区域の地域的概観と適用範囲**：CMSプランには、計画区域の地域的概観を含む。この概観には、計画区域の生態系及び生態系の生物学的、化学的、物理的環境、社会的、人間の健康上、安全上、安全保障上、及び経済的な利用、ならびに重要な生息場所、植物相、動物相を含む生態学的及び保全上の検討事項、及びその地域のその他の懸案事項の記載が含まれる。この地域的概観は、CMSプランが、「海洋・沿岸・五大湖の管理の国家政策」（国家政策）(National Policy

for the Stewardship of the Ocean, Our Coasts, and the Great Lakes: National Policy)、CMPS国家目標及び方針、NOCによって策定されたあらゆる国家目的、地域目的、及び、その他の関連する国家、地域、州などの政策との関連及びそれを推進する方法について述べる。CMSプランは、計画区域の地理的適用範囲も規定する。

- 規制の状況**：CMSプランは、すべてのレベルの政府の法規、規則、規制の中でCMSP実施に関連するものについて述べている。また、適切な場合には、地域CMSプランに依存するか、または、一部として組み込まれる可能性がある主要な既存の計画プロセス（例、五大湖回復イニシアチブ行動計画 (Great Lakes Restoration Initiative Action Plan)、州海洋空間計画 (State marine spatial plans) など）についても記述する。
- 地域アセスメント**：CMSプランは、このプランが対象とする沿岸・海洋・五大湖地域の現在及び将来予測される状況、利用、及び特徴を記述した、環境的、社会的、経済的、及び、その他の必要なデータ及び知見に基づく、地域アセスメントを含む。この地域アセスメントには、計画区域、生態学的に重要あるいは脆弱な種／生息環境／生態系、及び、人間の活動場所に関連する生物学的、化学的、生態学的、及び、物理的な特徴、ならびに生態学的条件または健康と累積的リスクのアセスメント、及び累積的影響の予測及びモデルを含む。地域アセスメントは、計画プロセスの間に得られた情報及び実施された分析、ならびに、管理上の決定とプラン代替案の作成のためのそれらの活用方法について説明する。
- CMSPの目的、戦略、方法、メカニズム**：このセクションでは、地域のためのCMSPの地域目的と、戦略、方法、メカニズムの案について述べる。それらにより、分析、選択肢の評価、及びCMSプランでなされる結論の根拠が提供される。また、適切な規模での保全及び利用の空間的な決定について述べ、必要な視覚表現を含む。CMSプランでは、利用間の対立への対処を含め、統合的または協調的な意思決定のための戦略、方法、及び、メカニズムを記述する。CMSプランは、プランの優先度及び目的との一貫性について、個々のパートナー及び共同での意思決定を確実に審査するメカニズムを含め、実施を進めるための継続的なプロセスをさらに記述する。CMSプランは、利害関係者及び市民に対して継続的に参加の機会が与えられることについて記述する。災害、非常事態、及びそれらに類似した出来事への準備及び対処に関する活動及び事業に対応するのに必要な柔軟性をもたらす。また、CMSプランは、変化及び修正を求めるために、地域プロセスの検討も行う。
- 順守のメカニズム**：CMSプランは、意思決定者間の協調及び協力を強化し、CMSプランの実施及び執行に用いられるそれぞれの既存の法律及び規制についての各機関の解釈及び適用に一貫性が保たれるようにするメカニズムを特定する。
- モニタリング及び評価メカニズム**：CMSプランは、CMSプランの有効性を評価して、検討する必要がある場所と時期を特定するための、報告メカニズムを含むモニタリング及び評価メカニズムを明記する。モニタリング及び評価の一部として、地域計画機関は、地域が国家及び地域の目的及び目標を満たしているかどうかを評価するために用いられる一通りの明確な地域の実績指標を規定する。さらに、地域計画機関は、CMSプランに情報を提供するために、経済的、生態学的、社会的視点から管理行動の影響を評価する地域生態系アセスメントの定期的な実施

に参加する。モニタリング及び評価は、NOCにより提供される国家指針と一貫性を保って、元々の地域アセスメントを受け継いで、それに基づいて構築される。

- **紛争解決プロセス**: CMSプランは、GACとの連携でNOCによって策定された紛争解決プロセスのパートナー間での実施方法について述べる。

X. 計画策定プロセスの性質及び国家海洋会議認定の沿岸・海洋空間プラン

CMSP は連邦、州、部族及び地域の組織、関係者及び市民に、共通の目標、指針及び適用される法的権限に基づき、複数の持続可能な利用をよりよく管理し、対立を解決し、海洋、沿岸及び五大湖の生態系に基づく管理を支援するための、有意義な場の提供を意図したものである。この方法で、地域や国の目的、目標及び指針が、単一の、包括的で統合されたプロセスによって検討することができる。これに成功するには、CMSP の成果が、連邦、州、部族、地方及び地域の組織、関係者及び市民がこれらの領域の利用と保全に参加する形で、意味のある改善に結び付かなければならない。

この枠組みの目標は、包括的で統合され、柔軟で先行きを見通した、生態系に基づく CMSP に近づくことだが、すぐに実現できることではない。CMSP は、プロセスが前進するにつれて間違いなく生じるであろう無数の複雑さと問題に対処する時間的余裕を見ながら、慎重に開始し展開しなければならない。さらに、この枠組みは、州、部族、連邦及び地域の連携した取り組みに関するインセンティブ及び利益のいくつかを特定し、全面的に調整された計画プロセスを念頭に置いているが、具体的に各地域で CMSP を展開、実施する方法についての決定には、大幅な柔軟性がある。

CMS プランの策定及び実施は反復のプロセスである。各地域は CMSP に対して、さまざまな推進力と能力を持っているが、地域は、当初の策定と実施の諸段階の優先順位付けを選択することができる。CMSP は利用上の多くの対立の解決を支援すべきだが、すべての対立が解決されると想像するのは現実的ではない。さらに、パートナーは、特定の時点で CMS プランにある種の問題を含めず、むしろそれらの問題を確認し、反復される CMSP プロセスの一部として、いかに当事者たちがそれらに関する作業を継続するかを表明することに同意する場合もある。時間がたつてデータのギャップが埋まり、新情報が明らかになり、あるいは州または連邦の法的権限が制定、変更、または更新されてから、他の問題が含まれる場合もある。

CMSP が有効であり、全体的にプラスの影響を持つことを保証するためには、CMSP に参加する各パートナーは、誠意を持って以下の事項に責任を持つ必要がある。(1) 各パートナーは互いに異なる権限や、十分に対処しなければならない定められた任務目的を持っている場合があることを認識した、CMS プランの策定と実施に結び付く、協力的で開かれていて透明な CMSP プロセス。(2) 国家政策、国の CMSP 目標、目的及び方針、及び地域の CMSP の目的への配慮が、既存の法律、規則、その他の権限、そして緊急時対応及び国土と国家の安全保障活動の必要性と合致した、

すべてのパートナーの意思決定プロセスに組み入れられることの保証。(3) 共同での計画プロセスでは解決できない懸案及び問題を、迅速、合理的かつ公正に解決することを可能にする紛争解決プロセス。

CMS プランへの署名は、適用される法律、規則及びその他の権限の範囲内で、かつ重要な緊急時対応及び国土と国家の安全保障活動の必要性を尊重して、計画に基づいた行動をするとの、パートナーによる明示的な誓約である。したがって、州及び連邦の規制当局は既存の法的義務と矛盾しない限り、例えば、改善された、より効率的な許可制度、環境審査、及び CMS プランにおいて特定されたその他の意思決定のプロセスを順守する。CMS プランに関係するプログラムを持つ州及び連邦の当局は、裁量支出（補助金、共同契約など）を含むそれぞれの活動が、可能な限り CMS プランを順守することを保証するために、プログラムを再検討し、必要に応じてプログラムを修正する。また、州及び連邦の機関は、現行法に合致した形で、CMS プランの関係する要素を進行中の業務または活動に正式に組み入れることが期待される。これはさまざまな方法で実施することができる。例えば、許可審査及び意思決定のプロセスを調整または統一するために、政府機関は覚書 (MOU) を締結することができる。既存の規則または法律上の要件により、CMS プランを全面的に実施する機関の能力に制約が課される場合、その機関は、CMS プランの全面的な実施のために規則または法律の変更を求めるべきか検討すべきである。

CMSP と既存のプラン及びプロジェクトとの関係

CMSP は、海洋、沿岸及び五大湖の環境またはその利用に関係した既存の、または保留中の計画またはプロジェクトを遅らせること、または止めることを意図していない。しかし、かかる計画及びプロジェクトに関する意思決定に責任を持つ人は、今後の決定において、現行法のもとで可能な限り、国の CMSP の目標と方針、国の政策、及び特定された国や地域の CMSP の目的を考慮することを期待される。NOC の認定を受けて CMS プランがいったん発効した際には、保留中の許可またはその他の申請を持つプロジェクトの不当な混乱または遅れを避けるために、CMS プランの実施は段階的になされる。

XI. 国家における整合性

国家における整合性に対する NOC による認証

NOC は各地域の CMS プランを、国家政策、この枠組みにおいて提示されている CMSP の目標と方針、国の目的、実績指標、または NOC が表明した下記の指針、及びその他の関係する国の優先事項との整合性を保証するために審査をする。NOC による審査では、CMS プランが、この枠組みに記されているすべての必須要素を含んでいることを確認する。また、NOC は地域の境界にまたがる問題に関して、CMS プランの隣接地域との両立性も検討する。NOC は、CMS プランの受領から 6 カ月以内に認定について審査し決定を下す。NOC が認定をした場合には、その CMS プランを採択した決定文書が、州の高官（知事など）、場合に応じて部族代表、及び地域計画機関に加わって

いた連邦機関の高官によって署名される。パートナーによって署名された時点で、そのCMSプランは「有効」とみなされ、実施が開始される。⁶

国のCMSPの目的、実績指標及び指針

NOCは国の目的、成果に基づく国の実績指標、及びCMSプランの策定及び実施における国の整合性を推進するための指針を設定する。CMSPの意図は部門間の統合なので、NOCは一連の国の目的を作成する。これらには、経済、保全、安全保障及び社会に関係する目的が含まれる。また、NOCは国のCMSPの目的の実現に向けての進展を判定、監視、及び報告するための、国の実績指標も作成する。「CMSPプロセスの必須要素」及び「計画の必須要素」に記されているように、地域計画機関は地域のCMSPプロセスの一環として、地域固有の目的及び、それに関連する実績指標を作成する。地域計画機関によって作成された地域実績指標は、定められたCMSプランの目的に向けての向上を追跡するために使われる。地域の指標と目的は、国全体で定められた目的と指標に合致したものとする。

地域と国の実績指標は、CMSPプロセスにおいて定められた、国と地域の目的に直接的に関係すべきである。実績指標は、CMSプランの保全目的及び社会経済的目的の両方を査定する。保全の指標には、在来種の多様性と豊富さ、生息地の多様性と相互接続性、及び主要種（生態系の構成と機能を推進することが知られている種）の状況など、生態系の健全さの指標などが含まれるがそれに限定されない。さらに、社会経済的指標が作成され、それには営利の漁獲活動及びレクリエーションとしての釣り、水産養殖、沖合エネルギー、レクリエーション日の日数、規制プロセスを実施するための許可申請に必要な時間などの、経済的価値、経済部門の生産性などが含まれるが、それに限定されない。実績指標は、結果を立証する手段を提供し、関係者、一般市民、及び政策決定者に対してCMSPプロセスの説明責任を果たす手段となる。

NOCは、費用効果的であり、判定可能であり、説明可能であり、理論に基づいており、応答性があり、具体的であることを保証するために、地域計画機関と協力して、地域の目的及びそれに伴う実績指標に対する指針を作成する。NOCは、全国的に適用可能な共通の評価尺度を提供するため、これらの生態学的で社会経済的アプローチに対する一貫した指針、及びこれらの取り組みにおいて地域計画機関を支援するためのツールを開発する。これにより地域計画機関は、地域的に意味のある目的と指標を開発する独立性と柔軟性を与えられることが保証される一方で、地域的な指標と報告の、国のCMSP実績制度との整合性も確保される。

XII. 国際法との整合性

CMSプランは、海洋法条約及び米国が締結しているその他の条約や国際協定に反映されているものを含む、慣習国際法に基づき実施される。CMSプランの策定及び実施の海側の基線は、米国が

⁶ NOCが計画を認定しなかった場合、NOCは地域計画機関にその決定の具体的な理由を提示する。その後、地域計画機関はNOCの理由に対処し計画を再提出する機会を引き続き与えられる。

その権利と管轄権を行使し、その領海、EEZ 及び大陸棚における義務を履行する範囲と整合するものとする。CMS プランは、航行の権利と自由に関するものを含む、国際法に基づく米国の権利、義務及び管轄権を変更しない。本文書、または本文書に基づき作成された CMS プランの何ものも、国際法の意味及び適用性に関する、個人の法的権利、またはその他の実施可能な個人の法的権利を生み出さない。

XIII. 国家海洋会議認定の沿岸・海洋空間プランの順守

署名者は、その既存の法律及び規制上の権限の範囲内で、NOC 認定の CMS プランを順守することを期待される。署名者が、認定 CMS プランを実質的に順守しない行動を意図した場合、署名者は地域計画機関及び NOC に、非順守を正当化する理由（新しい法律上の要件など）を含む、事前の通知をする必要がある。CMS プランの署名者及び NOC は定期的に、NOC 認定の CMS プランからの逸脱を必要とする理由を審査し、場合に依りて、CMS プランの修正または基礎となる法律及び規制の変更を含む、今後の逸脱を最小限にするための勧告を作成する。CMS プランの機関による解釈に関する紛争は、上述の通り、NOC によって開発された紛争解決プロセスに基づき解決される。

CMS プラン自体は規則ではなく、必ずしも機関の最終的な意思決定でもない。機関は自身の規則の中に、CMS プランの諸要素を組み入れることができる。CMSP の順守は、連邦や州の機関、部族政府を通じて、既存の法律及び規制に合致する範囲で CMS プランを自身の事前計画、計画及び許可のプロセスに組み入れて、達成される。CMS プランの署名者は定期的にこのプロセスを審査し、法的な制約が特定される場合には、立法上での解決または規則の変更が必要かつ適切であるか否かを査定するために NOC と協力する。

CMSP のプロセスの有効性はある部分、第三者の活動が関連する法律及び規制に準拠することを保証する、連邦、州及び部族の当局の意欲と能力に依存する。適用される法律及び規制の使用に一貫性がなく、またはそれらに違反していた場合には、国は包括的で統合された CMSP の利益を得られない。個々の実施の権限と責任を持つ機関によってなされる執行が成功するには、順守と執行の現実を反映する、明確で簡潔で、容易に理解できる要件に基づいたものでなければならない。

CMS プランは、連邦、州、地方及び部族の執行機関が、時には個々の機関の管轄権を越えることもある地域の目標のサポートにおいて、それぞれの権限に基づき既存の規則を執行するために協力する際に、それらの間での連携と協力の強化のための枠組みを提供する。既存の法律及び規制によって認められる限りにおいて、この協力による地域的アプローチでは、情報とベスト・プラクティスの共有を奨励し、合意された執行の優先事項と戦略の展開を支援し、地域での執行の最優先事項に資源を集中させることで、執行のための希少な資源の、より効果的な利用を図る、生産的なパートナーシップを構築すべきである。連邦、州、及び部族の CMSP 関連の法律に対する、

協力的執行のアプローチは、機関及び管轄区域を越えての、規則のより一貫した解釈と適用も促進し、海洋、沿岸及び五大湖の利用者に、より大きな確実性と理解をもたらし、それによって順守と全体的な有効性の向上を促進することができる。NOC と CMS プランの署名者は、執行の有効性を定期的に審査し、既存の連邦一州一部族の調整された執行メカニズムにおける対立あるいはギャップの是正を求める。

XIV. 科学的な知見とデータ統合、調査、管理及びアクセス

CMSP は基本的に科学に基づき、新しい証拠、技術及び理解に対して適応的である。CMSP にとって必須なのは、科学的な知識とデータであり、以下ではこれらを総称して情報という。海洋科学と探査における長い歴史を反映して、米国は、海洋、沿岸及び五大湖の生態系及びその利用に関して、自然科学及び社会科学の膨大な情報を蓄積している。この情報は、特に特定かつ累積的な効果、生態系のプロセス及び回復力に関する、追加の CMSP の研究と情報によって補足されるが、人間による利用、生態系の状態、管理の代替案、情報とデータのギャップ、及び CMS プランの有効性を包括的かつ整合的に調査、評価、予測、及び分析するのに必要となる。

適切で信頼できる情報は、計画をうまく実施するのに必須であり、したがって、連邦、州及び地方の管理者、部族、学界、民間部門そして市民がアクセスできなければならない。沿岸と海洋の科学データ及び情報製品のために設けられる、しっかりした国の情報管理システムが、CMSP の多様なデータとアプリケーションの要件、そして利用者のさまざまな技術的能力に対応するために必要である。NOC は、地域計画機関と協力して、既存の連邦の情報システムと両立するシステムを創設し、関係する連邦の情報資源を記録し、諸機関にわたる効果的なガバナンスと説明責任を請け負い、必要な場合にはデータの機密性を守る。このシステム構造内で、連邦の機関及びその他の地域のパートナーは適切なデータ、メタデータ及び派生製品を提供し、広く認められている国内及び国際的な標準とプロトコルを使って、ウェブに提示する。例外には、CMSP の需要に応じて幅広く配布するのに適したフォーマットに合成し修正することはできない、機密ではないが慎重に扱うべき情報、及び、所有権対象、法的に秘密、または機密の情報が含まれる。

機関が CMSP 関連の情報により容易にアクセスできるようにするため、CMSP 情報に接続する中央ポータルまたは地域のポータルを持つ、国の情報管理システムが開発される。NOC は、情報管理システムの CMSP ポータル及び構成要素を管理し実装し更新する、連邦の主機関または

CMSP 情報の管理と頒布の方針

- CMSP 情報は国の戦略的資産であり、計画の必要性を満たすために、継続的に作成され管理されなければならない。
- CMSP 情報は関係者に、国の標準に準拠した「情報に関する情報」(メタデータ)と共に提供され、アクセス可能にされる。
- 連邦の機関は、情報の発見、検索、利用及び管理が容易になるように、メタデータを改善する。
- 連邦以外の出所から得られる情報を含む、連邦の機関によって収集、制作、及び頒布される CMSP 情報は、政府全体での情報の品質基準、及び NOC が採用するその他の追加の最低基準を満たす。

協力組織を特定する。システムの相互接続性、情報交換、及び情報とアプリケーションの技術は本質的に関連しており、CMSP ポータル内で共同で開発され実装される。全国的な整合性を保証するため、CMSP 情報に対する最低限のデータ基準が採用され、その中には情報の質に対する基準が含まれる。すべての情報の管理及び提供活動は、既存の適切な連邦のデータ・センターの参加とイニシアチブを得て開発、更新される。NOC は、さまざまな CMSP 及びユーザーの需要をサポートする、コンピュータ可読のファイル及びウェブ・サービスのフォーマットによって、情報が市民に提供され、そのアクセスが容易であることを保証する。これには、ウェブ・ブラウザ、地理空間的ウェブ・サービス、及びその他のウェブ・ベースの共同リソースが含まれる。CMSP ポータルは透明性を増し市民の関与を促進するために、民間部門のパートナーシップを含む、新たなウェブ技術を活用する。

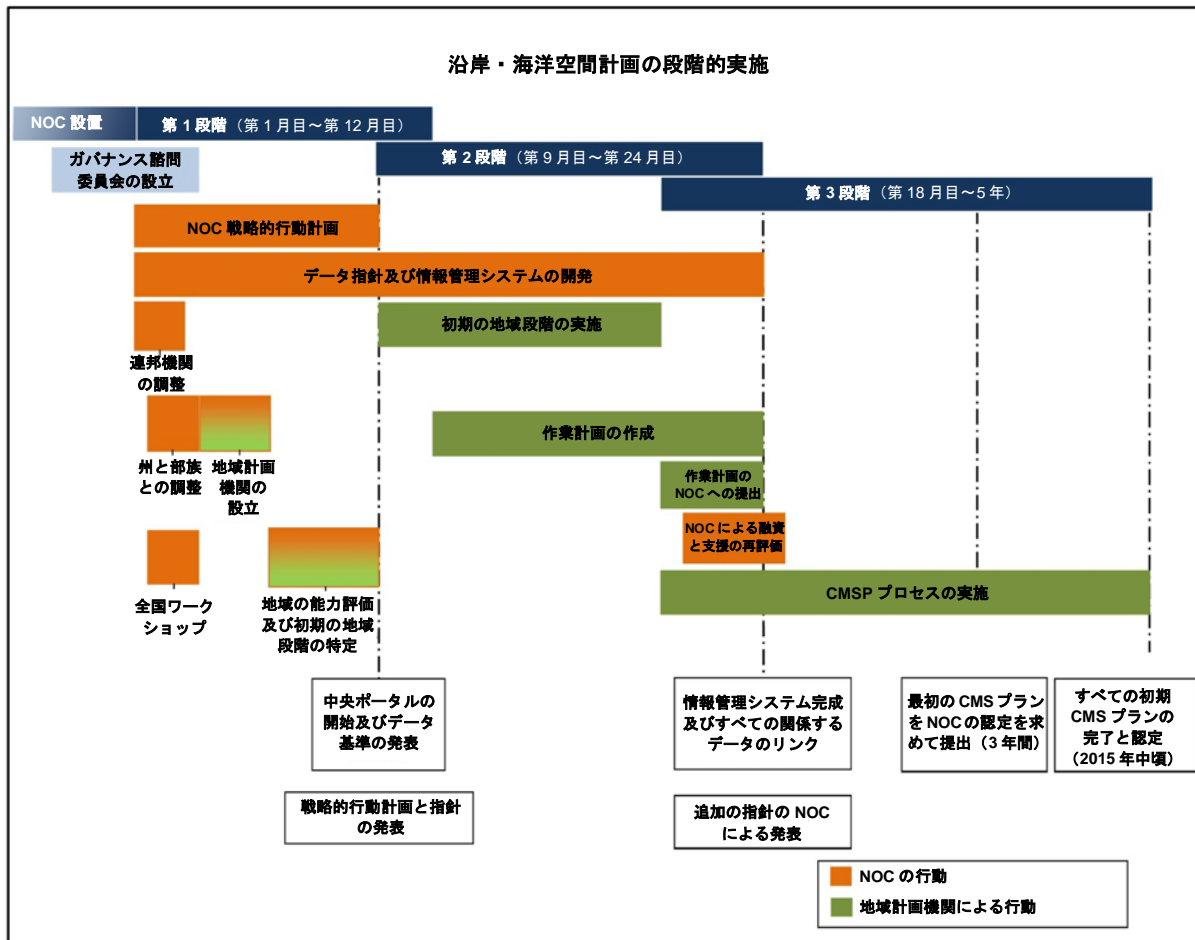
既存の CMSP の科学的基礎の上に構築するため、NOC は、優先的な CMSP の科学的必要性を特定するメカニズムを設ける。これには、優先的 CMSP 研究、データ取得、情報統合のギャップ、及び、科学を CMSP プロセスに、より効果的に適用するのに必要な新しいツールの特定が含まれる。データ、情報及び研究の需要の特定は、CMSP の作成及び適用を改善する適応的かつ反復的な長期的プロセスの一部として、定期的実施される。

さらに、データ層としての一貫した生息地地図から、特化した決定支援ツールまで、国全体で一貫した派生的データ製品が、地域での査定及び今後の利用のシナリオ代替案に対する一貫した枠組みを提供するために作成される。NOC は、どの地域が生態的に特別の重要性または価値を持っているかを判断する方法など、意思決定においてかかる情報を使うためのさらなる指針を提示することもできる。特に CMSP のために設計または順応された、これらの科学に基づく決定支援ツールは、モデル、評価及び視覚化の機能を持ち、地域計画機関が CMSP の決定に最も適切な情報を、しっかりした包括的な CMS プランを生み出す形で統合することを可能にする。これらのツールは、意味のある利害関係者の関与、代案及び将来のシナリオの客観的な評価、社会的目的と整合した利用のタイプの特定、及び CMS プランの定期的な評価のための、共通の知識ベースを提供する。それらは、地域及び州の取り組みを推進し、より幅広い全国的な枠組みの中で計画の地域固有の側面を分析し取り組むために、それらの取り組みが地域固有のデータと情報の上に構築され、それに追加される形で、作成されアクセス可能にされる。

XV. 実施

この枠組みの実施は、NOC を通じて、地域において、複数の段階によってなされる。第1段階として NOC は、国の CMSP の取り組みのための基礎を開発し構築するための最初の行動を行う。同時に、NOC は直接、州と部族に、CMSP を進めるための協力戦略の協議に参加させる。CMSP の作成と実施の業務の幅広さを考えると、連邦、州、部族及びその他のパートナーが、最初の実施期間に取り組みの優先順位を付けることが重要である。各地域の優先事項は異なる場合があるので、データの作成、分析及び政策決定者にとっての関連する問題において、各地域がさまざま

な段階にある場合もある。これらの相違を念頭にした下記の段階的アプローチにより、NOC 及び地域は、能力を開発し、既存の取り組みの上に構築し、学んだ教訓を利用して効率を増すために、十分な時間を得ることができる。



第1段階（第1月目～第12月目）

NOC、及び州、部族、地域の代表者の行動の多くは第1段階で始まり、全国スケールでの CMSP の実施の基礎となる。

NOC内部組織の設置と戦略的行動計画の開始（第1月目～第9月目）

第1段階の最初の月では、NOC はその最初の設立と編成に基づき、CMSP を NOC のガバナンス構造の中に組み入れる最善の方法を決定し（例えば、CMSP 省庁間政策小委員会の設置）、CMSP の枠組みの具体的な要素の実施における個々の機関の役割を決定し、人員、融資及び技術的な CMSP の支援を含め、資源の需要を査定する。

NOC は、追加の検討、分析及び精緻化が必要な特定の領域に対処するために、戦略的行動計画 (SAP) の作成を開始する。SAP は6か月から9か月内に公表され、その中には国の目的、国の実

績指標、国の情報管理システムの開発に関する指針（追加の CMSP 情報及び研究の需要の特定を含む）、必要な場合は法律の分析及び法律の変更の勧告、前述の紛争解決メカニズムの説明、及び CMSP に関して NOC が適切であるとみなすその他の指針を含む。NOC は GAC と協力して、CMS プランの作成中に地域計画機関のメンバー間に紛争が生じた場合には、その解決メカニズムを提示する。

国の目的及び国の実績指標

NOC は SAP の一部として、国家政策、CMSP の目標と方針、及びその他の関係する国の目標と優先事項に合致し、それらの増進のための、CMSP に対する国の目的を定める。これらの国の目的は、地域の目的の作成に対する追加の指示として機能し、CMSP における国と地域の整合性を維持する助けとなる。これらの目的と同時に、成功を定義し成果を判定する助けとするために、成果に基づく国の実績指標が定められる。

国の情報管理システムの開発に関する指針

全体的な目的と指標が CMSP の取り組みを指示する助けとなるが、データ、技術及びツールに関する指針も作成される。最初の 6 カ月から 9 カ月の間に、データを調整、統合、及び管理する初期の行動が必要である。NOC は国の情報管理システム及び CMSP ポータルの開発を開始し、政府全体の情報品質基準と合致した最低限のデータ基準を採択し、CMSP ポータルを管理、実装及び更新する連邦の主機関または組織を特定し、すべての地域での CMSP に必要な新しい標準的なツールまたはモデルを特定しその開発を開始し、追加の CMSP 情報及び研究の需要を特定する。9 カ月目の期間の終わりに、これらの基本事項に関する指針が SAP の一部として公表され、CMSP ポータルのプロトタイプが運用が始まる。しかし、情報管理システムの構築及び関連するデータのリンクには 2 年かかるかもしれない。

法律の分析、及び必要な場合の法律の変更の勧告

NOC は SAP の一部として、連邦の権限におけるギャップ及び対立を特定する取り組みを監督し、それらを調整するための措置の可能性を勧告する。この取り組みは、包括的で統合された CMSP をサポートするために、各機関のさまざまな法的権限が調和しうるかを調べるものである。さらに、NOC は、連邦、州、部族及び地方の組織の法的権限が、全体として地域の CMSP の取り組みの実施をサポートするのに使えるかを検討する。この際に NOC は、目的の優先順位、及び関係する権限と合致した、CMSP をサポートしうる既存の補助金またはその他の支援プログラムを特定すべきである。

地域内の連邦政府関係機関代表者の招集及び組織化（第 1 月目～第 2 月目）

国及び地方の連邦機関の代表は、現在のコミュニケーションの方法とその改善、データと製品の共有、規則の効率の調査、及び CMS プランの達成のための州と部族のパートナーとの共同作業の方法の決定を議論するために招集される。各地域に固有の問題に対処する形でサービスが提供さ

れていることを保証するために、州と部族のパートナーを参加させる前に、連邦のコミュニティ側に自己管理をして機関間の調整をする、適切な配慮が必要である。

モデル協定の締結（第1月目～第3月目）

第1段階の最初の3カ月間、NOCは、地域計画機関が使用する、モデル開発協定を作成し提示する。このモデルは、地域計画機関の設立における効率と整合性を推進するのに使われる。セクションIXに記されている通り、開発協定は、CMSPに協力的に参加し、最終的なCMSプランを作成し、各パートナーに対して主代表者を特定し、基本原則及びパートナーの役割と責任を定めるという明示的な誓約である。

国家ワークショップの組織と招集及びCMSPシミュレーション演習（第2月目～第4月目）

第1段階の最初の第2月目から第4月目で、NOCはまた、GACからの知識を得て、地域計画機関の代表者となる人のために一回または複数回のワークショップと、CMSPプロセスのシミュレーション演習を組織し招集する。ワークショップは、連邦、州及び部族の代表を直接参加させ、CMSPと国の枠組みの全体像を示し、この枠組みが計画の実践においてどのように機能するかを立証、検証し、先に進むための協力戦略を議論するためのフォーラムである。NOCはワークショップ終了から2カ月以内に、ワークショップ及びシミュレーションで明るみに出た、教訓及びその他の実践上の問題を特定する。

地域計画機関の構成決定と設立（第4月目～第6月目）

ワークショップとシミュレーションがなされた後、NOCはGACからの助言を得て、地域計画機関の構成に必要な代表者のタイプを決定する。地域計画機関の構成が決まった後、NOCは適切な州の責任者（知事など）及び部族の代表者と調整して、9つの地域それぞれに対して、地域計画機関の設置と開発契約の締結を行う。

能力評価と地域計画初期手順の特定（第6月目～第12月目）

第1段階の後半の第6月目から第12月目の間、地域計画機関は地域のCMSP能力評価を行う。この評価では、CMSPを策定、実施するのに利用できる、各地域の能力、専門知識、及び資源を査定する。さらに、評価は、下記の第2段階に記されている、地域計画初期手順を特定し優先順位を付ける助けとなる。NOCは、地域計画機関と連携して、能力評価において特定された需要を満たし、かつ既存のメカニズム、そして新しい資源及び／または融資メカニズムとなりうるものを通じて地域計画初期手順を支援する最善の方法について決定する。

第2段階（第9月目～第24月目）

CMSP実施の第1段階の初期の基本手順に続いて、第2段階は、能力の構築、プロセスの具体的な問題または要素のテスト、及び市民や関係者の認識の育成に焦点を当てる。

地域計画初期手順（第9月目～第18月目）及び作業プランの作成（第12月目～第24月目）

第2段階中、NOCは初期作業計画の作成期間中、地域が自身の地域の最優先の問題に焦点を当てることができるようにする。このようにして、各地域でのこれらの初期手順は、個別の問題に関する他の地域のテストとして機能しうる。例えば、ある地域はCMSPの取り組みを、データの編集、収集及び分析から始めると選択し、他の地域は、地域のCMSプランの目的の作成に焦点を当てると選択することもできる。各地域の初期手順の焦点は、第1段階末の能力評価が完了した後、合意されるべきである。初期地域手順が始まってから、地域計画機関は上述の通り、CMSPの作業計画全体の作成を始める。その作業計画の作成において、各地域計画機関は、その地域及び他の地域の初期手順から学んだ教訓を統合し、関係する進行中の地域計画イニシアチブの最善の統合方法を検討すべきである。

市民及び利害関係者の参加開始（第9月目～第18月目）

CMSP及びその実施に関する市民及び関係者のアウトリーチと教育を促進するための初期の意味のある手順が、国のCMSPの取り組みを前進させる上で必須である。第2段階の間、地域計画機関は、この9カ月の期限の間にCMSPプロセスに関与させるため、主な関係者、科学技術の専門家、非政府組織、及びその他のパートナーの特定を始める。また、NOCはすべての参加者及び市民に、よりよく情報を伝達するため、地域計画機関と協力して、教育資料、手引書、マニュアル、及びその他の資料の起草と制作を指導する。これらの資料は、その内容が当該地域において適切な問題、言語及び方法を反映すべきであることを念頭に作成される。これらの資料は、一貫せず効果的でないCMSPプロセスをもたらす誤解の可能性を低減するため、主なCMSP用語の解説を含む。NOCは、地域計画機関と連携して、CMSPプロセス及び関係者の参加方法の可能性について協議するため、関係者向けに情報のための追加のワークショップを開催する。CMSPプロセスを通じて、さらなる利害関係者の関与が地域計画機関によって実施される。

作業プラン提出及び計画策定プロセスの準備（第18月目～第24月目）

地域計画初期手順が完了した際、またはそれらと並行して、地域計画機関はNOCに、作業計画案からなるパッケージを提出する。作業計画が提出された後には、NOCは初期地域CMSP手順から学んだ教訓に基づき、既存のメカニズムによって、場合によっては新たな資源または融資のメカニズムによって、地域CMSP活動をサポートする最善の方法を再評価する。例えば、サポートには個々の機関がスタッフまたは技術的専門知識を、NOCによって調整される取り組みに提供すること、あるいは、CMSPの支援を助け、相互に合意した成果を達成するための既存の補助金プログラムを特定することが含まれる。

第3段階（第18月目～5年目）

第3段階においては、第1段階及び第2段階の行動と手順を継続的に前進させながら、地域計画機関は、その取り組みを築き拡大して、すべての地域で包括的なCMSPプロセスを確立する。

CMSPプロセスの策定と実行、及び地域計画初期手順からのフィードバックの提示 (第18月目以降)

各地域で初期手順が始まった後、地域計画機関は第3段階に移行し、地域計画初期手順及びNOCの作業を基礎としてCMSPプロセスを作成し遂行する。ある地域の計画プロセスが他の地域よりも長いこともあれば、あるいはより複雑な場合もあるとの認識がある。CMSPプロセスの完了までの期限は、資源、能力及びその他の要因のレベルの相違を考慮して融通が利くように考えられる。このプロセスの間、地域計画機関はNOCと連携して、教訓、ベスト・プラクティスを共有するためにNOC、及び適切な州及び部族の指導者にフィードバックと現状報告を提供するメカニズムを開発し、全国的な、及び地域間での、定期的で頻繁なコミュニケーションを保証する。また、地域計画機関はNOCと連携して、整合性を保証し、質問や懸念に対処し、場合に依りて取り組みを順応的に管理する。変更可能なCMSPプロセスの期限を認めるために、この枠組みには柔軟性を持たせているが、地域計画機関は初期の計画を3年以内に完了することを奨励され、すべての地域が2015年中頃までには、初期のCMSプランの認定を受け、実施を開始することが期待される。

XVI. 財政支援及びその他の支援についての優先度

新しい資源の利用可能性が限られているという現実を認識して、CMSPを策定し実施するというこの大胆な任務に関わる各連邦機関は、法律及び規則による指令を踏まえて、資源の割り当て方法を再評価する。これらの機関は、承認された国家政策及びCMSPの目標と、よりよく調整するために、大統領の実行作業を利用して、それぞれの機関の優先度の調整を勧告する。CMSPが徐々に策定され実施されるにつれて、NOCはこの暫定報告書に記されている予算の優先順位付けのプロセスを通じて、追加の資源の需要を検討する。さまざまな連邦機関が、CMSPの策定及び実施に必要な科学の基礎及びガバナンス構造を支援する上で、異なる役割を持つ。下記の4つの分野が、CMSPの金銭的及びその他の支援に関して、当初の優先的検討を受けるべきである。

1. 国のワークショップ及びシミュレーション演習

優先事項：全国的なワークショップとシミュレーション演習を実施

根拠：CMSPの建設的プロセスに向けての最初のステップは、参加者が、CMSPを実施するための共通の見解を生み出すフォーラムに携わり、地域のCMSP策定のための課題と解決策を特定し、CMSPを実施する地域の能力を強化することである。また、この優先事項には州、部族、連邦の代表者の幅広い関与を保証するための支援も含まれる。

2. 地域CMSPプロセスに対する初期の支援

優先事項：地域のCMSP策定のサポート。地域計画機関及びNOCが初期のCMSP活動を遂行する能力を含む。

根拠：地域のCMSP計画プロセスに対する包括的かつ総合的なアプローチは、各地域で関与する州、部族及び連邦の代表者が、地域計画機関を形成することである。初期CMSP活動を維持するための効果的なプロセスには、地域計画機関が必要なCMSPの連携（パートナーシップ、省庁間チーム、技術支援スタッフの配属など）を組織し確立することが必要である。国や地域の目的を達成するため、地域計画機関は能力を査定し、資源に照準を当て、初期地域手順（利害関係者の関与、情報の取得、CMSプランの作成など）の実施を開始する。また、この優先事項には第XV章に記されている、NOCによる、必要な国のCMSP手順の確立と遂行（国の目的、国の指針、地域の能力の構築など）の支援が含まれる。

3. 国のデータ情報管理システム、CMSPポータルのプロトタイプ、及び科学と情報の需要の初期開発

優先事項：CMSPに提供するために使われるデータと情報の改善と統合、及びCMSPの情報の需要を支援するための追加の科学研究の特定

根拠：効果的なCMSPは、最善の利用可能なデータと客観的分析を利用する。かかるデータとは、全国的に一貫しており、市民に提供されており市民の関与を推進するために容易にアクセス可能であり、地域での実施のための一貫した枠組みを可能にするものである。優先権は、国のデータ情報管理システム及びCMSPデータ・ポータルプロトタイプの開発に与えられる。その後の取り組みにおいて、主要な情報の需要が特定されかつ満たされ⁷、視覚化ツール、予測、及び定期的な統合生態系評価を含む、CMSPの決定支援ツール及び派生データ製品が開発される。さらに、統合され透明な計画の枠組みを反映した、情報に基づくCMSPの決定を行うにあたっては、科学的な理解が重要である。この目的を達成するには、しっかりとした研究の基礎が必要である。

4. 市民に対するアウトリーチと利害関係者の関与

優先事項：地域計画機関、関係者のワークショップ、ブログ、オンライン・セミナー、及びその他のアウトリーチの方法による、CMSPの知識、技能及び理解の構築

根拠：情報を与えられ参加する市民及びユーザーのコミュニティが、CMSプランの効果的な実施にとって必須である。効果的なCMSプランは、一連のしっかりとしたアウトリーチのアプローチを通じた、CMSPの知識、技能、及び理解の構築を前提とする。

⁷ 情報とデータのギャップの特定とそのギャップの解消は、すでにこの枠組みに記されている通り、継続的で反復的なプロセスである。この枠組みでは、データと情報の取得は最善の利用可能な科学、情報及びデータを使って、CMSプランの作成と共に進行することを認識している。

資料4 (海洋政策研究財団 訳) ※

中華人民共和国海島保護法

2009年12月26日第11期全国人民代表大会常務委員会第12回会議にて採択

※ 翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

中華人民共和國海島保護法（全文）

出典：新華網 2009-12-29 14:16:20

（2009年12月26日第11期全國人民代表大會常務委員會第12回會議にて採択）

目次

第一章 総則

第二章 海島保護計画

第三章 海島の保護

第一節 一般規定

第二節 有人海島における生態系の保護

第三節 無人海島の保護

第四節 特殊用途の海島の保護

第四章 監督検査

第五章 法的責任

第六章 附則

第一章 総則

第一条

海島及びその周辺海域の生態系を保護し、海島の天然資源を合理的に開発、利用し、国の海洋権益を保護し、経済と社会の持続可能な発展を促すことを目的として、ここに本法を定める。

第二条

本法は、中華人民共和國に帰属する海島の保護、開発、利用、及び関係する管理活動に適用される。

本法にいう海島とは、四方を海水に囲まれ、高潮時に海面上に出ている自然に形成された陸地を指し、有人海島と無人海島が含まれる。

本法にいう海島の保護とは、海島及びその周辺海域における生態系の保護、無人海島の天然資源の保護、並びに特殊用途の海島の保護をいう。

第三条

国は海島に対し、科学的な計画、保護優先、合理的な開発、永続的な利用という原則を実行する。

国務院及び沿海地方の各級人民政府は、海島の保護及び合理的な開発、利用を国民経済及び社会発展計画に盛り込み、海島の保護及び管理を強化し、海島及びその周辺海域の生態系が破壊されないよう、有効な措置を講じるものとする。

第四条

無人海島は国に帰属し、国務院は国を代表して無人海島に対する所有権を行使する。

第五条

国務院の海洋主管部門及び国務院のその他関係部門は、法律及び国務院が定める職責分担に従い、全国の有人海島及びその周辺海域の生態系保護を担う。沿海にある県級以上の地方人民政府の海洋主管部門及びその他の関係部門は各自の職責に従い、当行政区域内にある有人海島及びその周辺海域の生態系保護を担う。

国務院の海洋主管部門は、全国の無人海島の保護及び開発、利用の管理を担う。沿海にある県級以上の地方人民政府の海洋主管部門は、当行政区域内にある無人海島の保護及び開発、利用の管理に関する業務を担う。

第六条

海島の名称は、国の地名管理機関及び国務院の海洋主管部門が、国務院の関係規定に基づきこれを定め、公布する。

沿海にある県級以上の地方人民政府は、国の規定に基づき、島名標識の設置を必要とする海島に島名標識を設置するものとする。

海島の島名標識を毀損したり、無断で移動したりしてはならない。

第七条

国務院及び沿海地方の各級人民政府は、海島保護に関する宣伝教育活動を強化し、国民の海島保護意識を高めるとともに、海島の保護及び関連の科学研究活動において際立った成果をあげた組織と個人を奨励するものとする。

全ての組織と個人は、海島保護に係る法律を遵守する義務を有するとともに、海島保護に係る法律に違反し、海島の生態系を破壊する行為を、海洋主管部門又はその他の関係部門に通報する権利を有する。

第二章 海島保護計画

第八条

国は海島保護計画の制度を実行する。海島保護計画は、海島の保護、利用活動に従事する際の根拠となる。

海島保護計画の制定においては、海島及びその周辺海域の生態系の保護及び改善に資し、海島の経済と社会の持続可能な発展を促すという原則に従うものとする。

海島保護計画は、審査許可を受ける前に、関係専門家及び公衆の意見を聴取し、許可取得後は、速やかにこれを一般に公開するものとする。ただし、国家の機密に関わるものについてはこの限りでない。

第九条

国務院の海洋主管部門は、当級人民政府の関係部門、軍事機関とともに、国民経済・社会発展計画、全国海洋機能区分に基づき全国海島保護計画を作成し、国務院の審査許可を得るものとする。

全国海島保護計画においては、海島の位置、天然資源、環境等の自然属性及び保護、利用の状況に基づき、海島分類保護の原則及び利用可能な無人海島、並びに重点的な修復を必要とする海島等を確定するものとする。

全国海島保護計画は、全国都市部（城鎮）体系計画及び全国土地利用全体計画との連携を図るものとする。

第十条

沿海省、自治区の人民政府海洋主管部門は、当級人民政府の関係部門、軍事機関とともに、全国海島保護計画、省域都市部（城鎮）体系計画、及び省、自治区土地利用全体計画に基づき省域海島保護計画を作成し、省、自治区人民政府の審査許可を受け、これを国務院に届け出るものとする。

沿海直轄市の人民政府が作成する都市全体計画においては、当行政区域内にある海島保護特別計画を盛り込むものとする。

省域海島保護計画及び直轄市海島保護特別計画においては、海島の分類保護に係る具体的な措置を定めるものとする。

第十一条

省、自治区の人民政府は、実際の状況に基づき、当行政区域内の沿海市、県、鎮の人民政府に対し、海島保護特別計画を作成し、これを都市全体計画、鎮全体計画に盛り込むよう求めることができる。また、沿海県の人民政府に対しては、県域海島保護計画の作成を求めることができる。

沿海市、鎮の海島保護特別計画及び県域海島保護計画は、全国海島保護計画及び省域海島保護計画に適合させるものとする。

沿海市、鎮の海島保護特別計画の作成にあたっては、一級上の人民政府海洋主管部門の意見を求めるものとする。

県域海島保護計画は、省、自治区人民政府の審査許可を受け、これを国务院の海洋主管部門に届け出るものとする。

第十二条

沿海の県級人民政府は、全国海島保護計画で定めている利用可能な無人海島についての保護及び利用計画を作成することができる。

第十三条

海島保護計画の修正に際しては、本法第九条、第十条、第十一条で定める審査許可手続きに基づき、許可を得るものとする。

第十四条

国は海島の統計調査制度を整備する。国务院の海洋主管部門は、関係部門とともに海島総合統計調査計画を策定し、法令に基づく承認を得てこれを実施し、海島統計調査公報において公表する。

第十五条

国は海島管理情報システムを構築し、海島の天然資源についての調査、評価を行い、海島の保護、利用等の状況に対する監視、モニタリングを実施する。

第三章 海島の保護

第一節 一般規定

第十六条

国务院及び沿海地方の各級人民政府は、海島の天然資源、自然景観、及び歴史、人文遺跡を保護するための措置を講じるものとする。

自然保護区内にある海島の海岸線を改変することを禁じる。サンゴ及びサンゴ礁を採取、破壊することを禁じる。海島周辺海域のマングローブを伐採することを禁じる。

第十七条

国は海島の植生を保護し、海島の淡水資源のかん養を促進する。また、有人海島の淡水貯蔵、海水淡水化、及び島外からの淡水引き込み施設の建設を支持する。

第十八条

国は海島を利用した科学研究活動の実施を支持する。海島において科学研究活動に従事するに際し、海島及びその周辺海域の生態系を破壊することがあってはならない。

第十九条

国は海島に生息する生物種の登録を実施し、法令に基づき海島に生息する生物の保護、管理を行う。

第二十条

国は海島における再生可能エネルギーの開発及び利用、生態系の回復・保全等の実験基地の建設を支持する。

第二十一条

国は海島保護特別資金計画を策定し、これを海島の保護、生態系の回復、及び科学研究活動に用いる。

第二十二条

国は海島に設置される軍事施設を保護し、軍事施設を破壊し、危害を加える行為を禁じる。

国は、法令に基づき海島に設置される船舶ナビゲーション、測量、気象観測、海洋観測、及び地震観測等の公益施設を保護し、これらを毀損し、又は無断で移動し、その正常な使用を妨げることを禁じる。

第二節 有人海島における生態系の保護

第二十三条

有人海島の開発、建設においては、都市計画、環境保全、土地管理、海域の使用管理、水資源、及び森林保護等に関する法律、法規の規定を遵守し、海島及びその周辺海域の生態系を保護するものとする。

第二十四条

有人海島の開発、建設においては、海島の土地資源、水資源、及びエネルギーの状況に対する調査、評価を行い、法令に基づく環境影響評価を実施するものとする。海島の開発、建設は、海

島の環境容量を超えてはならない。新規建設工事、改修工事、拡張工事を行う場合は、海島の主要汚染物質排出、建設用地、及び使用水の総量規制に係る指標の要件を満たさなければならない。

有人海島の開発、建設においては、風力エネルギー、海洋エネルギー、太陽エネルギー等の再生可能エネルギー、及び雨水貯蔵、海水淡水化、汚水リサイクル等の技術を優先的に採用するものとする。

有人海島及びその周辺海域には、開発禁止区域、開発制限区域を設定し、海島の生物生息地を保護し、海島の植生荒廃と生物多様性の低下を防ぐ措置を講じるものとする。

第二十五条

有人海島において建設工事を実施する場合は、建設に先立つ計画策定、生態系保護施設の優先的な建設又は同タイミングでの建設という原則を堅持するものとする。

建設工事により生態系が破壊された場合は、責任を持ってこれを修復するものとする。修復不能の場合は、県級以上の人民政府が建設工事の停止を命じるとともに、関係部門に修復を命じることができ、修復費用は生態系の破壊を招いた組織、個人が負担するものとする。

第二十六条

有人海島の砂浜における建築物又は施設の建設を厳格に規制する。真に建設の必要がある場合は、都市計画、土地管理、環境保全等に関する法律、法規の規定に従い実施するものとする。適法な許可を得ずに有人海島の砂浜に建築物又は施設を建設し、海島及びその周辺海域の生態系に深刻な破壊をもたらした場合は、法令に基づきこれを解体撤去するものとする。

有人海島の砂浜における海砂の採取を厳格に規制する。真に採取の必要がある場合は、海域の使用管理、鉱物資源に関する法律、法規の規定に従い実施するものとする。

第二十七条

埋立て工事、護岸工事等、有人海島の海岸線を改変する行為を厳格に規制する。また、埋立てにより島を地続きにする工事を厳格に規制する。真に埋立て工事、護岸工事による海岸線の改変、又は埋立てにより島を地続きにする必要がある場合は、プロジェクト申請者が、プロジェクト検証報告書、承認を受けた環境影響評価報告書等の申請書類を提出し、「中華人民共和国海域使用管理法」の規定に基づき許可を得るものとする。

本法施行の前に、有人海島において埋立てにより島を地続きにする工事が行われ、海島及びその周辺海域の生態系が著しく破壊され場合は、海島が所在する省、自治区、直轄市の人民政府の海洋主管部門が、当級人民政府の関係部門とともに生態系修復案を作成し、当級人民政府の許可を得てこれを実施する。

第三節 無人海島の保護

第二十八条

利用許可を得ていない無人海島は、現状を維持しなければならず、採石、海砂の採取、林木の伐採、及び生産、建設、観光等の活動を禁じる。

第二十九条

無人海島における生物及び非生物標本の採集を厳格に規制する。教育、科学研究のため真に採集の必要がある場合は、海島が所在する県級以上の地方人民政府海洋主管部門の許可を得るものとする。

第三十条

全国海島保護計画で定めている利用可能な無人海島の開発、利用活動に従事する場合は、利用可能な無人海島の保護及び利用計画を遵守し、厳格な生態系保護措置を講じることにより、海島及びその周辺海域の生態系破壊を防止するものとする。

前項で定める利用可能な無人海島を開発、利用する場合は、省、自治区、直轄市の人民政府海洋主管部門にこれを申請するとともにプロジェクト検証報告書、開発利用の具体計画等の申請書類を提出し、海洋主管部門が関係部門及び専門家を組織して審査を行って審査意見書を提出し、これを省、自治区、直轄市の人民政府に提出して、その審査許可を得るものとする。

無人海島の開発、利用が特殊用途の海島の利用に関わる場合、又は埋立てによる島の地続き及びその他の海島の自然地形を大きく改変する場合は、国務院による審査許可を得るものとする。

無人海島の開発、利用に関する審査許可の具体的な方法は、国務院が定める。

第三十一条

許可を受けて無人海島の開発、利用を行うに際しては、法令に基づき使用料を納付するものとする。ただし、国防、公務、教育、防災・減災、営利を目的としない公共インフラ設備の建設、及び基本的な測量、気象観測等の公益事業で無人海島を使用する場合はこの限りでない。

無人海島使用料の徴収、使用管理の方法は、国務院の財政部門が海洋主管部門とともに定める。

第三十二条

許可を受けて利用可能な無人海島に建築物又は施設を建設するに際しては、利用可能な無人海島の保護及び利用計画に基づき、建築物、施設の建設総量、高さ、及び海岸線からの距離を規制することにより、周囲の植生及び景観との調和を図るものとする。

第三十三条

無人海島を利用する過程で廃水が発生する場合は、規定に基づいて処理し、排出するものとする。

無人海島を利用する過程で固形廃棄物が発生する場合は、規定に基づき無害化处理、処分を行うものとし、これを無人海島に放置することやその周辺海域に投棄することを禁じる。

第三十四条

一時的に無人海島を利用する場合は、利用する海島に恒久的な建築物又は施設を建設してはならない。

第三十五条

法令により観光活動を実施することが確定している、利用可能な無人海島及びその周辺海域には住民の定住場所を建設してはならず、養殖生産活動に従事してはならない。既に養殖生産活動が実施されている場合は、利用可能な無人海島の保護及び利用計画の作成に際し、相応の汚染防止策を定めるものとする。

第四節 特殊用途の海島の保護

第三十六条

国は領海基点にある海島、国防を用途とする海島、海洋自然保護区内にある海島等、特殊な用途又は特別な保護価値のある海島について、特別保護を実施する。

第三十七条

領海基点にある海島は、海島が所在する省、自治区、直轄市の人民政府が保護範囲を定め、これを国务院の海洋主管部門に届け出るものとする。領海基点及びその保護範囲の周辺には、はっきりと目立つ標識を設置するものとする。

領海基点の保護範囲では、建設工事及び当該区域の地形を改変する可能性のあるその他の活動を禁じる。真に領海基点の保護を目的とする建設工事を行う必要のある場合は、これを科学的に論証し、国务院海洋主管部門の承諾を得た後、法令に基づき審査許可の手続きを行うものとする。

領海基点の標識を毀損し、又は無断で移動することを禁じる。

県級以上の人民政府海洋主管部門は、国の規定に基づき、領海基点にある海島及びその周辺海域の生態系についての監視、モニタリングを実施するものとする。

全ての組織及び個人は、海島の領海基点を保護する義務を有する。領海基点及び領海基点保護範囲の地形が破壊された場合は、ただちに当地の人民政府又は海洋主管部門に報告するものとする。

第三十八条

国防を用途とする無人海島の自然地形、並びに有人海島の国防用途区域及びその周辺の地形を破壊することを禁じる。

国防を用途とする無人海島を国防と無関係の目的に利用することを禁じる。国防の用途が終了したときは、軍事機関の許可を得た後に、海島及びその生態系保護に関する資料等を一括して当該海島が所在する省、自治区、直轄市の人民政府に引き渡すものとする。

第三十九条

国務院、国務院の関係部門、及び沿海省、自治区、直轄市の人民政府は、海島の天然資源、自然景観、及び歴史、人文遺跡保護の必要に鑑み、特別な保護価値のある海島及びその周辺海域に、法令に基づき海洋自然保護区又は海洋特別保護区の設置を許可する。

第四章 監督検査

第四十条

県級以上の人民政府関係部門は、法令に基づき有人海島の保護及び開発、建設に対する監督、検査を実施するものとする。

第四十一条

海洋主管部門は、法令に基づき無人海島の保護及び合理的な利用の状況に対する監督、検査を実施するものとする。

海洋主管部門及びその海洋監督機関は、法令に基づき海島周辺海域の生態系保護の状況に対する監督、検査を実施するものとする。

第四十二条

海洋主管部門は、法令に基づき監督、検査の職責を果たし、検査対象の組織及び個人に対し、海島利用に関する問題についての説明を求め、海島の利用に関する文書及び資料の提供を求める権限を有する。また、検査対象の組織及び個人が利用している海島に立ち入り、実地検査を行う権限を有する。

検査員が検査の職責を履行するに際しては、法令執行に係る有効な証明書を提示するものとする。関係する組織及び個人は検査に協力し、事実即して状況を報告し、関係する文書及び資料を提供するものとして、検査を拒み、又は妨害してはならない。

第四十三条

検査員は職務を忠実に遂行し、公平に法令を執行し、公明正大かつ清廉潔白な態度を保ち、礼儀正しく業務を行うとともに、法令に基づく監督を受けるものとする。法令に基づき、本法の規定に違反する行為の調査を行った場合において、国家機関の職員に法令に違反する行為が認められ処分すべき場合は、その任免機関又は監督機関に処分意見を提出するものとする。

第五章 法的責任

第四十四条

海洋主管部門又は海島の保護に対する監督管理の職責を担うその他の部門に、法令に違反する行為が認められる場合や法令違反行為の通報を受けた後、法令に基づく処分を行っていない場合、又は他に本法の規定に従って職責を履行していない等の行為が認められた場合は、当級人民政府又は一級上の人民政府の関係主管部門が是正を命じ、法令に基づき、直接的な責任を負う幹部責任者及びその他の直接責任者を処分する。

第四十五条

本法の規定に違反し、自然保護区内にある海島の海岸線を改変した場合や埋立て工事、護岸工事により海島の海岸線を改変した場合、又は埋立てにより島を地続きにした場合は、「中華人民共和国海域使用管理法」の規定に基づき処罰する。

第四十六条

本法の規定に違反し、サンゴ及びサンゴ礁の採取や破壊、又は海島周辺海域のマングローブを伐採した場合は、「中華人民共和国海洋環境保護法」の規定に基づき処罰する。

第四十七条

本法の規定に違反し、無人海島で採石、海砂の採取、林木の伐採、又は生物、非生物標本の採集を行った場合は、県級以上の人民政府海洋主管部門が違法行為の停止を命じて違法所得を没収し、2万元以下の罰金を併科することができる。

本法の規定に違反し、無人海島で生産、建設活動を行ったり、又は観光活動を実施した場合は、県級以上の人民政府海洋主管部門が違法行為の停止を命じて違法所得を没収し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。

第四十八条

本法の規定に違反し、無人海島の自然地形を著しく改変する活動を行った場合は、県級以上の人民政府海洋主管部門が違法行為の停止を命じ、5万元以上50万元以下の罰金を科す。

第四十九条

海島及びその周辺海域において、違法に汚染物質を排出した場合は、環境保全に係る法律の規定に基づき処罰する。

第五十条

本法の規定に違反し、領海基点の保護範囲内で、建設工事又は当該区域の地形を改変する可能性のあるその他の活動を行った場合や、一時的に利用する無人海島に恒久的な建築物又は施設を建設した場合、又は法令により観光活動を実施することが確定している、利用可能な無人海島に住民の定住場所を建設した場合は、県級以上の人民政府海洋主管部門が違法行為の停止を命じ、2万元以上20万元以下の罰金を科す。

第五十一条

領海基点の標識を毀損し、又は無断で移動した場合は、法令に基づき治安管理処罰を科す。

第五十二条

海島に設置されている軍事施設を破壊または危害を加えた場合、海島に設置されている船舶ナビゲーション、測量、気象観測、海洋観測、及び地震観測等の公益施設を毀損または無断で移動した場合は、関係する法律、行政法規の規定に基づき処罰する。

第五十三条

無人海島の開発、利用に関する許可権限がないにもかかわらず、これを許可した場合や、許可権限を超えて無人海島の開発、利用を許可した場合、又は海島保護計画に違反して、無人海島の開発、利用を許可した場合は、許可文書を無効とし、直接的な責任を負う幹部責任者及びその他の直接責任者を法令に基づき処分する。

第五十四条

本法の規定に違反し、海洋主管部門の監督、検査を拒んだり、監督、検査の際に虚言を弄したりした場合、又は関係文書及び資料を提出しない場合は、県級以上の人民政府海洋主管部門が是正を命じ、2万元以下の罰金を科すことができる。

第五十五条

本法の規定に違反し、犯罪を構成した場合は、法令に基づき刑事責任を追及する。

海島及びその周辺海域の生態系を破壊した場合は、法令に基づき民事責任を負わせる。

第六章 附則

第五十六条

低潮高地の保護及び関係する管理活動については、本法の関係規定を比較対照し、これを実施するものとする。

第五十七条

本法における下記用語の意味は次のとおりである。

- (一) 海島及びその周辺海域の生態系とは、海島の存在を維持する島自体、海岸線、砂浜、植生、淡水、並びに周辺海域等の生物群落及び非生物環境により構成された有機的複合体をいう。
- (二) 無人海島とは、住民戸籍を管理する住所登記地に該当しない海島をいう。
- (三) 低潮高地とは、低潮時には四方を海水に囲まれ海面上に出ているが、高潮時には海面下に没してしまう自然に形成された陸地をいう。
- (四) 埋立てにより島を地続きにするとは、埋立て等の方法により、海島と陸地、又は海島と海島を接続する行為をいう。
- (五) 無人海島の一時的な利用とは、公務、教育、科学調査、災害救援、危険回避等の必要に応じて、無人海島に短期間上陸し、滞在する行為をいう。

第五十八条

本法は2010年3月1日から施行する。

資料 5 各国及び国際機関の海洋政策ウェブサイト集

日本：

総合海洋政策本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/index.html>

東京大学海洋アライアンス

<http://www.oa.u-tokyo.ac.jp/>

海洋技術フォーラム

<http://blog.canpan.info/mt-forum/>

米国：

海洋政策タスク・フォー

ス <http://www.whitehouse.gov/administration/eop/ceq/initiatives/oceans>

Joint Ocean Commission Initiative

<http://www.jointoceancommission.org/>

カナダ：

Fisheries and Oceans Canada

<http://www.dfo-mpo.gc.ca/index-eng.htm>

Dalhousie University, Marine and Environmental Law Institute

<http://law.dal.ca/Institutes/Marine%20%26%20Environmental%20Law%20Institute/index.php>

オーストラリア：

Department of the Environment, Water, Heritage and the Arts

<http://www.environment.gov.au/>

ANCORS

<http://www.ancors.uow.edu.au/>

フランス：

Grenelle de la Mer

<http://www.legrenelle-mer.gouv.fr/>

Secrétariat général de la mer

<http://www.sgmer.gouv.fr/>

IFREMER

<http://www.ifremer.fr/francais/index.php>

イギリス :

環境・食糧・農村地域省 (英国海洋及び沿岸アクセス法制定関連)

<http://www.defra.gov.uk/environment/marine/legislation/mcaa/index.htm>

ナチュラル・イングランド (沿岸アクセス関連)

<http://www.naturalengland.org.uk/ourwork/enjoying/places/coastalaccess/default.aspx>

中国 :

中華人民共和国海域使用管理法 (2001年10月27日)

<http://www.cme.gov.cn/hyfg/fg24.htm>

台湾 :

行政院海洋事務推動小組 (2008年8月、行政院海洋事務推動委員会から改編)

<http://www.cmaa.nat.gov.tw/ch/index.aspx>

ロシア :

Maritime Doctrine of the Russian Federation 2020

http://ioc3.unesco.org/abelos/index.php?option=com_docman&task=doc_download&gid=270

Russian Arctic Strategy

<http://www.scrf.gov.ru/documents/98.html> (Russian)

EU :

欧州委員会 DG MARE(海洋政策関連)

<http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/>

同上(海洋空間計画関連)

http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/spatial_planning_en.html



この報告書は、競艇交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成 2 1 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究
各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書

平成 2 2 年 3 月 発行

発行 海洋政策研究財団（財団法人シップ・アント・オーシャン財団）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル
TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033
<http://www.sof.or.jp> E-mail : info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。ISBN978-4-88404-237-0